

兵庫の漁業のあゆみ

機関紙「拓水」創刊号～第800号から見る

兵庫の漁業のあゆみ

機関紙「拓水」創刊号～第800号から見る

兵庫県漁業協同組合連合会

発刊にあたって



「兵庫の漁業のあゆみ」の 発刊にあたって

兵庫県漁業協同組合連合会

代表理事会長 田沼 政男

2023(令和5)年6月、機関誌「拓水」の第800号が発行されました。1956(昭和31)年7月の創刊から実に67年、昭和・平成・令和を経て、この日を迎えました。JF兵庫漁連では、「拓水」第800号発行を記念して、「兵庫の漁業のあゆみ 機関誌「拓水」創刊号～第800号から見る」を発刊いたしました。本誌は、これまでに「拓水」に掲載された記事に基づき、これからの兵庫の漁業を担う人たちに、明治・大正から昭和・平成・令和へと続いた本県漁業のあゆみを伝え、新たな道を拓く糧にさせていただくために、編さんいたしました。特に今回の記念誌は、制作委員のみなさんのご提案によって、本誌に掲載されたトピックスを中心に、Web上で記事を検索して「拓水」の誌面を閲覧できるようにしています。本誌とあわせてご活用願えれば幸甚です。

機関誌「拓水」は、兵庫県水産課が水産関係の広報誌として発行していた「拓水ニュース」、「ラジオ拓水」を引継ぎ、(旧)兵庫県漁連が1956(昭和31)年7月に創刊しました。創刊号で当時の三浦清太郎県漁連会長は「拓水は、漁業者に直接つながりを持つ者が県下漁村文化の向上を図るための情報を取りまとめたものであり、私達は本誌を介してお互いに日頃の仕事にはげみ、全漁民に通ずる友愛の心をたかめる糧にしたい。」と思いをこめられています。以来「拓水」は、兵庫の漁業関係者のための情報誌として、その役割を担ってきました。

機関誌「拓水」はこれからも新しい時代の「兵庫の漁業」とともに、900号、1000号と歩み続けていくでしょう。

兵庫県の漁業が今後も発展を続け、「拓水」の誌面を飾ることを祈念して、「兵庫の漁業のあゆみ」発刊のご挨拶といたします。

発刊に寄せる言葉



「兵庫の漁業のあゆみ」

発刊に寄せる言葉

兵庫県知事

齋藤 元彦

昭和31年の創刊以来、漁業者に有益な情報を提供し続け、兵庫の漁業を支えてきた機関誌「拓水」。このたび、第800号の節目を迎えるにあたり、記念誌「兵庫の漁業のあゆみ」が上梓されましたことをお喜びいたしますとともに、兵庫県漁業協同組合連合会をはじめ関係の皆様のご努力に心から敬意を表します。

本県は、北は日本海、南は瀬戸内海、太平洋に続く紀伊水道の3つの海を有しています。日本海の沖合漁業、瀬戸内海の沿岸漁業、養殖業など、多彩な漁業が営まれてきました。

昭和から平成、令和へ。「拓水」の歴史は、時代の変化とともに歩んできた兵庫の漁業の歴史そのものです。オイルショックに、阪神・淡路大震災、ナホトカ号重油流出事故。近年では、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大やウクライナ情勢が、地域経済に多大な影響をもたらしてきました。

とりわけ、水質と漁獲量のあり方は重要なテーマでした。高度経済成長期には、水質汚濁により「瀕死の海」と呼ばれた瀬戸内海。長年にわたる水質規制は大きな成果を挙げましたが、近年では生態系に不可欠な栄養塩類が不足し、養殖ノリの色落ちや漁獲量の減少

など、新たな課題に直面することになりました。

兵庫県では、漁業者をはじめ多くの方々のご理解とご協力をいただきながら、海底耕うんやため池のかいぼり、基準の範囲内で下水処理放流水の窒素濃度を引き上げる栄養塩類管理運転など、海へ栄養分を供給する取組を全国に先駆けて行ってきました。

こうしたなか、令和4年11月に明石で開催された「第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会」において、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、たくさんの漁業者や未来を担う若者たちの参加も得て、「豊かな海」の創出に取り組む兵庫の姿を全国に発信できたことは大きな喜びであり、関係の皆様にはあらためて感謝を申し上げます。

地球規模の気候変動なども進行するなか、持続可能な漁業を次世代に継承していくことが大切です。兵庫の漁業は、先人の方々が努力と挑戦を重ねるなかで、時代の変化に対応し、新しい価値を創造してこられました。本記念誌の発行を通じて、そうしたあゆみにあらためて光が当たるとともに、兵庫の漁業のさらなる発展に繋がることを願ってやみません。

最後に、関係の皆様のみますますのご健勝とご活躍を祈念し、挨拶といたします。



「兵庫の漁業のあゆみ」 発刊に寄せる言葉

一般財団法人 兵庫県水産振興基金

理事長 東根 壽

このたび、「兵庫の漁業のあゆみ 機関誌「拓水」創刊号～第800号から見る」が発刊されますことを心からお喜び申し上げます。

県が発行していた「拓水」を昭和31年7月に兵庫県漁業協同組合連合会が誌名を継承し、連合会の機関誌として新たに創刊されました。

創刊当時の兵庫県漁連三浦清太郎会長は、『発刊のことば』の中で、「友愛をつなぐ雑誌へ」として、関係団体、漁業者、青年婦人層より日常の体験、抱負など、さまざまな投稿を得て、明るい漁村の村づくり、よりよい暮らし方へと一步一步前進したいと念願されています。

平成18年度からは、当基金が「拓水」の編集・発行業務を兵庫県漁業協同組合連合会から引継ぎ、関係団体の協力を得て毎月1回の発行を続け、令和5年6月に第800号を発刊するに至りました。

この間「拓水」は、兵庫の漁業のさまざまな出来事を記録してきました。

今回発刊されます「兵庫の漁業のあゆみ」は、紙媒体の単なる記録集ではなく、Web検索サイトにより「拓水」のバックナンバーや関連記事を検索する機能を備えた、使える

記念誌を目指して作られました。これまで多くの人が執筆されてきた記事に再び命を吹き込まれた、制作委員をはじめ、作成に携わられた皆様に感謝申し上げます。

由緒ある「拓水」の発行業務を担っている当基金としましては、これからも、関係団体の皆様にご協力をいただき、兵庫の漁業の出来事を記録しながら、浜に伝えたい情報・浜が求める情報を分かりやすく掲載するとともに、JFグループ兵庫の取組等を県内外の関係機関へ発信し、連携の輪を広げ、つながりを深めてまいります。

「賢者は歴史に学ぶ」と言われます。この「兵庫の漁業のあゆみ」が漁業者をはじめ、多くの皆様にご活用いただき、兵庫の漁業が今後ますます発展することをご期待申し上げ、発刊に寄せる祝辞とさせていただきます。

まえがき — 機関誌「拓水」発刊 800 号を記念して —

1956（昭和 31）年 7 月、新しい時代を迎えようとしていた本県漁業界に、漁業者の交流と技術の向上など情報交換の場を設けるべく、機関誌「拓水」が発刊された。それから 60 年以上にわたり、欠かすことなくそれぞれの時代を記録しつつ、今、800 号を迎えた。振り返ってみれば、神戸大空襲で一面焼け野原になった神戸市兵庫区に兵庫県立水産会館（旧）が完成したのが 1954（昭和 29）年 12 月。当時の新聞は「白亜の殿堂、業界のシンボル完成」と讃えている。それまで市内各所や神戸市中央卸売市場内に事務所を置いていた旧県漁連ほか系統団体が、この会館を基点に業務をスタートするなか、初代県漁連会長は「友愛をつなぐ雑誌へ」と機関誌「拓水」の創刊を目指された。発刊の言葉で、「拓水」を介して諸団体組織と漁業者が漁村文化の向上を図るための情報交換に活用され、お互いに日頃の仕事に励み、全漁民に通ずる友愛の心を高める糧にしたいと、念願の実現に期待を示されている。

焼玉エンジンからディーゼルエンジンの時代へ、漁船の大型化に伴う漁労装備や機器の近代化、新漁場の開発、さらにはノリ養殖業の急成長と様々な養殖業の普及など、目まぐるしく変化する漁業環境の中で、先輩方は漁業漁村の伝統と譲り合いの精神を守りつつ、英知と不屈の闘志で漁業界の振興発展に不断の努力を重ねてきた。「拓水」はその多様な歴史変遷を忠実に、克明に記録してきた。

戦前の朝鮮海域ほか、県外出漁の苦労話や漁業・漁協制度の変化と内容、浜の今昔などなど、本県漁業が近代化を迎え、やがて成熟の時代へと歩んできた道程が、それぞれの時代背景とともによく理解できる。雑誌的読物としても面白く興味深い記事も多い。AI や SNS に席卷される情報文化の時代にあっても、この「拓水」に記録された慣習や伝統は漁業社会を支える道標であり、漁業新時代を拓く貴重な資産である。

ここに、800 号刊行を記念して、昭和、平成、令和の時代背景の中で漁業社会とこれを取り巻く環境は、どのように変化したかを「拓水」を通して改めて考え、次世代の漁業振興への参考に資すべく、本誌を作成した。なお「拓水」第 1 号の発刊までの「漁業のあゆみ」については、①近世（江戸時代）までの水産業は、水産庁編（2017）『平成 29 年度漁業白書』ほか、②明治時代以降の、法令・制度に関しては、水産庁経済課編（1950）『漁業制度の改革 新漁業法条文解説』、全国の漁協系統組織に関しては、全国漁業協同組合連合会編（1971）『水産業協同組合制度史 1・2』、兵庫県の漁協系統組織や漁業に関しては、兵庫県漁業協同組合連合会編（1954）『兵庫県水産沿革誌』、兵庫県編（1914）『兵庫県水産一斑』ほかを参考にした。

また、本誌の編集にあたり、「兵庫の漁業のトピックス」として「拓水」に掲載された記事に基づいて特記項目の取捨選択に努めた。さらに、トピックスの元原稿をはじめ「拓水」の主要な記事が、Web 上で検索・閲覧できる機能を備えている。ただし、特に海難事故等に関しては長い年月の中で、諸般の事情から記事掲載が控えられてきたという背景があった。そこで委員の間で協議の結果、将来同じような事案が発生した際の参考に資するため、これに関する 6 件の事例を補論として掲載したことを断っておきたい。

本誌が、兵庫県漁業に関わる皆様、また本県漁業に関心のある皆様のご参考になれば、委員会として大きな喜びである。

兵庫の漁業のあゆみ制作委員会 委員長 戸田 氏 懿

拓水は1956（昭和31）年に創刊された、本県の歴史ある漁業情報誌である。創刊号巻頭には、当時の兵庫県漁連会長理事 三浦清太郎氏による以下の創刊の辞が記されている。

1956年

発刊のことば



友愛をつなぐ雑誌へ

兵庫県漁連会長理事 三浦 清太郎

かつて本県水産課より水産関係の広報誌として発行された「拓水」、この由緒ある誌名を本会が継承致して今回本会の機関誌として、再び皆様にお目見えすることになりました。

水産に関する技術、知識の向上を図るための教育並に組合員に対する情報の提供をすることは、水産業協同組合法に定められる漁業団体の大切な事業の一つであることは、私から今さら申上げるまでもありません。

私はかねてから本県でも漁業系統団体の機関誌を発行したいと考えておりましたが、各種の事情で延び延びとなり、今日に至った次第です。

本誌「拓水」の記事は、本県水産課・県水産試験場等官庁よりの資料、全漁連（全国漁業協同組合連合会¹）全水共（全国水産業協同組合共済会）農中（農林中央金庫）内海・但馬の各漁連、兵庫県信用漁連、兵庫県漁業信用基金協会、その他漁村青年の四Hクラブ、漁協婦人部、漁協職員協議会等、漁業者に直接つながりを持つ者が県下漁村文化の向上を図るための情報を取りまとめたものであり、私達は本誌を介してお互に日頃の仕事にはげみ、全漁民に通ずる友愛の心をたかめる糧にしたいと思います。

以上の意味から前記関係団体、当県漁業者、青年婦人層の各位より日常の体験、抱負など、さまざまのご意見の投稿を得て、明るい漁村の村作り、よりよい暮らし方へと一步一步前進したいと念願しております。

今後本誌の充実に、格段の御協力をお願い致します。

昭和31年7月15日

【注】1. 拓水創刊号には全漁連（全国水産業協同組合連合会）と記載されているが、正しくは全漁連（全国漁業協同組合連合会）である。



INDEX

『兵庫の漁業のあゆみ 機関紙「拓水」創刊号～第800号から見る』

発刊にあたって

兵庫県漁業協同組合連合会 代表理事会長 田沼 政男 …………… 1

発刊に寄せる言葉

兵庫県知事 齋藤 元彦 …………… 2

一般財団法人 兵庫県水産振興基金 理事長 東根 壽 …………… 3

まえがき …………… 4

機関誌「拓水」発刊のことば（創刊号より）

兵庫県漁業協同組合連合会（旧県漁連） 会長理事
三浦 清太郎 …………… 5

目次 …………… 6

兵庫の漁業のあゆみ

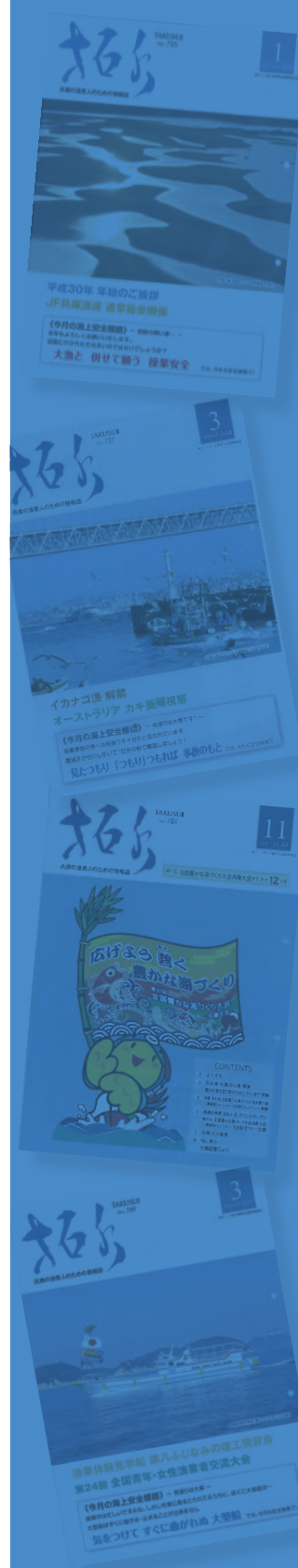
1. 拓水発刊までの漁業のあゆみ

- (1) 近世（江戸時代）までの水産業 …………… 8
- (2) 明治時代（1868-1912） …………… 8
- (3) 大正時代（1912-1926） …………… 11
- (4) 戦前・戦中昭和（1926-1945） …………… 12
- (5) 戦後昭和（1945-1956） …………… 14

2. 拓水からみる兵庫の漁業のあゆみ

- 兵庫の漁業のトピックス — …………… 17
- (1) 県外出漁 …………… 18
- (2) 大和堆イカ釣漁業 …………… 20
- (3) 機船底曳網漁業 …………… 21
- (4) 漁業無線局 …………… 22
- (5) 水産業改良普及員（普及事業の創成期） …………… 24
- (6) 県特別会計水産振興基金 …………… 26
- (7) 福利厚生 …………… 26
- (8) 鮮魚流通（漁協共販） …………… 27
- (9) 兵水式魚類人工乾燥機 …………… 29
- (10) 婦人部・青壮年部・漁業士 …………… 30
- (11) ガザミふやそう会 …………… 34
- (12) 3漁連合併 …………… 35
- (13) 豊漁祈願祭 …………… 37
- (14) 漁民物故者合同供養祭 …………… 37
- (15) 栽培漁業（世界初の栽培漁業センターの設置） …………… 38

16	ハマチ養殖	40
17	その他の養殖等（ニジマス海水馴致・エビ類）	43
18	マダコ資源（異常寒波等の影響）	44
19	ズワイガニ資源	47
20	イカナゴ資源	50
21	イカナゴくぎ煮教室	52
22	ワカメ養殖	54
23	コンブ養殖	57
24-1	ノリ養殖（養殖技術編）	59
24-2	ノリ養殖（色落ち）	68
25	のり流通	69
26	カキ養殖	73
27	漁協合併（昭和の漁協合併 付図「漁業協同組合の変遷」）	75
28	漁協合併（平成の漁協合併）	79
29	FRP 漁船	84
30	水銀・PCB 対策	86
31	豊かな海再生	88
32	石油危機・燃油高騰	108
33	保護水面・稚魚育成漁場・育成水面	110
34	200 海里	112
35	協同組合間協同	113
36	県漁連施設整備	114
37	沿岸域計画営漁推進事業	116
38	3 団体共通役員制	118
39	1 県 1 信用事業統合体（全国漁協オンラインシステム）	120
40	直販事業	123
41	全国豊かな海づくり大会兵庫大会	125
42	日韓漁業協定	129
43	阪神淡路大震災	133
44	WTO 新ラウンド	135
45	かいぼり	140
46	新型コロナウイルス	144
47	その他のトピックス	146
（補論） 一 海難事故対策 一		
①	中国貨物船 建設号（ヤンシー号 /4,872t）座礁沈没事故	149
②	貨物船 ナニワボードン号沈没事故と公害調停委員会	149
③	ラコーニック号（34,184t）漁船事故と海難審判	150
④	三菱石油水島製油所 重油流出事故	150
⑤	旅客船 あいぼり丸漁船事故	150
⑥	ロシア船籍タンカー ナホトカ号重油流出事故	151
年表		152
座談会 「拓水から見た兵庫の漁業のあゆみ」		246
編集後記		253
Web 検索		254



兵庫の漁業のあゆみ

1. 拓水発刊までの漁業のあゆみ

(1) 近世（江戸時代）までの水産業

縄文時代の貝塚の出土物などから推測すれば、日本人は古くから魚介類を利用していたと考えられるが、港町や漁村が多く形成され始めたのは、海運や貿易が盛んになった室町時代（1338-1573）の頃と考えられる。

江戸時代に入ると、漁業を職業として専門的に営む者が増え、たとえば移動型の漁業や家船（えぶね）¹から、定住化が進み、現在のような漁村が形成された。

また、流通面では大坂（大阪）が全国の流通の中心地となり、魚介類が周辺の漁村から供給され、水産物を扱う市場が形成された。江戸においても、水産物の消費が拡大するにつれて、流通業が発達していった。当初は、漁師自身が幕府に魚を納めた残りを町中で販売していたが、鮮度を魚の目と鰓の色で判断するなど、独特の技術（目ききの技）を持つ仲買人という職業が登場し、生産と流通の分業化が進んだ。

江戸時代の漁業は、発動機等の動力がなかったため、沿岸域の人手による漁撈が中心で、漁獲した水産物は、加熱調理品や寒風にさらした干物、塩蔵品などにして腐敗を防止することで保存を可能にしてきた。

この頃、各地で営まれていた漁業としては、遠浅の砂浜では地曳網が発達し、岩石が多い海岸では一本釣りなどの釣り漁業、地形や海流によって魚が集まりやすい場所では定置網漁業などが営まれた。また、農業用の肥料（干鰯^{ほしか}）生産のため、イワシ漁が盛んに行われていた。

江戸時代の漁業政策については、幕府から「磯

狩（いそりょう）は地付根付（じつきねつき）なり、沖は入会（いりあい）」の原則が示され、現在の漁業権制度の基礎となる考えが確立していた。また、幕府は農民が新たに漁業に着業することを制限し、従来からの漁業者にのみ専門的な漁業を許可した。専門的な漁民が暮らす集落を「浦（うら）」と呼び、船を使用せず自家消費の採捕だけが認められた半農半漁の住人が暮らす集落は「磯付村（いそつきむら）」と呼ばれた。さらに幕府は、漁民や漁村の数を限定したり、磯付村内での漁獲物の売買を禁止したりするなどの漁業管理を行っていた。

(2) 明治時代（1868-1912）

大政奉還直後の漁場利用については、領主やその家臣団からの漁場の「領有」支配は排除されたものの、明治政府は従来の徴税方式を承継することで漁場の現実的な専用関係を承認するとともに、これまでの慣習やしきたりをそのまま継続して混乱を避けた。

流通面では、領主らの下で独占的・排他的に商売を行っていた同業者組合は崩壊したものの、多くの魚問屋商人が漁村に出入りするようになり、漁業者に資金や資材を前貸しするかわりに、漁獲物を全て買い取る仕組みによって、商人による漁村の支配が強まることになった。

明治政府は産業を発展させるため、新しい技術開発による水産業の振興を課題の一つとしてとらえ、1873（明治6）年にウイーンで開催された万国博覧会をはじめ各地で開催された博覧会に参加し、外国の水産事情を学ぶとともに、自国においても博覧会の開催によって、水産業が勸業政策の中で保護奨励すべきものであることを全国に示そうとした。第1回水産博覧会が1883（明治16）年に東京上野公園内で開



催されている。この博覧会開催以降、水産業の改良進歩の機運は高まり、海外への水産加工品の輸出も増加した。しかし水産業は他産業に比べるとなお未発展の段階を脱してはいなかった。そこで水産業の特質、漁具の巧拙、水族の保護、水産物製造法などを熟視し、比較検討することが急務であるとして、第1回水産博覧会開催から14年後の1897（明治30）年、第2回水産博覧会が神戸（神戸市楠町の旧鎮台屋敷跡）において開催された。この時には、漁具や漁船、製造器具などの出品が奨励され、それらの運用を実際に観覧することができた。神戸港の西端和田岬には水族館、水族放養池も設けられた。

1882（明治15）年の大日本水産会の設立も、博覧会への参加によって、ヨーロッパの水産会や水産教育機構の充実ぶりを知ったことがきっかけであった。また、1894（明治27）年以降、多くの県で水産試験場や水産講習所が設立され、このような諸組織が、水産業の発展に大きな役割を果たした。

一方、明治政府の漁場管理政策は迷走し、1875（明治8）年に海面官有・海面借区制を宣言したが、新制度に基づく漁業への新規参入者が急増するなど、大混乱を招いて翌年には全面撤回された。

さらに明治10年代（1877年～）に入ると、商業・経済が拡大する一方で、漁場の侵犯をめぐる紛争が各地で発生した。政府の緊縮財政政策や欧米の経済恐慌の影響もあって、漁村は大混乱となった。そこで政府は、崩壊寸前の漁業秩序を回復させるため、1886（明治19）年に漁業組合準則を制定して、漁場の慣習やしきたりを基本に、各地に漁業組合を組織し、組合ご

とに漁場区域と操業規律を定めさせて、紛争解決を図った。

兵庫県では、政府による漁業組合準則の制定をきっかけに、県が県内の戸長役場²に対し、漁業慣行調査書の提出を命じ、これをもとにして1889（明治22）年12月に「兵庫県漁業慣行録」³としてまとめた。この記録は、漁業改良政策の参考資料として用いることを目的としており、内容は、漁民の間で守られてきた掟や違反した場合の処分方法、獲った魚の販売先と販売の方法、漁具、漁場、漁法、禁止されていた漁法、労働編成等となっている。

漁業組合準則制定後も、新しい漁具・漁法の導入や、離農農民などの移住等で漁場紛争がさらに拡大して、漁業制度の見直しが必至の情勢となったことから、漁業法制定の動きが活発化した。

漁業法の最初の法案は、1893（明治26）年の第5回帝国議会に提出されたが、これまでの漁業の慣習やしきたりの取扱いについて協議がまとまらず、その後も帝国議会での議論が続いた。1901（明治34）年に、慣習を漁業権という権利で固定する方向で、ようやく議会を通過、翌1902（明治35）年に施行された（以後この法律を「旧漁業法」とする）。

旧漁業法では、従来の地先入会漁場は専用漁業権となり、これがさらに、新たに申請が必要な地先専用漁業権と慣行専用漁業権⁴に分けられた。地先専用漁業権は漁業組合にのみ申請が認められたが、慣行専用漁業権は旧来どおり個人にも免許された。また、別に個人・漁業組合・会社などによる排他的個別漁場の漁業権である定置・区画（養殖）・特別（地曳網等）が設けられたため、網元・船元と小規模漁民の支配隷

兵庫の漁業のあゆみ

属の関係はそのまま承継された。

一方、旧漁業法が定める漁業権の物件としての法的性格のあいまいさ等、実情に合わない点が多かったため、旧漁業法は1910（明治43）年に全面改正（以後、「明治漁業法」とする）され、漁業権に抵当権の設定を認めたほか、警察許可制度⁵・漁業警察制度⁶の設定によって、旧来の慣行の固定を基本に、官僚による強い指導体制が敷かれ、漁村の網元などの支配勢力と密接につながって、封建的な仕組みが続くことになった。

旧漁業法では、漁業組合は漁業権監理団体として規定され、経済事業は禁止されており、連合会の設立も認められなかった。他方、水産組合は漁業者・水産物製造業者・水産物取引業者等で組織し、経済事業を行うことが認められており、連合会の設立も認められていた。

本県においては、1902（明治35）年の旧漁業法の施行に伴い、県下各地に漁業組合が誕生し、それらが郡・市ごとに水産組合を設立、1903（明治36）年12月には、内海地区9郡市水産組合を会員とする兵庫県内海水産組合連合会が設立され、1909（明治42）年には但馬2郡の水産組合が加わり、兵庫県水産組合連合会が設立された。

兵庫県内海水産組合連合会は、1905（明治38）年、神戸市駒ヶ林浦漁業組合に日本で最初の共同販売所を設置、翌1906（明治39）年には淡路沼島にも共同販売所を設置した。これをきっかけとして農商務省が全国の水産組合に共同販売所設置の訓令を発した。

兵庫県水産組合連合会は設立以降、県から毎年補助金を得て、朝鮮海出漁の奨励、煮干いわし改良籠の普及、製品検査（煮干いわし、する

め）の励行、ニジマス・ヒメマス及びアメノウオ（ビワマス）の人工孵化、品評会及び研修会の開催など、水産業の改良ならびに漁業者の啓発に努めた。

明治漁業法の施行によって、漁業組合でも経済事業（共同販売・共同購入）を実施できるようになり、本県でも20数組合が共同販売事業を営むようになった。

機関誌「拓水」に寄稿された記事に、1918（大正7）年当時、但馬の柴山地区において、共同販売所が開設される前のセリの描写がある。

ある秋の頃、白い帆を挙げて帰港する手繰船が次々と水際に着くと、腰まで海につかって船揚げ作業を行う。予め沖合で選別された魚入りのザルが魚倉から、浜の中央部に設けられた露店のセリ場に並べられ、仲買人が集まってくるとセリが始まる。セリ落とされた魚は、仲買人の家族や人夫が石炭箱（ランプ用灯油が2缶入る木箱）に移し替え、仲買人の作業場で加工されたり、鮮魚出荷された。

* 1977（昭和52）年1月発行の「拓水」244号「漁協一代（その2の2）」：作花英治からの抜粋

当時の柴山地区のセリは、任意の漁師組合が向こう1年間の問屋業の権利を希望する者を募り、入札で販売手数料率が最も低い者に問屋業を任せ、セリ・販売代金の回収・精算を行わせていた。

また、この頃の県外・海外出漁としては、



1902（明治 35）年頃から 1923~1924（大正 12~13）年頃まで、冬の漁閑期に、内海地区から朝鮮近海への出漁が行われ、「鮮海通漁」と呼ばれた。淡路の漁業者は、慶尚南道ウルサン湾・チンカイ湾でのカレイ手繰網漁や延縄漁に、120~130 隻（漁業者数 500~600 名）が出漁した。また、播磨室津のサバ縛網漁業者は、林兼商店（現在のマルハニチロの前身）と共同で、ヨソイル湾からキョサイ島の漁場に出漁した。

その他、本県在籍の漁船の出漁先として、オッター・トロール漁船が遠洋に、土佐沖でマグロ・カツオ漁業に従事する漁船もあった。

【注】

1. 船を住居とし、漁撈を営んだ漁民の習俗をいう。
2. 1879（明治 12）年の「郡区町村編成法」によって、行政区画として郡と町村がおかれ、郡には郡長・町村には戸長（こちょう）が任命され配置された。戸長が事務を行う戸長役場は、郡や県庁の出張所の役割を担う行政官庁であった。
3. 「兵庫県漁業慣行録」は兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センターの HP で閲覧可能である。
4. 地先入会漁場において、旧来の慣習やしきたりに基づき免許された漁業権。免許後には漁業種類や漁場の変更はできなかった。
5. 大規模漁業の安定的発展と沿岸漁業への悪影響を防止するために、沖合漁業を許可制にして、取り締まりに関する規程を設ける制度。
6. 漁業監督を強化するために、漁業監視員以外の海軍将校、警察官、港湾吏員、税関吏員に取り締まり権限を与えて罰則を強化する制度。

(3) 大正時代 (1912-1926)

1921（大正 10）年、水産会法が施行された。水産会は、漁業者・漁業権者・水産物製造業者・

水産物取引業者及び保管業者で構成され、水産業の改良発達を目的に、政府・県の補助金を受け入れて、必要な指導・施設の設置を行う非営利の公法人であった。本県では、同年 7 月に但馬 2 郡を含む 11 郡市水産組合長が県庁に招致され、水産会設立の指示があり、8 月、郡市水産組合は郡市水産会に改められ、12 月には兵庫県水産会が誕生した。

郡市水産会には県駐在の水産技術者が配置され、それぞれの地域にふさわしい事業を実施した。また県水産会は、1943（昭和 18）年の水産業団体法の公布による解散までの 22 年間、官庁と民間との橋渡し役として、郡市水産会の要望事項を県知事・農林大臣その他に陳情したほか、講習会の開催、試験・調査事業の実施、県外出漁の奨励など、本県水産業の発展に大きな役割を果たした。

1914（大正 3）年に兵庫県が発行した『兵庫県水産一斑』によると、大正初期に本県で使用された漁船について、内海側で最も大型の漁船は、打瀬網漁船で、船幅 3.6m 前後・新造費用は約 1,000 円¹、これに次ぐ漁船は巾着網漁船（船幅 2.7~3.0m）で新造費用は約 500 円、小型漁船では「びん」と呼ばれ一人で砂浜に上げ下ろしができる漁船（船幅 1.2m）が、釣りまたは網船の手船（魚群探査）に用いられた。さらに小さな「かんこ」と呼ばれる漁船（船幅 90cm）は、中播地区で多く使用されていた。

但馬側では、かれい手繰網漁船（船幅 2.0m）が最大で、次いで「さんば」と呼ばれる漁船（船幅 1.5m）、さらに小さく、もっぱら磯漁に用いられる丸木舟のような漁船もあった。明治末期から大正初期にかけて、但馬地区では県が漁船の改良を目的に、造船費の 1/2 以内を補助

兵庫の漁業のあゆみ

する事業を開始したため、競って改良漁船が建造されつつあった。

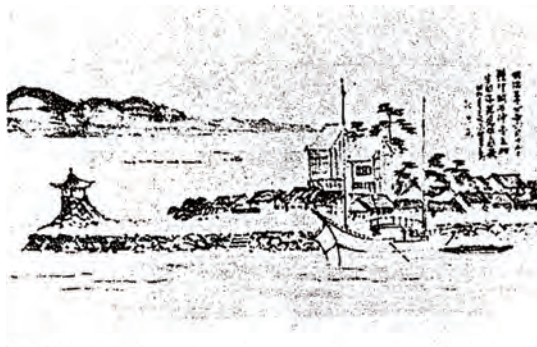
発動機を備える漁船は極めて少なく、大正初期には県下全域で26隻にとどまっていた。

大正時代の本県の漁業は、内海側では、たい縛網漁業が播磨家島近海を中心に盛んであった。淡路近海及び播磨灘東部では、いかなごこまし網漁業が盛んで、戦前までは平均250万貫(9,375t)の安定した漁獲があった。摂津地区ではいわし地曳網・いわし巾着網が、西播地方では壺網(小型定置網)が代表的な漁業種類であった。その他、内海各地で広く営まれていた漁業としては、手繰網、えび漕網、一本釣、延縄などがあった。

但馬地区では、1911(明治44)年に香住町で導入された県下初の機船底曳網漁船が、



▲県水試完成歓迎アーチ



▲明石波止崎の月山に1925(大正14)年3月に建設された水試(松井関月筆)。天皇陛下台覧。

1917(大正6)年の動力式揚網機の開発が契機となって、急速に普及した。一方、沿岸漁業者との紛争が各地で表面化し、1921(大正10)年には国が取締規則を制定して全国に操業禁止区域を設定、1924(大正13)年には東北地方における沿岸漁業との深刻な対立を受け、東経130度を境に、以西・以東の区分を設定し規制を強化²した。

本県においても、機船底曳網漁業は、1923・1924(大正12・13)年頃には隠岐島まで出漁して島根・鳥取両県との漁業問題となったが、1931(昭和6)年に農林省の裁定により出漁が認められることになった。

【注】

1. 大正時代の小学校の教員の初任給(約50円)と比較すると、大正時代の1円は現在の約4,000円の価値があったと推定できる。
2. 機船底曳網漁業の発展を抑制するために、起業許可制、増トンの許可制、漁獲物の陸揚げ地の制限、大臣許可制への移行、夏季操業の休業、夜間操業の禁止、新規着業不許可、許可トン数の縮減などの規制が行われた。

(4) 戦前・戦中昭和(1926-1945)

1933(昭和8)年の漁業法改正によって、漁業組合に出資制が導入された。出資制をとる漁業組合は漁業協同組合と呼ばれ、販売・購買事業の他にも資金貸付や利用事業、漁協の自営漁業が認められるようになった。なお、日本の法律で「協同組合」の名称が用いられたのは、この改正漁業法が初めてとなった。

本県では、出資責任制の採用を指導する専従職員を置いて指導に努めた結果、1937(昭和12)年には出資制をとる漁業協同組合が過半



数となった。同年2月には保証責任兵庫県漁業組合連合会を設立し、全国漁業組合連合会と連携して、漁業用資材の供給事業を開始した。

しかし、1941（昭和16）年、太平洋戦争に参戦後、政府は水産団体を国策遂行機関とするために、1943（昭和18）年に水産業団体法を公布し、漁業組合は漁業会に、郡市水産会・県水産会・県漁業組合連合会は県を区域とする水産業会に統合され、これらは超非常時国策の協力団体となった。

本県水産業会は、中央水産業会から割り当てられた漁業生産目標を達成するために、県下各漁業会に生産目標額の割当てを行ったほか、増産のための魚礁の設置、マダコの人工孵化放流事業の実施、マダコ産卵用蛸壺の沈設等を行った。

鮮魚介藻類の販売事業については、尼崎市から明石市にいたる地域は農林省の指定消費地となり、指定消費地域内の鮮魚店は地域内で魚配給統制組合を設置した。さらにこれらの組合を構成単位とした兵庫県魚類統制会社が設立された。この会社は、各地域の指定消費市場¹等の鮮魚販売場を通じて鮮魚を買い受け、末端の鮮魚店への一元配給を担った。その他の郡部に散在する県下30ヵ所の市場は、妻鹿魚市場を中



▲のり天日干し



▲漁船上架

核に兵庫県水産業会傘下の「兵庫県統制魚市場」として集荷配給を行った。

内海側の鮮魚介藻類の出荷運搬には、運搬業者を統合して兵庫県水産業会鮮魚運搬部を設立し、運搬の統制を図った。購買事業では、生産計画の実現に向け、資材や燃油の確保・配給に尽力し、わら工品²の委託工場の設置、紡麻・魚函の一元配給機構を確立し、燃油運搬船を配備した。さらに漁業生産を支援するために、共同曳船2隻を配備して縛網漁業・いわし巾着網漁業の曳船の役割を果たした。その他、漁船修理設備、事業資金の貸付、貯金の受入れ等の事業を行った。

1945（昭和20）年3月17日の神戸空襲で、兵庫県水産業会の事務所は類焼被害を受けたが、但馬・淡路の支部に総力を結集して事業を継続した。この頃の本県漁業は、日本海側の機船底曳網漁業では、1932（昭和7）年に県水試の試験船「但馬丸」が、沿海州³沖の公海で新漁場を発見してから、競って船を大型化して新漁場に出漁し大きな成果をもたらした。瀬戸内海側では、1929、1930（昭和4、5）年頃より、のり養殖漁業が西播地区で普及したが、戦前の生産金額は多くはなかった。また、播磨沿岸各地ではハマグリ養殖が行われていたが、

兵庫の漁業のあゆみ

播磨臨海工業地帯の発展に伴い衰退した。

【注】

1. 神戸市：神戸中央卸売市場、尼崎市：尼崎魚市場、尼崎卸売市場など。
2. わらを原料に用いたロープやむしろ等の品物。
3. ロシア南東部、シホテアリニ山脈周辺の地域。日本海北西岸に面する。

(5) 戦後昭和 (1945-1956)

1945 (昭和 20) 年 8 月 15 日に終戦を迎えたが、物資・食料の不足と人心の動揺で世情が混乱状態となり、漁業用諸物資の配給、鮮魚・水産加工品の配給統制は継続され、中央水産業会から各県水産業会に増産が求められた。

本県の統制市場では、鮮魚の闇市場への流通を防止するため、県水産課職員が早朝から市場に出向き、市場内の監視を行った。

この頃、進駐軍 (GHQ) によって国内諸制度の改革が断行され、1947 (昭和 22) 年には中央水産業会が事業閉鎖となり、本県でも同年 8 月 15 日に燃油事業が閉鎖され、以降の再開は認められなかった。

1948 (昭和 23) 年 12 月、水産業協同組合法が公布され、兵庫県水産業会は 1949 (昭和 24) 年 10 月 15 日に解散し清算事務に入った。一方、水産業協同組合法に基づく新団体として、同年 11 月に但馬漁業協同組合連合会、12 月には兵庫県内海漁業協同組合連合会の 2 漁

連が設立され、兵庫県水産業会の固定資産はこの 2 団体が引継ぎ、債権・債務の一切は内海漁連が引き継いだ。1951 (昭和 26) 年 10 月には、県下一円にわたる指導事業を実施するために兵庫県漁業協同組合連合会が設立され、1952、1953 (昭和 27、28) 年に開催した漁業協同組合長大会において、漁民の長年の要望であった兵庫県立水産会館の建設を決定し、県費 3 千万円・特別会計水産振興基金 4 千万円を投じて、1954 (昭和 29) 年、神戸市兵庫区中之島に会館の完成をみた。

1950 (昭和 25) 年 3 月に改正漁業法が公布されると、旧来の漁業権を全面的に整理して新しい漁業秩序をつくるため、旧漁業法による漁業権を国が買い上げ、補償金の支払い (漁業権証券の交付) によって、旧来の漁業権をいったん消滅させ、新制度による漁業権を新たに免許する方法をとった。これは、戦前の漁業権関係を一掃して、「働く漁民」に漁業権を与え、漁場の高度利用を促すことを経済的に裏付ける政策であった。漁業権証券の総額は全国で 182 億円、うち漁業会に交付され漁業協同組合に帰属した額は 147 億円であった。このうち 1953 (昭和 28) 年 8 月までの 3 年間で 127 億円が資金化された。これらの資金は、漁業の自営、共同販売所の建設や系統への外部出資、漁協の特別準備金などに充てられた。漁業権補償金の受入れに際して、全国の漁協系統が課題として



▲神戸市兵庫区新在家交差点付近 (昭和三十年頃)



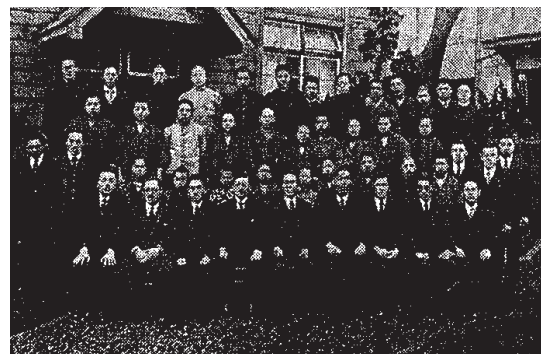
取り組んだものは、課税問題と免許料・許可料撤廃問題の2点であった。課税問題については、全国の漁業会の大半が漁業権を帳簿に記載しておらず、補償金を受け入れた際に多額の譲渡所得が発生することから、法人税や漁業者個人の所得税など、補償金総額の56%が税金で差し引かれる見込みとなり、全額非課税を求めて全国運動を展開した。また、免許料については、補償金の財源と位置付けられていたため、漁協系統は撤廃運動に積極的ではなかったが、1953（昭和28）年3月に漁業権証券の資金化がほぼ終了したことを受け、全漁連に「漁業免許料撤廃運動中央本部」を設置して全国運動を展開、同年6月には許可漁業者らも加わって「漁業免許料制度撤廃運動統合本部」を結成した。さらに全国海苔貝類漁業協同組合連合会・全国内水面漁業協同組合連合会も加わって、免許料撤廃運動は、全国の漁民による運動となった。漁協系統のこうした運動によって、課税問題については再評価税（税率6%、約10億円）のみの課税となり、免許料制度は1953（昭和28）年度分から撤廃されることとなった。

本県においては、漁業権補償金が内水面を含めた県下の漁協に約4億8,000万円交付され、そのうち4億2,200万円が資金化されたが、漁業者は各漁村に共通した漁業振興施策を県に求め、証券の2割相当となる約9,000万円を寄付した。県はこれを特別会計（「水産振興基金」）として受入れ、その一部が県立水産会館の建設などに使われた。

また、この水産振興基金特別会計¹は、(財)兵庫県漁村育英会、(財)兵庫県水産業改良普及協会の設立や、漁船保険加入促進事業の推進な

ど、その後の本県水産業の振興発展に大きく貢献した。

最後に、戦後の兵庫県の石油購買事業の動向についてふれておく。統制経済のもと石油販売権は「石油配給公団」に一手に委ねられ、既存の元売り（昭和・丸善・三菱・日石・出光等々）を支配していたが、1949（昭和24）年に石油配給公団が解体され、石油元売り業者登録制度が発足した。三菱石油など元売り10社は新制度の下で業務を再開したが、各元売りの市場戦略は、一県一販売特約店方式にあり、漁業用燃油も特約店を通じて供給された。内海漁連では重油供給で取引があった三菱石油と特約店契約を図ったが、一県一販売特約店方式に阻まれ、特約店の豊島商店経由で石油事業を継続した。資材・荷受事業も同様となったので、別途会社を設立し事業を継承した。その後、国内経済の回復、進駐軍による石油行政権の日本政府への委譲など、社会情勢が変化する中、内海漁連は三菱石油の仲介で豊島商店から石油販売特約店資格を譲り受け、石油事業の効率的運用に努めた。特約店資格を得て、漁業用重油が中心であった事業は、軽油・ガソリンなど取り扱い油種が増え、ガソリンスタンドの運営などに拡大していった。

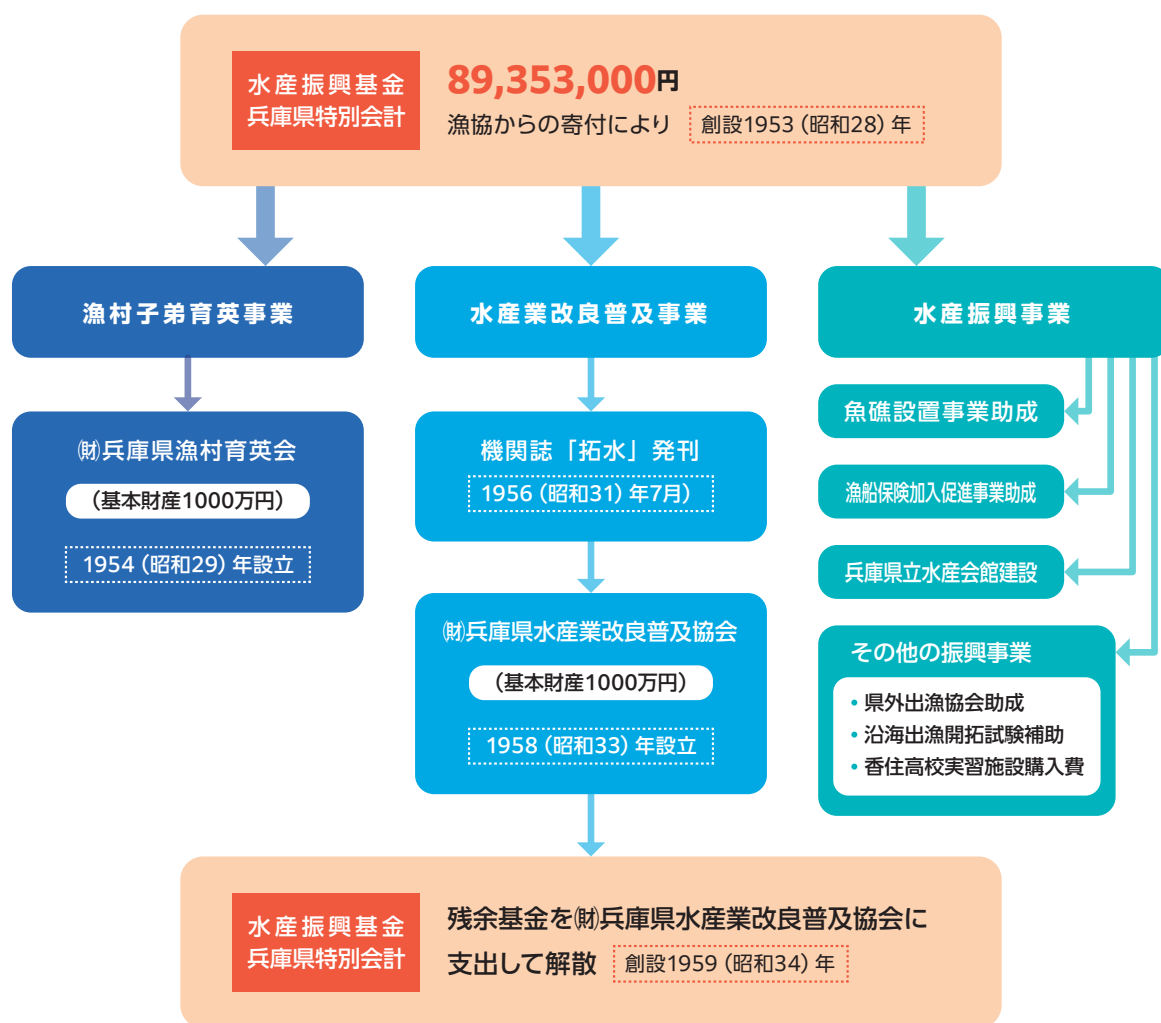


▲漁村中堅人物養成講習：県水試

兵庫の漁業のあゆみ

【注】

1. 水産振興基金特別会計を基礎にした戦後昭和の本県漁業の発展の状況は下図のとおり。



■ 参考文献

- ・水産庁経済課編（1950）『漁業制度の改革 新漁業法条文解説』日本経済新聞社
- ・全国漁業協同組合連合会編（1971）『水産業協同組合制度史1・2』同会
- ・兵庫県漁業協同組合連合会編（1954）『兵庫県水産沿革誌』同会
- ・水産経済研究所編（1941）『鮮魚介配給統制の解説』同研究所
- ・（一財）兵庫県水産振興基金編（2017）『設立30周年記念誌』同基金
- ・水産庁編（2017）『平成29年度水産白書』水産庁
- ・兵庫県編（1914）『兵庫県水産一斑』同県
- ・田和正孝（2018）「明治期における瀬戸内の延縄漁業：『兵庫県漁業慣行録』の記載」人文論究（関西学院大学人文学会）68-2

2. 拓水からみる兵庫の漁業のあゆみ

兵庫の漁業のトピックス

以下では、機関誌「拓水」に掲載された記事の中から、「兵庫の漁業のあゆみ」として記録に残すべき項目を抜粋・整理して記載している。

これらの記録は、掲載された記事に基づいて記載しており、項目によっては、真偽や顛末が確認できないものも含まれる。関心のある方は、是非ご自身で探求願いたい。

なお、前掲した創刊号の三浦清太郎県漁連会長の発刊の言葉に、「かつて本県水産課より水産関係の広報誌として発行された『拓水』との記載があるが、これについては、1954（昭和29）年1月～1955（昭和30）年12月に、当時の兵庫県水産課が発行していた「ラジオ拓水（全20号）」の第2号（1954年（昭和29）年2月発行）の巻頭文（別掲）に、「中絶していた広報誌「拓水ニュース」の後継ぎとして、ラジオ拓水を、県下の漁村に頒布することとな



りました」とあることから、兵庫県水産課が発行した初代広報誌の「拓水ニュース」と後継の「ラジオ拓水」を指すと思われる。

「ラジオ拓水」は、創刊号と一部の欠落記事を除いて、原本が兵庫県水産技術センターに保管されている。「拓水ニュース」の所在は不明である。

「ラジオ拓水」の創刊号には、「拓水ニュース」に関する記述や「拓水」の名称の由来が記載されている可能性があるが、詳細については今後の資料調査・研究を待ちたい。

この小冊子は、兵庫県農事放送委員会が、ラジオ神戸やNHKの協力を得て、電波に乗せた放送のうちから、水産関係の題目を選んで、印刷したものです。漁村向けの放送のむつきさは、農村と違って、漁民みんなが聞くことのできる時間がないことです。それでせつかくの放送が、漁村の皆さんの耳に届いていないことが多いと思われるので、放送を再録し、中絶していた「拓水ニュース」の後継ぎとして、ラジオ拓水を、県下の漁村に頒布することとなりました。

拓水ニュースがそうであったように、このラジオ拓水も、漁村に新しい息吹を吹き込むこと、なかでも若い人々に広く知識を与え、重要な出来事や今後の進む方向を知って貰うことを目的としています。それはまた、ここに収録した放送の話し手の一致した願いでもありますから、ラジオ拓水は、書類綴の中に閉じ込めてしまわないで、一人でも多くの漁民にまわしてもらいたいです。また漁村向放送についてのご意見があればドシドシ投書して下さい。

～兵庫県水産課発行「ラジオ拓水」1954（昭和29）年2月号 巻頭文～

兵庫の漁業のあゆみ

(1) 県外出漁

明治時代後半から大正時代にかけて、冬の漁閑期に、内海地区から朝鮮近海への出漁（鮮海通漁（せんかいつうぎょ））が行われたことは既報のとおりであるが、朝鮮近海への出漁は朝鮮との国交がない明治初期から行われていた。当時、日本漁船と地元漁船との間に漁場をめぐるトラブルが頻発していたことから、1890（明治23）年に「日本朝鮮両国通漁規則」が制定され、その結果日本全国から700隻を超える漁船が出漁した。日本が韓国を併合した1910（明治43）年の出漁漁船数は4,000隻にのぼった。

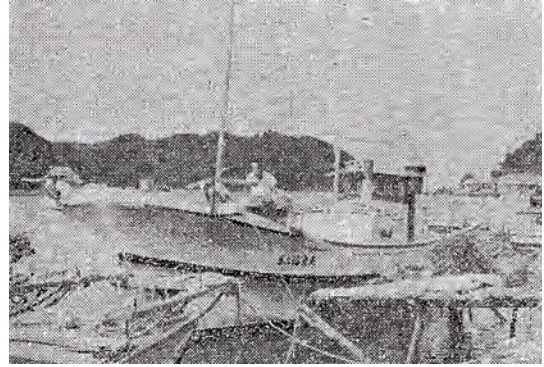
また、1932（昭和7）年に県水産試験場指導船「但馬丸」がソ連沿海州公海漁場を発見したことを機に、但馬の底曳網漁船が、翌1933（昭和8）年から1940（昭和15）年までこの漁場に出漁した。

1959（昭和34）年5月発行の拓水33号から連載された、津名町佐野出身の平岡安民氏が執筆した「漁業今昔」によれば、同氏は1927（昭和2）年の第1回朝鮮出漁に参加し、兄弟ほか4人で現地に住み込んで漁業を営んだ。

1年後にいったん帰国したが後に再び訪朝し、現地の水産会社が営むイワシまき網漁船に



▲丸山漁港の県外出漁船



▲対馬定住者の漁船

乗り組み漁労長等を務め、終戦直前までの約20年間を朝鮮半島で過ごした。戦後は地元淡路で漁業を営んだが、漁果はたいしてなかったとある。

1957（昭和32）年7月発行の拓水第11号から連載された、平岡安民氏の「対馬暖流」¹によれば、1952（昭和27）年に朝鮮時代の知り合いを頼って、対馬で4ヵ月間の試験操業を実施した。対馬に手ごたえを感じたが、定住操業のための資金のめどが立たなかった。ところが、平岡氏の企画が県当局に伝わり、県による調査の結果、対馬への出漁を県が支援することが決まり、同年10月20日、県の補助金を得て、平岡氏らを含む計26隻の漁船が、淡路島岩屋港から対馬に向けて一斉に出港した。

1954（昭和29）年9月には、兵庫県県外出漁協会が設立された。県は1955（昭和30）年、同協会に摂津播磨・但馬を加えて全県組織に広げたが、1958（昭和33）年以降は瀬戸内側からの参加者は皆無となった。

但馬では、東シナ海方面でのサバはね釣漁業の好況に刺激されて、中型底曳網漁業者の出漁機運が高まると、1959（昭和34）年1月に漁業の転換対策として、県と系統団体が「兵庫県漁業株式会社」を設立、同年7月にサバはね



釣漁船「第一兵庫丸」を建造して東シナ海に出漁した。しかしその後、諸外国の規制による漁場の制約と魚価の低迷によって経営は厳しくなり、「第一兵庫丸」は1965（昭和40）年に県水産試験場の調査船として備船されることになり、会社は1967（昭和42）年に解散した（解散時の社名は「兵庫県漁業公社」）。

県外出漁は、1963（昭和38）年6月時点で対馬に定住した数人を除いて、長期の出漁はなく、但馬地区からの季節的出漁が継続されるのみとなった。

対馬に定住した平岡安民氏は、1963（昭和38）年にディーゼル45馬力12.70tの漁船で、長男と甥の3人で建網・流網・イカ釣を行い、家族全員でスルメの自家加工に従事した。また、次男には大分県に購入した果樹園の経営にあたらせたという。

戦後の日本の漁業は、沿岸から沖合、沖合から遠洋へと漁場の拡大を図ってきた。本県でも県外出漁が奨励されてきたが、漁場の制約と魚価の低迷で遠洋・沖合漁業は不振に陥り、1965（昭和40）年頃からは、栽培漁業・養殖漁業の開発とともに、再び沿岸へと向かい始めた。

【注】

1. 拓水11号に掲載された平岡安民氏の記事のタイトルは「漁業遍歴・対馬の巻(1)」であったが、拓水13号から「対馬暖流」に変更された。

拓水1号（1956（昭和31）年7月発行）・拓水5号（1956（昭和31）年12月発行）・拓水8号（1957（昭和32）年8月発行）・拓水12号（1957（昭和32）年8月発行）・拓水13号（1957（昭和32）年9月発行）・拓水16号（1957（昭和32）年12月発行）・

拓水17号（1958（昭和33）年1月発行）・拓水25号（1958（昭和33）年9月発行）・拓水26号（1958（昭和33）年10月発行）・拓水33号（1959（昭和34）年5月発行）・拓水36号（1959（昭和34）年8月発行）・拓水38号（1959（昭和34）年10月発行）・拓水47号（1960（昭和35）年7月発行）・拓水49号（1960（昭和35）年9月発行）・拓水56号（1961（昭和36）年4月発行）・拓水65号（1962（昭和37）年6月発行）・拓水82号（1963（昭和38）年6月発行）・拓水96号（1964（昭和39）年8月発行）・拓水98号（1964（昭和39）年10月発行）・拓水104号（1965（昭和40）年4月発行）・拓水135号（1967（昭和42）年12月発行）・拓水166号（1970（昭和45）年7月発行）

平岡安民氏連載記事「対馬暖流」

拓水11号（1957（昭和32）年7月発行）・拓水13号（1957（昭和32）年9月発行）・拓水15号（1957（昭和32）年11月発行）・拓水17号（1958（昭和33）年1月発行）・拓水19号（1958（昭和33）年3月発行）・拓水22号（1958（昭和33）年6月発行）・拓水24号（1958（昭和33）年8月発行）・拓水26号（1958（昭和33）年9月発行）・拓水28号（1958（昭和33）年12月発行）・拓水30号（1959（昭和34）年2月発行）

平岡安民氏連載記事「漁業今昔」

拓水33号（1959（昭和34）年5月発行）・拓水34号（1959（昭和34）年6月発行）・拓水36号（1959（昭和34）年8月発行）・拓水37号（1959（昭和34）年9月発行）・拓水38号（1959（昭和34）年10月発行）・拓水40号（1959（昭和34）年12月発行）・拓水41号（1960（昭和35）年1月発行）・拓水43号（1960（昭和35）年3月発行）・拓水44号（1960（昭和35）年4月発行）・拓水45号（1960（昭和35）年5月発行）・拓水47号（1960（昭和35）年7月発行）・拓水48号（昭和35）年8月発行）・拓水50号（1960（昭和35）年10月発行）・拓水51号（1960（昭和35）年11月発行）・拓水52号（1960（昭和35）年12月発行）・拓水53号（1961（昭和35）年12月発行）

兵庫の漁業のあゆみ

和36)年1月発行)・拓水57号(1961(昭和36)年5月発行)・拓水58号(1961(昭和36)年6月発行)・拓水59号(1961(昭和36)年7月発行)・拓水60号(1961(昭和36)年8月発行)・拓水61号(1961(昭和36)年9月発行)・拓水62号(1961(昭和36)年10月発行)・拓水63号(1961(昭和36)年11月発行)

(2) 大和堆イカ釣漁業

1924(大正13)年、水産講習所(東京海洋大学の前身)の調査船「天鷗丸(てんおうまる)」が日本海の海洋調査中に、水深472mの浅瀬を発見、この付近を調査し、砂質にゴカイ混じりの浅い底質の部分があることを確認した。これをもとに1926(大正15)年に、海軍の測量船「大和」が、詳しく測量調査を行い、最も浅い部分は水深307mの堆¹であることを確認したことから、「大和堆」と名付けられた。

大和堆の漁場開発は、1960(昭和35)年頃から開始された。日本海各府県水試が共同で対馬暖流の調査を実施し、大和堆のマス漁場などが発見された。

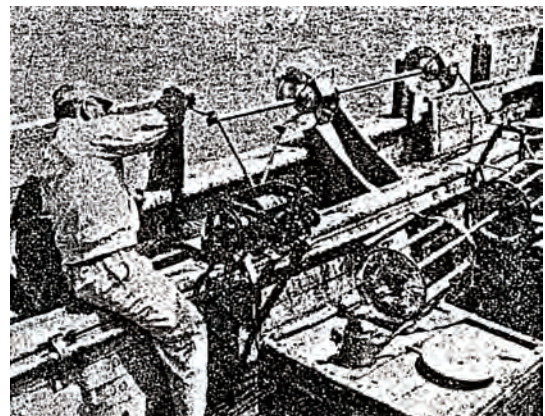
スルメイカ漁場の開発は、1961(昭和36)年に、日本海区水産研究所の指導によって新潟県が実施し、大和堆周辺で好成績を上げた。1962(昭和37)年からは、日本海各府県水試の試験船が大和堆に出漁して、試験操業を行い、各府県とも好結果を得た。本県では、1963(昭和38)年7月中旬～8月下旬に、県水試の調査船「兵庫丸」が大和堆の大型スルメイカ(27、28cm)の漁場調査を実施した。寒流流路の変化のためか、前年より漁獲量は減ったが、魚体は前年と変わらなかった。その後も、毎年「兵庫丸」による調査が実施され、事業的にも極め

て有望視されてきた。

県水試では「兵庫丸」等の調査の結果、大和堆のスルメイカ漁場は、例年定常的に出現する「大和堆冷水域」と対馬暖流の第3分波流との寒暖両流が接触する、いわゆる「極前線海域」に形成されるが、潮境の幅は20海里内外に及ぶことがわかった。この漁場帯の中では、常に好漁場となる所と突発的に好漁があるが長続きしない所があることから、安定的な漁獲を得るためには、集団操業方式で漁船同士が相互に漁況を交換することが望まれる、と報告されている。

さらに、県水試では全国的に普及してきた自動イカ釣り機の研究を、1965(昭和40)年から開始しており、水試の研究員が「第一兵庫丸」に乗船して実証試験を行っている。自動イカ釣り機は、大和堆のようにイカ群の層が厚い漁場では、大きな力を発揮するが、沿岸イカ釣のようにイカ群の層が薄い漁場では、効果が期待できないとしている。

大和堆でのイカ釣り漁業が注目される中で、1966(昭和41)年7月20日から、津居山港漁協所属のイカ釣り漁船2隻が大和堆に出漁した。1隻は8月中旬に操業を打ち切ったが、も



▲自動イカ釣り機：県水試



う1隻は9月15日まで延べ11航海を行って水揚高400万円以上と極めて良好な成績を収めた。なお、この漁船は自動イカ釣機を備えており、他県船の半分の人数での漁果であった。

前年の津居山港漁協所属船の好漁を受けて、1967(昭和42)年の大和堆イカ釣には但馬各地から36隻が出漁し、水揚高は1隻平均400万円、総額1億5千万円となった。但馬全体の水揚高の6%程度であったが、新しい漁場での水揚の意義は大きかった。同年の漁場は、北大和堆に形成され、前年の南大和堆よりも約60海里遠かったことから、燃料を多く積みこむことができ、氷造能力が高い大型船に有利であったと考えられる。

1968(昭和43)年には、大和堆でのイカ釣漁業の好調を背景に、底曳網漁業者の周年操業(兼業船)と沿岸一本釣漁業者の協業的操業(専業船)による広範囲な沖合イカ釣漁業の実施が、但馬における新たな水産振興につながった。さらに将来的に出漁船が増えることが確実な中で、漁業者間の連絡を密にして、他府県入港、県外出漁の課題を円滑に処理していくために、兵庫県沖合イカ釣漁業協議会が発足している。同年の出漁漁船数は、兼業船72隻・専業船11隻の計83隻を予定していた。

1969(昭和44)年の大和堆への出漁は、兼業船100隻と専業船40隻が予定していたことから、船員不足が深刻となり、全体で70名が不足となった。緊急対策として、青森まで出かけて7名を確保した。しかし人手不足の解消には他力本願ではなく、地元の中学校・水産高校卒業生に、但馬の漁業の現状と明るい将来性を説明して、理解を得るよう努める必要があるとの提案が県からあった。これを受けて、

1970(昭和45)年7月、但馬地区漁業後継者育成対策協議会が設立され、県・市町担当者、関係漁協組合長、但馬漁連会長らが出席し、後継者対策についての協議が始まった。

【注】

1. 頂部が比較的平らな海底の高まり。礁より深く、船の航行に支障がなく良好な漁場になる。

拓水73号(1962(昭和37)年9月発行)・拓水83号(1963(昭和38)年7月発行)・拓水84号(1963(昭和38)年8月発行)・拓水122号(1966(昭和41)年11月発行)・拓水131号(1967(昭和42)年8月発行)・拓水135号(1967(昭和42)年12月発行)・拓水136号(1968(昭和43)年1月)発行・拓水143号(1968(昭和43)年8月発行)・拓水145号(1968(昭和43)年10月発行)・拓水158号(1969(昭和44)年11月発行)・拓水162号(1970(昭和45)年3月発行)・拓水163号(1970(昭和45)年4月発行)・拓水164号(1970(昭和45)年5月発行)

(3) 機船底曳網漁業

1958(昭和33)年6月発行の拓水22号で、但馬海区漁業調整委員会の当時の事務局長が、中型機船底曳網漁業の変遷について紹介している。これによると、最初の機船は1911(明治44)年、香住町下浜^{しものほま}の漁業者が建造した12馬力石油発動機船で、この機船によって底曳網漁業の試験を行った。その後発動機船の発達に伴い、手繰網に発動機船を応用した漁船が誕生した。1914(大正3)年には香住町の漁業者が、鳥取県から10t・14馬力の漁船を購入し、機船による手繰網漁業を営んだ。その後、1917(大正6)年に島根県で動力式揚網機が考案され、これが機船手繰網漁船に導入された。揚網機の

兵庫の漁業のあゆみ

導入によって漁獲効率が上がると、但馬地区の機船手繰網漁船数は年を追って増加し、1924（大正13）年には、15~16t・25馬力前後の漁船を中心に、60隻を数えた。一方、機船底曳網漁業と沿岸の各種漁業との間で、漁場をめぐる紛争が全国的に表面化した。これに対して農商務省は1921（大正10）年9月に、全国に機船底曳網漁業の禁止区域を設定し、さらに、1924（大正13）年10月には、東経130度を境として、以東・以西の操業区分を設定した。兵庫県においても機船底曳網漁業者と沿岸漁民とが対立した結果、機船底曳網漁業者は新漁場をめざした。

1920（大正9）年の漁場は隠岐近海、昭和初期には島根温泉津沖、山口県見島沖に及び、1930（昭和5）年には朝鮮東岸まで出漁を試みる者もあった。いずれも成功を収めた。

1932（昭和7）年、県水試の但馬丸が、ソ連沿海州沖の新漁場を発見した。但馬の機船底曳網漁船は、1933（昭和8）年から1941（昭和16）年まで、危険を冒しながら、沿海州沖への出漁を続け、好成績を収めたが、国際情勢が悪化したため出漁不可となった。沿海州沖への出漁において、陸船間の連絡と海難防止のために、漁業無線が必要となったことから、1935（昭和10）年に香住、口佐津（柴山）、竹野、港（津居山）の4漁業組合が共同で、香住漁業無線局を開設した。

1960（昭和35）年5月発行の拓水45号には、日本海区水産研究所と福井県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・山口県の外海の各水産試験場の連名で公開された報告書『日本海西南海域の底曳網漁業とその資源』から、兵庫県に関係が深い「南部沿海州への出漁」が紹介され

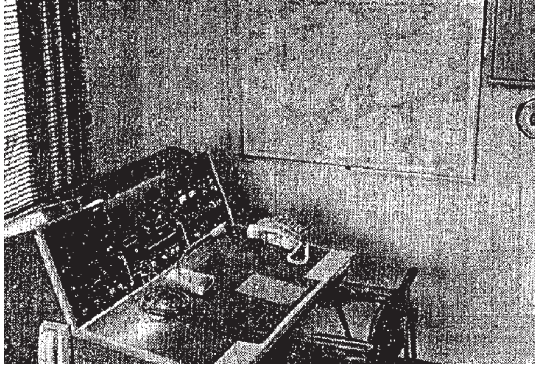
た。南部沿海州（現在のロシア沿岸地方）の主としてピョートル大帝湾一帯の底曳漁場探検が、1930（昭和5）年に富山水試（立山丸）、1932（昭和7）年には兵庫水試（但馬丸）・山形水試（最上丸）・鳥取水試（鳥取丸）等によって一斉に開始された。民間側の動きとしては、兵庫県香住・柴山両港が合同で「香住沿海州出漁船組合」を設立し、1933（昭和8）年9月27日から所属船5隻を試験操業のために派遣した（この試験操業の結果が良好であったことから、1935（昭和10）年の出漁許可につながった）。1941（昭和16）年、国際関係が緊迫してきたので、兵庫船団は同年の春漁をもって沿海州沖への出漁を中止した。その間、のべ1,157航海の操業を行い、28,010t・2,468千円の漁獲をあげた。兵庫船団以外の漁船は、1941（昭和16）年から第二次世界大戦終了時の1945（昭和20）年まで、50~70t級漁船で操業を続けていた。沿海州漁場は利潤追求に最適であったことから、兵庫船団は同漁場への出漁のために漁船の大型化をはかった。そのことが、漁業資本の拡大を導いたのである。

拓水22号（1958（昭和33）年6月発行）・拓水45号（1960（昭和35）年5月発行）

（4）漁業無線局

1958（昭和33）年3月発行の拓水19号によれば、漁業で無線が初めて使用されたのは、1912（明治45）年に農林省漁業指導船「速島丸」、海岸局では1921（大正10）年静岡県清水無線電信局であったと記載されている。

兵庫県の無線開始についても、同じ記事の中で以下のようにふれられている。すなわち、



▲神戸漁業無線局：水産会館

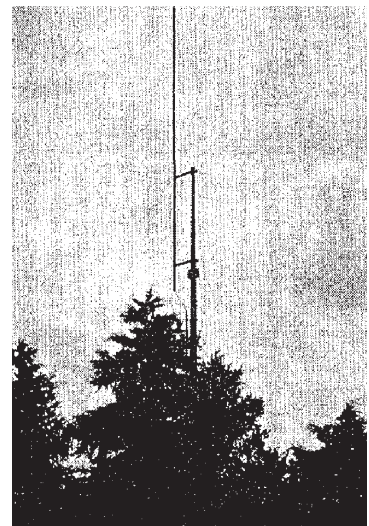
1932（昭和7）年、兵庫県水産試験場指導船「但馬丸」がソ連沿海州公海漁場を発見したことで、翌年から但馬の機船底曳網漁船の沿海州出漁が始まった。好成績をあげたものの、往復1,000海里にも及ぶ漁場と操業範囲の拡大によって、陸船間の連絡、情報の交換等に無線施設の必要性が痛感された。そのため香住、口佐津（柴山港）、竹野、港（津居山港）の4漁業組合が共同して「但馬漁業無線運営組合」を設立、水産試験場但馬分場内に香住漁業無線局を開設し、1935（昭和10）年に運用を開始した。

香住漁業無線局のその後の変遷については、兵庫県漁業協同組合連合会編（2006）『30年のあゆみ（付録DVD資料）』（同会）によれば、1942（昭和17）年3月・組合立香住漁業無線電信電話局が兵庫県へ移管、1948（昭和23）年4月1日・香住漁業無線電信電話局が兵庫県から農林省へ移管、1951（昭和26）年12月1日・香住漁業無線局に漁業用海岸局を開設（国と但馬漁連の二重免許認可）、1964（昭和39）年11月1日・香住漁業無線局が国から兵庫県へ移管（兵庫県と但馬漁連の二重免許により開局）、1987（昭和62）年12月・新香住漁業無線局発足（漁業用無線施設等整備事業完了）とある。

一方、漁船では、電信・電話の無線設備を併設した船舶が、1936（昭和11）年には15隻に達した。その後1944（昭和19）年には28隻となったが、戦争への徴用によって、1945（昭和20）年の終戦時には14隻に減少した。その後も、保守機材の入手難やインフレ経済下の影響で廃止する船が相次ぎ、1951（昭和26）年には、わずか5隻を残すのみとなった。しかしながら、同年10月のルース台風¹により、香住町漁協所属の機船底曳網漁船伸生丸が転覆し、8名の犠牲者を出した事故が契機となって、再び無線機装着の機運が高まり、さらに県が海難防止・漁獲向上の観点から補助金を用意したことで、無線設備は急激に普及した。その結果、1957（昭和32）年度末の但馬地区の船舶局は83隻に達した。

神戸漁業無線局は、1982（昭和57）年4月に開局した。当時兵庫県の内海地区には10海岸局・1400船舶局があったが、海岸局の運用は昼間に限られ、夜間の聴取は行われていなかった。そこで、夜間操業の900隻の安全操業を確保するために、県漁連が県立水産会館内に無線局を設置した。神戸漁業無線局の夜間聴取は、特殊無線技士甲の資格を取得した県漁連職員が、交替で業務に当たった。

無線局が整備されるまで



▲神戸漁業無線局送受信所：北淡町

兵庫の漁業のあゆみ



▲神戸漁業無線局での通信作業

の間、兵庫県の内海地区では違法無線機の使用が横行したため、たびたび近畿電波監理局から注意を受け、県漁連が中心となって、特殊無線技士（無線電話甲）の養成講習会を各地で開催したほか、電波監理局員を招いて、電波法の周知研修会を開催するなど、無線使用の正常化がすすめられた。

2002（平成14）年9月には、神戸漁業無線局の委託を受け、香住漁業無線局において、神戸漁業無線局の業務を遠隔操作で行うことになった。

【注】

1. 拓水19号には伸生丸の転覆事故が、1951（昭和26）年10月のジェーン台風によるものと記載されているが、松本卓三（1978）『香住町漁業協同組合史 上巻』（同組合）によると、伸生丸は1951（昭和26）年10月16日、漁場においてルス台風に遭遇して船体大破との記述がある。また、ジェーン台風はルス台風の前年の9月に日本に上陸している。このため、伸生丸の転覆事故はルス台風によるものとして訂正した。

拓水19号（1958（昭和33）年3月発行）・拓水22号（1958（昭和33）年6月発行）・拓水103号（1965（昭和40）年4月発行）・拓水135号（1967（昭和42）年12月発行）・拓水138号（1968（昭和

43）年3月発行・拓水307号（1982（昭和57）年4月発行）・拓水552号（2002（平成14）年10月発行）

（5）水産業改良普及員（普及事業の創成期）

1968（昭和43）年5月発行の拓水141号に、兵庫県の水産業改良普及事業のあゆみが掲載されている。これによると、本県におけるこの事業のスタートは、1952（昭和27）年と全国的にみても早く、県の事業として水産業経営指導員を市町村に設置したのは、北海道に次いで2番目であった。1959（昭和34）年には、国が沿岸漁業の振興策としてこの事業の重要性を認め、国による改良普及事業を開始した。本県も1968（昭和43）年時点で、国の改良普及事業によって、4名の専門技術員を水産試験場に、また14名の水産業改良普及員を県水産課及び豊岡、洲本の農林事務所水産課に配置している。水産業改良普及員の役割については、「漁村の実情を知り、漁業者の良い相談相手となって、漁民がものを考え問題点を解決していく力を持ち、向上しようとする激しい意欲と意識を会得するための呼び水的存在になること」と記されている。

拓水から水産業改良普及員に関する記事を見ていくと、1957（昭和32）年1月に水産試験



▲水産業改良普及囑託員会議



場において、水産業改良普及嘱託員の新年初会合が開かれ、嘱託員約40名が集まり、前年事業の反省（青年大会）、本年事業の展望（普及目標の確立）、水産業改良普及海区の設置、利子補給制度の活用、漁船保険、漁村実態調査と水産物流通調査などについて、意見交換が行われたという記事が最初である（拓水6号）。

1960（昭和35）年7月には、旧県漁連内に漁村生活改良普及嘱託員5名（女性）が配置された。配属された事務所は、県の水産指導室（水産試験場、淡路、但馬）とある。配置直後の7月4～8日の5日間、水産試験場で開催された水産業改良普及嘱託員の研修会に、上記の5名も参加した。生活改善の目的としては、家族の健康保持、消費生活の合理化、後継者の育成、老若男女平等の家庭づくりが示されている。特に消費生活の合理化については、貯蓄運動・副収入を得ること（内職等）・漁協の仕切を毎日から10日または1ヵ月ごとに切り換えること、華美な祝い事・祝儀を見直すことなどが求められる、とある（拓水47号）。

1960（昭和35）年9月発行の拓水49号には、淡路地区で生活改良普及員が配属後2ヵ月間の感想を寄稿しているが、初めて触れる漁村の生活に戸惑いながら、アンケートを通じて漁家の生活の実態を明らかにするとともに、漁協婦人部活動へのアプローチなどを模索する様子が描かれている。摂津・播磨地区の漁村生活改良普及嘱託員が水産試験場内の水産指導室に配属されたことから、これまで水産試験場とあまり縁のなかった漁協婦人部との間に接点ができたといい。漁協婦人部に対しては、県水試が実施した漁家の生活実態調査の結果を示し、漁家の女性は家庭と漁業の双方に関わるなか、生活は



▲農林水産業改良普及職員研修大会

多忙で疲れすぎているととらえ、生活改善の必要性を示している。

一方で、1963（昭和38）年12月発行の拓水88号には、兵庫県が普及事業に取り組んだ13年を振り返る記事がある。開始当初は漁業生産面での研究クラブ（後の4Hクラブ・漁協青壮年部）の活動は目覚ましく、水産加工や水産経営の面までおよび、毎年開催された研究発表大会では見事な研究結果が報告され、普及事業の成果は見るべきものがあった、とある。しかし、沿岸漁業の規制は厳しく、能率漁業は乱獲や違反漁業に通じ、それ以上の技術改良が困難になった。今後も普及可能な事業は、浅海増養殖関係の技術開発であるが、これには漁場適地がなければならない。その他、流通問題や漁業経営など取り組むべき課題は多いが、問題が大きすぎて一地区だけで解決することはほとんど不可能である、とも記している。さらに、兵庫県の普及事業がこのまま推移すれば「普及事業無用論」が出る、との危機感を表している。最後に、普及事業の重要さは以上のような厚い壁にぶつかったときにわかる、と結んでいる。

拓水6号（1957（昭和32）年1月発行）・拓水22号（1958（昭和33）年6月発行）・拓水23号（1958（昭和34）年7月発行）

兵庫の漁業のあゆみ

和33)年7月発行)・拓水47号(1960(昭和35)年7月発行)・拓水49号(1960(昭和35)年9月発行)・拓水51号(1960(昭和35)年11月発行)・拓水86号(1963(昭和38)年10月発行)・拓水88号(1963(昭和38)年12月発行)・拓水141号(1968(昭和43)年6月発行)・拓水142号(1968(昭和43)年7月発行)・拓水143号(1968(昭和43)年8月発行)・拓水158号(1969(昭和44)年11月発行)

(6) 県特別会計水産振興基金

1957(昭和32)年3月発行の拓水8号に、県特別会計水産振興基金の1956(昭和31)年度の収支状況と1957(昭和32)年度の当初予算が掲載された。水産振興基金は、水産業の振興を目的に、漁業制度改革に伴う漁業権証券買上償還金の一部を漁民が県に寄付し、1951(昭和26)年に設置された。

1959(昭和34)年4月発行の拓水32号は、県が特別会計水産振興基金を同年3月末をもって廃止したと伝えた。同基金は、水産業改良普及事業、漁船保険の加入促進、漁村における育英事業、水産会館の建設などに貢献してきたが、1958(昭和33)年5月に(財)兵庫県水産業改良普及協会が設置されたことを受け、1959(昭和34)年の県議会において、残余基金を同協会に支出して廃止することが決まった。

拓水8号(1957(昭和32)年3月発行)・拓水32号(1959(昭和34)年4月発行)

(7) 福利厚生

1956(昭和31)年10月発行の拓水3号に、飾磨漁協(現JF姫路市飾磨支所)の組合長が、「漁民に福利厚生施設を」と題して寄稿した。

漁民に健康保険制度や福利施設等を設けることを求める内容であった。健康保険制度については、1956年の『厚生白書』によれば、当時の国民の1/3、約3,000万人が公的医療保険に未加入であったとされ、国民皆保険の達成が大きな課題であったことがうかがえる。2年後の1958(昭和33)年に国民健康保険法が制定され、1961(昭和36)年には国民皆保険が実現した。福利厚生施設について組合長は映画鑑賞を例にあげ、労働組合等がある会社員には、映画の割引券が支給されるのに、漁民は一般料金で鑑賞するしかない、同じ労働者なのに不公平であると意見を述べた。

1956(昭和31)年11月発行の拓水4号には、林崎漁協の理事が、1950(昭和25)年に同漁協が全国に先駆けて設立した健康保険組合と診療所について、経緯を報告するとともに、年金制度の導入構想を紹介した。それによると、林崎地区では戦禍によって家屋の8割以上が焼失した。復興途上の地区内では様々な疾病が広がり、それらへの対策が求められていた。一方、漁協も復興途上にあり、組合員の保健衛生面の支援はできなかった、としている。ところが、寄稿者の理事本人が入院を経験し、多額の医療費負担に驚いたことから、漁協に健康保険組合の設立を働きかけたのである。その後、同理事が中心となって、関係当局を訪問し、先進地を視察するなどして準備が進められ、1950(昭和25)年2月の同漁協通常総会において、満場一致の賛成を得て健康保険組合が誕生した。

林崎漁協では、冬の漁閑期対策として、毎年組合員の就労斡旋を行っていたが、1956(昭和31)年は、漁協が職安・市内事業所と直接交渉して成果をあげた。当時の林崎地区の漁業



者は、毎年11月から翌年のイカナゴ漁までの約半年間は収入がなく、他に職を求めなければ生活ができなかった。前年までは、組合員の求職を漁協が側面から支援していたが、漁協が直接支援することになって、就労先の信用も高まり、常雇いされる者もあった（拓水7号）。

拓水3号（1956（昭和31）年10月発行）・拓水4号（1956（昭和31）年11月発行）・拓水7号（1957（昭和32）年2月発行）

（8）鮮魚流通（漁協共販）

1959（昭和34）年、県水産課に流通係が新設された。当時の県水産課長は、農林行政にもっとも欠けているものは、消費流通の仕事であると断言している。「生産から消費まで」を旗印に掲げながら、消費流通の仕事は全くの付けたしで、配給統制以外の施策はほとんど行われてこなかった、とも述べている。流通行政は、難しい要素が多く、役所は調査・勉強ができておらず、予算がとれなかったからである。水産庁においても、1958（昭和33）年によく流通調査の予算700万円がついたが、続く1959年度は若干の増額に留まった。県水産課長は続いて戦中戦後の農林行政についても触れている。当時は食糧増産が一大スローガンであったが、農業は今や、食料政策の見地だけに絞れば、米や麦などは外国から安価なものを輸入すれば良い。膨大な食糧増産費を農林予算に計上して猫の額のような国土に固執する必要はない。農村や農民の生活をどうするのか、という大命題が解決できないから、農政に重点が向けられているのである、と指摘した。

漁業についても、増産オンリーの時代は過ぎ、

沿岸漁業対策で、幾多の難関にあえぎつつ、行政はその打開に苦慮しているという。兵庫県の戦後の漁獲高は年々増加し、1957（昭和32）年度は92,300tと、戦前、戦後を通じて最高となった。沿岸漁業の不振が叫ばれたが、獲れる魚介類の絶対量は減らなかった。しかし、漁獲物の組成を分析すると、タイ・サワラ・ハマチ等高級魚が明らかに減少し、イワシ・イカナゴ・イカ等の大衆魚の比重が増えた。日本海の中型底曳網漁業は、経営としては比較的安定していたが、漁獲の減少を労働の強化で補っている状態であった。県水産課長は、以上のような兵庫県漁業の状況をふまえ、今こそ「生産性向上」を考えるべき時がきたと述べ、については生産性向上の一手段として、消費流通の改善が必要であると、断言した。そこで、沿岸漁業者と共に、生産から消費までの一貫した行政の中心組織を持つために、流通係が新設されたのであった。流通係では、①流通加工についての調査、②共販と出荷体制の強化、③魚市場の指導、監督、金融、④多獲性魚対策と消費宣伝、⑤水産物の価格安定、⑥漁家の経営指導、をその主要所管事項とした（拓水30号）。

以上のことをうけて県水産課流通係は、1958（昭和33）年1月から同年12月までの1年間の流通実績調査を実施した。調査の目的は、漁業者の漁獲物の価格をいかにして維持安定させ、かつ新鮮で安い漁獲物をどうすれば消費者に喜んで食してもらえるかを研究するための基礎的資料を得ることで、その第一段階としての報告がなされた。県下94漁協のうち販売事業実施64漁協を対象に、漁獲物が漁協の共販を通じて、どのような用途で、どの方面に（仕向先）、どのくらい（金額）販売されたのか

兵庫の漁業のあゆみ

が調査された。なお、漁協共販を通さなかった分については、漁協から推定値の報告を受けた。その結果、取扱総額は34億8,400万円(82,000t)で、瀬戸内海側の魚は日本海側の魚に比べ単価が高く、高級魚が多いことが明らかとなった。仕向先としては県内向が62%で、そのうちの70%が生鮮食料向であった。県外向では、生鮮食料向が59%、加工向が39%であった。県内向生鮮食料向のうちの仕向先は、神戸、地元、明石、姫路の順に多く、県外向の60%は大阪に向けられていた(拓水34号)。

1958(昭和33)年7月、明石浦漁協の第二販売所が明石市銀座通りの海岸に開設された。従来からの販売所(第一販売所)は、事務所に隣接して設置されており、セリ参加人は約80名で、午前8時と午後2時半からセリが開かれた。ここに集まる買受人は小口が多く、30円・50円・100円の区分にまで漁獲物を小分けして、セリにかけていた。このためセリは午後6時まで続くことがあり、労力の加重や販売物の鮮度の低下に加え、高値を招くことがないセリになっていた。そこで明石浦漁協では、漁業者の収入を少しでも増やすために、販売の合理化による手取り金額の増大を目指し、大口買受人を対象にした卸売市場として、第二販売所を設けることを決めたのである。ただし、これまでも第一販売所のセリにかけずに、荷受会社に委託販売するルートがあったため、第二販売所の開設に反対する組合員もいた。

第二販売所では、明石浦漁協の総水揚げ1億円の30%、3,000万円の販売が見込まれた。セリは午前6時と正午の2回開かれ、神戸や大阪方面からの買受人を含め、約60名がこれに参加した。第二販売所の開設によって、第一

販売所ではセリにかけられる漁獲物の量が減ってセリの時間が短くなり、鮮度の低下が減少、魚価も前年より上昇した。

第二販売所のセリと従来の荷受会社への委託販売とを比較すると、1,000円の売り上げに対して、委託では手数料6%(60円)、箱代2個(20円)、漁協手数料3%(30円)で、漁業者手取りは890円となる。これに対して、第二販売所では漁協手数料3%(30円)のみで、漁業者手取りは970円であった。さらに、買受人から漁協に歩戻し3%(30円)が入った。これで、委託と第二販売所の差額は、1,000円の売り上げに対して110円となった。第二販売所が年間3,000万円を売り上げると、漁業者と漁協合せて、330万円の増収が見込まれた(拓水30号)。

1959(昭和34)年6月発行の拓水34号に、活魚販売するための魚の取扱い方法が紹介された。沿岸漁業者にとって、タイ・スズキ・サワラ・ハマチ等の高級魚は、漁家経営上重要な魚種であった。これらの高級魚を販売するのに最も有利な方法は「活魚」で販売することである、と指摘されている。魚の活きの良さは、筋肉が生きている度合いを指す。魚の筋肉の中のミオシンというたんぱく質が、死後硬直の際アクトミオシンに変化し、同時にATP(アデノシン三リン酸)が減少することで、「活き」が低下する。硬直が完了した時に筋肉が最も固くなり、ATPはゼロになると言われている。すなわち、シメた後、硬直完了までの時間が長いほど、筋肉は良い状態で生きており、「活魚」として販売できる。シメ方については、筋肉運動をつかさどる神経の中心を切断するのが最も良い方法である。ここには色素細胞をつかさどる部分が



あることから、体色が鮮やかになる。シメた後は、氷で冷却するが、ポリエチレンなどのケミカルフィルムを利用し、氷と魚を遮断することも進められている。

拓水30号（1959（昭和34）年2月発行）・拓水34号（1959（昭和34）年6月発行）

(9) 兵水式魚類人工乾燥機

1960（昭和35）年3月、県水試が設計・指導し、全国的にも優秀とみられていた「兵水式人工乾燥機」に関する研究会が設立された。会の設立は、兵水式人工乾燥機の成果が知られるようになり、その技術を身に着けたいとの要望が高まったことによるものであった。芦屋市海技専門学院において人工乾燥機についての講習を終了した後に、「魚類人工乾燥研究会」の設立総会が開催された（拓水44号）。

1962（昭和37）年2月発行の拓水66号に、全国の水産加工品を一堂に集め、製品技術の向上ならびに消費宣伝を行う第28回全国水産品評即売会の開催についての紹介があった。主催は、神戸市水産協議会で、水産庁・兵庫県・神戸市・神戸商工会議所が後援し、神戸三越で同年3月10～15日に開催された。出品者は、全国の水産製品生産者ならびにその団体及びその取扱業者であった。出品の範囲は、魚介藻類干製品及び塩蔵品、鯨製品、練製品、調味加工品、つくだ煮、びんかん詰、冷凍品、こんぶ加工品、かつお削節類、くん製品、水産物貿易品、さんご、真珠、ベッコウ甲、鯨骨加工品、その他水産特産品と幅広かった。

1963（昭和38）年8月発行の拓水84号に、兵水式魚類人工乾燥機が完成したニュースが掲

載された。同年8月下旬に完成した乾燥機は、人工乾燥機シボレックス機体第一号（香住町若松）、新型乾燥機単一型吸引式（価格は従来の約1/2、香住町下ノ浜）、兵水式34型機3台（香住町香住）の5台であった。1964（昭和39）年9月発行の拓水96号に、建設中の兵水式魚類人工乾燥機が紹介された。柴山港（1基建設中・2基建設準備中）および香住町（4基建設中）の2地区で、完成は同年8月末から9月の予定であった。

1965（昭和40）年2月発行の拓水101号には、同年2月に設置予定の兵水式魚類人工乾燥機、兵水式34型乾燥機香住型（香住町で2基）、兵水式L型乾燥機（香住町）が紹介された。

1967（昭和42）年6月15、16日の2日間、関係者108名が参加して、兵水式魚類人工乾燥協会の第8回全国大会が、塩田温泉（夢前町）で開催された。同協会は、兵水式魚類乾燥機の利用者を中心に構成され、役員は加工事業を行う漁協の組合長、水産加工業者の代表者らで構成された。大会は、午前中に兵庫県水試場長、姫路中央卸売市場長と荷受代表が挨拶をして開会、議事審議・役員改選・大会決議が行われた。午後からは講演会、兵庫県水試による説明会などが開催された。2日目は午前4時30分から姫路中央卸売市場の視察、塩田温泉に戻って表彰式・講演会、会員による加工技術の披露が行われ、その後散会した（拓水130号）。

1968（昭和43）年6月発行の拓水141号に、昭和43年度兵水式魚類人工乾燥協会年会の開催案内が掲載された。この年会は、1960（昭和35）年に初めて開催され、「水産加工の経営と技術の在り方」について、各界の権威から研

兵庫の漁業のあゆみ

修を受け、活発な質疑・応答が行われてきた。今回は、水産加工食品の体質改善をテーマに、1968（昭和43）年6月15、16日の2日間、京都で開催される運びとなった。

拓水44号（1960（昭和35）年4月発行）・拓水66号（1962（昭和37）年2月発行）・拓水84号（1963（昭和38）年8月発行）・拓水96号（1964（昭和39）年9月発行）・拓水101号（1965（昭和40）年2月発行）・拓水130号（1967（昭和42）年7月発行）・拓水141号（1968（昭和43）年6月発行）

(10) 婦人部・青壮年部・漁業士

1955（昭和30）年の春、県当局が、漁村の生活改善と漁協の発展のために、漁協婦人部の設立を呼びかけた。淡路地区では、1956（昭和31）年5月までに、16の漁協で婦人部が誕生した。これらの漁協婦人部では、一日10円貯金や日用品の共同購入など、これまで掛け声だけに終わっていたことを次々と実現し、素晴らしい成果をあげた。さらに、個々の漁協婦人部活動から一歩進んで、他の漁協婦人部と共に活動する動きが出てきた。このような連合活動を支援したのは淡路水交会連合会であった。1956（昭和31）年2月、淡路漁協婦人部連絡協議会が、灘生活協同組合の婦人部長を講師に招いて講話会を開催し、同時に「淡路地区漁協婦人部協議会」の結成を目指すことを決定した。同年5月27日洲本市において、島内漁協婦人部の代表者に加え、漁協組合長、経営指導員のほか、県漁連、県農林出張所、洲本市連合婦人会などから来賓を迎え、淡路地区漁協婦人部連絡会の設立総会が開催された（拓水1号）。

兵庫県下の漁協婦人部の数が、1956（昭和31）年9月末時点で、30余りとなった。そこ

で、県漁連では、漁協婦人の地位の向上と相互の連絡強化を図るため、漁協婦人部の連絡協議会を開催することを決定した。1956（昭和31）年10月、県立水産会館において、第1回漁協婦人部大会が開催されている（拓水3号）。



▲第1回兵庫県漁協婦人部大会

1957（昭和32）年10月に開催された、第2回兵庫県漁協婦人部大会において、全漁連から招いた講師が「婦人部と漁業協同組合」と題した講演を行い、漁協婦人部運動について説明した。漁村に婦人部運動が誕生したのは、1909（明治42）年の茨城まえばりむら前渡村が最初であったという。これによると、村ではある非識字者の婦人が家庭の中心となって、仕事を行っていた。このことに、村人が感激して「矯風¹会（きょうふうかい）」という組織を設立、次に矯風貯蓄会を結成し、前渡村の1村300戸全員がこの会に加入した。これを見た青年部は青年会を設立、隣村にも矯風会が誕生した。当時の貯蓄は1銭、2銭とわずかな金額であったが、前渡村に船だまりを作るとき、国・県の補助金に加えて、矯風会が2,000円を寄付した。以上が文献（岡山県水産会会報第18号）に登場した最初の婦人部運動である。その後、兵庫県では1924（大正13）年11月に開催された漁業組



合大会で「家族会を設立し、家族生活、趣味の向上をはかること」を決議している（1924（大正13）年福井県水産会報12月号より）。家族会とは、当時の婦人部の仕事を担うものであった。大正期に家族会の設立を決議した兵庫の漁村の人々は先進的であったといわれている。

戦後の婦人部運動は民主的・自発的に誕生した。北海道の離島では、島で生まれ、島から一步も出ずに一生を終える人が多かった。そこで電車も自動車も見ることがない老人を、都会に連れて行くための旅行貯金の積み立てが、婦人部運動の始まりであったという。全漁連では、こうした活動を1950（昭和25）年から正式な婦人部運動として認識した。全国の漁協婦人部の設立状況は、1954（昭和29）年3月末で238婦人部・39,000部員、1956（昭和31）年3月末で470婦人部・94,000部員、1957（昭和32）年3月末で625婦人部・117,000部員へと増加した。ちなみに農協婦人部員は、1957（昭和32）年3月末で約130,000人であった。漁協婦人部の仕事は、①収入を増やすこと、②無駄な費用をなくすこと、③漁業の安定を図るために力を合わせること、④漁協に本来の仕事をまじめに行ってもらおうようにすること、などであった。漁協と婦人部は、「一つの組合の中の役割で、別物ではない」、と講師は述べている。さらに、婦人部の仕事を段階的にみると、第1期は貯金、日用品の取扱い、第2期は新生活運動（料理講習会、家族計画、家計簿記入など）、第3期は連合会的な組織づくり、に分けることができた。1957（昭和32）年10月時点で、全国に14の連合会があったが、連合会結成によって、①県内の婦人部の横のつながりが便利になる、②他府県婦人部との連絡が密

になる、③様々な事業（日用品の全県共同購入、講師の斡旋など）ができる、などが考えられた。講師は最後に、婦人部の力をもとに、漁村の力を政治的にも強くすることが婦人部の究極の目的で、これが婦人部と漁協の関係の結論になると結んでいる（拓水15号）。

播磨地区では婦人部連合会の準備が進められ、1959（昭和34）年7月、県立水産会館において播磨地区漁協婦人部連合会の設立総会が開催された。事務所は林崎漁協内に置かれた。これによって、県下4地区（神戸市・播磨・但馬・淡路）に地区連合会が設置されることになった。（拓水37号）。

兵庫県に漁協婦人部が発足したのは、県当局が全県に対して婦人部設立を呼びかける以前の1954（昭和29）年のことで、3漁村に²婦人部が自主的に結成された。その後、県当局ならびに関係団体の指導によって、婦人部の活動は急速に進展し、1959（昭和34）年8月時点で、42の漁協婦人部が存在し、前述のとおり漁婦連も4地区に結成された。県漁婦連の結成については、1958年より検討中であったが、1959年（昭和34）年8月に各地区漁婦連の正副会長及び関係団体の担当者が協議したところ、県漁婦連結成で意見が一致した。そこで、同月26日に県立水産会館において関係者約100名が集まり、県漁婦連設立総会が開催された。なお、県漁婦連の事務所は県漁連（旧兵庫県漁連（制作委員会注））に置かれた。（拓水37号）

漁協婦人部は、かねてより海浜清掃に積極的に取り組んできたが、その功績が認められ、1977（昭和52）年度から各海区に海浜清掃の助成金が、県漁連から支給されることになった。

兵庫の漁業のあゆみ

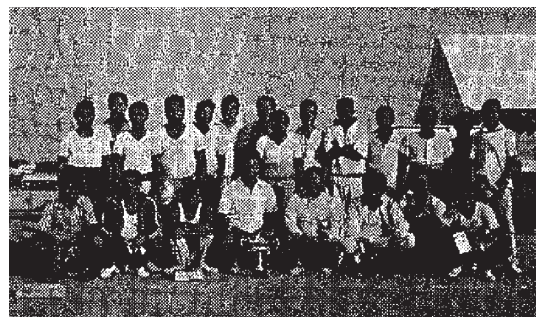
この運動をより活発なものとするため、県漁婦連では、同年7月24日、県下一斉に海浜清掃を行うことを決めた（拓水250号）。

1983（昭和58）年3月、坊勢漁協青年部の設立総会が開催された。地元では、かねてより青年部の設立が叫ばれていたが、漁協の強い指導のもと、発足の運びとなった。青年部は35歳以下の若手漁業者で組織され、部員数は173名で、県最大の青年部となった。

1983（昭和58）年7月、香住町漁協婦人部の設立30周年記念式典が、香住町漁協で開催された。同婦人部の設立は、戦後の混乱期がようやく過ぎた1953（昭和28）年9月であった。苦しい生活の中で、生活用品を何とか安く手に入れようと、漁協を仲立ちに共同購入を開始したことがきっかけとなった。この事業で生じた価格差分は貯金に回され、変動的な漁業収入に備えることになった。婦人部はその後30年、漁協と連帯した貯蓄推進運動や漁家生活の合理化を積極的に推進した。また、生活改善、健康管理、後継者の育成、合成洗剤の追放をはじめとした公害から海を守る運動など、幅広く活動した。以後の活動にも大きな期待が寄せられた（拓水323号）。

1986（昭和61）年6月、県漁青連の設立10周年記念行事が開催された。県漁青連では、記念誌「兵庫県漁青連の10年のあゆみ」を発刊、会員1,363名に配布した（拓水358号）。

1986（昭和61）年6月、淡路地区漁婦連が、設立30周年記念行事を開催した。淡路島ではこの30年間に、大鳴門橋が完成し、明石海峡大橋・関西新空港の建設と、大きな変貌期を迎えていた。振り返れば、1949（昭和24）年の水協法施行によって、漁業協同組合が設立され、



▲第1回県漁青連ソフトボール大会

漁協婦人部も次々と誕生した。当時は物がなく、生活にゆとりが持てない中、漁家の女性は内職探しに奔走するような日々を過ごしていた。その後経済成長が進むにつれ、漁協婦人部は多様な活動を開始した。淡路地区漁婦連では、各漁協婦人部からこのような思い出話を集め、設立30周年記念の「随筆集」にまとめた（拓水357号）。

1986（昭和61）年10月発行の拓水361号に掲載の「普及員だより」で、漁業士制度が紹介された。1986（昭和61）年度に、国の新しい漁業後継者対策事業の一環として、指導漁業士・青年漁業士の認定制度が設けられた。兵庫県でも、国の制度施行に伴い、この事業に取り組むことにした。制度の目的は、将来の新しい漁村づくりのための取組の推進役、中核となる若い優れた漁業者を育成することであった。青年漁業士の認定要件は、①県が行う講座を履修するか同等以上の資質を有すると県知事が認めた者、②一定の漁業経験を有し、将来とも漁業に従事し地域の中核的推進者となることが見込まれる40歳未満の者、③漁業青少年の集団活動に積極的に参画し、中心的活動ができることと見込まれる者、とされた。指導漁業士の認定要件は、①漁業技術、経営管理能力等が優れ、かつ地域自立経営型漁業者として先進的経営を行っ



ている者、②漁村青少年の育成指導に積極的に参画し、かつ、理解と熱意を有する者、とされた。県ではこれらの認定に当たり、漁村青少年育成機関及び関連漁業団体の役職員ならびに学識経験者等で構成する認定委員会を設け、候補者の選考審査を実施することになった（拓水 361号）。

1988（昭和 63）年 11 月、明石市民会館において、昭和 62 年度兵庫県漁村青壮年婦人活動実績発表大会が開催された。漁青連と漁婦連の合同発表大会の開催は、10 年ぶりとなった。互いの組織や活動内容を理解しあい、今後の活動に役立てるために実現したものであった。

兵庫県漁青連らが呼びかけていた、青壮年部の全国組織化への足掛かりとなる、西日本漁業青壮年部連合会の設立総会が、1988（昭和 63）年 2 月、那覇市の沖縄県水産会館で開催された。これは、先細る沿岸漁業を若い後継者の手で振興し、将来像を確立していくことを目的とした取組であった。兵庫・山口・愛媛・長崎・佐賀玄海・鹿児島・沖縄の 7 県漁青連会長が発起人となり、京都以西の各県漁青連に設立を呼びかけていた。総会には、兵庫・岡山・山口・徳島・愛媛・高知・福岡・佐賀有明・佐賀玄海・長崎・宮崎・鹿児島 の 12 漁青連から 52 名が参加し、種々意見交換をした結果、設立を決定するにいたった（拓水 377 号）。

1988（昭和 63）年 9 月、淡路地区漁婦連が「第 3 回魚を食べましょう」アイデア料理コンクールを開催し、14 婦人部から 27 点の応募があった。このコンクールは、身近で安価な魚でも、工夫一つでおいしく食べられることを消費者に広く PR することが目的であった。淡路地区漁婦連では、過去 3 年間に出品された 64 点の

アイデア料理に関するパンフレットを作成する検討を始めた（拓水 384 号）。

1989（平成 1）年 7 月、南淡町沼島で沼島漁協青年部主催による、女性 60 余人と地元漁業青年の交歓会が開催された。沼島は人口 1,000 人足らずの離島であるが、主産業の漁業は活気に満ち、後継者も順調に育っていた。しかし、花嫁不足が深刻な問題になっていた。そこで、島外の女性に、沼島を知ってもらうことを目的に、交歓会が企画されたのである。この模様は後日、地元テレビ局が放映した（拓水 394 号）。

1990（平成 2）年 2 月発行の拓水 400 号で、淡路地区漁婦連が、アイデア料理コンクールに出品されたレシピ 63 点を冊子にまとめた『海の幸あわじ』を出版したことが紹介された。同漁婦連では、この冊子が一人でも多くの消費者の手元に届くようお願い、各地の婦人団体等へ配布した。

1990（平成 2）年 3 月、農山漁村婦人フェスティバルが開催された。これは、農山漁村婦人の社会活動への参加を促進し、地位向上を図るため設定された「農山漁村婦人の日（3 月 10 日）」にあわせて、開催されたものである。席上、全国初となる兵庫県婦人漁業士の認定式



▲兵庫県婦人漁業士認定

兵庫の漁業のあゆみ

が開催され、4名の部員がこれに認定された(拓水402号)。

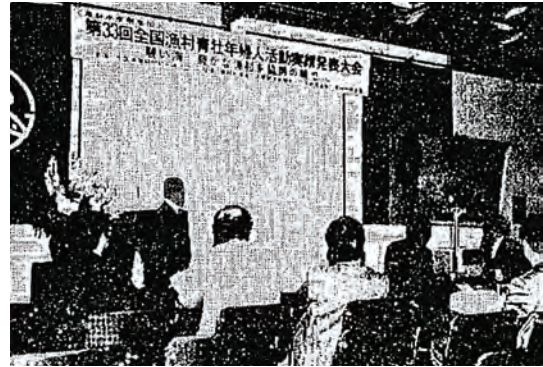
【注】

1. 悪い風習・風俗を改め直すこと。
2. 2009(平成21)年5月発行の拓水631号の県女性連創立50周年記念座談会の中で、昭和29年に東須磨、浜坂、三尾の3漁協に婦人部が設立され、「1日10円貯金運動」が始まった、とある。一方、1956(昭和31)年11月発行の拓水4号に掲載された第1回兵庫県漁協婦人部大会の活動実績発表の要旨によれば、前述の3婦人部以外の複数の漁協婦人部で、昭和29年以前から別の組織名称で婦人部活動を行っていたことが記されている。

拓水1号(1956(昭和31)年7月発行)・拓水3号(1956(昭和31)年10月発行)・拓水15号(1957(昭和32)年11月発行)・拓水37号(1959(昭和34)年9月発行)・拓水250号(1977(昭和52)年7月発行)・拓水319号(1983(昭和58)年4月発行)・拓水323号(1983(昭和58)年8月発行)・拓水357号(1986(昭和61)年6月発行)・拓水358号(1986(昭和61)年7月発行)・拓水361号(1986(昭和61)年10月発行)・拓水375号(1988(昭和63)年1月発行)・拓水377号(1988(昭和63)年3月発行)・拓水384号(1988(昭和63)年10月発行)・拓水394号(1989(平成1)年8月発行)・拓水400号(1990(平成2)年2月発行)・拓水402号(1990(平成2)年4月発行)

(11) ガザミふやそう会

1987(昭和62)年3月、全漁連主催の第33回全国漁村青壮年婦人活動実績発表大会が東京で開催された。発表は、①漁業部門、②増養殖部門、③経営部門の3分科会に分かれて行われた。兵庫県から参加した岩見漁協友水会



▲岩見漁連友水会による全国大会での発表

は増養殖部門において「抱卵ガザミの保護は我々の手で～ガザミふやそう会誕生～」と題して発表し、審査の結果、農林水産大臣賞を受賞した。受賞は、ガザミの抱卵期である6~8月の3ヵ月間、漁獲された抱卵ガザミを海へ戻す資源保護活動が組合の枠を超えた広域資源管理の組織化につながったことを評価されたものであった。

ガザミふやそう会設立までの経緯は、次のように紹介されている。岩見漁協友水会では、夏場に安値で取引される抱卵ガザミを保護し、産卵(ゾエア幼生のふ出)させて、冬場の高値時期に漁獲できないか検討を続けていた。まず、抱卵ガザミの生態を確認するために、漁協の活魚水槽で抱卵ガザミの飼育に着手した。そこで、抱卵ガザミの外卵の色から、ふ出時期を推定できるようになり、ガザミが6~8月の産卵シーズン中、1ヵ月おきに3回産卵することが明らかになった。次に、抱卵ガザミに3回の産卵(ふ出)をさせた後、漁獲対象に戻す方法について、県・県水試・系統団体の担当者らと交え、検討と実験を重ねた。その結果、①抱卵ガザミの甲羅にペイントマーカーで「とるな」マークを記入して放流、②とるなマークは3回産卵(ふ出)後の脱皮によって、脱落・消失して漁獲対象に



戻る、ことを確認した。こうした抱卵ガザミ保護の手法をもとに、ガザミで利益を得る漁業者や鮮魚流通業者をはじめ、行政・系統関係者、一般消費者にも広く呼びかけて、「ガザミふやそう会」が設立された。

この会には摂播地区漁青連（22漁協青壮年部）が参加し、単協の枠を超えた組織化が図られた。ガザミふやそう会は、会員から年会費500円を徴収し、その資金で抱卵ガザミの買い上げを行った。買い上げたガザミは、漁協の役員らの協力によって「とるな」マークをつけて、海に放流された（拓水367号）。

1988（昭和63）年11月発行の拓水385号の「サンテレビ「こちら海です」ロケだより」で、ガザミふやそう会が紹介された。会の発足は1986（昭和61）年12月、岩見漁協友水会の提案が始まりであった。発足からすでに2年が経過したが、岩見・高砂・伊保の青年部員らが、月2回の御津町新舞子浜での干潟調査を継続していた。ガザミや放流されたクルマエビ・ヒラメの成長を調査する草の根的な運動が漁獲高の増加につながってほしい、と結ばれている。

2016（平成28）年5月、摂津播磨地区漁協青壮年部連合会の通常総会が県水産会館で開



▲設立30周年記念研修会

催された。2016年は摂播漁青連設立40周年、ガザミふやそう会設立30周年と区切りの年となった。総会後の学習会では、県漁連担当者から「ガザミふやそう会について」の講演があり、設立当時の映像をみて活動を振り返った。参加者は会への理解を深め、今後の活動に対する意欲を強くした（拓水716号）。

2022（令和4年）7月発行の拓水789号に、「ガザミふやそう会」の会員募集記事が掲載された。同会は、1986（昭和61）年から抱卵ガザミを買い上げ、自然の力でガザミ資源を増やす活動を継続してきた。

拓水367号（1987（昭和62）年4月発行）・拓水385号（1988（昭和63）年11月発行）・拓水716号（2016（平成28）年3月発行）・拓水789号（2022（令和4）年7月発行）

（12）3 漁連合併

1948（昭和23）年12月に水産業協同組合法が公布され、これに基づき兵庫県水産業会は解散・清算し、1949（昭和24）年11月に但馬漁業協同組合連合会（以下、「但馬漁連」という）と兵庫県内海漁業協同組合連合会（以下、「内海漁連」という）が新たに設立された。これら2漁連は、兵庫県水産業会の固定資産を引き継ぎ、購買事業（石油・資材供給）を中心に、経済事業を営んだ。また、兵庫県水産業会の債権債務の一切は内海漁連が引き継いだ。1951（昭和26）年10月には、県下一円にわたる指導事業を行う兵庫県漁業協同組合連合会（以下「旧県漁連」という）が設立された。

兵庫県水産業会の解散から、まず但馬漁連と内海漁連の2漁連が設置され、遅れて旧県漁

兵庫の漁業のあゆみ

連が設置された理由については、拓水 364 号の作花英治氏（元但馬漁連専務）による連載「漁協一代（その十七）漁連の十八年（一）但馬漁連とは？②」から知ることができる。これによると、兵庫県水産業会の会員であった各漁業会が、水産業協同組合法の施行によって、新しい漁業協同組合に生まれ変わる中で、但馬海区の漁協（当時 9 漁協）が上部団体の設立について協議した結果、「漁業基盤、漁民気質等が但馬と内海では全く異質であることから、県下一円を区域とする漁連は必要ない」との結論に達し、当時の県水産課長に強く要請した、とある。これを受けた県当局は、喫緊の要務である石油・資材の確保に当たらせるため、但馬漁連・内海漁連の設立を急ぎ、但馬・内海の両海区が高度の共通事項を処理する必要性が生じれば、2 漁連を会員とする漁連を設立すれば良いとの判断を下した。

こうして、経済事業を担う但馬漁連・内海漁連と、指導事業を担う旧県漁連の 3 漁連体制が始まった。

その後の 3 漁連合併の経過に関する報告が、1976（昭和 51）年 10 月発行の拓水 241 号に掲載されている。これによれば、合併の目的が「今日の厳しい社会経済情勢の変化に対応する体制基盤を確立するため」と位置づけられ、



▲ 3 漁連合併推進協議会



▲ 3 漁連合併記念祝賀会

1975（昭和 50）年 5 月開催の各漁連の通常総会において、合併手続きを進めることが承認決定されたとある。

3 漁連は、1975（昭和 50）年 7 月、兵庫県漁協等合併推進協議会を立ち上げ、具体的な合併協議を開始した。3 漁連の財務・運営実態の把握、合併に関する問題点の把握、持ち分の確認とそれぞれの課題の検討、合併基本構想の策定、合併後の普及推進等が協議され、1976（昭和 51）年 4 月開催の第 3 回協議会で、基本構想の決定をみた。

これをもとに、3 漁連は同年 4 月から淡路・摂播・但馬において地区別説明会を開催し、会員の賛同を得たうえで、1976（昭和 51）年 6 月 3 日、3 漁連会長が県水産課長立会いのもと、合併仮契約の調印を行った。こうして、同年 9 月 1 日に兵庫県漁業協同組合連合会（以下、「県漁連」という）が誕生した。

なお、1963（昭和 38）年 9 月発行の拓水 85 号には、同年 9 月に内海・但馬両漁連の理事監事合同会議が開催され、内海・但馬両漁連合併促進委員会を設立、事務局は旧県漁連が担当し、1965（昭和 40）年 4 月 1 日の 2 漁連合併を目指し協議が始まったとあるが、拓水には、合併促進委員会のその後の動向についての情報はない。

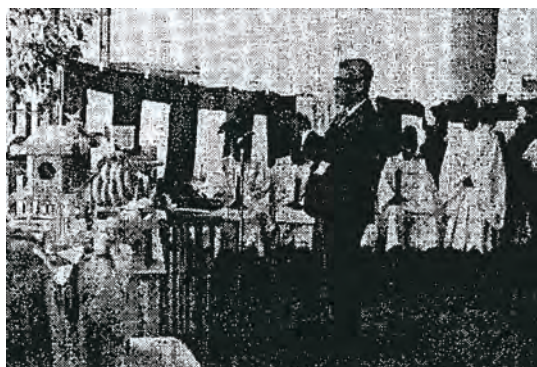


拓水85号（1963（昭和38）年9月発行）・拓水227号（1975（昭和50）年8月発行）・拓水228号（1975（昭和50）年9月発行）・拓水229号（1975（昭和50）年10月発行）・拓水230号（1975（昭和50）年11月発行）・拓水237号（1976（昭和50）年6月発行）・拓水238号（1976（昭和51）年7月発行）・拓水239号（1976（昭和51）年8月発行）・拓水240号（1976（昭和51）年9月発行）・拓水241号（1976（昭和51）年10月発行）

(13) 豊漁祈願祭

第1回豊漁祈願祭は、旧県漁連の主催によって1975（昭和50）年8月5日に、神戸市垂水区の垂水埋立地で開催された。当時は流出油事故、工場排水の流出、赤潮大発生などによって、かつては「宝の海」と呼ばれた兵庫の海が、年々汚染されている状況を憂い、栽培漁業や資源保護の活動を通じて、安心して漁業を営める豊かな漁場にしたいとの漁民の祈りを込めて催された。

当日は、県漁連会長・県知事・神戸市助役・荷受業者・仲買業者・漁業関係者ら200名が出席した。神主が祝詞をささげて豊漁祈願を行った後、出席者が漁民とともに大漁旗を掲げた漁船40隻、県の漁業取締船「はやたか」な



▲第1回豊漁祈願祭

どに分乗して垂水港を出港し、港外でマグイ、ハマチ、マダコなど5,000尾を一斉に放流した。

豊漁祈願祭は、その後も毎年、摂津・播磨・淡路・但馬の4海区持ち回りで開催されているが、近年は放流行事を行わず、豊漁祈願と漁協組合長懇談会を実施している（制作委員会注）。

拓水227号（1975（昭和50）年8月発行）

(14) 漁民物故者合同供養祭

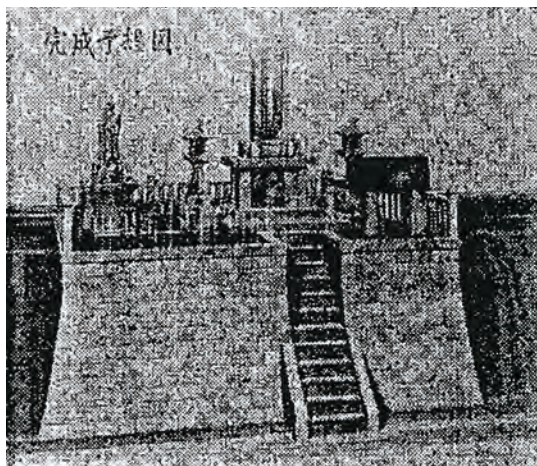
最初の物故者供養祭は、1975（昭和50）年8月19日、明石市民会館において開催された。この時の供養祭は、「漁船海難物故者合同慰霊祭」として、漁船海難物故者を対象として催されている。県下4海区の遺族参列者400名、県知事をはじめ来賓50名、一般参列者500名が、300余柱の御霊に哀悼のまことを捧げ、物故者名簿は高野山遍照光院に奉納された。



▲漁船海難物故者合同慰霊祭

その後、業界内部から慰霊塔建立の強い要請があり、同年9月の旧県漁連役員会において建立を決定した。10月には慰霊塔建設協議会が組織され霊地購入も決定し、遍照光院と霊地永代護持契約を締結した。同年11月から慰霊塔の題字を公募し、翌1976（昭和51）年1月の慰霊塔建設協議会において「漁友鎮魂之塔」

兵庫の漁業のあゆみ



▲漁友鎮魂之塔完成

と決定、あわせて開眼供養祭の開催を決めた。

同年4月30日、漁友鎮魂之塔と海の幸供養塔の開眼供養祭が高野山で執り行われ、あわせて第1回の漁民物故者合同供養祭が開催された。対象者は兵庫県の漁業関係物故者に拡大した。

漁民物故者合同供養祭は、その後毎年開催されている（制作委員会注）。

なお、漁友鎮魂之塔は、1998（平成10）年9月の台風7号、2018（平成30）年8月の台風20号、9月の台風21号によって、周辺の大木が倒れ、石垣の大部分が倒壊する被害を3度にわたって受けている。幸い、慰霊塔本体は無事で、石垣の方は、県下の漁協や関係団



▲漁友鎮魂之塔 2度目の台風災害から修復

体の厚志によって直ちに修復されている。

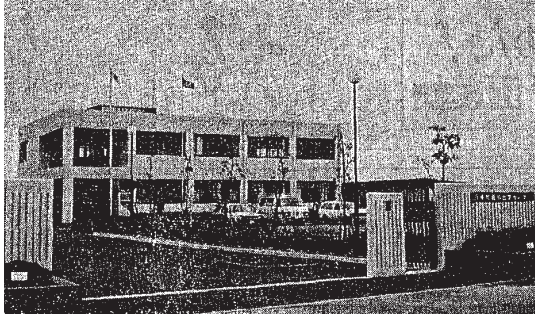
拓水228号（1975（昭和50）年9月発行）・拓水233号（1976（昭和51）年2月発行）・拓水235号（1976（昭和51）年4月発行）・拓水236号（1976（昭和51）年5月発行）・拓水505号（1998（平成10）年11月発行）・拓水743号（2018（平成30）年9月発行）・拓水753号（2019（令和1）年7月発行）

(15) 栽培漁業(世界初の栽培漁業センターの設置)

「栽培漁業」という用語が拓水に初めて登場するのは、1963（昭和38）年5月発行の第81号である。兵庫県水産課長が、水産庁において「作りながらとる」という着想から用いられるようになった、と記している。

当時の瀬戸内海は、12万人の漁業者が5万余隻の漁船を駆使して、周年にわたって操業しており、他方において臨海工業地帯の開発による漁場の喪失、工場の増設及び都市部の人口増による排水の影響などによって、沿岸海域の幼稚魚育成場が失われつつあった。このため、瀬戸内海関係府県と水産開発協議会¹が中心となって、国の施策として積極的な資源の維持培養対策を樹立するよう要望を続け、1962（昭和37）年の政府当初予算で、世界初の「栽培漁業センター」を瀬戸内海に設置することが決まった。

栽培漁業センターは、1963（昭和38）年に香川県の屋島と愛媛県の伯方島に設置された。マダイ・スズキ・ボラ・クルマエビなどを生産して約1ヵ月間飼育した後、各県に新設される中間センターでさらに1ヵ月間飼育して、海に放流する計画が立ち上がった。翌1964（昭和39）年には大分県上浦町に3ヵ所目のセンターの設置が決まった。



▲兵庫県栽培漁業センター完成

栽培漁業センターの運営に関しては、関係府県からの意見と協力が必要であるとして、国は関係府県と漁連を会員とする「社団法人瀬戸内海栽培漁業協会」（以下「協会」と略記する。なお、協会は後に社団法人日本栽培漁業協会への改組を経て、独立行政法人水産総合研究センターに統合された(制作委員会注))を設立して、運営を協会に委託することになった。運営費の大部分は国が負担し、一部を関係府県と漁連がそれぞれ負担した。協会の初代会長には当時の兵庫県知事、副会長には兵庫県漁連会長がそれぞれ就任し、事務所は兵庫県立水産会館内に置かれた。

協会による兵庫県での最初の稚魚放流は、1963（昭和38）年9月のマダイ1万尾と9月下旬のカワハギ類2万尾で終了予定とした。次年度からは、放流する魚種も増え、尾数は10倍以上を見込んだ。これらの放流水族はいずれも移動するため、協会では、漁業者に対して「バック・フィッシュ」などの自主的な保護活動呼びかけた。

1964（昭和39）年6月発行の拓水93号には「時の言葉」として上述のバック・フィッシュが取り上げられ、水産資源保護運動の最近の合言葉として紹介されている。欧米諸国では、早くからこの思想が国民全般に普及していたが、

日本では法規で制限してもなかなか守られなかった現状を嘆いている。協会の放流事業を一層効果的にするためにも、こうした思想にもとづく普及と徹底が必要であると指摘している。

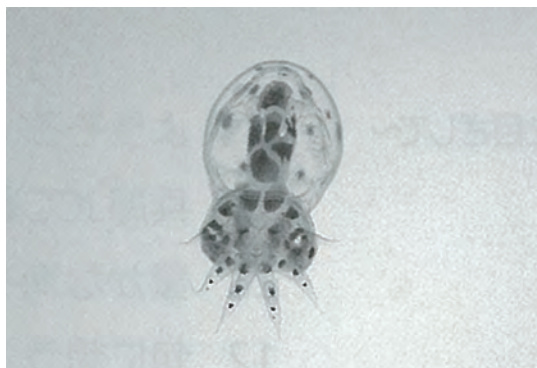
さらに拓水95号にあるように、県は禁漁区を設定するなど、保護措置がとられているところへ重点的に放流する方針をとったが、県に申し出があった禁漁区は3カ所に留まっていた。そこで、地域関係者をあげて保護措置をとるよう求めた。

1967（昭和42）年6月発行の拓水130号には1963（昭和38）年に稚魚放流が始まってから5年目を迎え、クルマエビ種苗の大量生産技術は確立されたが、肝心の魚類種苗の生産は実験段階に留まっていたと記されている。クルマエビ種苗についても、いつ・どこに・どれくらい放流すれば良いのかはわかっていないと記されている。切羽詰まった沿岸漁業の打開策として登場した栽培漁業ではあったが、まだまだ課題が多かったのである。

その後、県水試はクルマエビに次ぐ第2の栽培漁業対象魚種として、1971（昭和46）年度から、ガザミ種苗の生産に取り組んだ（拓水180号）。1981（昭和56）年10月発行の拓水301号には、1980（昭和55）年から県水試が初めてヒラメ種苗の生産試験を行い、成功に至ったとある。1982（昭和57）年には、兵庫県栽培漁業センターがオープンし、マダイ・ヒラメ・マコガレイなどの種苗生産業務を担うことになった（拓水308号）。

1982（昭和57）年10月発行の拓水313号によると、栽培漁業が日本の水産行政施策に組み込まれて20年が経過する中で、クルマエビの大量種苗生産技術は飛躍的に向上かつ安

兵庫の漁業のあゆみ



▲ふ化したマダコ幼生

定し、近年は兵庫県内海地区で、毎年2,000万尾強を放流していた。放流技術についても、20年間の試行錯誤の結果、問題点を次々と改善した。一方で、今後も中間育成を丁寧に継続実施しないと、種苗生産量が維持されても、漁獲量の低下はまぬがれない、と記している。

2015（平成27）年4月発行の拓水702号には、兵庫県が2016（平成28）年度から、一部の魚種を除き、これまで無償で配布してきた放流用種苗を、有償化する方針を打ち出したことが記されている。これは阪神・淡路大震災の復興により悪化した財政の改善を図り、持続可能な行財政構造を確立するために取り組んできた「行革プラン」の一環であった。瀬戸内海で栽培漁業が始まって50年、種苗の有償化を通じて、より効果的な栽培漁業を目指そうとしたのである。

【注】

1. 水産開発協議会は、瀬戸内海関係府県の水産課、漁連及び信漁連を会員として1962（昭和37）年に設置され、瀬戸内海地域の水産振興に係る活動を行った。事務局は瀬戸内海漁業調整事務局（現在の瀬戸内海漁業調整事務所）に置いた。正式名称は「瀬戸内海水産開発協議会」。2010（平成22）年に役割を終えて解散した。

拓水81号（1963（昭和38）年5月発行）・拓水84号（1963（昭和38）年8月発行）・拓水85号（1963（昭和38）年9月発行）・拓水93号（1964（昭和39）年6月発行）・拓水95号（1964（昭和39）年8月発行）・拓水130号（1967（昭和42）年6月発行）・拓水148号（1969（昭和44）年1月発行）・拓水180号（1971（昭和46）年9月発行）・拓水301号（1981（昭和56）年10月発行）・拓水308号（1982（昭和57）年5月発行）・拓水313号（1982（昭和57）年10月発行）・拓水702号（2015（平成27）年4月発行）・拓水797号（2023（令和5）年3月発行）

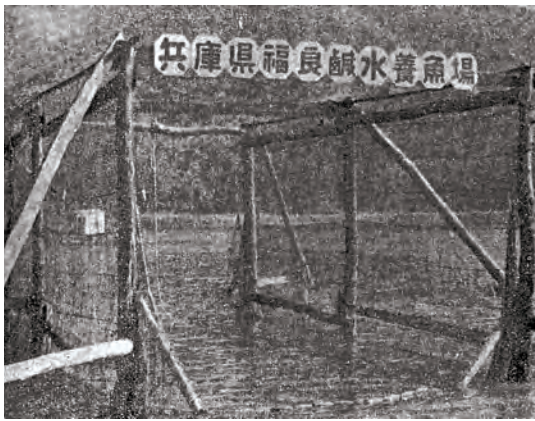
(16) ハマチ養殖

1956（昭和31）年12月発行の拓水5号には、日本で最初にハマチ養殖を始めた香川県の引田漁協の沿革が紹介されている。ここには1924（大正13）年、当時の引田漁業組合長が個人経営でハマチ養殖に着手したとあるが、引田漁協のホームページ（2023年4月検索）によると、組合長の息子が父の全面的な支援を受けて養殖試験を開始し、わずか2年目の1928（昭和3）年に養殖に成功したと記されている。いずれにせよ、日本で初めてハマチ養殖に成功したのは、大正末期から昭和初期の香川県の引田であることには間違いない。この事業は、1951（昭和26）年の漁業制度改革によって、個人経営から引田漁協の自営漁業に移行し、組合のその後の経営に大きく貢献した。岡山県の日生や和歌山県の白浜などでも、引田と同様、築堤式のかん水養殖場で、ハマチ養殖を主体とした養殖漁業が営まれた。

兵庫県ではこうした各地の養殖機運に刺激され、ハマチ養殖漁業を、最近特に窮迫しつつある瀬戸内海の沿岸漁業の打開策の一つとして採



り上げ、1958（昭和33）年度事業として「県営福良かん水養殖場」を設置して、ハマチ養殖試験を実施することになった。施設は、引田漁協の施設と同様、築堤式の養殖場であった。この方式は県下では初めての試みで、将来のモデル施設として県が建設した後、管理運営は県から南淡町に、さらに町から福良漁協に委託された（拓水21号）。



▲県営福良かん水養殖場

1958（昭和33）年9月発行の拓水25号には、養殖場は福良湾の通称「蛇のひれ」と呼ばれる入江を利用して設置することになったが、区画仕切網の設計・設置が遅れ、1958（昭和33）年6月19日からハマチ稚魚5万尾が順次到着し、これらを小割生簀に収容して餌付けする中で、区画仕切網が完成したのは6月28日、養殖場への稚魚放流は6月29日となったと記している。梅雨、真夏の日照り、秋の台風などの不安を抱えながらの試験開始であったが、1959（昭和34）年10月発行の拓水38号には、「去年（1958年）の福良は文句なしに勝ち」と記してあることから、関係者の努力が実って養殖試験が成功したと思われる。

一方、拓水38号で紹介されている洲本市由良湾では、1959（昭和34）年に網イケス式

でのハマチ養殖試験が行われた。由良地区の3漁協が「由良町養魚組合」を結成して資金を手当てし、県と市が助成金を出した。網イケス式のハマチ養殖は、県下初の試みであった。当地の養殖試験は、由良町養魚組合が冷蔵庫施設を持たなかったことから、餌の凍結・運搬・保管にコストがかかり、給餌量を減らすなどしたためハマチの成長に影響したが、腹八分目が良かったのか、ハマチは健全に育った。ところが、同年9月26日の台風15号が由良と福良を襲い、由良の養殖場の4つのイケスのうち2つが壊れたほか、福良の養殖場では仕切網が流出して、いずれにおいてもハマチが逃げ出した。なお、その後の福良・由良地区におけるハマチ養殖業の動向は、「拓水」には掲載されていない。

1964（昭和39）年8月発行の拓水95号には兵庫県ハマチ養殖業者の増加ぶりが記載されており、1963（昭和38）年には業者数16・放養尾数160万尾であったものが、1964（昭和39）年には26業者・320万尾と倍増している。これは、沿岸漁業の行き詰まり対策として、行政が技術的裏付けのないままに振興を打ち出し、業界も大きくその方向に動いた結果であった。しかし、県水試は病気の問題などで遅れをとり、果たすべき役割を果たせていない、と記している。そこで、県水試では遅ればせながら1964（昭和39）年から、ハマチ養殖についての研究調査を開始し、まずは餌料の研究と養殖漁場環境要因調査の2項目に取り組んだ。

1968（昭和43）年度のハマチ養殖尾数は全国で約3,000万尾（兵庫県360万尾）に達した。しかし餌料不足による餌代の高騰が、各地の経営に影響を及ぼす恐れがあった。それを見こし

兵庫の漁業のあゆみ

て、1965（昭和40）年頃から、兵庫県を含むハマチ養殖関係県の水産試験場が人工餌料の研究を始めた（拓水140号）。研究の結果、完全ではないが使用可能な餌ができ、配合餌料を与えた養殖試験では、生餌と比べてもそんな色ないか生餌をしのぐ結果が出た。餌料単価は生餌と同等であった。

1973（昭和48）年からハマチ種苗の需給調整において、従来の全国3,000万尾の大枠が撤廃され、各府県で個別に設定することが認められるようになった。これによって、ハマチ養殖業者が実際の養殖尾数を公表できるようになり、養殖共済への加入や資金調達、赤潮被害の救済措置申請などに、大きなメリットが生じた。1973（昭和48）年の全国の計画養殖尾数は、前年の当初計画の2倍を超える6,078万尾となったが、前年の実養殖尾数と比較すると、4%増に留まった（拓水201号）。

1973（昭和48）年7月発行の拓水201号で、県水試がハマチ養殖事業の問題点を指摘している。1972（昭和47）年に発生した赤潮による養殖ハマチの大量へい死（養殖尾数の70%・295万尾）被害が、赤潮に弱い越年魚（2年魚）の増加によるものであるとして、近年の越年魚



▲赤潮被害 ハマチ大量へい死

養殖の増加に警鐘を鳴らしたのである。1975（昭和50）年6月発行の拓水225号には、同年に発生した赤潮による養殖ハマチ（2年魚）の大量へい死（4.5万尾）についての記載がある。ハマチは、5月に他県から搬入したもので、同月下旬に餌付きが悪くなり、間もなく死滅した。

1976（昭和51）年6月発行の拓水237号には、県水試が兵庫県のハマチ養殖業の歴史と課題について記している。兵庫県のハマチ養殖業は1959（昭和34）年度から企業的に開始された。1965（昭和40）年頃からは規模拡大が始まり、続いて小割網による集中管理へと変遷し、安定養殖時代が到来したと思われた。しかし、「40年代の後半からは、赤潮、PCB、流出油、餌料、各種の病害等々によって、低迷時代へ移行しているやに思われる」と記している。1960年代前半の兵庫県の養殖尾数は、先進県としての地位を得ていたが、1976年には何とかベスト10に入っている状況にあった。そのため魚種の転換・施設の改良・外海域漁場への進出などが必要であると結んでいる。

拓水5号（1956（昭和31）年12月発行）・拓水21号（1958（昭和33）年5月発行）・拓水25号（1958（昭和33）年9月発行）・拓水38号（1959（昭和34）年10月発行）・拓水95号（1964（昭和39）年8月発行）・拓水96号（1964（昭和39）年9月発行）・拓水140号（1968（昭和43）年4月発行）・拓水201号（1973（昭和48）年7月発行）・拓水202号（1973（昭和48）年8月発行）・拓水225号（1975（昭和50）年6月発行）・拓水237号（1976（昭和51）年6月発行）



(17) その他の養殖等(ニジマス海水馴致・エビ類)

1964(昭和39)年11月、瀬戸内海栽培漁業センターが、ニジマス(淡水産)を海水に馴致(海水生活に慣らす)させ、低周波音を利用した条件反射と投餌を行うことで、囲網のない養殖漁場を造って飼育試験を行った。このニジマスが1965(昭和40)年5月には、体長35cm程度に育った。瀬戸内海栽培漁業センターでは、ニジマスの放流尾数を増やすため、各地に馴致可能な施設の使用を求めた。兵庫県では、岩屋共栄漁協がコンクリート水槽を提供し、海水馴致が行われた。ニジマスは淡水で飼育するよりも、海水で飼育した方が成長が早く、身のしまりが良く美味と言われていた。明石海峡周辺は、海水の水温・比重が良好で、餌となるイワシ・イカナゴも豊富であり、ニジマスの棲息には好適であるという。また、海水馴致したニジマスを明石海峡に放流すれば、イワシ・イカナゴなどの低級魚の優占種から、高級魚ニジマスに優占種の形成を変え得るといところまで、栽培漁業が発展してきたと指摘している(拓水111号)。

県は(社)瀬戸内海栽培漁業協会と協力して、1966(昭和41)年2月上旬、福良湾及び岩屋沖に、それぞれ2,000尾のニジマスの放流を計画した。ニジマスは前述したように淡水魚であるが、約2週間かけて徐々に海水に慣らすと、海で棲息できるようになる。この時に放流されたニジマスも海水馴致したものであった。1965(昭和40)年に香川県が試験放流したところ、淡水養殖に劣らないニジマスが漁獲され、秋には1kg以上に成長したのも漁獲された。兵庫県は、春にはイカナゴ・イワシなどの餌に恵まれ、明石・鳴門海峡の深場では水温が低い

所もあるので、ニジマスは夏を越すことも考えられた。放流結果が良ければ、ニジマスを大量に放流し、瀬戸内海に新しい魚種を誕生させることが可能となる、と指摘されている。また、採捕した漁業者は、組合を通じて県当局に報告することが求められた(拓水113号)。



▲ニジマススケッチ

1966(昭和41)年6月発行の拓水117号に、ニジマスの海水放流の結果が報告された。県と(社)瀬戸内海栽培漁業協会が共同で、前述のとおり1966年(昭和41年)2月下旬に、海水馴致を終えたニジマスを岩屋沖と福良湾にそれぞれ2,000尾放流した。1966(昭和41)年5月中旬までに、約40尾が採捕された。これらのうち岩屋沖放流分について調べると、放流時の平均体長12cm、体重30gであったものが、わずか2ヵ月ほどの間に、体長は平均18cm、体重150gに成長した。秋から冬にニジマスが漁獲されれば、瀬戸内海に新しい魚種が誕生することになる、という。

1965(昭和40)年10月、沿岸漁業構造改善事業によって、赤穂市の福浦漁協に、クルマエビを主体とするエビ養殖場が完成した。面積600㎡のプールで、簡易冷蔵庫が併設された。海水は、10馬力ポンプを使って、地先の海底からパイプを通してくみ上げられた。また、プールには海水の循環と曝気のため、空気を送る設備を備えた。このプールには、地元で漁獲されるエビを一時に600kg収容できた。本格的

兵庫の漁業のあゆみ

なエビ養殖（蓄養を含む）の開始時期として、1966(昭和41)年4月を予定した。完成直後は、エビ養殖最大の難関とされる越冬試験と、ガザミ蓄養試験を行った（拓水112号）。

拓水111号（1965（昭和40）年12月発行）・拓水112号（1966（昭和41）年1月発行）・拓水113号（1966（昭和41）年2月発行）・拓水117号（1966（昭和41）年6月発行）

(18) マダコ資源（異常寒波等の影響）

1958（昭和33）年10月発行の拓水26号には、1958（昭和33）年に兵庫県瀬戸内海側で生じたマダコの不漁の原因について、決め手がないものの、執筆した県水試の技術者の私見として資源量の減少が影響していると記されている。私見に留めているのは、予算等の関係から基礎的な資源研究ができず、資源量が推計できなかったためである。

1936（昭和11）年の不漁の原因は、冬の異常寒波によって淡路近海で多数のマダイ・マダコが凍死して浮いたという記録に基づいて、寒



▲稚ダコ放流 寒波対策

波による資源量の減少によるものであったことが紹介されている。この年のマダコの不漁が、県費助成による「兵水式産卵用たこつば投入事業」の実施につな

がった。たこつば投入事業は1940（昭和15）年まで5年間続けられた。漁獲量は1940（昭和15）年頃から漸次増加し、1942（昭和17）年には戦前最高の漁獲量となった。このことから、たこつばは投入から2年程度は効果があると記されている。

1958（昭和33）年11月発行の拓水27号には、26号と同じ執筆者が「マダコの資源補充機構」についての仮説を展開している。マダコ資源は、漁獲圧力の高まりや自然災害によって減少しても、自己増殖（個体の成長と個体数の増加）によって資源回復が図られる。その仕組みを資源補充機構という。マダコの資源補充機構を明らかにできれば、不漁の原因を取り除いたり、たこつば投入事業以外の効果的な資源増殖対策を講じることが可能であるとしている。執筆者は、仮説の前提として、これまでの調査結果を次のとおり整理した。すなわち①マダコは餌と環境に恵まれれば、成長が著しく早い、②マダコの産卵期は8月下旬から9月上旬が最も多い、③マダコは大きさによって生息場所を棲み分けている、④マダコには群衆性がなく個々に縄張りを持つ、⑤稚仔期のマダコは遊泳力が弱くプランクトン生活をするが、大ダコになると敵はない、の5つである。

不漁となった1958（昭和33）年の前年の漁期は、後半から漁獲量が減少し、1958（昭和33）年は漁期の前半に中ダコ（初期）は発生したが、全体の漁獲量は少なかった。このことから不漁の原因は、前年の小ダコ群の数が何らかの原因で例年より少なかったために、後半の漁獲が増えず、翌年の春の中ダコを採りつくすと、後続の小ダコ群が少なく資源の補充がきかなかったからであると考えたのである。さら



に小ダコ不足の要因としては、小ダコの住家に関して、①餌料生物の不足、②害敵の増加、③寒波による凍死、④工場排水等の影響が考えられるが、ここでは、ヒトデなどによる二枚貝の食害で、小ダコの餌料が不足したことを取りあげ、小ダコの保護がマダコ資源の重要なポイントであると結論づけた。

1960（昭和35）年5月発行の拓水45号では、1959（昭和34）年に県水試が行った仔ダコの飼育試験において、稚ダコが降雨による塩分低下に弱いという報告がなされた。これに基づいて、実験を行ったところ、塩素量が16%以下になると生存に影響を及ぼすことがわかった。この実験結果から前述の1958年（昭和33）年のマダコの不漁について、前年10月に鹿ノ瀬漁場近辺で16%代の塩素量が観測されたことをあげ、これが不漁に結びついた可能性を示唆したのである。

1959（昭和34）年から県水試が取り組んできたマダコの人工飼育実験は、4年の歳月をかけて1962（昭和37）年8月に成功した。浮遊稚ダコには、餌としてエビやカニの幼生を与えたところ、1ヵ月～1ヵ月半で12～13mmに成長して海底に沈着した。その後小ガニを与えた結果、底棲生活60日で5～6cmに達した。また、鹿ノ瀬で産卵ふ化した稚ダコが、播磨水域では加古川市別府沖2～6マイル、水深10～15m付近に多く分布していることも分かった（拓水73号）。

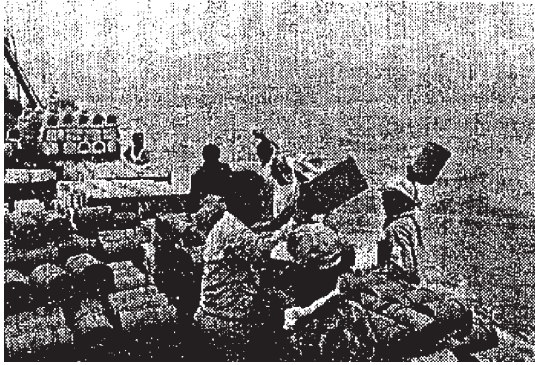
1963（昭和38）年7月発行の拓水83号では、当時の県水試場長が、1963（昭和38）年1月上旬の大寒波と同年4月中旬からの長雨の影響で、タコの被害は目に余るものがあり、鹿ノ瀬海域の親ダコはほぼ全滅したと述べている。

そこで資源の早期回復のために、県と明石市・北淡町、鹿ノ瀬会¹が一体となって、九州天草から仔ダコ5万尾を購入し、放流した。また、鹿ノ瀬会では、放流にあたって同年7～8月の2ヵ月間マダコを禁漁とすることを決め、海区漁業調整委員会もこれを承認した。県水試では、放流用のマダコ種苗の生産試験を続けていたが、量産できるところまでは進んでいなかった。なお、拓水84号にはマダコ放流事業の概要が紹介されている。

拓水309号には、県水試が1980（昭和55）年度から沿岸漁場整備開発事業によって、3ヵ年計画で実施したマダコの大規模増養殖場造成のための資源の解析と診断結果が紹介されている。この調査では、迅速解析手法のドイラップ法が用いられた。その結果、小ダコ段階での獲りすぎが指摘され、沈着期以降の稚ダコ保護を実施する場合は、増殖場の造成面積を現漁場の1/40とすることで、漁獲量が1.6倍になることが示された。

1984（昭和59）年当初の異常寒波によって、再びマダコが大量にへい死したので、資源回復を図るためにマダコ放流事業を実施した。事業量は、産卵用親ダコ10t、産卵用たこつば6,000個で、海区漁業調整委員会が同年8月20日から10月31日まで採捕禁止の指示を出した。また、この年の異常冷水現象について、県水試の水温記録から解説が加えられた。それによると、1984（昭和59）年2月に入ってから水温が下がり始め、2月9日に5.16℃と最低値を記録、その後横ばいとなり、同年3月27日まで6℃台が続いた。この間にマダコ等の大量へい死が認められたが、この時期の水温は平年と比べて2.5～3.0℃低い状態であった。1963（昭

兵庫の漁業のあゆみ



▲マダコ放流開始 寒波で大量へい死

和38)年の大寒波の際の水温の状況も、同規模の異常冷水であった(拓水336号)。

県水試による1932(昭和7)年以降1984(昭和59年)までの水温観測データから、1936(昭和11)年、1963(昭和38)年、1984(昭和59)年の3ヵ年が異常冷水年と言えることがわかった。さらに、統計計算による異常冷水の発生頻度は、数十年に一度の割合でしか起こらないことが明らかとなった(拓水337号)。

漁業者の間で、マダコが「梅雨の雨水を飲んで大きくなる」と言われている話を実証するために、県水試は1990(平成2)年4月中旬に明石市南二見沖で採取した平均体重2.8gの稚ダコの飼育試験の結果を報告した。予備飼育の後の同年5月1日、コンクリート水槽(水量400ℓ)で飼育を開始し、6月15日に大型の水槽(水量700ℓ)に移して継続飼育、餌には二枚貝やカニ類、6月からはアサリを与えた。当初15尾いた稚ダコは、共食いで7月2日には4尾となったため、体重の推移は測定日の上位4尾の平均値を用いたが、5月1日に平均8.1g(最大14.3g)のマダコが2ヵ月後の7月2日には平均210.0g(最大270.1g)と約20倍の重さに成長した(拓水407号)。

1994(平成6)年7月発行の拓水453号には、

1992(平成4)年11月~1993(平成5)年6月まで、県水試が毎月二見沖の天然稚ダコを採捕し、それらの成長と食性に関して調査した結果の報告がある。これによると11月に体重0.1gで着底した稚ダコは、1月~4月の間はほとんど成長しないことが明らかとなった。この間の稚ダコはヨコエビ類やワレカラ類といった微細な甲殻類を食していたが、空胃個体が多いことも分かった。4月以降、食性はカニ・エビ類を中心に、二枚貝・魚類へと大型化・多様化し、マダコの体重増加を加速度的に早めていくと推定された。

1996(平成8)年3月発行の拓水473号には、県水試から、マダコ資源に影響を及ぼすとされている水温および塩分とマダコの年間漁獲量との関係が提示されている。水温については、ふ出期から漁獲加入直前(前年10月~6月)の平均水温と明石海峡におけるマダコの漁獲量の関係から、低水温年は漁獲量が少ないことがわかった。一方、塩分については、マダコの漁獲量との明確な関係は見いだせなかったが、植物プランクトンの増殖速度との相関など、塩分の間接的な影響について報告がなされた。

【注】

1. 正式名称は「鹿之瀬会」という。鹿之瀬漁場に共同漁業権を有する、明石市内の4漁協と現在の淡路市内の4漁協で組織された団体である。水産資源および漁場の保全、漁業操業安全対策などを図ることを目的にしている。

拓水26号(1958(昭和33)年10月発行)・拓水27号(1958(昭和33)年11月発行)・拓水45号(1960(昭和35)年5月発行)・拓水73号(1962(昭和37)年9月発行)・拓水83号(1963(昭和38)



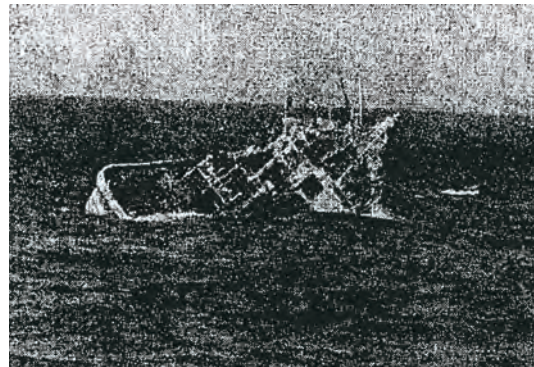
年7月発行)・拓水84号(1963(昭和38)年8月発行)・拓水309号(1982(昭和57)年6月発行)・拓水336号(1984(昭和59)年9月発行)・拓水337号(1984(昭和59)年10月発行)・拓水407号(1990(平成2)年9月発行)・拓水453号(1994(平成6)年7月発行)・拓水473号(1996(平成8)年3月発行)

(19) ズワイガニ資源

1956(昭和31)年12月発行の拓水5号に、香住町漁協参事の松本卓三氏が随筆「松葉蟹」を寄稿している。当時、ズワイガニの生産地は、宣伝効果によって城崎温泉・湯村温泉であると一般的には意識されており、香住や柴山はカニには縁がないと思われていたという。また、当時の漁場は兵庫県沖のほか、島根・山口県沖であったが、島根・山口の漁船はズワイガニを漁獲対象としておらず、獲れても棄てていたと記している。戦中戦後の統制時代には、漁船は漁獲高に応じて燃料の割当を受けていたが、ズワイガニは贅沢品として燃料の割当対象から除外され、船型の関係でカニを獲らざるを得ない一部の漁船は、燃料確保に苦勞しながら、ズワイガニ漁を続けていた。

1976(昭和51)年5月発行の拓水236号は、激減が続くズワイガニ資源の回復を図るため、当時の津居山港漁協が専用の魚礁として、廃船になった鋼船を津居山港沖27km・水深230mに沈めたと記している。1975(昭和50)年11月の漁期は、漁獲量が1,359tと前漁期から23%の減少、ピークであった1970(昭和45)年に比べると1/3に激減した。

県但馬水産事務所水産課が、1985(昭和60)年から4ヵ年計画で、大和堆に生息するズワイガニを、但馬沖24kmに沈船によって造



▲沈船魚礁設置

成した保護区域に移殖放流する事業が実施された。費用の一部は、県底曳網漁業協会が負担し、1985(昭和60)年・1986(昭和61)年の2年間で、41,211匹を放流した。1986(昭和61)年の放流前の保護区域における状況調査では、51籠で206匹、1籠あたり4匹のズワイガニが採捕された。操業が禁止されている大和堆では、1籠あたりの採捕数が156匹にのぼったという。なお、1985(昭和60)年の兵庫県のズワイガニの漁獲量は720tであった(拓水363号)。

1990(平成2)年5月発行の拓水403号には、県底曳網漁業協会が北海道産のズワイガニを、但馬沖24kmの保護水域へ放流した記事が掲載された。1990(平成2)年4月~5月に稚内で水揚された約1万尾を、移殖放流する予定であった。その後も数万尾を目標に移殖放流を続けたいと結んでいる。なお、1989(平成元)年の兵庫県の漁獲量は419tであった。

1991(平成3)年2月発行の拓水412号には、県但馬水産事務所が1985(昭和60)年から続けている、大和堆からのズワイガニ移殖放流事業の経過が報告された。大和堆での採捕数については、当初3年間は1籠当たり79.6~155.8匹で、但馬の保護区域に比べて高

兵庫の漁業のあゆみ

密度に分布していた。その後1990（平成2）年までの3年間は、3.4~22.5匹と減少した。大和堆では1988（昭和63）年頃から、外国の大型漁船によるトロール操業がしばしば目撃されるようになった。一方、但馬の保護区域での採捕調査では、放流前が0.7匹であったものが1989（平成1）年には16.3匹と増加したものの、翌年には1.4匹に減少してしまった。原因は不明とされた。

1992（平成4）年3月発行の拓水425号には、ズワイガニの水揚量が減少する中で、カニの分布状況に変化が生じてきたという漁業者の報告を受けて、1990（平成2）年に県但馬水産事務所が調査船「たじま」による試験操業で採捕したズワイガニの分布状況が報告されている。分布密度の低下や漁獲対象個体の減少は顕著であるものの、成長段階での棲み分けの傾向は過去の調査と同様であった。また、現在の資源状態については、小型個体の出現が認められることから、急激な減少はないと考えられるが、1988（昭和63）年現在の漁獲強度で操業を続けた場合は、1994（平成6）年の漁獲量は雄では79%に、雌では60%に減少するという結果が示された。

県水試は、ズワイガニ資源の回復を図るため、1990（平成2）年度から10年計画で種苗生産の研究に取り組んできた。1989（平成1）年から親ガニの飼育を開始し、1990（平成2）年~1991（平成3）年は親ガニの養成と産卵の最も適した条件の把握を目的に、飼育水温別の親ガニの生残率、ふ化幼生数、及びふ化幼生のサイズなどを検討した。その結果、海水温5℃での飼育が適当であることが判明した（拓水438号）。

兵庫県のズワイガニの漁獲量は、1970（昭和45）年頃までは全国3位、5千tの水揚を誇っていたが、その後減少を続け1988（昭和63）年を境に、石川県、福井県、鳥取県に追い抜かれ、1992（平成4）年の漁獲量は約300tにまで落ち込んだ。ところが、1995（平成7）年11月~1996（平成8）年3月の漁期において、漁獲量が403tとなり、5年ぶりに400tを超えて好漁となった。ズワイガニの資源回復を図るため、沈船魚礁による保護区域を設け、大和堆や北海道からの移殖放流を実施したことや、漁期の短縮や若齢ガニの再放流等に取り組んできた成果が現れ始めたと考えられた（拓水473号）。

1998（平成10）年11月から翌年3月までの漁期において、ズワイガニの漁獲量が15年ぶりに1,000t台に回復した。ただし、漁獲の主体が雌ガニや水ガニに偏っていて、漁獲金額が頭打ちになっていたことから、県但馬水産事務所から水ガニの漁獲管理についての提案が示された。まず、これまで雄ガニは生涯成長を続けると考えられてきたが、1998年時点で、雄にも性成熟を伴う生涯最後の「最終脱皮」が存在することがわかったことから、最終脱皮から1年以上経過したものを「硬ガニ」、漁期直前に脱皮したものを「水ガニ」と定義づけた。そして「水ガニ」の漁獲管理として、①身入りを考慮して漁期を遅らせる、②水揚サイズを現行の甲幅9cmからさらに大きくする、といったアイデアのもと、今後も漁業者と共に資源管理について検討していきたいとの意見が示された（拓水511号）。

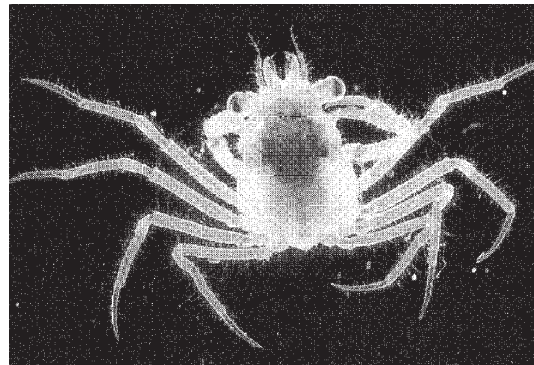
ズワイガニの漁獲量は、1999（平成11）年11月~翌年3月の漁期において1,229tとなったが、そのうち雌ガニが46%を占めたことか



ら、近年の雌ガニ漁獲割合の増加状況に警鐘が鳴らされた。雌の生活史をみると、成長した雌ガニは夏～秋に最終脱皮を行って成体となり、数日のうちに交尾して第1回目の産卵（抱卵）を行う。幼生は産卵から1年半後の2～3月にふ化する。幼生がふ化してから10日前後で、雌ガニは2回目の産卵を行う。2回目以降の産卵からは、幼生のふ化に要する期間が1年となり、生涯産卵回数は3～5回と考えられた。

なお、第2回目以降の産卵直前の交尾の必要性については、議論がある。雌ガニは抱卵している外卵の色によって、アカコとクロコと呼ば分けられている。これは、産卵直後の外卵はオレンジ色をしているが、ふ化半年前の秋以降に卵内で幼生の発生が進んで、次第に黒みを帯びてくるため、外卵がオレンジ色をした雌ガニをアカコ、茶褐色から黒紫色をした雌ガニをクロコと呼ぶのである。したがって、漁期中(11月上旬～翌年1月上旬)に漁獲されるアカコは、全て第1回目の産卵をした雌ガニであるといえる。1999年当時、アカコは自主規制で採捕を禁止していたが、翌年の漁期には漁獲対象になった。漁獲されたクロコの大半は、前年アカコであったカニで、これらは一度も再生産に加わることがなく一生を終えたことになる。そこで、県但馬水産事務所から、混獲されたアカコは、少なくとも1回は再生産に加わることができるように、保護水域に放流するべきであるとの提案がなされた(拓水530号)。

拓水535号には、1993(平成5)年4月発行の拓水438号で紹介された、ズワイガニ種苗生産試験の続報が掲載された。①ふ化したズワイガニの幼生が稚ガニになるまでには60～80日を要すること、②幼生の飼育には水



▲種苗生産試験によるズワイガニの稚ガニ

槽内のゴミを取り除くことがポイントで、ゴミが幼生に付着すると死亡しやすいことが報告された。これらの課題を克服しなければ、大型水槽で大量の稚ガニを生産することができないと考えられたのである。

拓水728号には、当時の県水産課長から、ズワイガニの増殖場設置の経緯が報告されている。それによると、およそ20年前(1987年頃)に、香住沖にズワイガニの増殖場の設置を水産庁に要望した際、当時の漁場整備は沿岸漁場整備開発事業で行われていたため、沖合の整備は対象外であった。しかし、あきらめきれず、香住から寝台列車で水産庁へ向かい、担当班長に熱心に要望したところ、1年遅れで特例的に事業化が認められ、増殖場を設置することができた。同時に、山陰北陸の各府県においても一斉に整備が進み、その後も複数県で沖合漁場整備を国に要望した結果、2007(平成19)年にフロンティア漁場整備事業が創設され、20年来の願いが実現した。

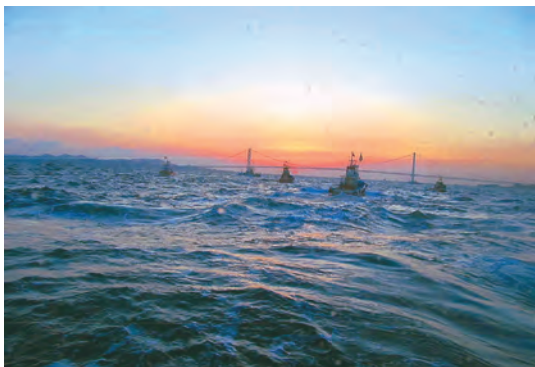
拓水5号(1956(昭和31)年12月発行)・拓水236号(1976(昭和51)年5月発行)・拓水363号(1986(昭和61)年12月発行)・拓水403号(1990(平成2)年5月発行)・拓水412号(1991(平成3)

兵庫の漁業のあゆみ

年2月発行)・拓水425号(1992(平成4)年3月発行)・拓水438号(1993(平成5)年4月発行)・拓水473号(1996(平成8)年3月発行)・拓水511号(1999(平成11)年5月発行)・拓水530号(2000(平成12)年12月発行)・拓水535号(2001(平成13)年5月発行)・拓水728号(2017(平成29)年6月発行)

(20) イカナゴ資源

1982(昭和57)年3月発行の拓水306号の「水試ノート⑩」で、瀬戸内海のイカナゴが紹介された。それによると、第2次世界大戦後約30年間の兵庫県瀬戸内海域における海面総漁獲量は5~7万t/年であったが、イカナゴがそのうちの1.5~3.8万t/年を占めた。イカナゴは兵庫県瀬戸内海域における重要魚種の一つで、県水試は1925(大正14)年から資源研究を行ってきた。1960(昭和35)年頃まで、鮮魚・加工品としての需要が高かった。その後の魚類養殖の増大により養殖餌料へと急速に変化した。こうした需要の変化によって、漁獲対象も小型魚(3~4cm)から大型魚(4~8cm)に、漁期も3~4月から5~6月へと移行した。漁法も、イカナゴ魚群の動きに消極的かつ多人数を要したこまし網から、積極的かつ省力的な



▲イカナゴ漁

船曳網へと変化した。イカナゴは養殖漁業に不可欠である一方、自然界においても中・高級魚種(サワラ、スズキ、マダイ、ヒラメなど)の餌料生物として重要魚種であった。漁獲量の80~95%は当歳魚(シンコ)で、毎年の発生量の多寡が漁獲量を決定した。県内のイカナゴの主たる産卵場は鹿ノ瀬から室津の瀬にかけてあったが、ここの産卵量だけでは、毎年の漁獲量の半数分程度しか期待できなかった。1960(昭和35)年頃から1970(昭和45)年頃に調査した結果、小豆島以西の備讃瀬戸で発生した稚子が播磨灘に供給され、この発生群の量が兵庫県のイカナゴ漁を左右することがわかった。イカナゴの産卵期は毎年12月中旬から1月上旬で、鹿ノ瀬や室津の瀬で発生した稚子は、その大半が明石海峡を経て大阪湾へ拡散し、備讃瀬戸周辺で発生した稚子が播磨灘へと添加された。このようにイカナゴ(シンコ)が、それぞれの産卵場から東方へ拡散するためには、冬の季節風(西風)が連吹する必要がある。漁業者の諺に「西吹けばイカナゴ好漁」とあるのはこの事実を示唆し、「海中に浮泥多きときはイカナゴ豊漁」というのは、季節風の連吹による海水の上下混合が盛んであることを指摘したものである。これとは反対に、暖冬の年は季節風が弱く、産卵場からの稚子の拡散範囲が狭くなって不漁となる。最後に、県水試の担当者は、イカナゴは底質の選択性が強く、貝殻混じりの砂質の「瀬」が産卵場として好適で、播磨灘でも備讃瀬戸でもこのような底質の場所が確保されていないと、発生量が低下することはもちろん、それを餌とする中・高級魚の資源に与える影響が大きくなることは否定できない、と指摘した。



1991（平成3）年9月発行の拓水419号の「水試ノート」に、「イカナゴと砂」が掲載され、まずイカナゴの生活史が紹介された。それによると、産卵は水温が13℃を下回る頃、時期的には12月中旬から下旬にかけて、海峡周辺など、底質が砂質で潮通しの良い所で行われる。卵は沈性粘着卵で砂地に産みつけられ、7~10日でふ化する。ふ化後は浮遊生活にはいり、全長30mmに成長する2月の終わり頃から、船曳網で漁獲される。7月になると夏眠に入るが、水温は20.5~23℃で、その時の全長は90~100mm、場所は産卵場と同じ条件の所と考えられた。海水温が13℃を下回る12月中旬には夏眠を終了し、ほぼ一斉に遊泳状態となる。このように、満一歳を迎えたイカナゴのほとんどは成熟して産卵に加わった。寿命は4~5年と推定された。

次に、産卵場についての紹介がある。瀬戸内海東部のイカナゴの主要産卵場として、前述のように鹿ノ瀬と室津の瀬があげられる。県水試の1966（昭和41）年の産卵場調査によると、姫路の地先にも産卵場が存在していたが、1991（平成3）年時点ではそこに産卵場となるような砂地はほとんどなく、稚仔の発生も確認されなかった。県水試では夏眠の期間と水温を明らかにするために、2年間にわたる飼育試験を実施した。その結果、夏眠に入る水温は1年目が22.0~23.0℃で、2年目は20.5~21.5℃であった。このため、水温以外にも夏眠に入る時期を左右する要因があると推定された。一方、夏眠を終了する時期についてはいずれも水温13℃で、鹿ノ瀬での採集調査でも13℃を割ると夏眠を終了することがわかった。夏眠期間中のイカナゴの行動について、飼

育試験下の観察では、砂から外に出た気配はなかった。すなわち、この間全く餌を摂らずに砂の中でじっとしていた。また、12月に入ると生殖腺が急激に膨らみはじめ、夏眠終了時には産卵直前の状態にまで発達すると判断できた。イカナゴにとって、夏眠は高い水温を避けるだけではなく、産卵の準備期間でもあった。

次に、イカナゴの夏眠場、産卵場が海峡周辺の限られた場所に集中していることから、イカナゴが特定の底質を好むことを示唆しているのではないかと考えられた。そこで、底質選択制について実験を行ったところ、粒子径が0.5~2.0mmの砂を好むことがわかった。その理由は明らかではないものの、砂に対する潜りやすさや、間隙水を通しての酸素供給と深く関わっていると推定した。最後に、イカナゴは漁期中は広く分布するが、夏眠・産卵時期には限られた海域の砂地に集中することから、イカナゴは環境の変化を受けやすい、したがってイカナゴが好む砂地の保護が極めて重要である、と述べている。

1997（平成9）年4月発行の拓水486号の「水試ノート」に、「イカナゴの生態からみた終漁日の推定」が掲載された。それによると、鹿ノ瀬の夏期の生息密度は減少傾向にあったが、1995（平成7）年生まれの個体数が極端に少なかったため、それらのイカナゴが親となった1996（平成8）年の漁期において、将来の資源に悪影響を及ぼさないよう、適正な数の親を残すための終漁日の設定が重要であるとの指摘があった。そこで、1996年4月に兵庫県播磨灘船曳網漁業連合会において、終漁日の話し合いが行われた際、県水試の担当者が鹿ノ瀬における親魚の現状を説明し、計算に基づく終漁日

兵庫の漁業のあゆみ

を提案した。その結果、平年より早い、1996(平成8)年4月27日が終漁日となった。

1996年のイカナゴ漁期の水揚状況を大阪湾と播磨灘に分けてみると、大阪湾の漁獲は3月中旬から急激に減少して4月上旬には終漁したのに対し、播磨灘では極端な減少はみられず、4月上旬には水揚量が急激に増加していた。これは魚体が大きくなったことも影響しているが、魚群が特定の海域に集まり、漁獲されやすくなったためではないか、と指摘している。すなわち、漁期当初、イカナゴは兵庫県の瀬戸内海全域に分布するが、4月上旬頃、多くが夏眠のために大阪湾から鹿ノ瀬周辺海域に戻ってくると推定された。最後に、県水試担当者は、今後はこうしたイカナゴの生態に基づいて終漁日を設定することで資源管理に役立てたい、と述べた。

1998(平成10)年7月発行の拓水501号の「水試ノート」に「イカナゴの価格変動」が掲載された。1998(平成10)年における兵庫県内のA漁協の、イカナゴの漁獲量と平均単価の推移に、シンコの成長も加えた価格変動についての報告がある。漁獲量と平均単価の関係では、漁期当初を除いて、1日の漁獲量が2,000籠を超えると単価が下がり、下回ると単価が上がった。シンコが成長して、平均全長が60mmを超えた4月14日以降は、漁獲量に関係なく、単価が1,000円/籠と極端に安くなった。これは、60mmを超えたイカナゴは、生売りや加工原料に使われず、餌料用となるためであるという。県水試担当者は、A漁協の事例は他でも同じ傾向にあると思われるため、操業の参考にしてほしい、と述べている。

2008(平成20)年4月発行の拓水618号

の「ウチの漁協!」でJF育波浦が紹介された。兵庫県はイカナゴの産地として全国的に有名であるが、中でも育波浦はいち早くイカナゴ漁に取り組み、兵庫のイカナゴ漁発祥の地として歴史に名を刻んでいる。同じ漁船を用いて3~4月にはイカナゴ、5~11月にはチリメンを水揚した。対象魚種を変更する場合、魚種にあわせて網を付け替える必要がある。育波浦の漁業者は、代々この網を一本の糸から手造りで仕立ててきた。育波浦の隠れた名物に「フルセ」がある。フルセはイカナゴの成魚のことで、新鮮なフルセは刺身やてんぷらなどにして食べると絶品であることから、組合が販売強化を検討していた。

2020(令和2)年のイカナゴシンコは、大阪湾・播磨灘ともに2月29日に解禁となったが、初日に水揚のない港もあるなど、スタートから厳しい状況となった。大阪湾では、漁獲量が非常に少ないため、3月2日に終漁した。播磨灘でも3月6日の午前9時をもって終漁となり、休漁日を除くと漁期は実質5日間で、過去最短となった(拓水761号)。

拓水306号(1982(昭和57)年3月発行)・拓水419号(1991(平成3)年9月発行)・拓水486号(1997(平成9)年4月発行)・拓水501号(1998(平成10)年7月発行)・拓水618号(2008(平成20)年4月発行)・拓水761号(2020(令和2)年3月発行)

(21) イカナゴくぎ煮教室

1993(平成5)年3月~4月、兵庫県漁連播磨支所は姫路市内26カ所で、一般消費者1,500名を対象に、「イカナゴ料理教室」を開催した。毎年イカナゴ漁が解禁になると、垂水や明石の鮮魚店には新鮮なイカナゴが並び、周



辺の家庭からはくぎ煮の香りが漂う。しかし、1993年当時の姫路市周辺の家庭では「くぎ煮」は炊かれていなかった。このため、同支所では匂が味わえて栄養豊富なくぎ煮を、姫路市周辺の消費者にも知ってもらうことを目的に「イカナゴ料理教室」の開催を計画した。この料理教室の開催案内が新聞に掲載されると、同支所の電話は連日鳴りっぱなし状態となり、1週間たらずで予定の950名を超える1,500名から申し込みがあった。

料理教室の講師には、新鮮なイカナゴを提供した坊勢漁協・家島漁協の組合員と、県漁連の魚食普及スタッフが当たった。参加者は、くぎ煮づくりを体験したほか、講師が調理した釜揚げや唐揚げなども試食した。参加者からは、「くぎ煮がこんなに簡単にできるとは思わなかった」「今度は家で炊いてみます」などの感想が寄せられた（拓水438号）。

1997（平成9）年5月発行の拓水487号に、5年目を迎えた兵庫県漁連播磨支所の「イカナゴのくぎ煮教室」の様子が紹介された。それによると、県漁連のくぎ煮教室は毎年3月に、姫路地区を中心に東は明石市から西は赤穂市の範囲で開催し、好評を得てきた。くぎ煮はシンコと呼ばれる全長3~5cmの幼魚を佃煮風に炊

いたもので、神戸市～明石市を中心に炊かれてきたものである。兵庫県漁連の5年間にわたるくぎ煮教室の他にも、各地で漁協婦人部や各種団体が料理教室を開催したこと、流通網が整備され、新鮮なイカナゴが広い範囲で手に入るようになったことで、県下各地に普及した。また、手作りのくぎ煮を全国の親戚・知人に贈ることで、日本中に知られるようになった。

兵庫県漁連では、毎年3月にイカナゴのくぎ煮教室を開催しており、1993（平成5）年に始まったこの事業は、1999（平成11）年に7年目を迎えた。前年には、主にコープこうべからの依頼を受けて、くぎ煮教室を6回開催したが、これまでの料理教室などを通じて、くぎ煮が各家庭に浸透・定着したためか、本年は1回のみで開催となった（拓水511号）。

2002（平成14）年2月、県下船びき網漁業団体主催の「イカナゴ謝恩祭」が神戸市垂水区のマリンピア神戸「さかなの学校」前で開催された。謝恩祭では、シンコ1kgを先着1,000名に無料配布したり、神戸市漁協婦人部によるイカナゴ料理の実演試食会が行われた（拓水545号）。

2005（平成17）年4月発行の拓水582号に、この年にイカナゴ謝恩実行委員会が開催したイベントが紹介された。解禁日を知らせるポスター、チラシ、イカナゴ料理の紹介ビデオ、リーフレットなどを、県下の主要イカナゴ販売店舗500店に配布した。また、中学生を対象にしたくぎ煮料理教室を、神戸市内で延べ8回実施して、261名の中学生が参加したほか、神戸市漁協婦人部とともに小学生の親子10組を対象に、くぎ煮教室を開催した。

2006（平成18）年4月発行の拓水594号



▲イカナゴ調理実習

兵庫の漁業のあゆみ

には、兵庫県イカナゴ謝恩実行委員会が開催したイベントが紹介された。イカナゴを販売する店舗を、イカナゴの着ぐるみ「新平くんと新子ちゃん」が巡回して、子供たちの注目を集めた。また、神戸市内の中学生を対象に延べ6回のくぎ煮教室を開催し、320名が参加した。

2008年に兵庫県イカナゴ謝恩実行委員会は、解禁日を周知するポスターを配布、イメージキャラクターの着ぐるみ「新平くんと新子ちゃん」が店頭で春を届けた。また、料理方法のDVDやリーフレットを店頭に設置、ラジオ関西の「新鮮イカナゴ速報」やJF兵庫漁連HPで、イカナゴの漁模様のタイムリーな情報発信を行った。くぎ煮料理教室は、県内8校の中学生880名を対象に実施した(拓水618号)。

2009年4月発行の拓水630号に、この年に兵庫県イカナゴ謝恩実行委員会が実施したイベントが紹介された。くぎ煮教室は、県内の中学校3校で開催し、15クラス550名が参加した。また、一般消費者を対象にしたくぎ煮教室を3回開催し、56名が参加した(拓水630号)。



▲中学生がイカナゴ調理実習

拓水438号(1993(平成5)年4月発行)・拓水487号(1997(平成9)年5月発行)・拓水511号

(1999(平成11)年5月発行)・拓水545号(2002(平成14)年3月発行)・拓水582号(2005(平成17)年4月発行)・拓水594号(2006(平成18)年4月発行)・拓水618号(2008(平成20)年4月発行)・拓水630号(2009(平成21)年4月発行)

(22) ワカメ養殖

1958(昭和33)年5月発行の拓水21号には、淡路岩屋地区で行われていたワカメ増殖事業を、町産業改良普及嘱託員が紹介した記事がある。当時の増殖方法として、岩礁爆破・成実葉(せいじつ)(通称メカブ)の投下・遊走子付け網(ゆうそうし)・雑草除去などがあったが、近年は人工採苗による種付け投石・遊走子付け網投下・磯掃除等が広く行われているとし、その方法が詳しく解説されている。

北淡町の富島地先では、1956(昭和31)年に富島漁村青少年クラブが、冬期の漁閑期対策としてワカメ礁の投石を行ない増殖を始めたことがきっかけとなって、地元漁民の間に増殖熱が高まった。町が県の補助を得て1957(昭和32)年、1958(昭和33)年と続けてきた努力が実を結び、1959(昭和34)年、富島はワカメブームに沸いた。収穫には、「新兵器」と称する棒鋼製の桁(ぼうこう)を使って漁場を曳き回し、ワカメをむしり取るという方法が採用された。県水試は、この好況を持続させるためには、ワカメ資源の維持管理、および干しわかめ製品の規格の統一と品質管理が必要であると呼びかけた(拓水33号)。

1962(昭和37)年11月発行の拓水75号には、県水試が初めて培養管理したワカメ養殖用種糸(たねいと)の沖出し育成試験を、県下各地で普及員および漁業者の協力によって行うことを発表し



た。県水試の技師は、この沖出し育成試験の結果をみて、養殖の可能性を確信するに至ったという。そこで、養殖を希望する漁業者のための参考資料として、ワカメ養殖の技術を紹介した。1963(昭和38)年4月・5月発行の拓水80号・81号にはワカメの生活史、養殖方法、養殖業の収支見込が、いずれも図表や詳細なデータを用いて具体的に示されている。

1964(昭和39)年2月発行の拓水90号では県水産課の技師が、軌道に乗ったワカメ養殖業によって大量に水揚されるようになった、ワカメの販売・流通の取組を紹介した。1964(昭和39)年漁期において、13漁村の研究団体が4月までに水揚する養殖ワカメは、生換算で180tに達する見込みで、販売・流通対策が課題となったのである。県水産課が急きょ市場調査を行ったが、産地としては垂水以外の浜は新規に参入したばかりで、生で売なのか干しわかめで出荷するのか、産地名をどうするのかなど未解決なことが多く、調査結果は悲観的であった。

そこで種々検討を重ねた結果、それまでになかった、養殖ワカメのポリ袋詰出荷を林崎漁協が行うことになった。組合長が組合内をまとめあげたので



▲生わかめポリ袋出荷：JF林崎

ある。県は新聞・テレビ・ラジオを使ってこの取組をPRした。1964(昭和39)年2月

1~5日は姫路市場、2月6~8日は京都市場へ、200g詰めを中心に全部で1,433袋を出荷した。

生わかめのポリ袋出荷の経緯と結果、今後の課題については、県水産課調整係が1964(昭和39)年11月発行の拓水98号で詳細に報告している。まず、明石海峡周辺でのワカメ養殖は、県水試の指導のもと、1962(昭和37)年から1963(昭和38)年にかけて、神戸市塩屋、垂水の両地区で始まった。その結果を見た漁業者は、ワカメ養殖が極めて有望であるとして、新規導入への意欲が盛り上がった。そして次の漁期にあたる、1963(昭和38)年秋の沖出しでは、明石市を中心に、種糸約50,000mに及ぶワカメ養殖が行われることになった。販売方法も検討した結果、天然ワカメより2ヵ月早く出荷できる点を活かして、1月下旬~3月中旬は生わかめとして、天然物が出回る3月下旬からは、干しわかめに加工して販売することが決まった。1965(昭和40)年1月に開催された青壮年研究グループの実績発表大会で、塩屋水産研究会が「ワカメ養殖について」を発表した。塩屋地区では、投石を行っても海底に埋没してしまい、天然ワカメが発生しないので、研究会が中心となって1959(昭和34)年からワカメ養殖に取り組んだ。当初は失敗したが、その後も研究と改良を重ね、1963(昭和38)年ようやく見通しがついた(拓水101号)。1966(昭和41)年1月に開催された、第14回兵庫県内海地区漁村青壮年研究実績発表大会では、東垂水地区水産研究会が「ワカメ養殖経営上の問題点について」を発表した。販売面では生わかめと干しわかめではどちらが有利になるのかわからない、収支面ではワカメ養殖に従事する日の一人当たりの純益が780円で十分とはいえ

兵庫の漁業のあゆみ

ないなど、1961（昭和36）年から続けてきたワカメ種糸の培養と養殖の経験に基づいて、経営上の課題が報告された（拓水113号）。

1966（昭和41）年2月には、淡路島内のワカメ養殖漁業の課題について検討する技術者連絡会が開催された。同年の淡路島のワカメ養殖量は種糸で約34,000m、そのほとんどが中層延縄式の施設であった。このうち施設の設置状況が比較的良好なものが20,000mで、改良を要する施設が14,000mにも及んでいた。また、この年の種苗の状態について、芽付きが悪い、生長が遅い、芽落ちがある、雑草が多く混じるなどの課題が指摘され、良い種苗を確保するためには、自家採苗以外に方法はないと結論づけた（拓水115号）。

1966（昭和41）年5月発行の拓水116号には、1965（昭和40）年に県水試がワカメの採苗に関して実施した試験の結果に基づき、種糸の材質・太さ・撚り、アク抜き必要性、採苗の時期や県産種苗のあっせん方法などが紹介されている。また、1966（昭和41）年7月発行の拓水118号では、夏場に休眠中のワカメ種苗を管理するポイントが紹介された。続いて県水試は、11月初旬の「沖出し」を行うため、9月中旬の休眠明け以降の養殖技術を紹介した。養殖ワカメを天然ワカメよりも早く生産するため、芽胞体がほうたいの発芽を促進する方法や、養殖施設の構造や設置場所について、具体的に解説している。県水試が促成栽培し、12月下旬に収穫可能なワカメ種苗も紹介された（拓水120号・121号）。

1967（昭和42）年8月発行の拓水131号では、県洲本農林水産事務所が、淡路のワカメ養殖の現状と今後の方向を示した。淡路島に

おけるワカメ養殖は、1961（昭和36）年に、阿那賀漁協あながの4Hクラブが漁協の委託を受け、試験養殖を行ったことに始まり、1964（昭和39）年までに淡路町、南淡町へ、さらに1965（昭和40）年には洲本市、津名町、東浦町、1966（昭和41）年には北淡町、一宮町、五色町へと拡大し、ついに島内全沿海市町で行われることになった。1967（昭和42）年度の養殖量は種糸で135,200m、生産量は405,600kgが見込まれた。ワカメ養殖が島内で急拡大する中、販路の行き詰まりや、生産過剰による価格低下によって、経営的に成り立たなくなることも危惧された。最後に「ワカメはほどほどに」「東浦はノリ養殖へ進むべき」と結ばれている。

県水試が、1978（昭和53）年3月の拓水258号から6回にわたって「ワカメ種糸培養のすすめ」を連載している。兵庫県下でワカメ養殖が始まってから久しいが、多くの養殖業者は種糸を民間の種苗屋などから購入していた。このような種苗は、導入した地域間によって作柄に差が出るが多かった。これは種苗が一斉配布されるため、地域の沖出しのタイミングが合わなかったり、種の系統が海域の条件に合わなかったりするためであった。そこで、あらためて自家採苗の必要性を示すとともに、季節ごとに具体的な作業を紹介することにしたのである。連載最終の1978（昭和53）年9月発行の拓水264号には、ワカメ種苗生産過程における管理基準が図表にまとめられている（拓水258号～261号、263号、264号）。

2017（平成29）年6月発行の拓水728号に、JF南あわじで2016年から本格的に取り組んだワカメの「フリー配偶体はいぐうたい」の培養の状況について、県洲本農林水産振興事務所が紹介してい



る。JF南あわじは、西日本最大のワカメ生産規模を誇るが、種苗は主に鳴門市内の業者から購入してきた。ところが、近年は温暖化等の影響で、良質な種苗の確保が困難になっていた。そこで、自家採苗を実施することを決め、2016年に県の助成を受けて顕微鏡と培養庫（インキュベーター）を導入し、県水試の指導のもと、初年度は丸山・阿那賀両地区で使用する種苗の3割を自家生産した。



▲フリー配偶体培養：JF南あわじ

拓水21号（1958（昭和33）年5月発行）・拓水33号（1959（昭和34）年5月発行）・拓水75号（1962（昭和37）年11月発行）・拓水80号（1963（昭和38）年4月発行）・拓水81号（1963（昭和38）年5月発行）・拓水90号（1964（昭和39）年2月発行）・拓水98号（1964（昭和39）年11月発行）・拓水101号（1965（昭和40）年2月発行）・拓水113号（1966（昭和41）年2月発行）・拓水115号（1966（昭和41）年4月発行）・拓水116号（1966（昭和41）年5月発行）・拓水118号（1966（昭和41）年7月発行）・拓水120号（1966（昭和41）年9月発行）・拓水121号（1966（昭和41）年10月発行）・拓水131号（1967（昭和42）年8月発行）・拓水258号（1978（昭和53）年3月発行）・拓水259号（1978（昭和53）年4月発行）・拓水260号（1978（昭和53）年5月発行）・拓水261号（1978（昭和53）年6月発行）・拓水263号（1978（昭和53）年8月発行）・

拓水264号（1978（昭和53）年9月発行）・拓水728号（2017（平成29）年6月発行）

(23) コンブ養殖

県水試は、兵庫県下でのコンブ養殖の可否を見きわめるため、1964（昭和39）年11月に、北海道立水試有珠分場からコンブ原藻を取り寄せた。この原藻からワカメと同様の手法で、遊走子付けをしてコンブ種苗の生産を試みた。コンブ種苗は順調に成育し、1965（昭和40）年1月20日には葉長5mmとなった。この種苗を同年1月19日に西淡町阿那賀の鉄枠養殖器に、20日に香住町柴山の傘型コンクリートブロックに装着して設置した。また、高砂・明石・神戸市塩屋では縄養殖の技法を用いて、兵庫県下におけるコンブ養殖の可否を見きわめようとした（拓水101号）。

県水試が予備試験のつもりで始めたコンブ養殖試験は、1965（昭和40）年の夏を迎えて予想以上の好成績（葉長2.5m、幅27cm、厚みもあり、色つやも濃いこげ茶色）を示し、各界から大きな関心が寄せられた。そこで、県水試職員がコンブの情報を収集するため、道南を訪れた。養殖コンブに関する限り、明石コンブに勝るものは無く、天然の1年コンブと比べても見劣りするものではないことが確かめられた。また、事前に送られた乾燥見本を見た諸氏からも、高い評価を得た。兵庫県において、コンブ養殖を企業化するためには、①早期採苗で沖出しを40日早め、入梅前に2.5~3mにする、②養成施設と管理方法を工夫して梅雨明けまでもたせる、③北海道で試作された乾燥機を導入する、の3点が必要であると、県水試の担当者は指摘している。なお、関西のコンブ取引・

兵庫の漁業のあゆみ

加工業界は、試験製品を見て大きな期待を抱いているため、販路に困ることはないともつけ加えている（拓水 107 号）。



▲養殖試験中のコンブ：東明石浦

1966（昭和 41）年 6 月発行の拓水 117 号では、県水試の担当者が、養殖試験 2 年目の 1966（昭和 41）年 5 月中旬現在、早い所ではコンブは 2m に成長しており、暖海域におけるコンブ養殖の可能性がますます高まったと報告している。また、明石海峡近隣の生産者に対して、コンブの長さは間もなく最大型に達するが、厚みが出るまでにはまだ 30~40 日を要するため、刈り入れは梅雨明けまで待つよう、呼びかけた。見込み薄となった日本海・淡路島南西部の試験地の漁業者に対しては、同年 8 月までは養殖を続け、結果を確認するよう求めた。

明石海峡一帯のコンブ養殖試験地では、1966（昭和 41）年 7 月下旬から収穫が開始された。7 月 21 日には、県水試に関西のコンブ加工業者が多数視察に訪れる中、担当職員が県水試地先の養殖縄 15m から約 250kg を収穫した。各地の試験地でも収穫後に乾燥製品を製造しており、2 次加工の試作品もできる見込みとなった。但馬・淡路では、前年同様、成長度がやや落ちる見込みであった。ワカメ養殖の規模が、年々 5 割増という勢いで伸びた中で、過剰生産による価格の暴落が心配されていた。県

水試担当者は、ワカメの一部をコンブに切り換えることで、暴落を防ぎたい、と述べている（拓水 119 号）。

1967（昭和 42）年 2 月発行の拓水 125 号には、同年 1 月 12 日に開催された漁村青壮年活動実績発表兵庫県大会における、江井ヶ島漁協の「コンブ養殖」の報告概要が掲載された。江井ヶ島では、これまでノリ・ワカメの養殖を行ってきたが、ノリは漁場の確保と病害のため企業化に至らず、ワカメは生産過剰による価格の低下という問題があった。そこに、県水試からコンブ養殖試験への参加依頼があった。コンブは全国的に原料が不足（約 3 万 t）していることもわかり、漁協は養殖試験に取り組むことにした。種糸は県水試から提供されたものを使用し、養殖施設はワカメと同様のものを用いた。試験は 1966（昭和 41）年 8 月に終了し、幹糸 1m 当り干しコンブ 2kg が生産できた。加工業者から味は申し分ないが、長さや厚みが本場より劣ると評価された。

1967（昭和 42）年 3 月発行の拓水 126 号に、短波放送の番組に出演した県水試の担当者による「瀬戸内海でコンブを養殖する」と題した話題の概要が掲載された。コンブ養殖に取り組んだ動機、2 年間にわたる養殖試験の内容と結果、今後の課



▲成長した養殖コンブ



題である促成培養技術の確立などが語られた。

1967（昭和42）年6月発行の拓水129号では、コンブ養殖3年目の収穫期を迎える「明石コンブ」について、県水試の担当者がそれまでの経過と、3年目に実現した配偶体の抑制管理による早期沖出しの結果を報告した。配偶体の抑制管理で、11月に採苗した配偶体を翌年10月末まで眠らせ、12月に沖出しすることで、通常よりも3ヵ月早く養殖をスタートさせることが可能となった。県水試が1966（昭和41）年10月に抑制を解除して、同年12月に沖出ししたコンブ種苗は、翌年5月22日時点で、通常種苗が6月中旬に達する最大型をはるかに超え、厚みも7月下旬並みとなるなど、大きな成果を得た。ワカメの作付制限よりも、コンブへの作付転換を図るために、兵庫県におけるコンブ養殖技術の向上に努めたい、と県水試は結んでいる。

2023（令和5）年5月時点では、明石市内で3名、香美町内で2名の生産者が、コンブ養殖を行っている。コンブ種苗は、（公財）青森県栽培漁業振興協会が生産・有償配布したものを、JF兵庫漁連が斡旋・販売している（制作委員会注）。

拓水101号（1965（昭和40）年2月発行）・拓水107号（1965（昭和40）年8月発行）・拓水117号（1966（昭和41）年6月発行）・拓水119号（1966（昭和41）年8月発行）・拓水125号（1967（昭和42）年2月発行）・拓水126号（1967（昭和42）年3月発行）・拓水129号（1967（昭和42）年6月発行）

(24)-1 ノリ養殖（養殖技術編）

1956（昭和31）年、県水試は前年まで全量を他府県から購入していたノリの種ひび（種

網）の県内自給を計画し、これを赤穂漁協に委託することを決めた。前年度の他府県発注分の5割にあたる150枚を自給する計画を立てて、県内漁協に購入の希望を募ったところ、合計280枚の申し込みがあった。予定の150枚は各漁協に割り当て、不足分は愛知県産と徳島県産で補った。価格は種ひび（幅1.2m×長さ18m）1枚につき、愛知県産1,000円（運賃込み）、徳島県産800円（現地渡し）、赤穂産690円（現地渡し）とした（拓水2号）。

また、1956（昭和31）年9月発行の拓水2号では県水試が、網ひびの利点と、種付けから収穫までの管理方法等について、さらに技術開発が待たれるノリの人工採苗について紹介した。兵庫県下では、1955（昭和30）年頃から、播州地方でノリ養殖に網ひびを使うようになったが十分に普及はしていない、と述べている。以前は「そだひび（笹の枝など）」が使用されており、漁場が浅く、網ひびが使えない地域もあるが、大半の漁場では網ひび養殖が可能であるし、網ひびは管理しやすく、単位面積当たりの収穫量も多くなり、漁場の潮通しも良くなる、と網ひびへの転換を勧めている。ノリの人工採苗については、ノリの生活史が明らかとなり、各地で実用化に向けた研究が行われていることも紹介している。

1956（昭和31）年12月発行の拓水5号には、県水試が赤穂漁協に委託した種ひび150枚の配布先と育成状況の報告がある。配布先は、網干・高砂・別府・尾上・明石・洲本・湊の各漁村であった。種付け結果は良好で、その後の生育状況も順調であった。ノリ養殖が全国的に拡大する中、種ひびの需要が増加して種場が不足傾向にあった。このため、兵庫県が毎年200

兵庫の漁業のあゆみ

枚前後買い付けている愛知県産も、近年品薄で品質も不揃いであった。このような状況下、以前から考えていた県内自給が、この年初めて実現した。兵庫県下の種ひび需要を500枚と見積もり、次年は赤穂漁協の協力を得て、全量自給の心構えをしている、と結んでいる。

アサクサノリの人工採苗技術が開発され、兵庫県は赤穂市御崎に1957（昭和32）年12月にノリの採苗施設を設置した。県水試では施設設置後の12月から翌年3月まで、準備したカキ殻2万個に果孢子付^{かほうし}を行った。果孢子付が終わったカキ殻は、4~9月まで培養池に垂下^{しじょうたい}して糸状体を成長させた。秋になると糸状体の一部に生じた孢子囊^{ほうしのう}が成熟し、黒紫色の糸状体が薄赤く色づいてくる。成熟した孢子囊の中には単孢子^{たんほうし}が造られ、単孢子が成熟すると海水中に放出され、種付に用いる段階となった。種付の方法については、以下のとおりであった。①採苗池に取り付けた回転式採苗器（直径1.65m）にノリ網を10枚巻き付ける。②1分間に18回の速さで30分間回転させて、池の中に放出される孢子を確実に付着させる。③この種付方法で、網ひび5cm間に70~80個の孢子が付着する。県水試の担当者は、将来、沿岸漁場の喪失が進んでも、漁民の生活の安定を



▲水車採苗：県水試赤穂のり採苗所

を図るため、ノリ養殖が陸上において完結できる技術が開発されることを夢見ている、と述べている（拓水21号）。

1958（昭和33）年6月、県水試講堂において「兵庫県海苔養殖協会」の設立総会が開催された。会員は県下でノリの区画漁業権をもつ漁協で、会員が協力して①ノリひび（網）の幹旋、②ノリ養殖技術・加工技術の改良普及、③のり製品の流通改善に関する情報交換、に取り組むこととした。初年度の事業計画としては、①種ひび、県内・県外あわせて3千枚の幹旋、②県の委託を受けて種付けした研究用ノリひび120枚の生産者へ配布と生育状況の調査報告、③のりの共同保管・販売所の設置促進などに取り組むこと、の3点であった。協会の事務所は県水試内に置かれ、事務は県水試の養殖技術専門指導員に委嘱することを予定した（拓水23号）。

1960（昭和35）年8月発行の拓水48号に、県水試が同年8月4日から3日間にわたって開催した、ノリ養殖に関する漁業技術修練会の模様が紹介された。初日は東京水産大学の教授を講師に招き、定員40名の県水試漁民教室に60名を超える聴講者が集まった。のりの生産数量の伸びは著しく、1955（昭和30）年度に全国で生産枚数15億6千万枚であったものが、1959（昭和34）年度には22億9千万枚と1.5倍に増えた。講師はノリ養殖が発展した理由について、①消費の増加、②価格の上昇と相場の安定、③漁家の増加と漁場の造成、④技術の改良・進歩、の4点を指摘した。具体的にいうと、①については、都市勤労者の収入が増え、生活水準が上がったこと、②については韓国のりの輸入が制限され、味付・焼などの加工品が増え



たこと、③については、ブルドーザーで干潟を耕す時代は去り、防波柵や導流堤を造って漁場の造成を図る時代となったこと、④については、そだひびから網ひびへ、天然採苗から人工採苗へ、干潟養殖から沖合養殖へと、技術の進歩は留まるところを知らないこと、があった。

1961(昭和36)年1月発行の拓水53号で、県水試が、ノリ糸状体の作成と培養方法を紹介している。これまで兵庫県で種網を自給できるのは赤穂のみであったが、1960(昭和35)年秋の種網生産は環境の悪化で全滅に近く、地元はもちろん赤穂産の種網に依存していた産地は、種網確保に苦慮した。一方では、人工採苗の技術が漁業者の間でも普及しはじめ、1960(昭和35)年にカキ殻(糸状体)を培養した兵庫県の漁業者は、10漁協・230名に上った。毎年1月中旬から3月上旬までが、カキ殻に果胞子を付ける適期であることから、貝殻の洗浄、原藻の選択、果胞子の付け方、カキ殻の培養方法などが詳しく解説されている。1961(昭和36)年2月には、県水試がノリの人工採苗の技術研修会を開催した(拓水54号)。

1961(昭和36)年2月発行の拓水54号には、県水試の普及調査室に、1961(昭和36)年1月から「ノリ速報板」が設置されたことが紹介された。この速報板は、ノリ養殖を営む36漁協の漁場の名前を書き連ね、各漁場の成績が一目でわかるようにしていた。新しい情報が入るたびに、紙片に書いてピンで留めていく。この年に初めてノリ養殖を試みた漁協(家島・大塩・坂越・屏風浦(江井ヶ島)・林崎・神戸市西部・仮屋・育波浦)の様子も紹介された。

1962(昭和37)年5月、赤穂漁協において「のり談話会」が開催された。出席者は講師を囲ん

で、糸状体の培養と野外採苗、ノリ葉体・ノリ糸状体の病気と対処方法を学んだ(拓水70号)。

1965(昭和40)年11月発行の拓水110号では、全漁連が「ノリ部」を新設したことが紹介された。ノリ部は、一般消費者ののり需要を増大させるため、宣伝活動を強く推し進める役割を担った。また、同年11月には、日本短波放送の番組「漁協の時間」に、ノリ部の事業内容の説明が8回にわたって放送される予定となった。

1965(昭和40)年11月に開催された兵庫県漁協婦人部大会において、神戸市西部漁協婦人部が「海苔養殖についての私達漁協婦人部の心構えについて」を発表した。同漁協の須磨浦地区で、漁閑期対策に1960(昭和35)年から取り組んだノリ養殖業の経過と、婦人部の関わり方が報告された。それによると、1960(昭和35)年は固定張り10枚で青年会が試験的に取り組んだが、これらはいずれも時化で流出した。翌年も50枚を購入して、青年会が取り組んだが、再び時化で流出した。1962(昭和37)年からは組合事業として、固定張り250枚・いかだ式50枚で、組合員全員が参加したが、これらも時化で流出し、組合員からは不満の声が上がり始めた。翌年も愛知から450枚、四国から10枚を購入して取り組んだが、暖冬異変で成績が上がらず、この4年間のノリ養殖期間中の組合員一人当たりの収入は、わずか13,000円ほどで漁家の生活は火の車となった。組合員の不満の声は高まり、個人で漁に出るほうが良いと考えるようになった。しかし、機械類もほとんど揃えたことから、ノリ養殖に再度取り組むことになり、婦人部も協力することを決めた。5年目となる1964(昭和39)年の漁

兵庫の漁業のあゆみ

期は、固定張り 290 枚、全浮動式 500 枚、いかだ式 30 枚を 5 グループに分かれて管理し、機械類も完備した。婦人部では、子供がいる部員は昼間だけ、いない部員は組合員と一緒に徹夜で作業をすることを決め、一致団結して加工作業に取り組んだ。その結果、160 万枚を生産し収益も 1,050 万円となった。6 年目の 1965 年は前年の 3 倍の網をもち、組合員は沖の管理に専念し、婦人部が陸の加工を一手に引き受けることになるが、希望に燃えて張り切っている、と結んでいる（拓水 112 号）。

1966（昭和 41）年 1 月発行の拓水 112 号は、林崎漁協の養殖研究グループ 4 組が共同出資して建設した、ノリ人工乾燥場を紹介した。作業場には、脱水機・チョッパー・簀洗浄機等の新しい機械が、効率よく作業できるよう整然と配置された。作業場の一角を占める人工乾燥場は約 13m²（4 坪）で、2 時間で約 1,000 枚ののりを乾燥できた。

1966（昭和 41）年 9 月に東京で開催された、第 5 回全国優良漁業経営実績発表大会において、森漁協の組合長が「未利用漁場の開発による周年操業について」を発表した。冬期の漁閑期の対策としてノリ養殖業を取り上げた。竹筏を利用した独自の「360 度回転方式」の浮動式ノリ養殖技術が、沖合漁場でのノリ生産を可能とした。このことが高く評価され、同組合長は農林大臣賞を受賞した（拓水 121 号）。さらに、拓水 123 号では、同組合長が第 5 回農業祭の最高の栄誉を担う、水産部門の天皇賞を受賞したことが紹介された。

姫路市漁民組合連合会は、1966（昭和 41）年 10 月 1 日、姫路市のり人工採苗場において、ノリ養殖の施肥・病害駆除船「はくろ」の竣工

式を開催した（拓水 121 号）。

1967（昭和 42）年 3 月、神戸市垂水公会堂に漁業関係者 100 名が集まり、講師を招いてノリ養殖研究会が開催された。神戸市西部、明石市沿岸で数年前から取り組んでいる浮動式のノリ養殖について、失敗しないために、現地診断の結果を踏まえ、講師から当地におけるノリ養殖のポイントを聞いた（拓水 133 号）。

1968（昭和 43）年 7 月発行の拓水 142 号には、林崎漁協青年部の機関紙「漁父」の創刊号に元林崎漁協青年部長がノリ養殖漁業を始めた頃の取組を寄稿した「回想」が転載された。ノリ養殖を始める前の秋～冬の仕事は、たこつば漁業用のワラ縄編み作業で、何ら進歩のない単純な作業の繰り返しに、耐えることが辛かった。そんな時、県水試からの熱心な指導があって、昭和 35 年の漁期、ノリ養殖を始める決意がついた。さっそく、県水産課や県水試に日参して、ノリ養殖について検討を開始し、先進地視察や研修会にも参加した。種網は同年 11 月上旬に到着したが、青¹がたくさん着いていた。種網を固定柵の指定された水位に張ったが、10 日経ってもあまり伸びず、網にはワラごみと鶏の羽毛が付着するだけという状態が続いた。1 年目は、他地区の半分程度の成績であった。2 年目は種網の状態が良く期待したが、突然アカグサレ病が発生した。県水試から、この病気は伝染するので早く摘み取るよう指導を受けたが、病気の怖さを知らず摘み取らずにいると、1 週間ほどで全部枯れてしまった。また、干しのり加工についても問題があり、縮んだり穴が開いたりした。こうして 3 年間ノリ養殖を続けたが、地元では競争相手もなく、相談相手は遠く、仕事の合間の小遣い稼ぎ程度の安易



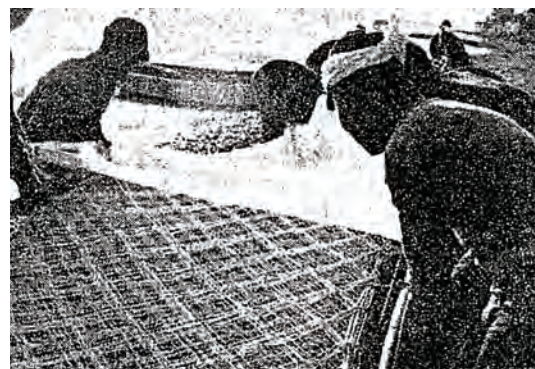
な気持ちもあって、進歩がなかった。1963（昭和38）年の大寒波を契機に、林崎でもようやくノリ養殖を営む仲間が増えた。しかし、季節風に対する知識・技術がないため、漁場は条件が悪い港内にとどまったままで、さらに3年間の失敗を重ねた。はじめて港外で養殖を行った際は、西風が2日間ほど吹くと、錨が引きずられ、網には木片や藻がかかり、ノリは流れて網が真っ白になってしまいショックを受けた。その後、荒波対策として防波柵を設置することで、港外漁場でのノリ養殖が可能となった。最初の取り組みから8年が経過したが、林崎漁協では1人の落後者も出なかった。冷凍網技術の開発や、摘採から乾燥作業の機械化が進むなか、漁場の密殖防止や干出方法の開発などの課題が、他方において残されていた。

1968（昭和43）年11月発行の拓水143号では、淡路西浦地区で初めて、企業的なノリ養殖漁業に挑戦する一宮町の3漁協（尾崎・郡家・江井）の取り組みが県洲本農林担当者によって紹介された。1968（昭和43）年3月下旬、一宮町の3漁協の全役員が出席して、ノリ養殖に関する協議会の設置を決定した。協議会では、冬期の漁閑期対策として、初年度からできる限り多くの漁業者が参加して、競争しながらノリ養殖漁業に取り組むこととした。初年度計画は、3漁協合せて400枚を超えるものとなった。協議会に同席した県洲本農林担当者は、数枚から試験を開始するよう指導したが、失敗を恐れず実施したいとする3漁協の強い意志に、計画を支援することを決めた。同年5月初旬、県水試において、3漁協の組合長、県洲本農林担当者、県水試場長らが、淡路西浦地区におけるノリ養殖の可能性について協議した際、あら

ためて3漁協の強い意志を確認し、県水試として協力することを約束した。そして、同年7月19日に神戸市内で開催された、海区漁業調整委員会において、一宮町3漁協から要望があった「ノリ養殖区画漁業権」に関する漁場計画が審議され無事に通過した。県洲本農林担当者は、成功を取めるには、計画的な進め方と漁業者の努力が必要である、と述べている。

1968（昭和43）年9月、神戸市西部漁協において、ノリ養殖講習会が開催され、全漁連のり養殖研究センター長が講演した（拓水145号、146号）。

1968（昭和43）年11月発行の拓水146号で、県洲本農林が淡路島におけるノリ養殖の歴史と現況、今後の方向などを紹介している。淡路島で最初にノリ養殖が始まったのは、1955（昭和30）年頃の^{たけのくち}炬口と言われている。その後、1959（昭和34）年頃に森漁協の組合長が「筏式全浮動養殖法」を開発、以後この方法を導入した養殖が島内に急速に広まった。1968（昭和43）年時点でノリ養殖を行っている地区は、比較的海が穏やかで、栄養塩類が豊富な東浦地区に偏在していた。その他の地区では湊、^{あなが}阿那賀、^{あま}南淡阿万で行われていた。1965（昭和40）年度の養殖柵数は902柵、1967（昭



▲ズボ採苗準備：神戸市西部漁協（現JF神戸市）

兵庫の漁業のあゆみ

和 42) 年度が 1,150 冊、1968 年度は約 4,000 冊と急激に増えた。特に 1968 年は、冬期荒天が多い西浦海域において、一宮町の 3 漁協による初めての試験養殖の実施が計画された。養殖施設方式は前述のとおり、筏式が多かったが、由良及び湊の湾内ではひび式、近年では大井式(愛知県水試と大井漁協が 1959 (昭和 34) 年に共同で開発した「浮流しノリ養殖技術」: 制作委員会注)が増えてきていた。淡路のりの生産枚数は、1965 (昭和 40) 年が 496,000 枚、1967 (昭和 42) 年が 1,172,000 枚で、1 冊当たりの収穫量は約 1,000 枚となった。1968 年当時の淡路島におけるノリ養殖の最大の弱点は、種網のほとんどを島外業者に委ねていることで、大部分を愛知、九州の業者に依存していた。県洲本農林担当者は、種苗の自給が今後のポイントとなると指摘していた。

1969 (昭和 44) 年 3 月発行の拓水 150 号には、1968 (昭和 43) 年漁期のノリ養殖の状況が、地区別にまとめられている。赤穂地区ではこの年から大規模な浮流し養殖が始まった。姫路地区では市営採苗場が生産した糸状体が必要に足りなかったため、培養槽を増設する計画であった。明石地区では市が生産した糸状体を用いた人工採苗試験に成功した。次年度はカキ殻 5 万個分の糸状体の生産を目指すことを予定していた。神戸地区では、同年地元採苗に成功した。淡路地区では、西浦地区一宮町 3 漁協(尾崎・郡家・江井)の試験養殖で、順調な成育がみられた。

県洲本農林が報告した、淡路島にける 1968 (昭和 43) 年ノリ漁期の結果についてみると、前述した一宮町におけるノリ養殖が成果をおさめたことで、島内でノリ養殖がブームになりつ

つあったことが理解できる。安定した生産を続けるためには、種網の自給がポイントであるとの指摘もなされた(拓水 154 号)。

1969 (昭和 44) 年 7 月発行の拓水 154 号に、「広域ノリ養殖の考え」が匿名で寄稿された。近年、ノリ養殖が各地で広がりを見せているにもかかわらず、全国の生産量が年間 30 億枚前後で頭打ちとなっていた。その原因は、大手産地のいずれかにおける不作であった。このため、新漁場開拓が急がれるが、沿岸漁場はすでに利用されていることから、沖合や他県漁場への広域化が示唆された。県水産課は、1969 (昭和 44) 年 10 月に、沖合でのノリ養殖漁場開発試験を実施すると発表した。実験漁場は大阪湾に面した淡路島の仮屋沖約 2,000m で、水深は 63m であった。このような深い場所での養殖試験は全国的にも例がなかった。養殖施設を保持するため、施設は柔軟性がある二重構造とし、100 枚張の浮流し式養殖セットを 24 丁の錨で係留する方式を採用した。県ではこのセットを 2 基準備し、実際の養殖作業は、地元の公共的な団体に委託予定とした(拓水 156 号)。

1969 (昭和 44) 年 10 月発行の拓水 157 号には、1969 (昭和 44) 年ノリ漁期の県下各地の養殖計画が紹介された。全体では養殖冊数が、1968 年の 4 万冊から 1969 年は 8 万冊と倍増した。神戸地区では、垂水以西に漁場が広がり、舞子地区に防波柵が設置される見込みであった。明石地区では、1954 (昭和 29) 年に網ひび 1、2 枚を張り込んで始まったが、1964 (昭和 39) 年に防波柵が設置され全浮動方式に取り組んだ結果、「明石のり」が全国ブランドに成長した。1969 (昭和 44) 年は林崎を含む 4 漁協が共同で、鋼管杭による 1 万 5 千冊の新



漁場を設置、明石市全体で2万柵の張り込みとなる見込みであった。姫路地区では網干漁協がノリ網専用の冷蔵庫を建設しており、1万枚が収容可能になる見込みであった。赤穂地区では本漁期から坂越漁協が試験養殖に着手し、前年の福浦と合わせて市内全漁協がノリ養殖に取り組むことになった。淡路東浦地区では、地元採苗に意欲的な漁協が増えた。西浦地区では、前年度の一宮町3漁協の結果に刺激され、五色、富島、育波地区が新たに養殖を開始する見込みであった。南浦地区では1968（昭和43）年に試験的な養殖を行った。翌1969年には湊、丸山、阿那賀で、養殖が本格化した。また福良、阿万地区も新たに加わる予定であった。

神戸市西部漁協関係者と神戸市殖産課の担当者が、1969（昭和44）年8月10日から15日間、北海道ノリ養殖センターで開催された研修会に参加した。このセンターは、全漁連と北海道漁連が共同で、ノリ漁場の開発と全国への種苗供給を目的に設立したもので、夏期に約3千枚の種網を生産していた。研修は、センターの宿舎に宿泊し、種網生産の実践的な技術習得を目的に行われた。明石市の関係者も、8月23日から15日間の研修会に参加した（拓水158号）。

1970（昭和45）年2月発行の拓水161号には、1969（昭和44）年11月に柴山浅海組合の有志4名が、柴山港内に種網2枚を張り込んで行った養殖試験の結果が示されている。同年12月19日にみぞれが降る中で摘採、750枚を収穫した。この養殖試験は、但馬水産研究クラブ連合会が計画し、柴山浅海組合の有志に委託したものであった。但馬におけるノリ養殖試験は、1961（昭和36）年に柴山港水

産研究クラブが柴山港内で実施したのが初めてで、400枚の製品を作ったが、その後誰も続けようとはせず、1967（昭和42）年とその翌年、個人が着手したものの波や流れ藻の影響で失敗していた。県豊岡農林の担当者は、但馬地区でノリ養殖への関心が高まることを期待する、と述べている。1970（昭和45）年3月、林崎漁協と明石浦漁協が、鹿ノ瀬漁場においてノリ養殖試験を実施した。場所はカントマ灯台の西南西約6,000mの海域で、80枚張りを4セット設置した。明石市のノリ養殖は、ここ数年、目の覚めるような発展を遂げ、着業希望者が激増して漁場割当ができなくなったことから、関係者が検討した結果、鹿ノ瀬での試験実施に踏み切ったものであった。県水試によると、結果は上々で、真黒で良いノリが生産できた、と記している（拓水164号）。

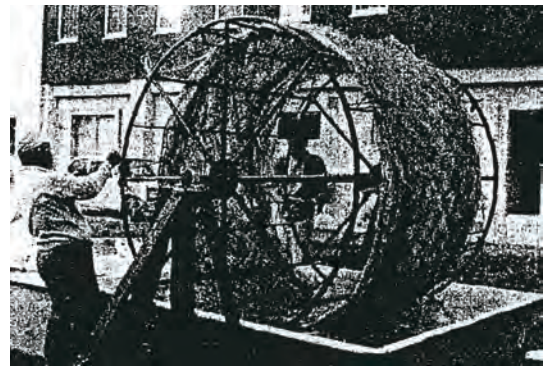
1971（昭和46）年2月、第19回漁村青壮年活動実績発表兵庫県大会が開催され、森漁協の組合長が、1969（昭和44）年～1970（昭和45）年のノリ漁期に、県の委託を受けて実施した、仮屋沖での沖合ノリ養殖試験の状況について、特別発表した。これによると、仮屋沖2,500m、水深65mの海域に、2基のセットを設置し森漁協と仮屋漁協が管理にあたった。初年度は沖合での養殖の技術試験、セットの構造試験、経営分析等に取り組んだ。試験中に航行船舶による損傷が発生するなど、点滅浮標の高さ、光の強さ等を改良する必要があったという。第2年度は沖合での干出作業の簡略化を検討しており、網を浮上させる装置も開発シテスト中であるが、こうしたことが省力化に大いに貢献するであろうと、今後の施策についても話題がおよんだ（拓水174号）。

兵庫の漁業のあゆみ

1972（昭和47）年4月発行の拓水187号には、同年3月に県水試で開催されたのり養殖経営技術研修会の概要が紹介されている。この研修会は、県が水産業改良普及事業の一環として、毎年開催しているものであった。今回は、拡大するのり養殖漁業において、経営問題が課題となっているため、加工部門の協業による合理的経営の先進事例を知る研修が行われた。参加者は、県および市町、漁協等関係者約70名であった。講師には、和歌山県唐尾海苔生産組合の組合長を招いた。同生産組合は1964（昭和39）年にのり養殖業者52名で発足、固定柵と浮流しを合わせて1,200柵を用いて、年間300~400万枚を生産した。施設は、鉄筋建ての加工場（洗浄~乾燥までの加工機械17台）、採苗場（水槽4面、糸状体培養6万個）、冷蔵庫（のり網5千枚収納）、など集団的な協業施設として整えられた。組合機構も総務、養殖、加工の3部門に分け、それぞれに理事を配置した。また、養殖・加工部門の作業は共に8班体制とし、班長が各工程の責任をになった。加工部門では婦人部員が作業員となり、12時間労働2交代制で従事した。組合員の1日当たりの摘採量は60kgに制限して、加工能力とのバランスをとった。ここで生産される乾海苔の加工経費は約4円/枚、摘採経費は3円/枚（日当2円、消耗品1円）で、採算ラインを7円/枚と定め、これを下回るものは全て廃棄した。兵庫県の場合は7~8人程度で共同加工を行っているが、設備の償却費負担が大きく利益率が低いので、今後改善されることが期待された。

1973（昭和48）年12月、県は国の水産業改良普及員の試験事業（水産技術導入パイロッ

ト事業）を利用して、淡路水産センター内に、のり陸上採苗施設を設置した。鉄骨スレート葺き30㎡の建物に、室内採苗用水車1基と水槽4基が整備された。県洲本農林の普及員が、県水試の指導のもと、手始めに浦漁協の種付けを行ったところ、極めて成績が良かった。この施設を活用して、他県産の種網の依存度が高い淡路地区で、自家採苗技術を普及させたい、と記されている（拓水210号）。



▲のり陸上採苗施設：淡路水産センター

1974（昭和49）年8月発行の拓水215号には、県が1973（昭和48）年度のり振興対策事業の一環として実施した浮流し育苗施設の開発の状況を、県水試が報告している。同事業は内海漁連が事業主体となり、県水試、県洲本農林、一宮町の指導と、一宮町漁協郡家支所の協力によって実施された。施設は、淡路のりセンター沖合300mの郡家漁場内に鋼管46本を打ち込んで設置され、固定式干出装置と巻上げ干出装置も付設された。鋼管の間隔は21×5mの張込みが基準で、全施設で119柵の張込みを可能とした。1973（昭和48）年10月下旬から11月上旬に、淡路のりセンター及び郡家地先で採苗された網を張り込んだ。芽の生育は良好で、種網として使用できないものはほとんどなかったが、網単位、枠単位で成長とア



オ¹の付着に差が見られた。成長とアオの付着の差は、装置に起因するとみられるため、これを改良することになった。この施設は、水位の調整が簡単であり、干出作業を省力化でき、網ずれも少なかったことから、施設の強化と改善を図り、浮流し育苗技術の確立を目指したいとする県水試の意気込みが述べられている。

2004（平成16）年7月発行の拓水573号の「ウチの漁協！」には、JF網干が紹介されている。これによると、網干でノリ養殖が本格化したのは、1926（大正15）年で、1931（昭和6）年には、県下のノリ生産量の80%を占めた。網干でノリ養殖が盛んに行われた理由は、海が遠浅で、河川からの豊かな栄養塩が流入することであったという。ノリ養殖が始まった当時の養殖方法は、笹などを竹ぼうきのように海に突き刺してノリを付着させる「垂直式笹ひび養殖法」で、敷設場所は遠浅の海に限られた。その後養殖方法は進化し、昭和初期には網ひび（ノリ網）を水平に張る「水平式網ひび養殖法（支柱養殖）」が、さらに昭和40年代には「浮流し養殖法」が開発された。養殖法の進化に伴って、県下のノリ生産量が格段に増えたのである。

JF林崎では、1960（昭和35）年頃にノリ養殖を開始した。1970（昭和45）頃には基幹漁業となり、2000年代には兵庫一の生産量となった（2005（平成17）年時点）。林崎の特上ノリは、高級ノリとしてブランド化され、贈答用としても使われた。5~10名以上の協業経営体を作って「集団漁業管理」を行うことで、専門的で細かい生産管理が可能となり、ブランドノリが誕生したのである（拓水579号）。

森地区は、底曳網漁業と採貝漁業が主体であったが、「森といえばノリ」といわれるほど、

ノリ養殖漁業が中心の漁協となった。また、浮流し養殖を県下で初めて行ったのはJF森の生産者であった。新しい養殖法に着目した組合員が成功に導き、それが、県下に広がったのである。さらに、ノリの色落ち対策として、2003（平成15）年から海底耕耘を実施した。定期的に行っている海底調査では、ウチムラサキなどの貝類が増えたことも報告された（拓水611号）。

【注】

1. 「青」、「アオ」とは、アオノリの仲間の海藻を指す。ノリに混入すると、製品の価値が低下する。

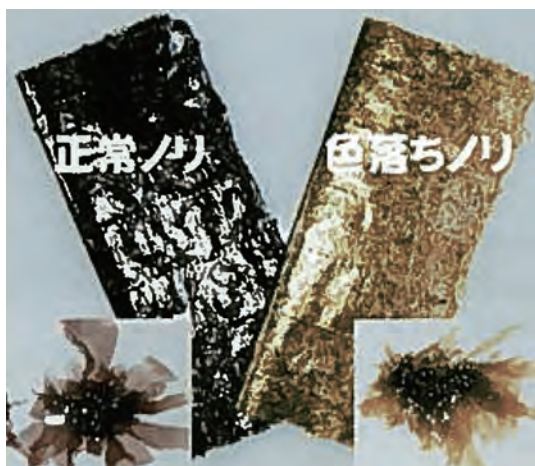
拓水2号（1956（昭和31）年9月発行）・拓水5号（1956（昭和31）年12月発行）・拓水21号（1958（昭和33）年5月発行）・拓水23号（1958（昭和33）年7月発行）・拓水48号（1960（昭和35）年8月発行）・拓水53号（1961（昭和36）年1月発行）・拓水54号（1961（昭和36）年2月発行）・拓水70号（1962（昭和37）年6月発行）・拓水110号（1965（昭和40）年11月発行）・拓水112号（1966（昭和41）年1月発行）・拓水121号（1966（昭和41）年10月発行）・拓水123号（1966（昭和41）年12月発行）・拓水133号（1967（昭和42）年10月発行）・拓水142号（1968（昭和43）年7月発行）・拓水143号（1968（昭和43）年8月発行）・拓水145号（1968（昭和43）年10月発行）・拓水146号（1968（昭和43）年11月発行）・拓水150号（1969（昭和44）年3月発行）・拓水154号（1969（昭和44）年7月発行）・拓水156号（1969（昭和44）年9月発行）・拓水157号（1969（昭和44）年10月発行）・拓水158号（1969（昭和44）年11月発行）・拓水161号（1970（昭和45）年2月発行）・拓水164号（1970（昭和45）年5月発行）・拓水174号（1971（昭和46）年3月発行）・拓水187号（1972（昭和47）年4月発行）・拓水210号（1974（昭和49）年3月発行）・拓水215号（1974（昭和49）年8月発行）・

拓水573号（2004（平成16）年7月発行）・拓水579号（2005（平成17）年1月発行）・拓水611号（2007（平成19）年9月発行）

(24)-2 ノリ養殖（色落ち）

1996（平成8）年11月発行の拓水481号に、県洲本農林の普及員が「ノリの色彩について」を寄稿した。これによると、ノリの色彩は、のりの品質を決める重要な要因であるという。色彩は、ノリ葉体に含まれる複数の光合成色素によって決まり、特に緑色のクロロフィルa、赤色のフィコエリスリン、青色のフィコシアニンの3種類が影響する。これらの色素のいずれかが低下すると、色彩が変化する。また、これらの色素は食味に関わるたんぱく質とも結合しており、色彩は加工されたのりの食味にも大きく影響する。淡路島では、1996（平成8）年2月に、西浦地区を中心に色落ちが発生し、大量の無札のり（共販で入札されなかったのり）が発生したが、ノリの色落ちは、これらの色素含量が著しく低下することによって引き起こされた、と指摘している。

兵庫県におけるノリの色落ち現象は、1996



▲色落ちしたのりと正常なノリ

（平成8）年以降、県下各地で散見されるようになり、2001（平成13）年以降は頻発するようになった（制作委員会注）。

2004（平成16）年3月13、14日、のり養殖基本問題検討委員会の委員9名が、漁場改善（干潟造成）に取り組む愛知県三河湾を視察し、現地にて研修会を開催した。この研修会は同委員会において、ノリの色落ち対策が議論されている中、先進的に干潟造成に取り組む三河湾での現地研修を行うことで、兵庫県での対策に資することを目的に実施された。三河湾では、1955（昭和30）年～1970（昭和45）年にかけて透明度が低下し、1975（昭和50）年頃から赤潮の発生が顕著になった。連動して貧酸素水塊が発生し、その後この状況が長期化・広域化した。赤潮と貧酸素水塊が頻発した時期と、三河湾の埋立（約1,200ha）とが同時期で、干潟の喪失が漁場環境を悪化させたと推察された。そこで、愛知県漁連では1991（平成3）年に漁場環境改善部を設置して調査・研究を開始、1996（平成8）年に提言を取りまとめた。同漁連は提言に基づいて、国・県に支援・協力を求め、1998（平成10）年に、国・県による造成事業が始まった。造成には、中山水道の航路整備に伴う浚渫土砂を用いて、2004（平成16）年までに600haの干潟造成をめざした。一方、兵庫県では、昭和40年代以降、埋立が急速に進み、2004（平成16）年には1955（昭和30）年と比べ、面積が6,000ha（関空6個分）増加した。これらの多くは浅海域の埋立であり、委員は干潟の喪失による損害は計り知れない、と結んでいる（拓水570号）。

2004（平成16）年4月、(社)播磨漁友会と(社)淡路水交会から、県と系統3団体（県漁連・



信漁連・共済組合)に以下のような要望書が提出された。すなわち色落ちによるノリ養殖の大幅減産と漁船漁業の不振を踏まえ、①生活資金等緊急融資措置、②近代化資金の返済期間の延長、③系統購買決済ルールの緩和、④ぎょさい共済金の早期支払い、を求めたのである。系統3団体は理事会を開催し、ノリ養殖漁業については県に近代化資金の延伸措置を求めることを決定し、漁船漁業を含めた全県的な対策は、県と関係団体が事務レベルで協議したうえで、あらためて3団体の理事会に諮ることを決めた(拓水571号)。

2010(平成22)年度のり共販は、2011(平成23)年5月10日に終了した。2010年度漁期は、共販金額が30年ぶりに100億円を割り込む厳しい生産となった。育苗期に高水温が続く張込みを遅らせ、その後は急激に冷え込み、低水温状態が長期化した。さらに、年明けからは栄養塩不足による色落ちが発生した。ノリの色落ちによる品質低下によって、共販の平均単価は伸び悩み、下物相場が強い状況が続いた。2010年度の色落ちがきっかけとなり、例えば明石地区JFでは、それまでの海底耕耘に加え、すでに淡路東浦地区で実施されていた「かいぼり」が行われた(かいぼりについてはトピック「かいぼり」で詳述する)。また、JF兵庫漁連では下水道処理水の有効利用について、具体的な取り組みが開始された(拓水656号)。

拓水481号(1996(平成8)年11月発行)拓水570号(2004(平成16)年4月発行)・拓水571号(2004(平成16)年5月発行)・拓水656号(2011(平成23)年6月発行)

(25) のり流通

1960(昭和35)年8月発行の拓水48号には、のり共同販売事業の実現に向けた、内海漁連の取組が紹介された。近年のノリ養殖漁業の発展はめざましく、赤穂の県営、網干の姫路市営の各人工採苗場の本格的な稼働と、県水試の研究と指導によって、ノリ養殖は内海地区漁業の快事となった。生産されたのりは、これまで単協ごとに、共販や魚市場への出荷、相対販売などを行ってきた。一方県当局からは、債権保全や価格形成、系統金融機関からの資金を活用した品質改善、製品規格の統一などを行うために、内海漁連が一元集荷・販売すべきである、との強い指導があった。そこで、内海漁連では1960(昭和35)年5月開催の通常総会に、のり共販事業の実施を諮ったところ、満場一致で可決を見た。その後8月までに、関係漁協との協議を終え、同年9月初旬に買受人との協議を予定し、12月の共販開始を目指した。

1963(昭和38)年2月、内海漁連の乾海苔共販事業開始から3年目を迎え、担当課長が、当該ノリ漁期における共販実績の中間報告を行った。全国の生産状況についてみると、漁期当初の1962(昭和37)年12月の天候は、少雨・暖冬と悪条件が重なり、全国各地で「クサレ」が発生した。年明け以降は寒波が襲来し、回復



▲共販3年目：内海漁連

兵庫の漁業のあゆみ

の兆しがあったが、あまりにも激しい季節風の影響で、生産量が減少した。そのため、価格は強含みで、上中物で色があれば高値を呼んだ。兵庫県の状況は、季節風の強い地区を除いて、きわめて順調に推移した。内海漁連の共販取扱高は、前年同期を大幅に上回った（拓水 78 号）。

1968（昭和 43）年 1 月発行の拓水 136 号で、内海漁連が、当時ののりの販売流通の状況について報告した。養殖・加工技術の進歩で、全国ののりの生産量は増大し、平年作で 40 億枚（400 億円）となり、水産物の水揚高ではマグロ・カツオ類に次いで第 2 位となった。消費面では、これまで巻き寿司向けが主体であったが、味付、焼き、ふりかけ等の加工品が急増し、加工のりが消費全体の 80% を超えた。一方、のりを扱う問屋・加工屋は、全国に約 1,000 軒あったが、このうち 1 割程度の業者によって、全国で生産されたのりの、ほとんどが買われていた。ただし、こうした業者の経営体質は、改善を要する点が多かった。このため全国ののり関係漁連は、のりの価格を引き上げることよりも、適正な価格と安定した取引の確立を目指した。その結果、全国で漁連共販体制の整備が進み、1960（昭和 35）年に共販実施率 50% であったものが、1968（昭和 43）年には約 90% に達した。さらに、全漁連の指導によって、共販実施漁連が地域ごとにグループを組んで、問屋の信用状況等をチェックするなど、共販の安定と円滑な運営をはかった。兵庫は、和歌山・岡山・広島・山口・愛媛・香川・徳島の 7 県とともに「中、四国近畿のり共販協議会」を結成した。さらに、全漁連は全国の問屋の中から有力な業者 57 社を選んで「のり流通中央会」のメンバーを指定し、全漁連のり調整保管事業の対象業者とした。

1968（昭和 43）年 6 月、内海漁連が「のり共販推進協議会」を立ち上げた。この会は、県下ののり養殖業者の生産性向上と流通の改善を目的としていた。具体的な事業内容は、①のり委託網の斡旋、②のり養殖に関する情報の提供と教育活動、③系統共販の強化充実、加えて④上記①～③に付帯する事業、であった。運営経費は内海漁連が負担した（拓水 141 号）。

1968（昭和 43）年 6 月、のり業界の大手問屋が債権保全命令の適用を受け、内部整理を断行した。これによって、同社と直接取引があった業者や、これらの業者と関係があった業者が、連鎖的に影響を受けた。のり業界内に、数年来吹き荒れていた倒産旋風が頂点に達したのである。前述のように、ほとんど全てののりを買付けていたのは、全国で 1,000 軒を超えるのり業者の中の、1 割ほどにすぎなかった。すでに倒産したり整理に入った業者は、これらの 1 割の業者の中の 3 割を超えた。内海漁連では倒産の原因を分析したうえで、リスク排除の手段として、①確実な代金回収、②信用保証の確立、③有機的な横の連絡の強化、を指摘した（拓水 143 号）。

1970（昭和 45）年 7 月発行の拓水 166 号には、内海漁連の設立 20 周年を記念した特集が組まれた。のり生産は、1959（昭和 34）年頃から西播地方を中心に増大傾向となり、県の指導もあって内海漁連が共販事業を開始した。1960（昭和 35）年 12 月 13 日、網干漁協の全面協力を得て、同漁協の集荷場を内海漁連の共販所とし、初回入札会を開催した。その後、1964（昭和 39）年からのり養殖は急速に伸び、1967（昭和 42）年には冷蔵網の技術の導入、さらに協業化による経営の合理化・大型化



によって、飛躍的な発展を遂げた。1969（昭和44）年度ののり関係組合は54漁協、建て込み柵数は78,000柵、生産量は1億6千万枚、生産金額は25億円に達した（10年前は2.2千万枚、1億円）。のりの販売は、生産の増大に伴って、単協から地区へ、続いて県単位（漁連）へと移行した。さらに全国的な視野が求められ、ブロック（九州、中四国、東日本など）または全国において、施策が検討・実施されるようになった。内海漁連が共販を開始した時点の参加商社は19社であったが、1969（昭和44）年度では全国的な商社を中心に48社となった。共販参加商社には、過去3年間の全国買入高の平均を買入限度額として設定し、全漁連が与信限度額を管理した。1969（昭和44）年9月、系統のり共販代金の回収リスクを補填することを目的に、全国のり共販基金が設立された。基金の積立額は対象商社との手形取引額の0.2%相当額で、事故発生時には、事故額の40%か当該漁連の積立額の5倍のいずれか低い方の額が補填された（1970年6月の内海漁連の積立額は1,612,000円）。

1969（昭和44）年度ののり生産は、全国で60億枚に達した。兵庫県でも1億6千万枚と過去最高となった。このため、漁期後半の共販価格は低落し、政府がのり問題研究会を設けて、生産から消費に至る一連の問題を検討する事態が生じた。1970（昭和45）年5月以降、全漁連はのり関係漁連を集めた複数の会議を開催し、今後の生産予測と対策の検討が始まった。水産庁は、直近数年の生産量を60億枚、10年後は70~80億枚と試算した。全漁連を中心としたのり関係漁連は、1969年漁期後半の価格下落の原因を、需給バランスの崩れ、問屋の

資金不足などと分析した。これらを踏まえ、全国ののり関係漁連は、今後の対策として、①需給調整販売（かこい）の実施、②販売ルートの拡大、③製品の向上と生産コストの低減、④入札調整、⑤現行共販体制の強化、をまとめた。兵庫県では、1970（昭和45）年7月ののり共販推進協議会において、全国会議で示された対策を検討、次のとおり実施することを確認した。すなわち①需給調整販売は、生産量（2億枚）の2割程度を対象とし、物の確保・価格等は、作柄、市況を勘案して生産者と協議する、②販売ルートは県当局の指導のもと、流通業者とも十分協議して推進する、③製品の向上、生産コストの削減を積極的に進め、漁連の検査員を増員する、④入札調整は、入札回数を1月以降は月3回とし、出荷調整を図る、としたのである（拓水167号）。

1970（昭和45）年8月、内海漁連ののり共販事業推進委員13名が、千葉県漁連ののり事業所を視察した。この施設は、同年5月に竣工したばかりで、敷地面積6,690㎡、鉄筋コンクリート2階建て、保管施設と加工施設を備えていた。保管施設は、貯蔵倉庫3,000㎡、低温倉庫400㎡、加工製品倉庫100㎡、加工施設は、火入施設38基（日産能力101万枚）、焼加工施設7基（日産能力30万枚）であった。この施設の向い側に共販所があり、漁期中は入札が週2回、火入後の囲いのりは月に8回入札が行われた。入札の特色は、押しボタンによる電光掲示板を用いる形式とし、入札時の製品見本は10枚だけを並べ、入札は10枚単位で行った。加工施設は冷暖房完備、作業員は白い作業服と帽子姿で、衛生的・近代的な食品工場の雰囲気があった。加工原料は業者からの委託

兵庫の漁業のあゆみ

で、周年操業を行い、売り上げは1,000万円/月であった。のりは梅雨を持ち越せないため、生産者が売り急いでいたが、この事業所は火入施設と低温倉庫を備えていたことから、こうした不安は解消された。また、低温倉庫が加工場の周年操業を可能とした。さらに、この事業所では、運送業者と年間契約を結んで、加工した商品を委託先の業者に1ケースから宅配し、業者から好評を得ていた（拓水169号）。

1974（昭和49）年12月発行の拓水219号で、同年11月に竣工した内海漁連ののり流通センターが紹介された。この施設は、第一期工事で集荷場と保管倉庫、火入乾燥機が、第二期工事で入札室、商社控室、生産者控室、事務所、見付場が建設され、両者を併設する形で竣工した。ノリ養殖の大量生産時代に備え、のりの調整保管機能を有し、のりの安定供給と価格の安定を図るために建設されたのである。火入処理能力は日産100万枚、集荷保管4万ケース、見付場の見本展示1,500ケースを備えた。初年度の事業計画では、同年12月から始まる乾海苔共販14回、県下総生産量の5%の調整保管を予定した。兵庫県のノリ養殖は、大正末期頃に網干地区において、そだひび式養殖が開始されたことを先駆けとして、1955（昭和30）年頃からの人工採苗、浮流し養殖、冷蔵網などの技術開発と、加工機器の発明、漁業者の生産意欲の高まりによって、急速に伸展した。1974年には生産者数は2,720人、養殖柵数17万3,000柵、生産枚数8億2,700万枚、生産額約100億円に成長した。

1985（昭和60）年11月、県漁連のり流通センターに新見付場が竣工した。1974（昭和49）年11月には内海漁連が同センターを建設

し、体制は整備されていたものの、その後ののりの生産は増加の一途をたどり、既存施設が手狭となっていた。新見付場は、床面積約1,200㎡、鉄骨ALC板張平屋建で、屋根に自然採光方式が採用された（拓水351号）。

1986（昭和61）年2月2日、兵庫県漁連が神戸大丸百貨店前で、「兵庫のり」の消費拡大キャンペーンを開催した。兵庫県は、年間13億枚を生産して全国一となったが、消費の停滞が深刻な問題になっていた。そこで、消費者に「のり」に対する理解と認識を深めてもらうために、前年に引き続いてのキャンペーン開催となった。兵庫県海苔問屋（協）の協力を得て、節分の日に「家族そろって幸運の巻きずし丸かぶりを」をキャッチフレーズに、乾のり5枚と鬼の面などのセットを5,000名に無料配布した。巻きずしの早食い競争なども実施され、賑いをみせた（拓水353号）。



▲のり消費拡大キャンペーン：神戸大丸百貨店前

1986（昭和61）年7月、淡路水交会在淡路のりの消費拡大を図るために、淡路島内の小学校などに、味付けのり16,000食分を無料配布した。小学校では週2回の米飯給食の際、淡路水交会在作成したのりのパンフレットが配布されるとともに、生徒が味付けのりを試食した（拓水360号）。



【注】

「のり」と「ノリ」の用語の区分については、加工品・食品を示す場合には「のり」を用い、生物・植物には「ノリ」を用いた。ただし、固有名詞（組織や会議の名称など）は、元来の名称をそのまま用いた。

拓水48号（1960（昭和35）年8月発行）・拓水78号（1963（昭和38）年2月発行）・拓水136号（1968（昭和43）年1月発行）・拓水141号（1968（昭和43）年6月発行）・拓水143号（1968（昭和43）年8月発行）・拓水166号（1970（昭和45）年7月発行）・拓水167号（1970（昭和45）年8月発行）・拓水169号（1970（昭和45）年10月発行）・拓水219号（1974（昭和49）年12月発行）・拓水351号（1985（昭和60）年12月発行）・拓水353号（1986（昭和61）年2月発行）・拓水360号（1986（昭和61）年9月発行）

(26) カキ養殖

1997（平成9）年9月発行の拓水491号の「水試 NOTE」にカキ養殖の歴史が掲載された。それによると、日本のカキ養殖は室町時代の終わり頃（1532～1555年）に、広島県の草津で始まったといわれている。1673年（江戸時代の始め頃）には同じ草津で、浅海に竹を立ててカキを付着させる「ひび立て養殖」が始まった。ひび立て養殖は、江戸時代から昭和初期まで続き、その後、杭打垂下法（簡易垂下法）が登場、1955（昭和30）年頃から、現在の竹を用いた筏式垂下法へと変遷した（カキの養殖方法は、これらの他にも石蒔き式、地蒔き式および宮城県などで行われている延縄式があり、地域の海域特性により異なる）。竹を用いた筏式による養殖は、風波に強く筏が安価に作成できることから、急速に普及した。兵庫県でも、相生湾で

かなり古くからカキ養殖が行われており、西播地方を中心に、主に筏式の養殖漁場が拡大し現在に至っている。「水試 NOTE」には「カキの生活史」の詳細も紹介されている。

2000（平成12）年1月発行の拓水519号の「普及員だより」に、西播のカキが紹介された。それによると、2000年当時の兵庫県のカキの生産量は全国第5位で、そのほとんどが西播地区で生産されていた。この地区のカキ養殖は江戸時代に始まり、本格的に広まったのは1972（昭和47）年頃で、2000年時点の経営体は53を数えた。

2004（平成16）年5月発行の拓水571号の「ウチの漁協！」に、JF室津が紹介された。室津港の歴史は古く、約2000年前に造られたという。JF室津のカキ養殖は1998（平成10）年から始まり、2004年時点では11経営体が携わっている。養殖漁業は、サラリーマンと同様に、ある程度収入が計算できるため、生活を安定させる漁業として着業希望者が増えており、これからの室津の漁業を背負って立つ期待を抱かせた。



▲カキ養殖漁場：JF室津

2005（平成17）年7月、赤穂市文化会館において「第6回全国カキ・サミット兵庫大会」が開催された。全国・県内各地から生産者ならびに漁業関係者ら約600名が参加した。全国カキ・サミットは1995（平成7）年の宮城大

兵庫の漁業のあゆみ

会を皮切りに、2年に1度全国のカキ生産県で開催されているもので、兵庫県では初の開催となった。大会は「小売業としての水産物の仕入れと販売」と題した基調講演の後、「美味しいカキを安心して買っていただくために」をテーマに生産者・流通業者・研究者など7名によるパネルディスカッションが行なわれた。最後に大会宣言として、①漁場環境を保全する、②徹底した衛生管理に取り組む、③国内産カキの消費拡大と情報発信を行う、④相互交流を図り活力ある生産地づくりを進める、の4項目を採択して閉会した（拓水585号）。



▲パネルディスカッション：第6回全国カキサミット兵庫大会

2005年（平成17）年11月発行の拓水589号の「ウチの漁協！」に、JF相生が取り上げられた。JF相生でカキ養殖が本格的に始まったのは、1978（昭和53）年頃で、それまでは漁船漁業が主体であったが、新しい漁業を模索し、試行錯誤を繰り返した結果、カキ養殖にたどり着いたという。カキ養殖が始まった頃の生産者数は、わずか数名であったが、2005年時点ではほとんどの組合員がカキ養殖に携わっていた。また、JF相生では2000年頃から、県水試の指導を受けてカキの採苗にもチャレンジしている、と述べられている。

2006年（平成18）年12月、カキを食べた消費者がノロウイルスに感染した、との報道によって風評被害が発生し、西播地域の養殖カキ

の出荷量が激減した。そこで、「西播磨のカキは安全！」と宣言するイベントが各地で開催された。相生市では、同年12月に市内の量販店の店頭で、組合長、西播磨県民局長、たつの市長、相生市長らが安全を宣言し、焼きがきの試食会やカキの無料配布などを行った。また、神戸市中央卸売市場本場においても同月、カキの消費拡大キャンペーンが開催され、神戸市産業局長ほか市場関係者、JF兵庫漁連会長、JF室津組合長をはじめ多数の生産者が参加し、消費者代表、県議会議員、小売業者等の関係者に対して、「兵庫県産カキ」の安全性をアピールした（拓水603号）。



▲カキ抑制棚：JF相生

日本オイスター協会が2012年に開催した「第1回かき日本一決定戦」で、JF室津の生産者が第3位、JF赤穂市の生産者が第4位に入賞し、兵庫県産カキの品質の高さが証明された。このコンテストにエントリーするには、ホテルや有名オイスターバーなど3社以上の推薦を受け、衛生面等の基準をクリアする必要があった。今回は多くのエントリーの中から、最終選考に残ったのは11社・団体であった。最終選考会は、産地・生産者名を伏せ、同協会認定の審査員55名が殻付き生カキを試食して、味・食感・形など8項目について採点し、順位を



決定した（拓水 667 号）。

2021（令和 3）年 8 月、「第 12 回全国カキサミット 2021 兵庫大会」がオンラインで開催された。当初は前年（2020 年）開催予定であったが、コロナ禍で 1 年順延された。大会は「安心・安全な生産体制、社会の変化に対応した販売体制の構築」をテーマに、全国のカキ生産者、関係者など多数が参加した。3 つの講演のあと大会宣言が採択されて閉幕した（拓水 779 号）。

拓水 491 号（1997（平成 9）年 9 月発行）・拓水 519 号（2000（平成 12）年 1 月発行）・拓水 571 号（2004（平成 16）年 5 月発行）・拓水 585 号（2005（平成 17）年 7 月発行）・拓水 589 号（2005（平成 17）年 11 月発行）・拓水 603 号（2007（平成 18）年 1 月発行）・拓水 667 号（2012（平成 24）年 5 月発行）・拓水 779 号（2021（令和 3）年 9 月発行）

（27）漁協合併（昭和の漁協合併）

兵庫県漁業協同組合連合会（旧県漁連）編（1954）『兵庫県水産沿革誌』（同会）によると、当時、兵庫県下には 96 の漁業協同組合（漁協）が存在していた。

拓水に漁協合併の記事が掲載されたのは、1959（昭和 34）年 10 月 16 日に認可された神戸市西部漁業協同組合が最初である。神戸市の水産振興 5 ヶ年計画の一環として漁業協同組合の合併問題が協議されていたが、神戸市西部（駒ヶ林浦から舞子）の 7 漁協が合併し、神戸市西部漁業協同組合が設立された。

その後、1960（昭和 35）年 4 月には、経営基盤がぜい弱な漁協に対し、合併等による経営改善を目的とした漁業協同組合整備促進法が施行されたが、拓水に関連記事はない。続いて 1967（昭和 42）年 7 月には漁協合併助成法が

施行された。この法律は、経営不振漁協の立て直しの手段として合併を進めてきた漁業協同組合整備促進法に対して、健全な経営を維持している漁協が、さらに十分な事業活動ができるよう、経営基盤の充実を図るための合併を促進するものであった。県当局では、同法に基づく合併計画を策定し、1971 年（昭和 46 年）3 月までの 4 年間で漁協合併を推進する予定としていた。

1968（昭和 43）年 12 月発行の拓水 147 号には、漁協合併促進法施行から 1 年数ヵ月を経ても、合併は実現しなかったが、1968（昭和 43）年 9 月に入って、具体的な合併協議が始まった地域が出てきた、との報告がある。この報告の寄稿者は「現状に満足している、合併したら得になるのか」と合併に消極的な意見を掲げ、「合併は将来の漁民のためと考え、どのような合併を実現したら漁民に得になるのか考えて欲しい」と結んでいる。

合併協議が進展した地域をあげると、1969（昭和 44）年 1 月発行の拓水 149 号に、4 地区（五色町地区、一宮町地区、播磨町地区、香住町地区）で合併仮契約の調印が行われたことが報告されている。その他、神戸市東灘地区、浜坂町地区でも合併経営計画が知事の認可を得る見込みである、と記されている。しかし、拓水 157 号には「進まない漁協合併の悩み」が掲載され、漁協合併促進法の期限まで 1 年余りとなるなか、合併に至った地域は依然としてわずかなことから、県の合併計画に基づいた再度の協議が呼びかけられている。ここでは、合併が進まない理由として、組合員の熱意・組合員の理解（普及）・組合員資格・漁業補償・漁業権などに関する問題点が取り上げられている。

兵庫の漁業のあゆみ

■付図：漁業協同組合の変遷

2023(令和5)年10月1日現在

地区	漁協名	設立年月日	年																									摘要	
			当初24	昭和30	35	40	45	50	55	60	平成元	5	10	15	20	25													
摂	(尼崎)		[Timeline]																									S47.10 解散	
	(尼崎西部)		[Timeline]																									〃	
	(鳴尾)		[Timeline]																									S36.3 合併 (当初名：大庄)	
	(西宮東部)		[Timeline]																									〃	
	(西宮西部)		[Timeline]																									〃	
	(西宮市)		[Timeline]																									S47.10 解散	
	(芦屋)		[Timeline]																									〃	
	(本庄)		[Timeline]																									S44.6 合併	
	(青木)		[Timeline]																									〃	
	(東灘)		[Timeline]																									〃	
	(甲南)		[Timeline]																									〃	
	(神戸市東部)		[Timeline]																									S47.10 解散	
	(東神戸)		[Timeline]																									〃	
	兵庫	昭和24年8月8日	[Timeline]																										
津	(駒ヶ林浦)		[Timeline]																									S34.10 合併	
	(東須磨)		[Timeline]																									〃	
	(須磨浦)		[Timeline]																									〃	
	(塩屋)		[Timeline]																									〃	
	(東垂水)		[Timeline]																									〃	
	(西垂水)		[Timeline]																									〃	
	(舞子)		[Timeline]																									〃	
	神戸市	昭和34年10月31日 (昭和53年3月10日名称変更)	[Timeline]																									当初名：神戸市西部	
	播	(東明石浦)	昭和25年2月21日	[Timeline]																									H17.1 合併
		明石浦	昭和24年10月3日	[Timeline]																									
林崎		昭和24年10月3日	[Timeline]																										
江井ヶ島		昭和24年9月20日	[Timeline]																									当初名：屏風浦	
(魚住)		昭和24年10月19日	[Timeline]																									H18.4 合併	
東二見		昭和24年8月30日	[Timeline]																										
西二見		昭和24年10月1日	[Timeline]																										
(阿間村本庄)			[Timeline]																									S44.4 合併	
(阿間村古宮)			[Timeline]																									〃	
播磨町		昭和44年4月1日	[Timeline]																										
(別府町)		昭和24年11月14日	[Timeline]																									H21.8 合併	
(尾上)		昭和24年10月15日	[Timeline]																									〃	
東播磨		平成21年8月1日	[Timeline]																										
高砂		昭和24年10月11日	[Timeline]																									H25.6 合併	
(荒井)		昭和24年10月28日	[Timeline]																									当初名：荒井村	
伊保		昭和24年10月17日	[Timeline]																									当初名：伊保村	
(曾根町)		昭和24年10月29日	[Timeline]																									H24.7 合併	
磨		(大塩町)	昭和24年10月29日	[Timeline]																									
		(的形)	昭和26年8月13日	[Timeline]																									H22.1 合併
		(八木)	昭和25年9月12日	[Timeline]																									当初名：八木村、
		(白浜)	昭和26年8月14日	[Timeline]																									〃
		(姫路市中部) 〔妻鹿〕	昭和24年11月1日 (平成14年6月3日名称変更)	[Timeline]																									〃 (H14.6 妻鹿が名称変更)
	〔阿成〕	昭和24年11月10日	[Timeline]																									H14.6 合併	
	(飾磨)	昭和24年10月13日	[Timeline]																									H22.1 合併	
	〔広畑〕	昭和24年10月13日	[Timeline]																									H14.6 合併	
	(大津)	昭和24年10月13日	[Timeline]																									H22.1 合併	
	(網干)	昭和24年8月26日	[Timeline]																									〃	
	姫路市	平成22年1月1日	[Timeline]																										
	家島	昭和24年10月14日	[Timeline]																										
	坊勢	昭和24年10月14日	[Timeline]																										
	(刈屋)	昭和24年10月8日	[Timeline]																									H21.4 合併	
	岩見	昭和24年9月2日	[Timeline]																										
	室津	昭和24年10月14日	[Timeline]																										
	相生	昭和24年7月20日	[Timeline]																										
(坂越)	昭和24年10月29日	[Timeline]																											
(赤穂)	昭和24年10月3日	[Timeline]																											

兵庫の漁業のあゆみ

この間、高度経済成長を迎えた日本の産業は発展が目覚ましい一方、漁協系統を取り巻く社会経済的環境が厳しさを増す中で、漁協合併は停滞を続け、全国の合併参加漁協は240、兵庫県では13漁協に留まっていた。政府は、漁協系統が経済成長に取り残されないよう、経営基盤の強化と効率化を実現するため、1971（昭和46）年4月に漁協合併促進法をさらに強化のうえ施行した。同時に水産庁長官通達が示され、県知事に対して市町村ならびに漁協系統機関を指導し、県レベルに漁協系統機関を主体とする合併促進会議を設置して、合併計画の策定と合併推進の実施に当るよう求めた。そこで、旧県漁連・兵庫県信漁連が協議を重ね、1972（昭和47）年1月「兵庫県漁業協同組合合併促進会議」を設置し、漁協系統と県当局が一体となって、漁協合併の促進を図ることとなった。

1972（昭和47）年2月発行の拓水186号には、1970（昭和45）年度に県水産課が実施した漁協現況調査の記事がある。同年度末の沿海地区漁協75のうち経済事業活動が可能な出資漁協73の結果が示された。経済事業の実施状況では、販売事業は60漁協、購買事業は45漁協、信用事業は54漁協が実施したが、全体の2割程度は経済事業を実施せず漁業権管理団体的な漁協であること、また事業実施漁協であっても経営規模が小さいことが報告され、組合員を支援するためには、合併による規模拡大が必要であると結んでいる。

1972（昭和47）年12月発行の拓水195号には、同年10月、摂津地区東部の6漁協（尼崎・尼崎西部・西宮市・芦屋・神戸市東部・東神戸）が、海域の埋立造成等のため一切の漁業権を放棄し、漁協を解散した記事が掲載されている。

その後1974（昭和49）年8月には、浜坂町地区の浜坂・諸寄・居組の3漁協が合併して、組合員数687名・水揚高16億4千万円の大型漁協、浜坂町漁協が誕生した。1969年（昭和44）年1月の合併経営計画の策定報告から、5年以上にわたる協議を経て、合併が実現したのである。

さらに、1981（昭和56）年5月に淡路町地区の淡路町岩屋・岩屋共栄の2漁協が合併して、淡路町漁協が誕生した。両漁協はもともと1つの組織であったが、1949（昭和24）年に意見対立により分裂した経緯があった。漁協合併は両漁協と町にとって永年の懸案であったが、1980（昭和55）年2月に合併仮調印を行い、翌春の合併となった。淡路町漁協の組合員数は469名で、兵庫県瀬戸内側で最大規模の漁協となった。



▲淡路町漁協新事務所

この後、県内の漁協合併は、2002（平成14）年5月の姫路市中部漁協の誕生まで、22年間実現しなかった。

拓水39号（1959（昭和34）年11月発行）・拓水130号（1967（昭和42）年7月発行）・拓水131号



(1967 (昭和42) 年8月発行)・拓水147号 (1968 (昭和43) 年12月発行)・拓水149号 (1969 (昭和44) 年2月発行)・拓水157号 (1969 (昭和44) 年10月発行)・拓水182号 (1971 (昭和46) 年11月発行)・拓水185号 (1972 (昭和47) 年2月発行)・拓水195号 (1972 (昭和47) 年12月発行)・拓水216号 (1974 (昭和49) 年9月発行)・拓水296号 (1981 (昭和56) 年5月発行)

(28) 漁協合併 (平成の漁協合併)

1992 (平成4) 年2月、兵庫県漁協合併推進協議会が県立水産会館にて開催され、今後の漁協合併を推進する上での指針となる「兵庫県漁業協同組合合併推進基本構想」を策定した。協議会では、先に小委員会で検討を重ねてきた「基本構想 (案)」について真剣な討議が行われた。その結果、原案が承認され、1992年度以降はこの基本構想に基づいて、第1段階として「1市町1漁協」を目標に漁協合併を推進することが決まった。第2段階は、正組合員数300名以上・出資金1億円以上・職員数16名以上 (常勤理事1名以上を含む)・貯金残高25億円以上・販売年間取扱高25億円以上・購買年間取扱高3億5千万円以上の組織および事業規模を目標に、これに応じた漁協合併を目指すこととした。当基本構想に基づく合併推進期間は、1992 (平成4) 年~1999 (平成11) 年の8年間であった (拓水425号)。

県水産課と県漁連は、2000 (平成12) 年12月に摂播地区・淡路地区、2001 (平成13) 年2月には但馬地区において、「漁協組織10年後構想と合併意見交換会」を共催した。「漁協組織10年後構想」が、1998 (平成10) 年度に策定した「兵庫県漁協合併の促進に関する

基本計画」に基づいて説明され、将来的には「自立10漁協」を目指すこととした。参加者は、組合長・理事・監事ならびに幹部職員らのべ240名余りにのぼり、意見交換会では「組合員不在で協議されている」「漁業活性化のための予算措置はあるのか」などの意見が出た。国の新たな制度として「認定漁協」制度が2001 (平成13) 年度から、開始予定であった。については、全ての漁協が公益的な役割を担える「認定漁協」になれるように、合併計画の見直し・強化が求められた。なお、兵庫県の漁協合併は、1981 (昭和56) 年の淡路町漁協設立以降、2001 (平成13) 年2月までの約20年間実現しなかった (拓水533号)。

2002 (平成14) 年1月、県水産課が「認定漁協」の認定基準を定めた「漁協の組織・事業基盤の強化に関する基本方針」を発表した。これは、国が漁協に対して、漁業・漁村における中核的な組織として、資源管理や担い手育成等の新たな課題への適切な対応を求め、一定の組織・事業基盤を備えた「認定漁協」制度を導入したことに応えたものである。「認定漁協」には国の補助事業が優先的に採択される見込みで、「認定漁協」のみを対象にした事業も実施される予定であった。

兵庫県が示した認定基準に基づき、明石浦・林崎・坊勢・香住町の4漁協が「組織・事業基盤の強化に関する計画」の認定申請を行った。県は2002年3月付でこれらを認定して、兵庫県初の「認定漁協」が誕生した (拓水546号)。

2002 (平成14) 年3月、姫路市内の妻鹿・阿成・広畑の3漁協が合併仮契約を締結した。各JFは同月内に臨時総会を開催して合併案を承認し、2002 (平成14) 年6月1日に「JF

兵庫の漁業のあゆみ

姫路市中部」が誕生することが決まった。新組合は、正組合員 66 名・准組合員 30 名となる見込みであった（拓水 546 号）。



▲合併仮契約調印式：JF姫路市中部(現JF姫路市中部支所)

2002（平成 14）年 10 月、但馬漁業センター会議室において、但馬地区漁業協同組合合併研究会が発足した。同月には系統の組織強化推進機関である JF 組織強化委員会が但馬地区を重点地区として支援することを決めた。研究会では、各漁協の参事、県、系統団体担当で構成する作業部会を組織して、本部会が各 JF の現状調査、合併後のメリット・デメリット等を検討し、基本的な合併の素案をまとめ、あらためて研究会に諮ることを決めた（拓水 554 号）。

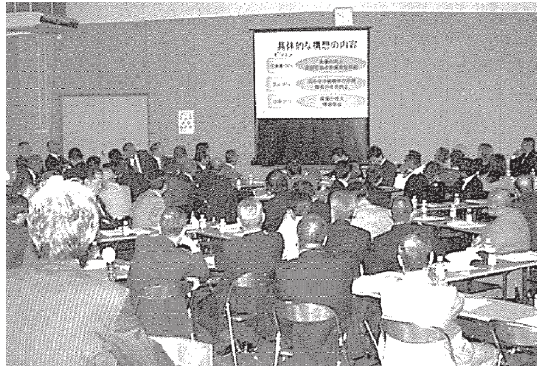
2002（平成 14）年 12 月、赤穂市内の 3JF（坂越・赤穂・福浦）による合併仮契約書調印式が行われ、各 JF の総会承認を経て 2003（平成 15）年 4 月 1 日「赤穂市漁業協同組合」が誕生することになった。赤穂市内の 3JF は、将来への危機感から経営基盤の強化と漁家経営の安定を図るために、2001（平成 13）年 9 月に合併研究会を設置、2002（平成 14）年 1 月からは合併推進協議会に組織を変更して 7 回にわたる協議の末「合併構想（案）」を策定し、各 JF の組合員集会において本案の了承を得た。新組合は、組合員数 138 名・販売取扱高約 10 億円となる見込みであった（拓水 555 号）。

2004（平成 16）年 10 月、明石市内において JF 東明石浦と JF 明石浦の合併仮契約調印式が行われた。その後開催される各漁協の総会承認を経て、2005（平成 17）年 1 月の合併を目指すことになった。JF 東明石浦では 2004 年 6 月から正組合員の減少に伴う組織のあり方を協議、同年 7 月の理事会で合併を目指す方針が確認された。その後、県・市・系統団体の支援のもと、JF 明石浦との合併協議が行われ、仮契約調印に至った（拓水 577 号）。

2005（平成 17）年 9 月、JF 兵庫漁連内に設置された「JF 組織強化委員会」が約 1 年の歳月をかけて策定した「JF グループ兵庫組織強化構想」が示された。この構想は、同月開催の JF 兵庫漁連理事会、10 月の兵庫県漁業協同組合長会議で承認され、「漁業者の幸せの実現」を目指してオール水産（全ての系統団体と全ての JF）でこれに取り組むことが確認された。構想のポイントは、漁業者への最大の経済的メリットを提供できる組織として、全ての系統団体と全ての JF による新しい経済事業体「経済事業改革 JF」の設立を理想の姿としたことにあった。漁協合併促進法の期限となる 2008（平成 20）年 3 月までの設立を目指すことになった（拓水 591 号）。

2006（平成 18）年 2 月、明石市内において JF 江井ヶ島と JF 魚住の合併仮契約調印式が行われた。両漁協は組合員の高齢化が進む中、合併によって組織強化を図るしかないと判断したのである（拓水 593 号）。

2006（平成 18）年 4 月、県立水産会館において「JF グループ兵庫・経済事業改革 JF 設立推進委員会」が開催された。出席者は、県内全 JF 組合長、系統団体、県、市町、農林中金等



▲経済事業改革JF設立推進委員会

の県下水産関係者約 100 名であった。

委員会の議事は、①委員会設置要領の承認について、②副委員長承認について、③推進スケジュールについて、④委員会アピールの採択について、の 4 議案で、いずれも原案どおり承認・採択された。

また、後日、JF 職員及び系統団体職員を対象に「JF グループ兵庫組織強化構想に係る説明会」が開催され、JF・各系統団体に対して、各種会議への参画・資料提供等の協力が要請された（拓水 595 号）。

2006（平成 18）年 7 月発行の拓水 597 号の「推進室より」で、経済事業改革 JF の具体的な計画策定「青写真づくり」が始まったことを受け、分野別検討部会委員（JF 組合長と県職員）が選任されたことと事業別検討チームが設置されたことが報告された。各検討チームは JF に対して「JF 基本調査」を開始した（拓水 597 号）。

2006（平成 18）年 8 月、第 21 回組合長懇談会が洲本市で開催された。懇談会では、経済事業改革 JF 設立の目的を説明するため、JF グループ職員による寸劇「JF 合併は誰のため」が上演され、参加組合長からはわかりやすい内容であったと評価された。その後、組織検討部

会の委員による、公開協議を開催し、設立に関する概要が説明され、参加組合長らと意見交換がなされた。（拓水 598 号）。

2006（平成 18）年 7 月、但馬地区の 5 漁協（津居山港・竹野浜・柴山港・香住町・浜坂町）が香住町内で合併仮契約調印式を開催した。今後各漁協の総会を経て 2007（平成 19）年 4 月の新漁協「但馬漁業協同組合」設立を目指すことになった。合併後の組合員数は約 2,400 人、販売取扱高は約 91 億円となる見込みであった（拓水 598 号）。

2006（平成 18）年 9 月、淡路市において JF 仮屋・JF 釜口・JF 浦の合併仮契約調印式が開催された。3JF は、組織強化によって足腰の強い組合づくりを目指し、合併を決意した。今後は各組合の総会議決を経て、2007（平成 19）年 1 月の合併を目指すことになった（拓水 600 号）。

2006（平成 18）年 10 月発行の拓水 600 号に、JF グループ兵庫・経済事業改革 JF 設立推進委員会における「JF グループ兵庫 組織強化構想」の進捗状況が報告された。それによると、同委員会の設立は 2006 年 4 月で同年 10 月には計画の方向性が示せるよう協議が進められた。合併 JF の基礎を協議している組織検討部会は、すでに方向性を示せる段階にあった。購買事業検討部会では、合併後の事業の在り方の取りまとめが終わった。販売事業検討部会では、鮮魚販売・直売・加工事業の方向性がまとまり、今後はのり販売・カキ養殖事業について協議が行われる。指導・系統事業検討部会では、すでに取りまとめが終わっていた。今後、各部会の取りまとめが終わった段階で、第 2 回委員会を開催して方向性を決定のうえ、具体的な計画策

兵庫の漁業のあゆみ

定作業が始まる、と結ばれている。

2006（平成18）年11月、淡路市役所において、JF塩田・JF志筑浦・JF生穂・JF佐野の4JFが合併仮契約を行った。4JFは、高齢化や後継者不足、魚価低迷、漁獲量減少、燃料費の高騰など、漁業を取り巻く環境が年々厳しくなる中で、安定した組合運営を行うために、合併を決意したという。2007（平成19）年4月に「JF津名」の設立を目指した（拓水602号）。



▲漁協合併：JF但馬

2007年（平成19）年2月発行の拓水604号の「設立推進室だより」で、2006年1月に決定した「JFひょうご（仮称）」の概要（改革の方向性）について、各JFで説明会を開催していることが報告された。また、説明会の内容の一部、①「経済事業改革JF」の構想が誕生した背景、②今後のスケジュール、の2項目が掲載された。

2007（平成19）年4月、淡路地区で塩田・志筑浦・生穂・佐野の4JFが合併してJF津名が誕生し、但馬地区では津居山港・竹野浜・柴山港・香住町の4JFが合併してJF但馬が誕生した（拓水606号）。

2007（平成19）年4月、県立水産会館において「第3回JFグループ兵庫・経済事業改革JF設立推進委員会」が開催された。委員長（県

漁連会長）をはじめ県下JF組合長、行政担当者ら102名が出席した。会議では「経済事業改革JF」の青写真について協議が行われ、原案どおり決定した。今後の推進活動についての参考意見を聞くために、正組合員数200名以上の大規模JFの組合長による意見交換会¹を開催することも決定した（拓水607号）。

2007（平成19）年12月、JF丸山の会議室において、JF丸山・JF阿那賀の合併仮契約調印式が開催された。両JFは、漁獲量の減少や魚価の低迷、燃油の高騰など、漁業を取り巻く環境が厳しさを増している状況をふまえ、組合員の生活向上や、JFの経営基盤強化を図るために、合併を決意した。今後は両JFでの総会議決を経て、2008（平成20）年4月の合併（JF南あわじ）を目指すことになった（拓水615号）。

2009（平成21）年2月、たつの市内でJF岩見とJF苅屋の合併仮契約調印式が開催された。この後、両JFの総会承認を経て、同年4月の合併を目指すことになった（拓水628号）。

2009（平成21）年5月、加古川市内でJF別府町・JF尾上の2JFが合併仮契約調印を行った。今後、各JFの総会議決を経て同年8月に「JF東播磨」の設立を目指すことになった（拓水631号）。

2009（平成21）年8月発行の拓水634号に、姫路地区の8JFの合併仮契約調印式の模様を紹介された。姫路地区合併推進協議会会長は「60年の歴史の中で先人が築いた基盤があってこの度の調印に至った。組織基盤の強化、経営効率の向上を目指し団結して、歴史に負けない新しい組合の第一歩を踏み出したい」と抱負を述べた。2010（平成22）年1月の合併を目



指した。

2010(平成22)年1月、JF 姫路市が誕生した。漁獲量の減少、組合員の高齢化等、組合の経営環境が厳しくなる中、8JF は組合員の負託に応える組織づくりを目指し、12回におよぶ協議の結果、今回の合併を決めた。合併後の組合員数は351名(正組合員228名、准組合員123名)となった(拓水640号)。

2012(平成24)年1月、高砂市内においてJF 伊保とJF 曾根町の合併仮契約調印式が行われた。両組合は同年3月中に総会を開催し、合併承認を得たうえで、同年7月の新生JF 伊保の誕生を目指すことになった(拓水664号)。

2012(平成24)年7月、新しいJF 伊保が誕生した。合併後の組合員数は87名(正組合員80名、准組合員7名)となり、旧JF 曾根町は支所となった(拓水669号)。

2012年(平成24)年11月発行の拓水673号に、JF 由良町中央とJF 由良の合併仮契約調印式が掲載された。それによると、同年10月、洲本市内において、両JFの組合長・役職員ら30名が出席し、洲本市長、JF 兵庫漁連会長が立ち会う中、合併仮契約書への署名が行われた(拓水673号)。

2013(平成25)年1月、JF 由良町が誕生した。漁獲量の減少、漁業者の高齢化等、組合経営を取り巻く環境が厳しくなる中で、組合員の負託に応えるために協議を続け、合併を成し遂げた。新しいJF 由良町は組合員数327名(正組合員305名、准組合員22名)で、事務所は旧JF 由良町中央に置いた(拓水675号)。

2013(平成25)年3月、高砂市内においてJF 高砂とJF 荒井の合併仮契約調印式が開催された。両組合は、漁業を取り巻く厳しい環境へ

の対応策として、合併による経営基盤の強化を図ろうと、協議を重ねてきた(拓水677号)。

2013(平成25)年6月、新生JF 高砂が誕生した。合併後の組合員数は73名(正組合員57名、准組合員16名)で、旧JF 荒井は支所となった。今回の合併で県下のJF数は39となった(拓水680号)。

2013(平成25)年11月発行の拓水685号で、JF 洲本とJF 炬口^{たけのくち}の合併仮契約調印式の模様が紹介された。それによると、同年11月洲本市内において、両JF組合長、両JFの役職員、県、市、系統職員ら約30名が出席し、洲本市長・JF 兵庫漁連会長立会のもと、合併仮契約書が調印された。

2014(平成26)年1月、JF 洲本炬口が誕生した。合併後の組合員数は68名(正組合員45名、准組合員23名)となり、事務所は旧JF 炬口に置いた。今回の合併で兵庫県下のJF数は38²となった(拓水687号)。

【注】

1. 大規模JFによる意見交換会の結果は拓水には掲載されていないが、合併に参加しないという漁協が過半数を占めた。そのため、後に開催された、JF グループ兵庫・経済事業改革JF 設立推進委員会において、青写真に基づく合併協議は、2017(平成29)年まで10年間休止することが決まった。
2. 拓水では紹介されなかったが、2013年(平成25)年1月のJF 由良町誕生にあわせて、JF 由良町漁連が事業と持分を同JFに譲渡して解散した。その後、2014(平成26)年5月にJF 東由良町が解散して、県下のJF数は37となった。

拓水425号(1992(平成4)年3月発行)・拓水533号(2001(平成13)年3月発行)・拓水546号(2002(平成14)年4月発行)・拓水554号(2002

兵庫の漁業のあゆみ

(平成14)年12月発行)・拓水555号(2003(平成15)年1月発行)・拓水577号(2004(平成16)年11月発行)・拓水591号(2006(平成18)年1月発行)・拓水593号(2006(平成18)年3月発行)・拓水595号(2006(平成18)年5月発行)・拓水597号(2006年(平成18)年7月発行)・拓水598号(2006(平成18)年8月発行)・拓水600号(2006(平成18)年10月発行)・拓水602号(2006(平成18)年12月発行)・拓水604号(2007(平成19)年2月発行)・拓水606号(2007(平成19)年4月発行)・拓水607号(2007(平成19)年5月発行)・拓水615号(2008(平成20)年1月発行)・拓水628号(2009(平成21)年2月発行)・拓水631号(2009(平成21)年5月発行)・拓水634号(2009(平成21)年8月発行)・拓水640号(2010年(平成22)年2月発行)・拓水664号(2012(平成24)年2月発行)・拓水669号(2012(平成24)年7月発行)・拓水673号(2012(平成24)年11月発行)・拓水675号(2013(平成25)年1月発行)・拓水677号(2013(平成25)年3月発行)・拓水680号(2013(平成25)年6月発行)・拓水685号(2013年(平成25)年11月発行)・拓水687号(2014(平成26)年1月発行)

(29) FRP 漁船

1968(昭和43)年3月、一宮町郡家港において、兵庫県瀬戸内海側で初となるFRP漁船が進水した。当時は、木造漁船を建造する技術者の高齢



▲兵庫瀬戸内発のFRP漁船：一宮町

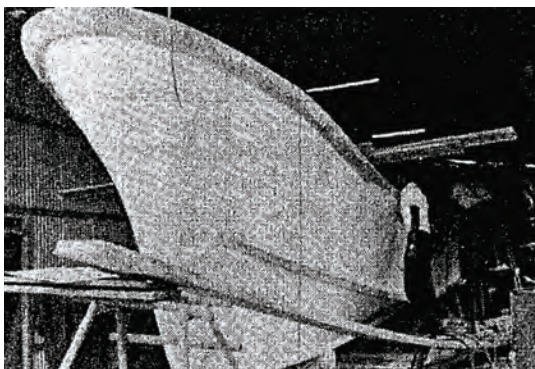
化の影響で、建造発注から進水までの期間が長期にわたっていた。このため、西浦水交会は、強化プラスチック(FRP)での漁船建造を内海漁連に強く要望した。その結果、内海側初のFRP漁船が建造されたのである。進水後の試験運転の結果は良好で、木造船に比べてエンジンの振動が減って乗り心地が改善され、安定性も高く曳網能力も十分であった。FRPは、①腐らない、②フナクイムシが入らない、③衝撃に強い、④自由な船型が可能、⑤錆びない、⑥手入れが簡単、⑦補修が容易、など小型漁船には最適の材料であると紹介された。今後は、漁業種類に応じた設計を行い、共同発注でコストダウンを図ることで、漁船の近代化に大きく寄与するであろう、と結ばれている(拓水145号)。

強化プラスチック(FRP)とは、ガラス繊維で補強されたプラスチックのことである。ガラス繊維は、1929(昭和4)年のニューヨーク株式市況の大暴落をきっかけに世界中に広がった大恐慌の不景気の最中に誕生した。アメリカの一ガラス会社が、7年間、500万ドルの巨費を注ぎ込んで、1938(昭和13)年にガラス繊維をつくることに成功し、1942(昭和17)年に製造法が確立した。ガラス繊維は、①細くするほど引っ張りに強くなる、②燃えない、③伸びが小さい、④弾性率が軽合金に匹敵する、などの特徴を有する。一方プラスチックは、1916(大正5)年に、木材や金属用材速乾性塗料として登場した。しかし、初期のものは性能が劣り、構造材の対象とはならなかった。プラスチックの研究は、その後著しい進歩を遂げ、ガラス繊維の製造法が確立した1942(昭和17)年には、高度のものが開発されていた。



この年の前年には太平洋戦争が起こったが、プラスチックとガラス繊維を組み合わせたFRPは、アメリカが戦争遂行に欠かせない、新しい構造材として生み出した「戦争の子供」であった。戦後、日本でも合成樹脂の国産化、ガラス繊維の生産が始まったものの、1967（昭和42）年時点では、漁船への応用は進んでいなかった（拓水176号）。

FRP漁船では、樹脂とガラス繊維を組み合わせて船体を造っていく。ガラスマットを置き樹脂を刷毛で塗布し、またガラス繊維を置く工程である。木を切ったり曲げたりするのではなく、曲面を利用して、自由に形を作ることができる。すなわち、どのような型の船でも自由に造ることが可能となった。以後、合理的で無駄のない船型の開発が模索された（拓水177号）。



▲建造中のFRP漁船

1971年2月時点での兵庫県下のFRP漁船の数は、20隻に達していなかった。1968（昭和43）年9月、県下初のFRP小型底曳網漁船が進水してから3年目を迎えていたが、漁業者は導入に対していまだに様子うかがっていた。木造船は建造費用は安い、毎年最低2回の船底塗装、破損の際の修理代、などの維持費が高くつく。一方、FRP漁船は建造費こそ高いが、船底塗装は必要なく破損の際の修繕も

簡単である。FRP漁船普及のためには価格の軽減化をはかる必要があったのである（拓水178号）。

一宮町郡家港に停泊している兵庫県下初のFRP漁船は、進水から3年を経たが、その間の手入れはカキ落とし1回のみであった。振動も少なく、航行も安定し、速度も早い。唯一の欠点は、「船の型」が所有者の好みに合わないことであった。郡家の漁船は底曳が主流で、活魚槽の水替りを良くするために、船幅が狭く、へさが上がっていた。これに対して、当該FRP漁船は、船幅が広くずんぐりしていた。県水産課の担当者は、今後のFRP漁船の普及を見据え、船型の適正化について考えることが必要であると指摘した（拓水179号）。

1971（昭和46）年9月、水産庁・関係府県・業界関係者31名が参加し、「瀬戸内海小型機船底びき網漁業合理化研究会」が発足した。当時の瀬戸内海の小型底曳網漁業は、①臨海工業地帯をひかえた瀬戸内海では漁業者の減少、高齢化が進みつつある、②船大工の減少から代船建造が困難で、さらに船価の高騰が漁業経営を圧迫している、③小型底曳網のエンジン出力10馬力制限が15馬力になり、新たな経営展開が必要となる、などの課題を有していた。同研究会は、安全性が高く量産可能なFRPによる標準船型を開発し、省力合理化を一気に進め、画期的な体質改善を図ることを目的として設立されたのであった。1971（昭和46）年10月には、研究会委員による現地視察と、今後1年間に実施する標準船型の開発計画が協議された（拓水182号）。

1971（昭和46）年11月、神戸市内で第2回瀬戸内海小型機船底びき網漁業合理化研究会

兵庫の漁業のあゆみ

が開催された。小型底曳網漁業のFRP漁船の標準船型を開発することが目的の研究会であるが、瀬戸内海は11府県にまたがり、漁法や風習も異なる。第1回の研究会では船型について様々な意見が示され、取りまとめに5時間を要した。その結果、Ⅰ船型：えびこぎとけたとの兼業型、Ⅱ船型：えびこぎとさわら流網との兼業型、Ⅲ船型：板びき専業型、Ⅳ船型：えびこぎ専業型の4船型を選定した。第2回研究会では、これら4船型の精密調査を実施するための具体的な方法が協議された。現行の木造船の性能を把握するため、排水量・動揺・速力・漁撈機械・活魚槽や巻揚装置など、詳細に調査することになった。県水産課担当者は、安全で便利なリモートコントロールの巻揚装置の開発も研究会の重要な課題である、との意見を表明した（拓水183号）。

1975（昭和50）年2月、国のリース制度に基づくFRP漁船第1号にあたる底曳網漁船が、内海漁連から林崎漁協に引き渡された。この制度は、内海漁連が事業主体となって漁船を貸し付けるもので、1974（昭和49）年度からスタートした。当時兵庫県下には漁船が約6,500隻あったが、半数は船齢7年以上の木造老朽船であった。しかも、後継者不足によって全国的に船大工の数が減少していたことから、従来兵庫県では注文から進水まで通常3ヵ月程度を要したが、この時期には半年から1年を要していた。そこで国はFRP漁船への転換を図るために、リース制度の検討を続け、この事業が開始されたのである。FRP漁船は、①標準型が決まれば大量生産が可能、②建造費は2割程度高いが耐用年数は10年以上、③維持・管理が簡単でコストが軽減される、などの利点があった。

また、リース制度には、当座の自己資金が不要であるという魅力があった。県と内海漁連は、1975（昭和50）年度に25隻を建造する予定であった（拓水222号）。

漁船リース事業は、漁船等貸与制度導入実験事業として、1974（昭和49）年度より内海漁連が事業主体となり、4ヵ年計画で実施された。本事業は、漁業者にFRP合理化漁船の利用を容易にし、漁業経営の近代化を推進することを目的に、山口県、鹿児島県と兵庫県の3県のみで実施された。兵庫県では1974年度は総事業費5千万円で、小型底曳網漁船3隻、一本釣漁船2隻、大型のり作業船2隻、鮮魚運搬船1隻を貸与した。1975（昭和50）年度は総事業費1億5千万円で、約28隻の貸与計画があった（拓水225号）。

拓水145号（1968（昭和43）年10月発行）・拓水176号（1971（昭和46）年5月発行）・拓水177号（1971（昭和46）年6月発行）・拓水178号（1971（昭和46）年7月発行）・拓水179号（1971（昭和46）年8月発行）・拓水182号（1971（昭和46）年11月発行）・拓水183号（1971（昭和46）年12月発行）・拓水222号（1975（昭和50）年3月発行）・拓水225（1975（昭和50）年6月発行）

(30) 水銀・PCB対策

1968（昭和43）年、北九州市の食品メーカーが製造した食用油にPCBが混入し、これを経口摂取した福岡や長崎の住民が、肌の異常・頭痛・手足のしびれ・肝機能障害などを発症した。この「カネミ油症事件」が発端となり、政府は1972（昭和47）年にPCBの製造中止を決め全面回収を指示、同時に、各地でPCBを含む工場排水等が海に放出されている実態を踏ま



え、工場近接海域等において国による全国一斉の底質調査が実施された。1972（昭和47）年7月17日、全国79水域でPCBの除去が必要との結果が公表され、本県では高砂西港の底質土砂が汚染されていることが明らかとなった。

同時に政府は魚介類の水銀汚染の状況を公表し、さらに兵庫県が魚介類のPCB汚染の実態を公表したことから、本県の沿岸漁業者は魚価の下落などの大打撃を受けた。特に、高砂市にはPCBの生産工場が立地していたこともあり、汚染地区内・地区外に関わらず、全ての水産物の価格が暴落した。



▲PCB汚染魚葬送

こうした中、同年8月24日に厚生省が、食品中に残留するPCBについての暫定的規制値を設定し、内海内湾魚介類（可食部）については3ppm以下とした。

続いて1972（昭和47）年12月に、環境庁・農林省および県は、全国14水域の魚介類で、暫定的規制値を超えるPCBが検出されたことを公表した。これを受けて水産庁では、これら14水域を要精密調査地域に定め、関係都道府県が調査を実施して、汚染魚介類の種類と汚染水域を定め、暫定的規制値を超えた魚介類が食用に供されないよう、自主規制を指導することとなった。

精密調査の結果は、1973（昭和48）年6月4日に国が、翌6月5日には県が公表した。播磨灘沿岸では高砂市地先500m以内のボラ・コノシロ・スズキ、姫路市白浜地先500m以内のコノシロ・スズキに汚染が広がり、暫定的規制値を超えた検体が20%以上となった、とマスコミが大きく報道した。

1972（昭和47）年7月の結果公表以来、業界あげて「PCB汚染調査結果の発表に当たっては、被害者救済策を同時に明示せよ」と要望を続けてきたが、政府はこれを無視して調査結果のみを公表した。その結果、全国各地で魚価が暴落した。本県においては姫路・高砂・神戸沖の3水域で自主規制（休漁）を実施したが、影響はさらに拡大し、但馬を含む本県全海域で魚価暴落により操業停止となった。

このため、全国の漁民は未曾有のパニック状態に陥り、全国各地で漁民による企業への乱入や、海上封鎖事件が発生するなど危機的状態を呈した。

本県においても、1973（昭和48）年6月8日、高砂・白浜沖の汚染海域で6月4～6日に獲れた魚約400kgを、漁業者が高砂市のPCB製造会社の空き地に持ち込み、ドラム缶にコンクリート詰めした後、土中に埋めた。その後も冷蔵庫に保管した汚染魚を5日ごとに処理し、約40tを土中に埋める結果となった。

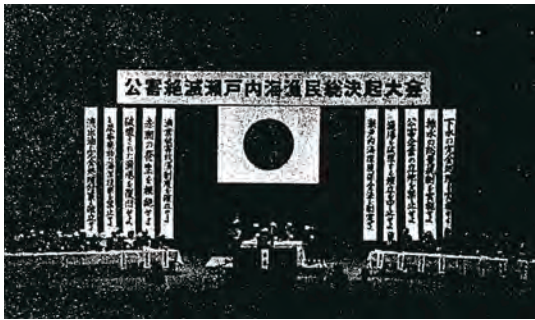
淡路地区漁民は高砂西港を海上封鎖し、PCBの製造を行った企業に抗議行動を行うなど、連日にわたって混乱した（兵庫県漁業協同組合連合会・兵庫県信用漁業協同組合連合会編（1979）『水協法施行30周年記念 兵庫県漁協三十年の歩み』（同両連合会）より）。

赤潮・PCB・カドミウム汚染といった恐ろ

兵庫の漁業のあゆみ

しい公害に対して、政府の無策・企業の無責任な状況を打破し、漁業被害救済制度の確立・瀬戸内海環境保全法の制定などを求め、以下のとおり、瀬戸内海・本県・全国の漁民が次々と決起大会を開催した。

1973（昭和48）年3月27日、明石市民会館において、「公害企業の立地を禁止せよ」「瀬戸内海環境保全法を制定せよ」など8本のスローガンを掲げ、瀬戸内海12府県30万漁民の代表者1,800名が結集し、「公害絶滅瀬戸内海漁民総決起大会」が開催された。



▲公害絶滅瀬戸内海漁民総決起大会

同年6月21日、明石市民会館において「公害危機突破兵庫県漁民総決起大会」を開催、県下漁民代表2,200名余りが参加し、「魚介類の安全性を即時明確にせよ」「漁獲規制は国の責任で措置せよ」など、8項目の大会決議を国、県に要求することを決めた。

同年7月6日には東京九段会館において「公害被害危機突破全国漁民総決起大会」が開催され、全国から漁業者代表2,000名余りが参加して、政府・企業の責任を糾弾した。

こうした漁民の活動が、1973（昭和48）年10月の瀬戸内海環境保全臨時措置法、さらには1978（昭和53）年6月の恒久法、瀬戸内海環境保全特別措置法の制定につながったのである。

拓水191号（1972（昭和47）年8月発行）・拓水192号（1972（昭和47）年9月発行）・拓水199号（1973（昭和48）年4月発行）・拓水201号（1973（昭和48）年6月発行）・拓水202号（1973（昭和48）年7月発行）・拓水203号（1973（昭和48）年8月発行）・拓水204号（1973（昭和48）年9月発行）・拓水205号（1973（昭和48）年10月発行）

(31) 豊かな海再生

1977（昭和52）年8月、第7回瀬戸内海環境保全知事・市長会議および瀬戸内海環境保全推進大会が、(社)瀬戸内海環境保全協会の主催によって、神戸～高松を結ぶ旅客船の船上で開催された。同会議には、当時の環境庁長官、瀬戸内海環境保全審議会長をはじめ、農林・通産・建設等関係省庁官僚、1府10県の各知事および3市の市長、瀬戸内海環境保全協会加入の漁連・荷受・公園協会関係者ら250名が出席した。

知事・市長会議では、環境庁から瀬戸内海の水質の現況報告が行われた。それによると、瀬戸内海環境保全臨時措置法の期限が1976（昭和51）年に2ヵ年延長され、この間、産業排水の規制強化によってCOD汚染負荷量の削減は計画の130%と成果をあげた。しかし都市生活排水や総量規制等多くの課題が未解決で、1967（昭和42）年に164件発生した赤潮が1976（昭和51）年には326件に達していた。これらの報告を受けた後、瀬戸内海環境保全対策について、次の5項目について協議が行われ、国に対する要望事項として取りまとめられた。すなわち、①排水規制の強化と赤潮対策の確立、②下水道整備の促進、③埋立てに係る環境評価の確立、④船舶航行の安全対策、⑤瀬



戸内海環境保全基本計画に係る財政上の特例措置、等であった。

続いて、瀬戸内海環境保全推進大会が開催され、各界代表者から現状と今後の対応について要望が示され、政府に対する大会要望決議が採択された（拓水 252 号）。

1977（昭和 52）年 9～10 月、兵庫県の系統 8 団体総括団体である「漁政懇話会」が中心となり、政府、国会への陳情、県、県議会への陳情が行われた。政府への陳情では環境庁、建設省、水産庁、海上保安庁を訪問し、瀬戸内法の制定と赤潮問題の実情を訴えた。立法の中心になる環境庁では、前述した 8 月の船上会議の意向を受けて次期国会で政府提案を行うため、各省庁との意見調整が進められていた（拓水 253 号）。

瀬戸内海環境保全臨時措置法は、1973（昭和 48）年 11 月に施行され途中 2 ヶ年延長されたが、1978（昭和 53）年 11 月に期限切れを迎える。後継法は、政府提案とするため、環境庁において総量規制の導入と富栄養化対策を柱とする改正法案を作成し、各省庁等との折衝が行われた。漁業者にとって、法案の内容は必ずしも満足いくものではなかったが、産業界等に強い反対があることを踏まえ、全国漁協系統では当法案を支持することを決めた（拓水 258 号）。

政府は、1978（昭和 53）年 4 月の閣議で「瀬戸内海環境保全特別措置法案」と汚濁物質の総量規制を導入するための「水質汚濁防止法案」を決定し、ただちに衆議院に提出した。環境庁では、総量規制の導入と富栄養化対策、自然海浜の保全、埋立規制、船舶油流出防止等を骨子とした「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質

汚濁防止法の一部を改正する法案」を作成し、同年 3 月中旬の国会提出を目標に調整が図られた。しかし、瀬戸内海関係経済連、日本商工会議所等産業界からの強い抵抗を受け、調整は難航した。そこで、全漁連をはじめ瀬戸内海関係漁連は、環境庁案を支持し同年 2～3 月に相次いで上京して、陳情活動を展開した。その結果、原案は若干修正されたものの、漁連側にとってほぼ満足できる法案となった（拓水 260 号）。

1978（昭和 53）年 5 月発行の拓水 260 号に、「瀬戸内後継法におもう」と題した記事が掲載された。これによると、1973（昭和 48）年 3 月に明石市民会館で開催された、「公害絶滅瀬戸内漁民総決起大会」が直接の原動力となり、同年 11 月に「瀬戸内海環境保全臨時措置法」が議員立法で施行された。この法律が瀬戸内の浄化・保全に大きく寄与したと評価した。一方、1978（昭和 53）年 4 月に国会に提出された後継法案については、排水の総量規制が導入されたことは一步前進であるが、赤潮発生防止（富栄養化対策）、油汚染対策、自然海浜の保全は、いずれも関係府県の行政指導に任せる形となったことで、漁協系統が求めた内容から大きく後退した、と断じた。現段階では、恒久法の誕生を成果ととらえ、法の運用や改正に際しては、後退することがないよう結束と不断の努力が必要である、と結んでいる。

1978（昭和 53）年 5 月 11 日、衆議院公害対策および環境保全特別委員会で全会一致、衆議院本会議で可決した「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」は、同年 6 月 7 日の参議院本会議で可決、成立した（拓水 262 号）。

2004（平成 16）年 10 月、瀬戸内海に面す

兵庫の漁業のあゆみ

る11府県の漁連が連絡会議を結成し、瀬戸内海を水産資源等の豊かな海として再生するために、瀬戸内海環境を修復するための特別措置法等の新たな法律の制定に向け、国会・行政各省庁に要望活動を実施した（拓水578号）。



▲瀬戸内海地区11府県漁連会長会議

2005（平成17）年8月、神戸市において瀬戸内海関係漁連連絡会議が開催され、瀬戸内海を豊かな海にするための新法制定に向け、新法に盛り込むべき事項の取りまとめが行われた。会議の後、瀬戸内海環境保全知事・市長会議議長を務める兵庫県知事に対して要請活動を実施した。要望事項は、①森・川・海を1つのユニットとして法整備を図ること、②有明法を例として、環境の保全と改善、水産資源の回復等による漁業振興を法律に位置づけることや、国が環境構造の解明と改善、藻場・干潟の保全と再生など根本的な方策を講じること、③漂流・漂着・海底堆積ゴミの処理に関してルール化を図ること、④漁業被害の発生防止・救済措置を講じること、⑤開発規制強化や構造物の自然回帰方策を講じること、⑥森・川行政に海域漁業者の意見が反映される仕組みづくりを行うこと、であった（拓水587号）。

2005（平成17）年9月、瀬戸内海環境保全知事・市長会議が主催した「瀬戸内海再生フォーラム」に、兵庫県漁連会長が参加し、瀬戸内海

をかつての豊穡の海に再生するための新法制定に向け、応援スピーチを行った。当日は、全国から400名が参加し、「瀬戸内海再生に向けた新たな取り組み」について記念講演の後、県漁連会長ほか2名による、新法制定に向けた応援スピーチが行われた（拓水588号）。

2005（平成17）年9月、社団法人瀬戸内海環境保全協会から「瀬戸内海環境の保全と再生に関する特別要望」が、経済産業省、環境省、内閣府、国土交通省、農林水産省他関係省庁に示された。瀬戸内海の生物多様性を確保し、水産資源の回復等豊かな海として再生を図るとともに、美しい自然とふれあう機会の提供等のための法整備を求めた（拓水588号）。

2005（平成17）年11月、明石市から高砂市までの13JFで構成する、東播磨漁業協議会が事業主体となって、東播磨県民局の指導のもと、ウチムラサキ貝の試験放流を実施した。かつて播磨灘東部海域には、ウチムラサキ貝が海底を埋め尽くすほど大量に生息し、ピーク時には年間約800tが水揚されていた。ところが、1990年代に入ると漁場環境の悪化によって漁獲量は激減し、2005年の水揚はほぼ0となった。ウチムラサキ貝をはじめとする貝類等の底生生物は、プランクトン等を捕食し水質浄化にも重要な役割を果たしている。ウチムラサキ貝の再生は、近年のノリの色落ち現象の原因と考えられる大量のプランクトンの発生を抑制し、海水中の栄養塩消費に歯止めをかけることにつながると期待が寄せられた（拓水590号）。

2008（平成20）年5月、兵庫県公館において、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生をめざす「瀬戸内海里海シンポジウム」が開催され関係者約300名が参加した。植樹活動などの事



例紹介と合わせ、身近な環境保全活動を積み重ねる、陸と海との生態的なつながりを回復させることの大切さが強調された。今後、「瀬戸内海再生法(仮称)」の制定に向けた動きが、急ピッチで進むと見込まれた(拓水620号)。

2008(平成20)年11月発行の拓水625号に、瀬戸内海環境再生法(仮称)制定に向けた、運動の経過と全体像が紹介された。日本経済が急成長を始めた1965(昭和40)年頃から、瀬戸内海の沿岸域の環境は「死の海」と表現されるほど荒廃し、水産資源は壊滅の危機にさらされた。その後、世論の盛りあがりを背景に、瀬戸内海環境保全特別措置法が制定され、水質規制が強化されたことで、透明度が高い「見た目がきれいな海」が実現した。しかし、国民・地域住民が求める豊かな生活環境とは、自然豊かな森・川・海に接する環境が確保されることで、「水清くして魚棲まず」は国民にとって、また水産生物にとっても快適な生活環境ではない、と述べられている。そこで、瀬戸内海に生きる漁業者は、かつての生物生産性、多様性に優れた瀬戸内海を「豊かな海」と表現し、次代につながる豊かな瀬戸内海を実現するため、瀬戸内海環境再生法(仮称)の制定を目指す、とした。

2004(平成16)年からは、瀬戸内海環境保全知事・市長会議が同法制定に向けて運動を展開、漁業者側も瀬戸内海関係漁連連絡会議を組織し、知事・市長会議と連携して政府・国会への要請活動を展開した。その結果、議員立法による新法制定の準備が進められた。

2009年(平成21)年3月、県はダムからの河川水の放流が海の栄養塩減少を補う効果について検証するため、国土交通省、農林水産省、水利権者等の協力を得て、加古川水系の平荘ダ

ムと糞屋ダムから5日間にわたって合計140万m³の河川水の放流試験を実施した。放流後は、県水技センターとJF兵庫漁連が連携し、加古川河口域から播磨灘東部一帯の栄養塩の拡散状況、ノリの色落ちの改善状況について、調査を実施した(拓水630号)。

2009(平成21)年6月発行の拓水632号に、「兵庫県豊かな海創生支援協議会」の設立が紹介された。この協議会は、国が2009年度から始めた「環境・生態系保全活動支援事業」の県域の窓口として設立された。この事業は、藻場・干潟等の機能の維持・回復に向け、活動を行う組織を支援するものであった。

2010(平成22)年1月、東浦水交会在「大阪湾の海況に関する勉強会」を淡路市内で開催した。会員漁協の組合員ら約180名が参加した。この勉強会は、大阪湾海域の不漁の原因と、これからの取組について考えることを目的としていた。講演を行った講師から、豊かな海づくりのための取組として、①干潟の造成、②ウチムラサキ貝放流等による二枚貝の増殖、③やせた海へ栄養塩を送るため、ダム・ため池からの放水、④生活排水の中で、海に使用できるものを抽出するための下水処理・放水方法の変更、⑤海流全体の流れの抑制、などが示された(拓水640号)。

2010(平成22)年10月、兵庫県豊かな海創生支援協議会の臨時総会が開催され、「かいぼり」を特任活動の範囲に含めるため、地域活動方針の一部変更を決議した。この協議会は、前述のとおり藻場や干潟の修復再生などを行う漁業者や地域の人々の活動を、国と地方自治体が交付金で支援していくための県域窓口として、2009(平成21)年4月に設立された。

兵庫の漁業のあゆみ

これまで活動主体となる漁協等市町域組織から申請された活動のうち、海底耕耘や環境モニタリングなど約10件が承認された。海に栄養塩類を供給する「かいぼり」活動は、国の活動メニューとは一致しない点があったが、兵庫の海域事情を勘案して、これを特任活動に位置づけたのである。

2011（平成23）年7月、瀬戸内海関係漁連連絡会議が神戸市内で開催された。2004（平成19）年10月、140万人の署名（兵庫県内110万人のうちコープこうべから42万人の署名を得た（制作委員会注））を添えて特別要望を提出以降、停滞状態となってしまった「瀬戸内海再生法（仮称）」の実現に向けた取り組みの経過報告の後、意見交換が行われた。瀬戸内海の生産力が一様に低下していることが再認識されたことを踏まえ、今後も継続して瀬戸内海的环境改善に取り組むことが確認された。また、今後の具体的取組方策を検討するため、事務レベルのワーキングチームの設置が決まった（拓水658号）。

2011（平成23）年8月発行の拓水659号に、豊かな海創生支援協議会の通常総会ならびに活動事例報告会の様子が紹介された。活動事例では、多くの地域から海底耕耘に関する報告が行われた。その中に、良好な海底環境の目安となる「ナメクジウオ」の個体数の増加や、海砂の細粒化がみられたなどの報告もあった。一方で、海底耕耘が有効な手段と認められるには、裏付けとなるデータが必要である、との意見が示された。

2011（平成23）年9月、社団法人瀬戸内海環境保全協会主催の「瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム」が御津町の新舞子浜で

開催された。このプログラムは、瀬戸内海的环境保全に携わる行政や漁業団体の職員を対象に、環境保全活動の強化・充実に係る専門知識の習得を目的とするものであった。新舞子浜は、1923（大正12）年に、神戸市の須磨・舞子の海水浴場に負けないものを造ろうと、この舞子にちなんでその名が付けられた。参加者は現地研修で、干潟の環境の豊かさを実感した。貴重な干潟となった新舞子は、多くの地元住民の手によって守られてきた、と報告は結ばれている（拓水660号）。

2011（平成23）年11月、淡路市漁業振興協議会は淡路市長を訪ね、同市の下水道管理運転の実施や、海底耕耘・かいぼりなど海域への栄養塩供給の取組に対する理解と協力を求めた。同協議会は、海の貧栄養化がノリの色落ちなどに大きく影響していることから、市が管理する下水処理場において、排水基準内で窒素の排出量を増加させる管理運転の実施を求めた。市長は、「他地区でも同じ取り組みが行われていると聞いており、地元水産業のためにもできるだけ検討したい」、と述べた（拓水661号）。

2011年（平成23）年12月発行の拓水662号に、同年11月に神戸市内で開催された、NPO法人環境創生研究フォーラム主催の第3回里海創生シンポジウム「瀬戸内海の未来を考えるシンポジウム」の様子が紹介された。基調講演を務めた講師は「漁業者には海を汚さない、豊かな海を保全するという意識があるが、その数は日本の総人口の0.2%に過ぎない。残り99.8%の国民に、沿岸海域を大事な場と考える意識を持ってもらえるかが課題」と述べた。また、別の講師は、2006（平成18）年に里海の定義が固まって以来、この用語が中央省庁の



計画で用いられたり、海外の学会でも取り上げられる機会が増えている、と報告した。最後に、今後も継続して里海づくり活動を行う必要があることを確認して閉会した。

環境省の中央審議会瀬戸内部会は、2011年(平成23)年7月に環境大臣から諮問された「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生のあり方について」に関し、企画専門委員会を立ち上げ、関係機関から意見を求める機会を設けた。同年12月の企画専門委員会に、JF兵庫漁連会長が出席して次のとおり意見を述べた。「第5次総量規制から栄養塩とされる窒素・リンが規制対象となったことが、のりの色落ちをはじめ漁業資源に影響を及ぼしている。現在の総量規制の在り方を、削減一方から適正管理へ転換するよう求める」。企画専門委員会は、今後瀬戸内海の現場3ヵ所で現地ヒアリングを予定した(拓水664号)。

2012(平成24)年2月、環境省の中央審議会瀬戸内部会の企画専門委員会による現地ヒアリング(東部海域)が大阪市内で開催された。ヒアリングでは、8名の発表者が自らの活動・体験をもとに意見表明を行った。兵庫県からは県水技センター所長とJF明石浦組合長の2名が報告し、豊かな瀬戸内海を取り戻すために必要な施策等を訴えた(拓水665号)。

2012(平成24)年3月発行の拓水665号に、(社)瀬戸内海環境保全協会主催により神戸市内で開催された「瀬戸内海の水環境の今後のあり方について」の意見交換会の模様が報告された。環境省中央審議会瀬戸内部会の部会長は、基調講演で「瀬戸内海では大阪湾を除き、環境基準の達成率は100%に近いが、一方で漁業生産量は減少している。従来は水質浄化を目標とし

てきたが、水生生物のためには藻場・干潟や生息地の確保を含む水環境保全の方向に進むべきである」と述べた。また他の講師からは「大阪湾を除く瀬戸内海は貧栄養状態にあるから、下水処理場の新設は不要」「水質改善中心から生物多様性や生物生産性の向上に対応する必要がある」などの意見が示された。

2012年(平成24)年3月、自由民主党(以下、「自民党」と略記する)水産部会水産基本政策小委員会が開催され、JF兵庫漁連会長と京都大学教授が瀬戸内海の海洋環境状況を報告した。県漁連会長は「現行瀬戸法が制定されて30余年、海の栄養まで奪ってしまったのでは、との疑問がある」と述べたうえで、「瀬戸内海は国の宝だ。漁業者だけではなく沿岸域に暮らす何百万という人々や様々な産業に恵みを与えている。生命を育む「豊かな海」の再生を願い、



▲かつて瀬戸内海は宝の海だった

兵庫の漁業のあゆみ

瀬戸内海関係 10 漁連・漁協は一致して新法の成立を目指している」と訴えた。京都大学教授は「瀬戸内海の窒素・リンの濃度レベルは、すでに外海並みの低水準にあるという共通認識を持ったうえで論議する必要がある」と述べた。出席した議員からは、「瀬戸内海等閉鎖性水域及び沿岸域が豊かな海になるように、議員立法で政策的に支援していきたい」との意欲的な発言もあった（拓水 666 号）。

2012（平成 24）年 4 月発行の拓水 666 号では、2011 年 9 月に誕生した NPO 法人「豊かな森川海を育てる会」が紹介された。同会の会長は、元兵庫県職員として水産行政や水産研究に携わってきた。豊かな海の再生への願いは漁業者と同じで、漁業者の参加を求めている、と同会を紹介した。

瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議は、「新瀬戸内再生法（仮称）」の制定を目指し、豊かな海の再生を訴えるパンフレットを作成した。パンフレットには、新瀬戸内再生法（仮称）に盛り込むべき要望事項がまとめられた（拓水 668 号）。

2012（平成 24）年 6 月、自民党本部において「瀬戸内海再生議員連盟」の設立総会が開催された。自民党最高顧問は「命を育む豊かな海を再生していくために何ができるのか議論していきたい。そのために、瀬戸内海の漁連・漁協関係者の現場の声を、当議連が中心となって、予算で対応できること、立法が必要なこと等を議論し実行していく。海がやや不自然に透明度を増した結果、命を育むという観点がおろそかになった。これには、他の環境との関係、地域住民との関連という要素もあるので、政治的に判断して前へ進めていきたい」と述べた。最後

に同議連事務局長が「定期的にこの議連を開き、現行瀬戸法を改正するのか、新法を制定するのか、水産庁・環境省等に意見を聞きながら進めたい」と述べ閉会した（拓水 669 号）。

2012（平成 24）年 9 月、瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議が下関市で開催され、同年 6 月に自民党国会議員を中心に組織された瀬戸内海再生議員連盟と歩調を合わせ、新法成立に向けて取組を進めることが確認された（拓水 672 号）。

2012（平成 24）年 12 月発行の拓水 674 号に、同年 10 月、環境省中央環境審議会瀬戸内海部会から環境大臣に「瀬戸内海の今後目指すべき将来像について」の答申書が提出された、との報告があった。また、同年 11 月の神戸新聞の社説で、瀬戸内海の環境再生の必要性がわかりやすく解説されていることも紹介された（拓水 674 号）。

2013（平成 25）年 4 月、自民党の瀬戸内海再生議員連盟の第 3 回勉強会が党本部で開催され、議連側 28 名、瀬戸内海関係漁連・漁協関係者 12 名が参加した。勉強会では水産庁や瀬戸内海関係漁連・漁協関係者が、瀬戸内海の漁業の現状等について報告し、その後意見交換が行われた。最後に、議員連盟の今後の進め方として、有識者ならびに地元知事の意見を聞くための勉強会を開催した後、具体策の議論に入ることを確認して閉会した（拓水 678 号）。

2013（平成 25）年 6 月、自民党の瀬戸内海再生議員連盟の第 4 回勉強会が自民党本部で開催され、11 名の国会議員と議連参加秘書、環境省・水産庁、ならびに瀬戸内海関係漁連・漁協代表者ら約 70 名が参加した。会議では広島大学教授による「瀬戸内海の貧栄養化につい



て」の講義を受けた後、意見交換が行われた（拓水 681 号）。

2013（平成 25）年 9 月、（公財）瀬戸内海環境保全協会が瀬戸内海環境保全特別措置法の制定から 40 年となったことを記念して、高松市でシンポジウムと記念式典を開催した。シンポジウムでは、「里海」の実現に向けた意見交換が行われた。記念式典には、産官学から約 1,000 名が参加し、「瀬戸内海里海宣言」を採択して閉会した。また、同日、シンポジウム前に開催された瀬戸内海関係漁連連絡会議では、瀬戸内海再生に向けた具体的要望が決定した（拓水 683 号）。

2013（平成 25）年 11 月、瀬戸内海再生議員連盟第 5 回勉強会が自民党本部で開催された。瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議では、これに先立ってワーキングチーム会議を開催し、第 5 回勉強会に向け、各府県の取組事項と要望内容を確認し、環境省・水産庁に対して中央要請を行うことを決めた。勉強会では、兵庫県知事、香川県知事からヒアリングが行われた。兵庫県知事は「瀬戸内海の再生に向けた課題と対策試案を説明するので、再生法のような形でまとめてもらい、再生が計画的に進められるような体制づくりを願っている」と述べた。香川県知事は「瀬戸内海環境保全知事・市長会議が提唱する法整備をはじめとした提案事項の実現が必須」と述べた。最後に、議連事務局長から、5 名程度の議員でプロジェクトチームを作って、環境省・水産庁と折衝しながら望ましい改正の方向性を検討するとの提案があり、承認された。勉強会終了後、瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議の代表者らは、環境省水・大気環境局長、水産庁長官に対して中央要請を行い、瀬戸

内海を再生するための法整備等を求めた（拓水 686 号）。

2013（平成 25）年 12 月、自民党本部において瀬戸内海再生議員連盟のプロジェクトチームの初会合が開かれた。この日の出席者は議連の会長、事務局長、議員 3 名の計 5 名であった。これに環境省、参議院法制局、瀬戸内海知事・市長会議事務局などから関係職員が同席した。これまでの議連勉強会では、「法律の見直しは必要」との認識は一致していたものの、環境省が法改正に前向きでないことや、漁船漁業や養殖漁業の形態の違いから各県に温度差があることも感じられた。しかし、議連会長・事務局長らは瀬戸内海の再生を先送りできる状況にはないとの認識から、プロジェクトチームを立ち上げたのである。

初会合では、有明法を例に現行法の見直しに関する課題について、環境省の見解が問われた。これに対し、環境省の担当者は「窒素・リンと漁獲量の相関に科学的根拠を確認できていない」「濃度規制を海域ごとに目標設定するだけの知見はない」と述べた。ただし、「ノリに必要な栄養塩の対策については、総量規制の中でやれることを考える」とした。最後に「環境諸要因と生物多様性あるいは漁業生産との相関について、さらに検討が必要」との見解を示し、現行法での対応を前提に、新法制定や改正要否への言及を避けた。これに対して、プロジェクトチームからは、「瀬戸内海の法律は環境省、国交省、水産庁が共同で管理していないと意味がない」との意見が示され閉会した（拓水 688 号）。

2014（平成 26）年 4 月発行の拓水 690 号に、同年 3 月に発行された「知事エッセー」の「瀬

兵庫の漁業のあゆみ

戸内海の再生について」が転載された。知事は、瀬戸内海は大きな課題に直面している。それは「きれいな海」は実現したけれども「豊かな海」と「美しい海」が問題である、と指摘している。その原因は、①藻場・干潟の減少、②海底の環境悪化、③継続的な赤潮の発生、④海底ゴミや漂着ゴミなどの海洋ゴミの処理責任者が明確でないこと、である。このような事態に対処するための取組が、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための法整備を求める運動で、関係府県の知事・市長会議をはじめ漁業団体がこぞって新立法を求めている、と語った。

2014（平成26）年3月、環境省・中央環境審議会の水環境部会環境項目環境基準専門委員会の第2回会合が東京都内で開かれ、下層溶存酸素（下層DO）や透明度の環境基準の設定が検討された。関係者ヒアリングで、JF兵庫漁連会長は「豊かな海は、生物多様性に富み生産性が高い海であり、きれいな海が豊かな海とは言えない。透明度や下層DOだけではなく、栄養塩類など様々な要因を考えるべきだ」と主張した。さらに「安易な基準設定は、生物多様性や漁業活動に大きな影響を及ぼす」と、狭義の環境議論に疑問を投げかけた（拓水690号）。

2014（平成26）年5月、自民党の「瀬戸内海再生議員連盟」の総会が開催され、国会議員22名をはじめ、環境省・水産庁や関係漁連・漁協等の代表者らが出席した。この総会で瀬戸内海環境保全特別措置法の改正法案が承認され、今後国会に提出される見通しとなった。改正案では基本理念が新設され、瀬戸内海は国民にとって貴重な漁業資源の宝庫であることや、豊かな海は美しい景観とともに生物の多様性・生産性が確保され、多面的価値・機能が発揮さ

れた海（里海）であることなどが定義された。なお、窒素・リンの在り方に関しては、法案の早期成立を優先し、法施行後5年を目途に魚類資源との因果関係を調査研究し、その結果をもとに所要の措置を講じることになった（拓水692号）。

瀬戸内海環境保全特別措置法の改正案は、自民党の瀬戸内海再生議員連盟が2年をかけて2014（平成26）年5月に取りまとめ、同年6月に参議院事務総長に提出された。しかし、通常国会の会期末を1週間後に控え、政局に関わる他の法案審議等もあり、審議未了のまま継続審議となった（拓水693号）。

2015（平成27）年8月、参議院議員会館で自民、公明、民主、維新4党議員が出席する瀬戸内海再生議員連盟の総会が開催された。兵庫県からは県知事・県漁連会長らが出席し、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正法案の早期成立を要請した。議連は、参議院では各党間の調整もほぼ終えており、8月中旬に可決成立を図りたい、と応えた（拓水706号）。

2015（平成27）年9月発行の拓水707号で、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正案が、同年8月参議院本会議で可決成立したことが、報告された。瀬戸法の見直し運動は、10年を超える歳月を費やしたが、ようやく第一関門を通過した、とある。ところが、衆議院での審議日程が混乱し、委員会開催の見通しが立たない、と結んでいる。

2015（平成27）年9月、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法案が衆議院本会議で可決成立した。瀬戸内海の環境再生へ新法制定を訴えて約11年、豊かな海づくりに一歩を踏み出した。兵庫県では2003年から豊かな



海を求める運動に取り組み、2005年には超党派による議員連盟構想実現に努めたが、2009年9月の政権交代でとん挫した。その後2012年6月に自民党の瀬戸内海再生議員連盟が設立され、2014年5月には法案の取りまとめが行われた。しかし、その後も成案目前の修正、突然の解散総選挙による廃案、安保関連法案による政局の混乱等に翻弄された(拓水708号)。

2016(平成28)年2月、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の主催による「瀬戸法改正記念シンポジウム」が神戸市内で開催された。法改正に関わった国会議員や漁業関係者約260名が参加し、改正法の理解を深め今後の施策などを考える場となった(拓水713号)。



▲瀬戸内法改正記念シンポジウム

JF兵庫漁連と(一財)兵庫県水産振興基金は、2015(平成27)年9月に瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正法案が可決成立したことを受け、「真に「美しく豊かな海」と実感できる日まで、ともに熱意を持ち続けよう」という誓いを込めて、ディープブルーリボンと名付けたシンボルバッジを作成した。

2016(平成28)年4月、県漁連会長が県知事室を訪れ、知事にシンボルバッジを手渡した。このバッジは3色で構成され、緑色は海¹に栄養をもたらす「森」、青色は「海」、緑色と青色



▲シンボルバッジ：ディープブルーリボン

の間の白色は「川」と「砂浜」をイメージした。バッジは県内JF役職員や行政担当者をはじめ、他県にも配布された(拓水715号)。

2016(平成28)5月、播磨灘等環境保全協議会が姫路市内で開催された。この協議会は2015年(平成27)年10月に改正・施行された瀬戸内海環境保全特別措置法(改正瀬戸法)に、「湾灘協議会の設置」が推奨されたことを受け、播磨灘に関する協議会として設置された。改正瀬戸法に基づく「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」を推進するため、広く関係者の意見を聞き、下水処理場の栄養塩管理運転や藻場・干潟造成等の豊かな海づくりがさらに推進されることが期待された(拓水716号)。

2016(平成28)年12月、瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議平成28年度第1回会長会議・ワーキングチーム会議合同会議が神戸市内で開催された。2015(平成27)年10月の瀬戸法改正以降初めての会議となった。最初に、法改正後の各府県の取組や今後の展望等について、報告や意見交換が行われた。法改正で豊かな海を目指すという精神はできたが、実現のための具体的施策の実施に向け、今後も豊かな海づくりの推進が必要であることが確認された(拓水724号)。

兵庫の漁業のあゆみ

2018（平成30）年1月、参議院議員会館で「瀬戸内海再生議員連盟」の総会が開催された。2015（平成27）年10月に改正瀬戸法が施行されてから2年が経過し、豊かな海に向けた関係者の取組状況について確認が行われた。水産庁長官は「水産基本計画に「赤潮・貧酸素水塊対策に加え、栄養塩の管理に関する検討、漁場の生産力の回復維持に必要な調査を推進する」と盛り込んだ」と述べた。兵庫県知事は「海の窒素・リンの下限値の設定ができないか、沿岸で石積み護岸等の環境配慮型護岸の整備推進を進められないか、県環境審議会に諮問している」と述べた（拓水736号）。

2018（平成30）年7月発行の拓水741号に、ひょうご豊かな海発信プロジェクト協議会が、神戸市立須磨海浜水族園と共催して、特別展「海からみた兵庫県～二つの海にはさまれて～」を同水族園で開催することが発表された。この特別展は、来園者に「豊かな海ってなんだろう？」と興味を持ってもらうことを目的とした。さらに、同年9月発行の拓水743号には、ひょうご豊かな海発信プロジェクト協議会主催による「ひょうご豊かな海フェスティバル」の開催案内が掲載された。このフェスティバルは、多様な生命を育む「豊かで美しい海」の必要性を多くの県民に考えてもらう契機とするため、須磨海浜公園で開催する予定であったが、台風の接近で中止となった。

2018（平成30）年11月、明石市内で水産海洋地域研究集会第1回東部瀬戸内海研究集会「東部瀬戸内海のイカナゴ資源と環境を考える」が、研究者、漁業関係者、行政担当者等約300名が参加して開催された。イカナゴ資源を持続的に活用するため、当海域では従来から

資源管理が行われてきたが、その漁獲量は変動を繰り返しながら減少し大きな問題となっていた。そのため研究集会は、当海域のイカナゴ資源と環境に関する最新情報を集め、情報を共有することを目的とした（拓水746号）。

2018（平成30）年12月発行の拓水746号に、ひょうご豊かな海発信プロジェクト協議会が取り組むイベントにパートナー参加した各地のイベントが紹介された。

2019（平成31）年3月、参議院議員会館において瀬戸内海再生議員連盟の総会が開催された。2015（平成27）年10月に改正瀬戸法が施行されてから3年が経過し、豊かな海に向けた関係者の取り組み状況等についての報告が行われた。瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議から議連会長に要望書が手交され、同連絡会議幹事の兵庫県漁連会長から次のとおり要望事項が発表された。①藻場や砂浜を計画的に造成する、②改正瀬戸法に栄養塩の重要性を明記し、湾灘ごとに必要な処置を実施する、③赤潮・貝毒につながるプランクトンについて、メカニズムの解明と対策を実施する、④CODに関する検討を実施する、の4項目を要望した。兵庫県知事から「兵庫県の政策目標として窒素・リン濃度の下限値を2020年（令和2年）夏頃に設定予定である。また播磨灘流域別下水道整備総合計画を変更し、可能な限り窒素濃度を高めた放流に努める配慮規定を定めた。さらに産業系の栄養塩管理ガイドラインの作成と排水基準見直しに向けて検討している」との発言があった（拓水750号）。

2019（令和1）年5月発行の拓水751号に、JF兵庫漁連とひょうご豊かな海発信プロジェクト協議会が、同年5月に明石市望海海浜公



▲瀬戸内海を豊かな海に コミック版で紹介

園において共催で実施した海浜清掃の様相が紹介された。この取組は、漁業者と消費者が手を携えて、豊かな海を支える森を育む「虹の仲間と森づくり」の海バージョンである。コープこうべの組合員や行政、漁業関係者ら約 110 名が参加した。

2019（令和 1）年 11 月、JF 兵庫県漁連は洲本市において、経済再生担当大臣及び農林水産大臣との意見交換会を開催した。瀬戸内海の栄養塩環境の悪化が、水産資源の減少に大きな影響を与えていることをテーマに意見交換会が行われた。県漁連会長から、海が貧栄養になりすぎ、植物プランクトンや海藻の成長に必要な窒素・リンなどの栄養塩が減少して、プランクトンを餌とする様々な水産資源が激減したことや、関係省庁に協力関係を構築するよう求めたいとの要望が、両大臣に伝えられた。農林水産

大臣からは、このことを受けて、水産庁・国土交通省・環境省を交えて協議するとの発言があった。意見交換会の翌日には、両大臣に国土交通大臣、環境大臣を交えた協議が行われ、「瀬戸内海を豊かで美しい里海に再生する」ための取組が進展することが期待された（拓水 757 号）。

2019（令和 1 年）11 月、兵庫県とひょうご豊かな海発信プロジェクト協議会が共催で、「瀬戸内海環境保全セミナー～海に必要な栄養とは～」を神戸市内で開催した。参加者は県会議員をはじめ、瀬戸内海沿岸の漁業者や自治体関係者など約 200 名であった。豊かで美しい瀬戸内海の再生について、県の取組状況等について説明が行われた（拓水 758 号）。

2020 年（令和 2 年）1 月発行の拓水 759 号に、2019（令和 1）年 12 月に神戸市内で開催された、兵庫県水産振興議員連盟と JF 組合長懇談会の様相が報告された。参加者は兵庫県知事・副知事をはじめ県会議員と JF 組合長、系統団体役職員ら約 110 名であった。懇談会のテーマは「豊かな海の実現に向けた県条例の一部改正について」で、豊かな海の実現に向けた県条例の改正趣旨がどの程度一般県民に理解されているか、などについて意見交換が行われた。

2021（令和 3）年 2 月発行の拓水 772 号に、東播磨県民局と JF 明石浦が連携して制作した、「海底耕耘プロジェクト」の動画とチラシが紹介された。これらは、海の栄養を回復するための取組を、広く知ってもらうためのものであった。

2021（令和 3）年 3 月、今国会で瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正を目指す環境大臣が、ノリの色落ちやイカナゴの漁獲量減少な

兵庫の漁業のあゆみ

ど、栄養塩が低下した海の現状を把握するため、兵庫県水技センター、兵庫県水産会館を訪れ、関係者から話を聞いた。大臣は「海の中をモニタリングしながら、きれいな海と豊かな海の両立を持続可能にしていく。これは世界の先駆けだと思う。一律な水質規制ではなく、地域ごとに地域の理解を得ながら丁寧に水質管理を行う。これを成功に導くには、漁業者の皆さんの理解が必要だ」と述べた（拓水 774 号）。



▲小泉環境大臣が県水技センターを訪問

2021年(令和3)年4月発行の拓水774号に、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案の概要が報告された。主な改正内容は次のとおりであった。①栄養塩類管理制度の創設(知事が策定する計画に基づき、特定の海域への栄養塩類供給を可能にする)、②自然海浜保全地区の指定対象の拡充(水際線付近に藻場等が創出された区域も指定可能にする)、③海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の発生抑制に関する責務の規定、④気候変動による環境への影響に関する基本理念の改正、の4点である。

2021(令和3)年6月発行の拓水776号では、同年6月3日の通常国会で可決された「瀬戸内海環境保全特別措置法」の2度目の法改正に関する特集が組まれた。今回の改正で、「栄養塩類の供給等、監理ルールの整備」「藻場・

干潟の再生・創出の取組の推進」「漂流ごみ等の発生抑制対策の推進」が明文化され、今後の豊かな海の再生に向けた、実効性のある取組の進展が期待された。

2021年(令和3)年7月発行の拓水777号には、「特集-豊かな海の実現に向けて-第1部 栄養塩類管理制度創設前の軌跡 ①宝の海「瀬戸内海の異変(貧栄養化)」」が掲載されている。栄養塩類の管理の実際の取組内容は、今後県が策定する栄養塩類管理計画によるが、豊かな海の再生に向けたこれまでの経緯と今後の取組などについて、「拓水」に連載していく方針が示された。

2021年(令和3)年8月発行の拓水778号には、前号の特集を受けて「特集-豊かな海の実現に向けて-第1部 栄養塩類管理制度創設前の軌跡 ②豊かな海を取り戻すために(1)」が掲載された。漁業者が取り組んでいる、漁業者の森づくりや、海底耕耘、かいぼり、下水処理施設の管理運営について記している。

2021年(令和3)年9月発行の拓水779号には、「特集-豊かな海の実現に向けて-第1部 栄養塩類管理制度創設前の軌跡 ③豊かな海を取り戻すために(2)」が掲載された。栄養塩濃度の下限値の設定などが紹介された。

2021年(令和3)年10月発行の拓水780号掲載の「特集-豊かな海の実現に向けて-第1部 栄養塩類管理制度創設前の軌跡 ④豊かな海ってなんだろう?」では、全国豊かな海づくり大会兵庫大会の概要や、ひょうご豊かな海発信プロジェクト協議会のこれまでの取組を紹介している。

2021年(令和3)年12月発行の拓水782号には、「特集-豊かな海の実現に向けて-第



1部 栄養塩類管理制度創設前の軌跡 ⑤海の栄養塩類とイカナゴ漁獲量の関係]が掲載された。イカナゴのシンコの漁獲量が、窒素濃度の低下とともに減少していることが明らかにされている。

2021(令和3)年12月発行の拓水782号に、東播磨県民局とJF明石浦が連携して制作した、「海底耕耘プロジェクト」(拓水772号に掲載)に引き続く、第2弾「かいぼりプロジェクト」の動画とチラシが紹介された。前回同様、海の栄養を回復するための取組を、広く知ってもらうためのものである。

2022(令和4)年2月、県東播磨県民局とJF明石浦が連携して制作した前掲の「「豊かな海へ」海底耕耘プロジェクト」の動画が、農林水産省・消費者庁・環境省の連携プロジェクトで、食と農林水産業に関する持続的な取組を分かりやすく紹介した動画を表彰する「サステナアワード2021 伝えたい日本の「サステナブル」」で、農林水産大臣賞を受賞した(拓水785号)。

2022(令和4)年3月、ひょうご豊かな海発信プロジェクト協議会は、兵庫県が主催する「美しいひょうごの海をめざして-活動報告会-」を共催した。この報告会は、豊かな海づくりに対して、県民の理解と参加を促すことを目的にしている(拓水786号)。

2022(令和4)年4月発行の拓水786号から、元水産大学校長による「海からのマナザシ」が連載されることになった。初回には「瀬戸法改正とその後の課題」が寄稿された。

2022(令和4)年5月発行の拓水787号に、兵庫県が改正瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき策定した、栄養塩類管理計画案が掲載され

た。同年5月12日まで、この計画案に対するパブリックコメントを募った。

2022(令和4)年5月発行の拓水787号から、県水技センター技術参与による「豊かな海を求めて~これまで、これから~」が連載されることになった。初回のテーマは「豊かな海ときれいな海は両立できるのか」であった。

2022(令和4)年7月発行の拓水789号に、県水技センター技術参与による「豊かな海を求めて~これまで、これから~:貧栄養化とは?~その実態~」が寄稿された。これによると、海の生態系は陸の生態系に比べ貧栄養化しやすい。すなわち、森では地上に落ちた葉が、その場で分解され栄養となって再び木に利用される。一方で、海では表層で育った植物プランクトンは、徐々に海底に沈み、死んだプランクトンが分解されて生じた栄養は下層にたまり、水深が深い外洋では栄養が表層に戻るのには容易ではない。しかし外洋には、周期2000年とされる深層大循環と呼ばれる大きな流れがあり、これが底層の栄養を表層に戻す役割を果たしている。一方、瀬戸内海のような水深の浅い沿岸内湾域では、水温が下がる冬場に底層と表層の海水がかき混ぜられ、下層の栄養が表層に戻る。沿岸内湾域の生産性が高いのは、陸からの栄養供給があることと、水深が浅く底層の栄養が表層に戻りやすいためであるという。

次に瀬戸内海の貧栄養化の実態について述べている。窒素・リンの環境基準が1993(平成5)年に制定され、瀬戸内海の大半の海域は全窒素濃度が0.3mg/ℓ以下の「Ⅱ類型」に指定された。しかし、2014(平成26)年~2017(平成29)年の瀬戸内海では、全窒素濃度の平均値が0.2mg/ℓ以下の海域(Ⅰ類型レベル)

兵庫の漁業のあゆみ

が大きく広がっている。瀬戸内海の漁船漁業やノリ養殖、貝類養殖のほとんどが、本来Ⅱ類型海域で営まれているにもかかわらず、その海域の全窒素濃度が0.2mg/ℓ以下（Ⅰ類型レベル）に低下していることを指摘した。

貧栄養化の漁業への影響について、2018年版の水産用水基準の全窒素と生産量の関係を示す図を見ると、両者には密接な関係がある。すなわち、全窒素濃度が0.2mg/ℓ付近に低下すると、一次生産量が非常に低くなる。これらの知見から、2018年版の水産用水基準には「陸域からの栄養塩類供給に依存する閉鎖性内湾であって全窒素0.2mg/ℓ以下、全磷0.02mg/ℓ以下の海域は、生物生産性が低い海域であり一般的に漁船漁業に適さない」と記載されている。養殖ノリの色落ち現象をみると、瀬戸内海のノリの色落ちの域値はDIN（溶存態無機窒素）濃度で3μMとされている。全窒素0.2mg/ℓのDINは2.9~3.6μMと推定されることから、全窒素が0.2mg/ℓであっても、ノリ養殖にとっては厳しい栄養塩環境であると言える。

同技術参与は最後に、兵庫県は2019年（令和1）年に条例に基づき、海域の全窒素濃度の下限値を0.2mg/ℓと定めたが、この値は十分とはいえないまでも、まずは達成されるべき重要な値であると結んでいる。

2022（令和4）年8月、全国豊かな海づくり大会100日前イベントに参加した兵庫県知事が、県水産会館に県漁連会長を訪ね、大会終了後の「豊かな海再生のための活動」について、意見交換した。JF兵庫漁連からは、①県民総参加の豊かな海への活動の推進、②豊かな海の実現による持続可能で安定した水産食糧供給の

実現と地産地消の促進、③サーキュラーエコノミーの考え方による県産有機肥料を利用した豊かな海づくりと廃棄物ゼロの社会実現、④豊かな海づくりによるCO₂吸収促進、の4点が提案された。県知事は、「海づくり大会後のレガシーをどうしていくかが大事である。兵庫の水産物が「地球にやさしい」とブランド化できれば、高い値段で売れる。それが現実的なSDGsだ」と述べた（拓水791号）。

2022（令和4）年9月発行の拓水791号に、連載「豊かな海を求めて～これまで、これから～：兵庫県瀬戸内海漁業が一番良かったのはいつ頃だったのでしょうか？」が寄稿された。それによると、漁船漁業全体の漁獲量は、1960年代中頃から1990年代前半までは概ね6~8万t/年レベルで推移したが、1990年代後半から急減し、2017年以後は3万t/年レベルに低下した。1995年が漁獲量の明瞭な転換点であった。ノリ養殖漁業の生産枚数は、1990年代までは順調に増加したが、2000年代に入る頃から色落ちが頻発するようになった。ノリの色落ちは1996年頃から見られるようになったので、ノリ養殖にとって良い時代は1990年代前半であった、と結論づけられる。

1973（昭和48）年から、大阪湾、播磨灘の環境に関わるようになった県水技センター技術参与は、当時の漁場環境について「海は汚れ、赤潮が頻発し、PCBや水銀汚染の問題も生じていた」という。しかし、「それから約20年が経過した1990年頃には、水質はだいぶ良くなったという印象をもった。また、見た目にも水質が安定してきたという感覚があった」。実際に年間300件ほど発生していた赤潮は、1990年代には年間100件程度まで減少した。水質



改善の年代変化に対する同技術参与の個人的感覚と、統計資料の生産量低下の推移との交点は、1990年代前半にありそうであると指摘している。小型底曳網と船曳網のように、漁獲対象が異なる漁法の漁獲量が同調的な変化をしている場合は、漁場環境など広範囲に影響する共通要因がかかわっていることが推察される、ともいう。

兵庫県は、2021（令和3年）6月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、栄養塩類の供給を計画的に実施するため、「栄養塩類管理計画」を策定した。これまでの栄養塩類の「排出規制」一辺倒から「きめ細かな管理」へと、大きな転換が図られ、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けて、第一歩を踏み出すことになった。対象物質は全窒素と全リンで、水質の目標値に下限値を設けた。すなわち、全窒素の下限値は0.2mg/l、全リンの下限値は0.02mg/lとした。栄養塩類増加措置実施者は、5工場と28下水処理場であった。局所的な施肥や海底耕耘、かいぼり、藻場・干潟の保全・再生活動については、海域への栄養塩類供給の定量的な評価が難しいため、栄養塩類増加措置に位置づけられなかった。今後は、兵庫県環境審議会及び湾灘協議会に、水質の状況等を定期的に報告するとともに、必要に応じて栄養塩管理計画を見直す、としている（拓水793号）。

2022（令和4年）11月発行の拓水793号に、連載「豊かな海を求めて～これまで、これから～：貧栄養化と漁獲量の間にはどのような関係があるのでしょうか？」が寄稿された。これによると、2015（平成27年）年に瀬戸法の一部が改正されたが、その背景には漁獲量の減少があり、この時点において窒素濃度の低下が一

因ではないか、との考え方がすでにあった、としている。このため、漁業関係者は栄養塩類濃度増加につながる法改正を期待したが、実現しなかった。これは栄養塩類と漁獲量を示す情報が不十分であったため、と推察している。その後、様々な情報が蓄積され、考え方の整理も進み、2021年に栄養塩類管理制度の創設を柱とする瀬戸法の改正に至ったのである。

続いて、寄稿者の県水技センター技術参与自身が直接関わった、栄養塩類濃度と漁獲量の関係についての分析結果が報告された。兵庫県の漁船漁業の漁獲量は、1990年代前半から2010（平成22）年頃にかけて急激に減少した。そこで、減少前の1991～1995年と減少後の2009～2013年について、漁獲量と環境データの年代間比較を実施した。その結果、水温・塩分・溶存酸素飽和度（底層）には年代間で統計的に有意な差はなかったが、栄養塩濃度には有意差が認められた。

解析の精度を高めるために、播磨灘と大阪湾に分けた小型底曳網の漁獲量と各海域のDIN濃度との関係を調べた。その結果、播磨灘ではDIN濃度と2年後の漁獲量、大阪湾ではDIN濃度と1年後の漁獲量が、同調的に変化したことが明らかとなった。仔稚魚期の生残率が栄養塩類濃度の影響を受けるとすれば、生まれてから1～2年後に漁獲量に変化が現れる可能性がある。このような有意な関係は両者の関連性を示すが、因果関係まで明らかにするものではない、と指摘している。

最後に、同技術参与は栄養塩類と漁獲量の関係性をより明確にするために、栄養塩類環境から生物生産プロセスに踏み込んだ分析が必要であると考え、そのようなプロセスの解明に挑戦

兵庫の漁業のあゆみ

したイカナゴの事例を紹介している。それによると、イカナゴシンコの漁獲量と DIN 濃度には、明確な同調性が認められ統計的にも有意であった。水温は低いほど漁獲量が多い傾向がみられたものの、統計的に有意ではなかった。さらに、県水技センターに保存されている過去 30 年以上にわたるシンコ標本から、摂餌量が減ってきたことが明らかとなった。これは「赤腹のイカナゴが減った」という漁業者の声を裏付けた。この結果から、シンコの餌の動物プランクトンの減少が推測された。同じ期間について、シンコがやせてきていることも明らかとなった。イカナゴがやせると産卵数が減ることはすでに明らかとなっており、餌不足がシンコの肥満度を低下させ、産卵数の減少が長期的なイカナゴ資源の低下につながっていると推察された。また、DIN 濃度の低下が、植物プラン

クトン量（クロロフィル量）の減少や、シンコが食べている餌の量の減少と関連することも、データの分析から推測された。さらに、「大阪湾・播磨灘イカナゴ生活史モデル」を開発し、栄養塩類からイカナゴまでの生物生産のプロセスを再現した。すなわち、海域の窒素濃度の変化がイカナゴの漁獲量にどのように影響するか調べたところ、窒素濃度の増加が漁獲量の増加につながる結果が得られた。イカナゴに関して完全とは言えないが、窒素濃度と漁獲量の関係を示すことができ、窒素濃度の低下が漁獲量低下の重要な原因であると考えられることが明らかにされ、その結果はパンフレットとして公表された。

2023（令和 5）年 1 月発行の拓水 795 号に、県水技センター技術参与による「豊かな海を求めて～これまで、これから～：なぜ貧栄養化がすすんできたのでしょうか？」が寄稿された。これによると、瀬戸内海への窒素の供給源は大気、外海、海底、陸の 4 つで、制御の可能性があるのは陸からの供給であるという。乾燥状態の大気の容量の 78% が窒素ガスであるが、これは安定していて水に溶けず、生物は利用できない。外海からの供給については、瀬戸内海の栄養塩類のうち外海起源の割合を調べた報告から、平均的には 50～60% と推定されている。外海水が瀬戸内海に入るルートは、紀伊水道と豊後水道で、紀伊水道沖の場合、表層には高水温・低栄養の黒潮が流れ、その下の水深 100～200m より深いところには低水温で栄養に富む海水（深層水）がある。黒潮が紀伊水道沖で離岸したときに、内海の表層水が沖合に引かれ、それを補うように深層水が大阪湾に入る。海底からの供給とは、海底に蓄積した泥から



▲豊かな瀬戸内海再生調査事業のパンフレット



徐々に栄養塩類が溶出することを指し、溶出に関する情報は少ないが、量的には多いという報告がある。底泥については、局所的対応の可能性はあるが、海域全体の栄養塩濃度の制御は困難である。

陸からの負荷量と海域の窒素濃度との間には、明瞭な関係が認められている。瀬戸内海では1990年代後半から窒素負荷量が低下し、それに合わせるように海の窒素濃度が低下している。これは、1993年に窒素排出濃度規制が始まるとともに、窒素・リンの環境基準が設定されたことによる。1996年からは窒素削減指導が開始され、2001年には窒素・リンの総量規制が始まるなど、重要な環境施策が相次いで実施されたことが、窒素負荷量の低下につながったと推測される。姫路の年間降水量と12月の播磨灘表層の窒素濃度（溶存無機態窒素：DIN）との関係を見ると、雨が多い年は12月のDINの濃度が高くなる傾向があった。ところが、2000年代に入ると、降雨のわりにDIN濃度が上がらなくなってしまった。陸域の発生負荷量の低下が影響している可能性が示唆された。

以上のことから、貧栄養対策として最も重要なのは陸域からの窒素の供給であると、同技術参与は指摘している。最後に、兵庫県が貧栄養対策として栄養塩類管理計画を策定し、負荷量管理をその主軸においていることは、大変合理的であるともいう。今後は綿密なモニタリング調査を実施し、施策の影響と効果を評価して、柔軟な対策を講じることで、豊かな海の実現を目指すことが大切であると結んでいる。

2023（令和5）年3月発行の拓水797号に、県水技センター技術参与による「豊かな海を求

めて～これまで、これから～：栄養塩類の改善に向けて」が、本シリーズ最終回として掲載された。これまで、貧栄養対策として最も重要なのは、陸からの負荷の制御を中心とする制度的取組であると考えられてきたが、近年、その考え方が大きく変わってきたと、同技術参与は指摘している。施策の大きな方向転換は2015（平成27）年の瀬戸内法の改正で、法の理念が新設され瀬戸内海を豊かな海にすることが目標とされた。続く2021（令和3）年の改正では、栄養塩類管理制度が新設され、府県知事の判断で栄養塩類管理計画の策定が可能となった。これらの改正によって、瀬戸内海の水質管理の新たな考え方と方向性が示された。兵庫県はこのような環境省の動きを踏まえて、2019（令和1）年に条例を改正し、全国で初めて、海域の窒素・リンの下限値を設定した。さらに2022（令和4）年10月には瀬戸内海の他府県に先駆けて、栄養塩類管理計画を策定した。

一方、下水処理の運用に関して国土交通省は、2015（平成27）年に「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説」を改訂し、下水処理場の季節別管理運転の実施を可能とした。これを受けて兵庫県は、2018（平成30）年に「播磨灘流域別下水道整備総合計画」を改訂し、全国初の季節別処理水質を設定するとともに、季節別管理運転の本格運用を開始した。

同技術参与は、こうして瀬戸内海の水質管理に関わる新たな制度的取組の枠組みが整ったとした上で、今後の貧栄養対策として最も重要な栄養塩類管理計画について、2つの重要な視点から次のように述べている。

【視点1-水質の目標値】この計画の対象海域の大部分を占めるⅡ類型海域の全窒素（TN）

兵庫の漁業のあゆみ

の濃度の目標値は、0.2~0.3mg/ℓである。0.2mg/ℓは2019（令和1）年度の県条例の下限值で、0.3mg/ℓは国の環境基準である。ここで技術参与は、下限値の0.2mg/ℓの意味を理解することが重要であると述べている。すなわち、「全窒素0.2mg/ℓ以下の海域は水産用水基準（2018年度版）において一般的には漁船漁業に適さない」と記されており、ノリ養殖においては全窒素0.2mg/ℓは、何とか色落ちを回避できるレベルであり、重要な数値と言えらしている。

【視点2- 目標値の達成可能性】この計画の予測シミュレーション結果には、詳細な算定条件が示されていないため評価が困難である。一方、同技術参与らが1995（平成7）年~2014（平成26）年の播磨灘の全窒素濃度と負荷量の関係を用いて検討した結果では、同海域の下水処理場からの全窒素負荷量を50%程度増やすことができれば、海域の平均的な全窒素濃度は0.2mg/ℓに近づくと推定されたと述べている。ただし、予測値は設定する条件によって変化するため、現時点で目標達成の可能性に言及することは難しいとしている。そこで重要なポイントとして、モニタリングの実施と軌道修正が可能な体制の確保をあげている。さらに、実施事業者の拡大や下水処理場の排水濃度を計画処理水質の上限に近づける等、栄養塩類増加措置の高度化の必要性を指摘している。

次に同技術参与は、漁業者が実施しているかいぼりや海底耕耘などの海の栄養を増やす取組について触れている。漁業者のこうした取組による栄養塩類供給効果は、制度的取組に比べて決して大きくはないが、それ以外に大切な意義があると指摘している。すなわちかいぼりは、

池の保全管理を通して地域防災への貢献や、自然環境や生物の保護・保全などへの貢献、また、海底耕耘には、海底ごみの回収や海底環境の改善などが期待される。さらに、漁業者のこうした取組は、新聞等で報道されることも多く、海の現状を伝える良い機会となっており、このようなアナウンス効果が、制度的取組を下から支える力になっていると述べた。

同技術参与は本シリーズの締めくくりとして、栄養塩類の循環について、その重要性を指摘している。まず、海と陸の窒素の循環について、1960年代までは窒素負荷量に対して漁獲による窒素回収率が高かったと述べている。この頃は沿岸部の開発が行われる前で、海域に流入した栄養塩類が漁業生産に有効につながっていた可能性を示唆している。次に海の中の循環について、海に流入した窒素はまず植物プランクトンに利用（新生産）され、その後食物連鎖を通じてあらゆる生物に配分される。それらの生物の排泄物や死亡個体は、分解されて無機の窒素となり、再び植物プランクトンに利用（再生産）される。再生産の窒素を増やすには、多様な生物が生息できる場の確保や環境整備が必要と述べている。

兵庫県は新生産の窒素を増やす取組を中心に、豊かな海づくりを進めているが、貧栄養化が進む状況の中では、最も重要な取組の方向であるとし、並行して生物の生息場所の確保や再生の取組を継続する必要があるとしている。

2023（令和5）年4月発行の拓水798号で、漁業関係者による肥料を用いた栄養塩類供給の取組状況が紹介された。

2023（令和5）年5月発行の拓水799号に、同年4月に県環境部水大気課に新設された里



海再生班が紹介された。里海再生班の主たる業務としては、①兵庫県栄養塩類管理計画に関して、窒素及びリンの海域濃度の達成をめざすため、新たな栄養塩類の供給方法の調査・検討を行うこと、②第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会のレガシーを継承するため、活動を支える組織として「ひょうご豊かな海づくり県民会議」を設立し、「豊かで美しいひょうごの海」の実現をめざすこと、とされた。

2023（令和5）年6月発行の拓水800号に、2022（令和4）年度における、ひょうご豊かな海発信プロジェクト協議会の活動状況が紹介された。

明石市議会において、明石市豊かな海づくり条例が議決され、2023（令和5）年4月から施行された。この条例は、第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会を一過性に終わらせないために、豊かな海づくりを具体化するための条例化に取り組んだものである。基本理念を、①環境保全と資源利用を行いながら、安全で良質な水産物の安定的な供給をめざす、②水産業を活性化し、活力ある産業として発展させる、③市民、水産業者、市が一体となって実施する、としている（拓水800号）。

拓水252号（1977（昭和52）年9月発行）・拓水253号（1977（昭和52）年10月発行）・拓水258号（1978（昭和53）年3月発行）・拓水260号（1978（昭和53）年5月発行）・拓水262号（1978（昭和53）年7月発行）・拓水578号（2004（平成19）年12月発行）・拓水587号（2005（平成17）年9月発行）・拓水588号（2005（平成17）年10月発行）・拓水590号（2005（平成17）年12月発行）・拓水620号（2008（平成20）年6月発行）・拓水625号（2008（平成20）年11月発行）・拓水

630号（2009（平成21）年4月発行）・拓水632号（2009（平成21）年6月発行）・拓水640号（2010（平成22）年2月発行）・拓水649号（2010（平成22）年11月発行）・拓水658号（2011（平成23）年8月発行）・拓水659号（2011（平成23）年9月発行）・拓水660号（2011（平成23）年10月発行）・拓水661号（2011（平成23）年11月発行）・拓水662号（2011（平成23）年12月発行）・拓水664号（2012（平成24）年3月発行）・拓水665号（2012（平成24）年4月発行）・拓水666号（2012（平成24）年6月発行）・拓水669号（2012（平成24）年7月発行）・拓水672号（2012（平成24）年10月発行）・拓水674号（2012（平成24）年12月発行）・拓水678号（2013（平成25）年4月発行）・拓水681号（2013（平成25）年7月発行）・拓水683号（2013（平成25）年9月発行）・拓水686号（2013（平成25）年12月発行）・拓水688号（2014（平成26）年2月発行）・拓水690号（2014（平成26）年4月発行）・拓水692号（2014（平成26）年6月発行）・拓水693号（2014（平成26）年7月発行）・拓水706号（2015（平成27）年8月発行）・拓水707号（2015（平成27）年9月発行）・拓水708号（2015（平成27）年10月発行）・拓水713号（2016（平成28）年3月発行）・拓水715号（2016（平成28）年5月発行）・拓水716号（2016（平成28）年6月発行）・拓水724号（2017（平成29）年2月発行）・拓水736号（2018（平成30）年2月発行）・拓水741号（2018（平成30）年7月発行）・拓水743号（2018（平成30）年9月発行）・拓水746号（2018（平成30）年12月発行）・拓水750号（2019（令和1）年4月発行）・拓水751号（2019（令和1）年5月発行）・拓水757号（2019（令和1）年11月発行）・拓水758号（2019（令和1）年12月発行）・拓水759号（2020（令和2）年1月発行）・拓水772号（2021（令和3）年2月発行）・拓水774号（2021（令和3）年4月発行）・拓水776号（2021（令和3）年6月発行）・拓水777号（2021（令和3）年7月発行）・拓水778号（2021（令和3）年8月発行）

兵庫の漁業のあゆみ

行)・拓水779号(2021(令和3)年9月発行)・拓水780号(2021(令和3)年10月発行)・拓水782号(2021(令和3)年12月発行)・拓水785号(2022(令和4)年3月発行)・拓水786号(2022(令和4)年4月発行)・拓水787号(2022(令和4)年5月発行)・拓水789号(2022(令和4)年7月発行)・拓水790号(2022(令和4)年8月発行)・拓水791号(2022(令和4)年9月発行)・拓水793号(2022(令和4)年11月発行)・拓水795号(2023(令和5)年1月発行)・拓水797号(2023(令和5)年3月発行)・拓水798号(2023(令和5)年4月発行)・拓水799号(2023(令和5)年5月発行)・拓水800号(2023(令和5)年6月発行)

(32) 石油危機・燃油高騰

1973(昭和48)年12月、東京・コープビルにおいて、全国の漁連、指導連、信漁連の各会長、ならびに共済組合の各組合長らによる合同会議が開催され、「昭和49年度政府予算編成に関する要望書」および「漁業用石油、資材の確保に関する決議」が採択された。1973年の石油問題、物資の不足問題は、漁業操業に大きな支障を来しつつあった(拓水208号)。

1973(昭和48)年秋の第4次中東戦争を契機に巻き起こった「石油危機」は、全世界にエネルギー恐慌を招き、石油自給率がゼロに近い日本の立場はひときわ苦しいものとなった。1973年末にOPEC(石油輸出国機構)が対日供給緩和を発表したものの、1974(昭和49)年1月の原油価格は前月の2~2.5倍となり、同年2月以降の石油製品の大幅な値上がりは必至の状況にあった。県漁連では、本県漁業者への安定供給を確保するため、石油元売業者との緊密な連携を取り交渉を重ねたうえで、次のとおり対応を決定した。①供給制限と消費節約

についてのお願い、②買占め防止のお願い、③価格の改定(値上げ)のお願い、④ドラム缶詰出品出荷についてのお願い、の4点である。県漁連は会員・所属員に対し、理解と協力を求めた(拓水208号)。

1974(昭和49)年3月発行の拓水210号で、県水産課が兵庫県漁船用石油需給協議会の設立を報告した。これは、政府が漁船用石油の適正な必要量の確保と末端への円滑な供給を行うために定めた「漁船用石油の確保と円滑供給に関する特別措置実施要領」に基づく措置であった。協議会の会長には県水産課長があたり、委員には国・県下3漁連・県石油商組合・石油連盟大阪支部の担当者が就任した。この協議会は、漁船用石油に関する種々の対策の処理を目的とした。

1980(昭和55)年4月発行の拓水283号には、第2次石油危機のその後の見通しが示された。これによると、第2次石油危機は、1979(昭和54)年1月のイラン革命によってイランの原油生産が中断したこと、さらにはOPECが1978(昭和53)年12月の総会で、1979年中に4段階の原油の値上げを決定したことによって巻き起こされた、と記している。サウジアラビア産の原油価格は、1978年末の1バレル(約160ℓ)12.70ドルが、1980年1月には2倍の26ドルとなった。

イラン革命を背景に、原油価格が買手市場から売手市場に変わったことで、OPEC加盟の各国が、独自に原油価格を引き上げる状況が続いていた。当面の焦点は、OPECで統一価格の成立をめざすサウジアラビアの動向に向けられていた。

1981(昭和56)年5月、水産庁は「昭和



▲燃油価格高騰に関する緊急要請集会

56年度前期漁業用燃油対策特別資金融通助成事業実施要領の制定について」の農林水産事務次官通達を発出した。前期分は、56年度融資枠1,000億円のうち375億円で、残枠625億円は同年末に融資される予定であった。この事業は、漁業用燃油価格の高騰等が漁業者の経営に深刻な影響を及ぼしていたことから、これらの漁業者に対して、緊急に燃油等の購入資金を低利で融通した金融機関に、都道府県が利子補給を行う経費を国が助成するものであった（拓水298号）。

1996（平成8）年4月発行の拓水474号に、特石法（特定石油製品輸入暫定措置法）の廃止についての寄稿があった。これによると、戦後50年余にわたり、石油の安定供給に貢献してきた日本の石油業界が、1996（平成8）年3月末の特石法の廃止を契機に大きく変貌しようとしていた。特石法は10年間の時限立法として施行され、実質的に石油製品の輸入を石油元売会社に限定してきたが、これで石油製品の輸入が自由化されることになった。今後は、備蓄量など一定の要件を整えれば輸入可能となるため、異業種の参入を含め、石油業界はサバイバル時代に突入することが予想された。それまで、ガソリン収益に依存してきた石油会社は、安い

ガソリン製品の輸入に伴う収益の減少を、灯油・軽油・重油等の値上げで補う新価格体系を設定し、守りの経営姿勢に入った。

従来の価格体系は、1973（昭和48）年の第1次石油危機の際、石油市況の混乱を鎮静化させるために、国が油種ごとに行政指導価格（標準額）を定めたことに端を発した。すなわち、国は当時ぜいたく品と認識されていたガソリンの価格に、原油コストの上昇分を重点的に転嫁した標準額を定めたのであった。個別油種の価格に対する行政指導は1976（昭和51）年5月で終了したが、石油元売会社はその後も一貫して、ガソリン収益に依存した市況を維持した。

元売会社の新価格体系に対して漁協系統団体は強く反発したものの、軽油や重油は、石油元売会社から仕入れる以外に方法がなく、安定供給を確保するためには容認せざるを得なかった。

2008（平成20）年6月、（社）大日本水産会、JF全漁連など12業界団体は、緊急燃油対策会議を開催し、「燃油価格の高騰は漁業経営の限界を超えた」として、全漁船を対象に一斉休漁を実施することを確認した。この時の兵庫県内の燃油末端価格は、A重油が107円/ℓ、軽油が110円/ℓであった（拓水620号）。

2008年（平成20）年7月発行の拓水621号は、原油価格の暴騰により、全国の漁業・漁村では出漁断念や廃業者が出るなど、極めて深刻な状態となっていると指摘した。JF全漁連・（社）大日本水産会は、こうした緊急事態に対処するため、2008（平成20）年7月15日に東京で、3,000人規模の漁業経営危機突破全国漁民大会を開催することを決めた。さらに、燃油暴騰による漁業者の窮状を訴え、国に抜本的な対策を求めるために、同日を全国の漁業団体と

兵庫の漁業のあゆみ



▲漁業経営危機突破全国漁民大会

漁業者の一斉休漁日と定めた。

2008(平成20)年6月、JF兵庫漁連の通常総会が開催された。2007(平成19)年度は、燃油高騰、養殖カキの大量へい死、ノリの色落ち拡大、ゴールドリーダー号沈没事故と、甚大な被害が重なった。2007年10月の理事会では、石油価格の凍結を決定、役員全員の強い決意で取り組んだが、決算では3億円を超える損失を計上した。JF兵庫漁連では、経営を立て直すために中期経営計画を策定、職員の大幅削減、組織体制の見直しを実施した(拓水621号)。

2008(平成20)年7月15日、東京日比谷公園野外音楽堂において「漁業経営危機突破全国漁民大会」が開催され、関係者3,600人(兵庫県から73人)が参加した。大会では、燃油価格暴騰対策に関する決議を採択、その後、霞が関の官庁街をデモ行進して窮状を訴えた(拓水622号)。

また、2008年7月15日には、日本の水産史上初めてとなる全国漁船20万隻の一斉休漁が実施され、兵庫県でも全漁船(約1万隻)が参加した。一斉休漁の様子は、新聞やテレビに大々的に取り上げられ、漁業者は燃油コストの上昇分を漁獲物の売価に転嫁できない弱い立

場にあることが指摘された。同時に、国民の食糧自給には、水産業の保護・振興が欠かせないと、の好意的な報道が相次いだ(拓水622号)。

2008(平成20)年7月、国の燃油高騰水産業緊急対策事業の骨子が発表された。支援総額は745億円であった。県とJF兵庫漁連ほか系統団体は、この事業を効果的に推進するため「兵庫県省燃油実証事業検討協議会」を設立し、今回新たに加わった「燃油実証事業」に優先的に取り組むことを決めた。また、事業主体となる漁協の事務作業を支援するために、JF兵庫漁連内に対策室を設置した(拓水622号)。

拓水208号(1974(昭和49)年1月発行)・拓水210号(1974(昭和49)年3月発行)・拓水283号(1980(昭和55)年4月発行)・拓水298号(1981(昭和56)年7月発行)・拓水474号(1996(平成8)年4月発行)・拓水620号(2008(平成20)年6月発行)・拓水621号(2008(平成20)年7月発行)・拓水622号(2008(平成20)年8月発行)

(33) 保護水面・稚魚育成漁場・育成水面

1969(昭和44)年1月、兵庫県立水産会館で開催された第17回漁村青壮年活動実績発表兵庫県大会で、県水試の主任研究員が「保護水面」について特別発表した。これによると、1966(昭和41)年度、三原郡西淡町湊沖に保護水面46万㎡が設定された。設定の要件として、藻場造成を目的に、水深10m以浅の広い海域を有し、今後数年は埋立・公害発生の恐れがない場所が求められた。同水面では全ての漁業を禁止するため、海面には浮標灯を設置して明示し、周辺海底には有刺ブロックを設置、藻場造成のために水深3~6mに投石を行った。保護水面設定後の効果の検証として、建網によ



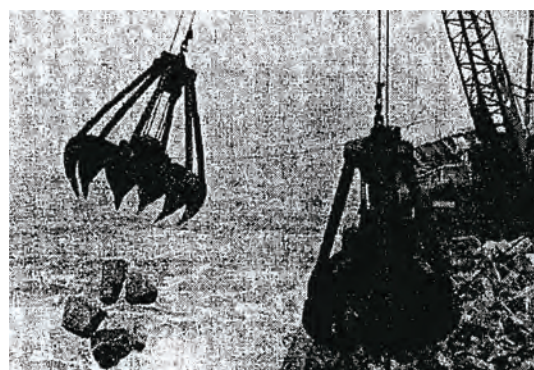
る漁獲調査と潜水による漁場の観察が実施された。設定後2~3ヵ月で、チヌ・メバル・イサキなどの集魚がみられ、1ヵ年でアイナメ稚魚の大発生が起こった(拓水149号)。

兵庫県は水産資源保護法に基づく保護水面を、1966(昭和41)年度には前述のとおり西淡町湊沖、1971(昭和46)年度には南淡町灘沖に設置した。設置後は計画に沿って、毎年投石を続けてきた。1976(昭和51)年度は、10月26日の湊沖、同月28日の灘沖に、それぞれ500㎡を投石した。保護水面は、全面禁漁区となり、一切の水産動植物の採捕が禁止された。県水試は、魚類の生息状況等を定期的に調査した。調査担当者は、両海面とも投石魚礁の効果が著しく、季節により集まり育つ魚・海藻類は異なるが、チヌ・メジナ・メバル・アイナメ等磯魚の格好の成育場所となっている、と報告している(拓水242号)。

兵庫県は、1971(昭和46)年~1973(昭和48)年の3ヵ年にわたって、五色町沖に稚魚育成漁場を造成した。稚魚育成漁場とは、中高級魚の生産増大を図るため、稚魚の繁殖と生育保護を目的に設置するもので、兵庫県が全国に先駆けて県の単独事業として実施した。育成漁場には、県がクルマエビやマダイの稚魚の放流を続けており、その効果に期待が寄せられた。1974(昭和49)年度には、新たに北淡町育波地先に造成することが決定した。この育成漁場は面積42万㎡、水深7~14mで、造成期間は1974(昭和49)年~1975(昭和50)年の2ヵ年であった。初年度は県単事業で1/3を造成、第2年度は新たに施行された沿岸漁場整備開発法によって、国の補助事業として実施が予定された(拓水218号)。

1974(昭和49)年5月、沿岸漁場整備開発法が施行された。この法律は、優れた沿岸漁場として形成されるべき相当規模の水面において、魚礁の設置・消波施設の設置・効用の低下した漁場を回復するための堆積物の除去事業等と共に、特定水産動物育成事業の対象魚種を集中的に放流して保護する「育成水面」制度が柱となった。積極的に資源を増やし、漁獲量を増加させるためには、「育成水面」を設け、保護育成漁場を大規模に造成する必要があった。兵庫県ではそのパイロット事業として、湊漁協の協力を得て、西淡町湊沖にクルマエビを対象とした育成水面を設定した(拓水218号)。

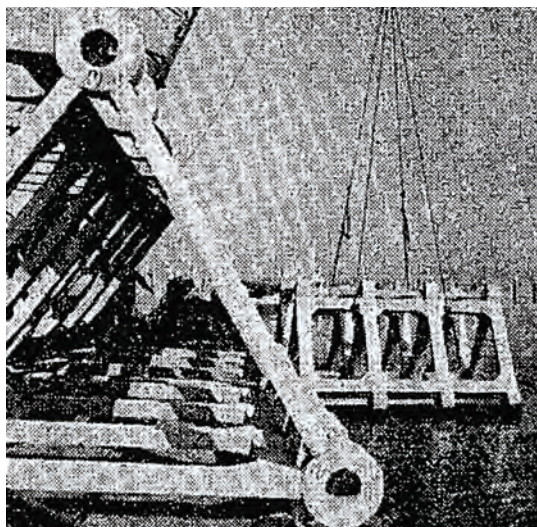
1974(昭和49)年度から造成が始まった北淡町育波地先の稚魚育成漁場が、1976(昭和51)年3月に完成した。県では今後7年間に、沿岸漁場整備開発法に基づく稚魚育成漁場を、10ヵ所造成する計画を立て、1976(昭和51)年度は明石地先を予定した。稚魚育成漁場では、兵庫県漁業調整規則によって、水産動物採捕禁止の措置がとられた(拓水237号)。



▲稚魚育成漁場：北淡町

1976(昭和51)年10月から造成が始まった明石市江井ヶ島地先の稚魚育成漁場が、1977(昭和52)年3月に完成した。面積は9万㎡に及んだ(拓水248号)。

兵庫の漁業のあゆみ



▲ジャンボ魚礁：明石市

■保護水面・稚魚育成漁場・育成水面 区分表 (制作委員会作成)

区分	内容	根拠法等
保護水面	水産動植物の保護培養のために必要な措置を講ずべき水面を指定。兵庫県では指定水面内に投石等を行った。	水産資源保護法
稚魚育成漁場	稚魚の繁殖と保護を目的に魚礁等を設置。	沿岸漁場整備開発事業等
育成水面	特定水産動物を集中的に放流して保護する水面を設定。	沿岸漁場整備開発法

2023(令和5)年現在、兵庫県漁業調整規則で保護水面3カ所、稚魚育成漁場3カ所が採捕禁止区域に設定されている。

拓水149号(1969(昭和44)年2月発行)・拓水218号(1974(昭和49)年11月発行)・拓水237号(1976(昭和51)年6月発行)・拓水242号(1976(昭和51)年11月発行)・拓水248号(1977(昭和52)年5月発行)

(34) 200海里

1976(昭和51)年から1977(昭和52)

年にかけて、世界のリーダー国である米・ソをはじめ世界各国が200海里漁業専管水域を宣言・実施したことから、世界の漁業情勢は「200海里時代」に入った。日本の漁業はこれまでにない危機にさらされていた。領海12海里について全漁連は、1977(昭和52)年1月に「即時宣言を求める決議」を採択し、政府に対して、①領海12海里宣言を即刻実施すること、②日本の200海里漁業専管水域の設定についても早急に検討準備に入り、万全を期すこと、を要求した(拓水245号)。

1977(昭和52)年1月、全漁連会長が農林関係団体首脳とともに、総理大臣と会見した。全漁連会長は、領海12海里については、総理の政治決断以外に即時実施はない、と強く申し入れた。また、日本の200海里漁業専管水域の宣言にあたっては、ソ連ばかりではなく、韓国・北朝鮮・中国との関係もあることから、慎重な配慮を求めた(拓水245号)。

1986(昭和61)年9月、東京・日本都市センターにおいて、「200海里全面適用早期実現全国漁業代表者集会」が開催され、①東経135度以西を含めた全水域の200海里設定、②韓



▲200海里全面適用 全国漁業代表者集会



国に対する水域法の適用、を決議した。さらに、特別決議として、①万全なる北洋漁業救済対策が国により遅滞なく講ぜられること、②米国の理不尽なニシン、スケトウ製品の輸入制限撤廃の申し入れを断固はね返し輸入制限枠を堅持すること、の2点を採択した。集会には全国から約500名、本県から5名の代表者が参加した。また、100万人の署名運動も、漁業者のみならず広く国民の賛同を得て目標を達成し、本県でも約3万人の署名を集めた（拓水361号）。

国連海洋法条約は、1958（昭和33）年から検討が開始され、1982（昭和57）年に採択されたが、条約の発効は60番目の批准書または加入書が国連事務総長に寄託されてから1年後と定められていた。日本は1983（昭和58）年に署名はしたものの、条約第2部の深海底資源開発制度の改善を求めて、米・英などの先進国と同様に、批准には至っていなかった。しかし、1994（平成6）年に深海底鉱物資源の取扱いが修正され、同年11月には60番目の加盟国が誕生してから1年が経過し条約が発効したことから、1996（平成8）年中に条約を批准する情勢にあった（日本は1996年6月に批准し、条約は同年7月20日に発効した）。

排他的経済水域は、沿岸国の主権的権利として、領海基線から200海里を超えない範囲内で設定することが認められている。日本は、1977年にソ連が一方向的に設定した200海里漁業水域（漁業についてのみ沿岸国の主権的権利を認める水域）に対し、200海里の漁業水域を設定していたが、中国・韓国とは漁業協定に基づく関係が維持されていたこと等から、日本海西部・東シナ海等については設定せず、中国・韓国に対しては規制の適用を除外する暫定措置

をとっていた。また、排他的経済水域を設定した国は、生物資源の漁獲可能量（TAC）の設定を義務づけられた（拓水472号）。

拓水245号（1977（昭和52）年2月発行）・拓水361号（1986（昭和61）年10月発行）・拓水472号（1996（平成8）年2月発行）

(35) 協同組合間協同

1985（昭和60）年4月発行の拓水343号に、明石浦漁協・兵庫県漁連・灘神戸生協（現コープこうべ）が協同組合間提携事業を実施したことが紹介された。明石浦漁協が組合市場で水揚げされた魚介類で5千円（末端価格）パックをつくり、県漁連が保冷車で生協の支部に配送する。生協がグループで共同購入している組合員へそれを宅配し、組合員がグループで分ける仕組みである。県漁連では、魚食普及を進めるうえでも、この事業の発展をめざした。

1987（昭和62）年12月30日深夜、垂水漁港に神戸市漁協・兵庫県漁連の職員約15名が集まった。協同組合間提携事業の一環として、灘神戸生協の組合員に2,800尾の迎春用のタ



▲迎春用タイ・ハマチ出荷

兵庫の漁業のあゆみ

イ・ハマチを届けるため、翌31日の未明から、活メ・血抜き・冷却・袋詰め・箱詰めの作業が始まった。迎春用のタイ・ハマチ出荷の企画は今回が3年目で、前年は800尾を出荷した。31日午前4時に作業を終え、570箱の保冷箱を4t保冷車2台に積み込み、同日午前5時に出荷が完了した（拓水376号）。

2013（平成25）年7月、コープこうべとJF兵庫漁連が連携して「ひょうごの地魚推進プロジェクト」が始まった。このプロジェクトはコープこうべの54店舗で、JF兵庫漁連が供給する新鮮な兵庫県産魚（地魚）に「とれびちシール」を貼って販売するものである。なかでも大型店9店舗では、「産直市」として毎週火曜日にJF兵庫漁連が普及指導員を店頭へ派遣し、コープの組合員に地魚の美味しさや食べ方を提案した。JF兵庫漁連では、「街の魚屋」の減少等によって、旬の魚の食べ方や調理方法を十分に理解していない消費者が増加していることに危機感を抱き、今回の連携となった（拓水682号）。



▲普及指導員実演 地魚推進プロジェクト

拓水343号（1984（昭和59）年4月発行）・拓水376号（1988（昭和63）年2月発行）・拓水682号（2013（平成25）年8月発行）・拓水800号（2023

（令和5）年6月発行）

（36）県漁連施設整備

1985（昭和60）年5月、兵庫県漁連の通常総会が開催された。前年度は、洲本市に淡路支所を新設し指導體制の充実を図ったが、今年度は姫路市に播磨支所を新設し、地域に密着した指導事業を推進することが決定した（拓水345号）。

1985（昭和60）年9月発行の拓水348号に、兵庫県漁連と兵庫県水産業改良普及協会が兵庫県の協力のもと、明石市二見町南二見で建設を進める「のり研究所」の概要が発表された。それによると、兵庫県のノリ養殖漁業は浮流し式技術の導入と県・県水試の指導、漁業者の努力によって、全国で1~2位の生産県となった、とある。しかしながら、漁場環境の変化や大型機械の導入、張込枚数の増加による多収穫生産方式の先行等によって、経営は厳しかった。そのためノリ養殖漁業をいかに安定させるかが重要課題となり、のり研究所の設置が決まったという。工事は1985年9月に着工して翌年2月に完成予定で、研究所の活動開始は1986（昭和61）年度となる見込みであった。スタッフは当初7名程度で、県ならびに県漁連の研究員が配置される予定であった。研究所内には、漁場環境の変化に対応するための化学実験室、フリー糸状体培養や品種改良のための生物実験室などを備え、漁業者自身が研究できる施設も用意する計画であった。

県漁連が建造を進めてきた漁場環境調査船「拓水」が、1988（昭和63）年12月末に完成した。この船は国の全県地域沿岸漁業構造改善事業の指定を受け、ノリ養殖漁業を中心に、

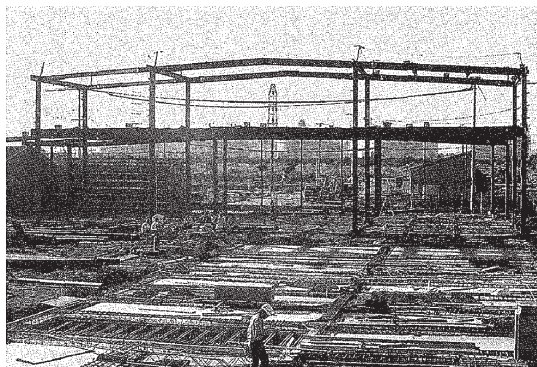


漁場環境調査、生産指導業務に取り組むほか、夏場は赤潮対策や流出油事故対策に従事することを目的に建造された。

2000(平成12)年7月発行の拓水525号に、「兵庫県漁連からのお知らせ」がある。それによると、県漁連は指導事業体制の見直しを基本とした機構改革を実施し、2000年7月1日をもって播磨支所指導課及び淡路支所指導課を本所指導部に統合した。

県漁連は、1992(平成4)年から取り組んできたマダコ・イカナゴなどの水産加工事業を本格化し、これまで取り組めなかったアジ・シタ・シズ・イカ等の多獲性魚種も幅広く加工できるよう、姫路市白浜町の妻鹿漁港に新水産加工センターを建設していることを発表した。マイナス196℃の液化窒素凍結機を備え、ボイル、蒸し、つくだ煮、唐揚げ、フライの粉付け等の加工に対応する。竣工は2001(平成13)年2月の予定とした(拓水529号)。

2001(平成13)年4月、「兵庫県漁連水産加工センター」の竣工祭が開催され、施設が関係者に披露された。竣工祝賀会では、JF兵庫漁連会長が「新しい水産加工場を、魚食文化を消費者に伝え、消費者ニーズを産地に伝える「お魚情報の受発信基地」にしたい」と述べた(拓



▲建設中の新水産加工センター

水535号)。

2007(平成19)年2月発行の拓水604号に、JF兵庫漁連が1977(昭和52)年から取り組んだ、活魚・鮮魚・塩干品の販売事業と、1992(平成4)年から取り組んだ、加工事業の経過が報告された。それによると、1977年に活魚・鮮魚・塩干品の販売を開始した当初は、施設も販路もない状態であったが、関係JFと連携し徐々に体制を確立した、とある。特にイカナゴについては、養殖魚の餌料としての取り扱いから始めたが、1985(昭和60)年頃から、灘神戸生協(現コープこうべ)の店舗向けに、くぎ煮の原料としての鮮魚販売(生売り)を始めた。イカナゴの生売りは、JF女性部やJF兵庫漁連指導部との連携による「くぎ煮教室」を各地で開催したことで、兵庫県内はもとより、東は大阪・京都・奈良、西は岡山まで広がった。加工事業については、1992年にのり流通センターの一角でタコ、タチウオの一次加工を始め、1994(平成6)年にはJF播磨町の施設を借用して加工場としての整備充実を図り、「塩もみダコの真空パック」を漁連ブランドとして開発した。1995(平成7)年には第2工場を整備、2001(平成13)年に姫路市白浜町に前述の水産加工センターを建設した。

2008(平成20)年10月、明石市中崎において、兵庫県水産系統団体の新たな拠点となる新水産会館の起工式が行われた。神戸市兵庫区中之島の兵庫県立水産会館は、1995(平成7)年1月の阪神・淡路大震災で被災し、震度5以上の地震で倒壊の恐れがあったため、新会館の建設が求められていた。新しい会館は、鉄骨造4階建(一部5階)、延床面積3,033㎡で、完成予定は2009(平成21)年6月であった(拓

兵庫の漁業のあゆみ

水 625 号)。

2009 (平成 21) 年 7 月 21 日、完成した新水産会館に各系統団体が移転した (拓水 633 号)。

2018 (平成 30) 年 2 月、JF 兵庫漁連が姫路市白浜町の妻鹿漁港に建設を進めてきた「のり加工センター」が完成し、関係者に施設が披露された (拓水 736 号)。



▲のり加工センター完成

拓水345号 (1985 (昭和60) 年4月発行)・拓水348号 (1985 (昭和60) 年9月発行)・拓水388号 (1989 (平成1) 年2月発行)・拓水525号 (2000 (平成12) 年7月発行)・拓水529号 (2000 (平成12) 年11月発行)・拓水535号 (2001 (平成13) 年5月発行)・拓水604号 (2007 (平成19) 年2月発行)・拓水625号 (2008 (平成20) 年11月発行)・拓水633号 (2009 (平成21) 年7月発行)・拓水736号 (2018 (平成30) 年2月発行)

(37) 沿岸域計画営漁推進事業

1985 (昭和 60) 年度から、沿岸域計画営漁推進事業が開始された。200 海里体制の定着に伴い、日本の周辺水域の漁場における高度利用の重要性が高まる中で、沿岸漁業を主体とする地域漁業の環境は、漁獲と資源のアンバランス等、多くの課題を抱えていた。このため、本事業は漁業者による資源・漁場の自主管理を基

本に、適正操業を実現し、就業機会を拡大させるとともに、生活環境の改善を図り、「活力ある漁村の形成」をめざすことを目的とした。具体的には、地域の漁業者集団が地域の実情に合った営漁計画をつくり、この計画に沿って営漁を推進するための経費を助成したのである (拓水 350 号)。

1986 (昭和 61) 年 1 月発行の拓水 352 号には、県水産課普及係による「営漁と資源管理 (1) - 計画営漁実践事業がスタート -」が掲載された。200 海里の定着、魚価の低迷、燃油価格の高騰が漁業の三重苦といわれたが、沿岸漁業ではさらに過当競争、すなわち過剰操業・過剰投資が加わった。このような現状を踏まえると、今後は資源の培養とそれに見合った適正な操業の実践を図る必要があった。このために、漁業者間の話し合いによる計画的な営漁が必要とされた。この事業の実施主体は漁協であるが、複数の漁協が共同で実施することも可能であった。計画づくりの期間は一般地区が 1 年、濃密地区が 2 年であった。兵庫県では全体で 20 地区が予定されており、初年度 (1985 年) はすでに濃密地区 1 漁協、一般地区 5 漁協が指定され、作業に入っていた。営漁計画には定める項目が決められており、5 年後を目標に、項目ごとに現実的な実践内容を策定する必要があった。策定された計画は、県に提出して知事の承認を受けなければならなかった。県水産課普及係の担当者は最後に、営漁計画を作るメリットは、地域の漁業の現状を見直して、今後のあり方を考える絶好の機会になる、と述べている。

1986 (昭和 61) 年 2 月発行の拓水 353 号には、県水産課普及係による「営漁と資源管理



(2)「地域営漁計画書のつくり方」が掲載された。それによると、地域営漁計画書の構成は、本文と付属資料に大別される。さらに本文は、①地域の現況、②地域営漁計画の基本構想、③地域営漁計画、の内容からなる。付属資料は、本文を補足説明するための諸表で、内容は、①地域営漁計画策定の経緯、②地域営漁計画に関する意向調査の結果の概要、③人口、世帯、産業就業人口の動向、④所得規模及び目標漁業所得、⑤漁獲量、生産額、生産所得の見込み、⑥目標所得と所得見込みの対比、⑦格差是正のための個別事業計画、であった。県水産課普及係の担当者は、この計画を作るには、関係漁業者の意向調査や、協議会等による話し合いに基づく合意形成が必要で、計画の内容は実施可能な実態のあるものでなければならない、と述べている。

1986（昭和61）年3月発行の拓水354号には、県水産課普及係による「営漁と資源管理(3)－資源管理型漁業時代を迎えて・高砂市地区の先例をみる－」が掲載された。それによると、資源管理型漁業とは「漁業資源の増大を図りつつ、そこから多くの経済的利益をあげる漁業」と定義づけられ、21世紀に向けた漁業のあり方を示す言葉ともいえる、とある。日本の漁業は高度経済成長に伴う魚価の上昇や装備の近代化に支えられ生産を伸ばしたが、昭和50年代を迎えると情勢は一変した。魚価の低迷、生産コストの上昇、漁獲の減少による漁業経営の悪化が年々明らかとなり、全国的に資源管理型漁業への模索と移行が始まった。高砂市には4漁協があり（1986年当時）、主幹漁業である小型底曳網漁業（約100隻）が、1978（昭和53）年から一斉に、操業時間制限、稚魚の

漁獲制限などによる資源管理を実行し成果をあげた。この事例は、全国発表大会や、NHKが制作した番組「操業協定」の放映によって、資源管理の好事例として全国的に注目された。拓水354号には、高砂市4漁協の具体的な制限の詳細が紹介された。

1986（昭和61）年6月発行の拓水357号には、県姫路農林水産課による「営漁と資源管理(4)－坂越地区における営漁計画－」が掲載された。1985（昭和60）年度から始まった計画営漁推進事業に基づいて、兵庫県では初年度に一般地区4地区、濃密地区1地区が指定され、計画書づくりが行われた。このうち一般地区では1986年3月末に計画が完成したので、順次「拓水」で紹介する予定であり、まず坂越漁協の営漁計画の概要が紹介された。

1986（昭和61）年7月発行の拓水358号には、県洲本農林水産課による「営漁と資源管理(5)－仮屋地区における営漁計画－」、1986（昭和61）年8月発行の拓水359号には、県但馬普及班による「営漁と資源管理(6)－竹野町地区における営漁計画－」、1986（昭和61）年9月発行の拓水360号には、県洲本農林水産課による「営漁と資源管理(7)－佐野地区における営漁計画－」が順次掲載された。

1987（昭和62）年2月発行の拓水365号には、県洲本農林水産課により、濃密地区に指定された北淡町地区の初年度にあたる1986（昭和61）年度の取組が紹介された。これまで兵庫県で指定された地区は、上述のとおり単一漁協のみであったが、北淡町は4漁協共同での取組で、開始早々は協議が難航したという。まず地域の漁業者の思いを確認するために、全戸アンケートを実施、ノリ養殖については別途、

兵庫の漁業のあゆみ

漁場に関するアンケートも行った。県洲本農林水産課の担当者は、アンケート結果の検証はこれからだが、これらをもとに漁業者が自分たちの手で地域の漁業を良くしていくことを願う、と述べた。

1988(昭和63)年6月、北淡町町民センターと同保健センターにおいて、北淡町四ヶ浦漁業会(旧北淡町内4Fで構成)主催による漁業者検診が行われ、392名が受診した。この検診は1986(昭和61)年度から2ヵ年かけて取り組んだ濃密地区計画営漁実践事業の一環として実施したものであった。計画策定時に設けた婦人部会のアンケートに、「検診を受けたいが受けられない」、その理由として、「定休日と検診日が一致しない」「施設が遠い」との意見があったため、営漁計画に盛り込んだうえで、今回の取組となったのである。北淡町では、今後は毎年6月を「北淡町漁業者健康月間」と定め、各漁協と協議の上、漁業者検診を実施することとした(拓水382号)。



▲漁業者検診：北淡町

拓水350号(1985(昭和60)年11月発行)・拓水352号(1986(昭和61)年1月発行)・拓水353号(1986(昭和61)年2月発行)・拓水354号(1986(昭和61)年3月発行)・拓水357号(1986(昭和

61)年6月発行)・拓水358号(1986(昭和61)年7月発行)・拓水359号(1986(昭和61)年8月発行)・拓水360号(1986(昭和61)年9月発行)・拓水365号(1987(昭和62)年2月発行)・拓水382号(1988(昭和63)年8月発行)

(38) 3団体共通役員制

1989(平成1)年5月、県漁連・信漁連・共済組合の3団体による、初めての合同通常総会が開催された。総会に先立って、3団体はあらかじめ各地区で合同説明会を開催していたため、全議案はスムーズに進行し原案どおり可決・承認された(拓水392号)。

1999(平成11)年3月発行の拓水509号に、県水産課長が「漁協系統の組織強化について」を寄稿した。兵庫県の漁協系統では、県漁連や信漁連が中心となって、漁協合併や信用事業統合などの組織強化に取り組んできた。1998(平成10)年11月に開催された、兵庫県漁協合併等組織強化推進委員会において、こうした取組を広く紹介し理解を得るために、機関誌「拓水」に組織強化の話題を掲載していくことが決まった。

兵庫県の漁協合併は、1981(昭和56)年を最後に17年間実現しなかったが、全漁連においては、今後広域的な漁協への再編に取り組むこととし、10年後には1県1漁協あるいは1県複数漁協にする基本構想が取りまとめられた。これを受けて兵庫県においても県の「兵庫県漁協経営強化基本方針」ならびに県漁連の「兵庫県漁協合併の促進に関する基本計画」で、10年後に県内10漁協とする組織改革案を策定した。信用事業統合については、1995(平成7)年に信漁連が「兵庫県漁協信用事業組織



強化方策」を策定し、1 県 1 信用事業統合体に向けた取組を行った。その結果、1997（平成 9）年の明石浦漁協を皮切りに、これまで 17 漁協と 1 加工協が信用事業の譲渡を終えた。さらに、系統組織の改革については、統合や一部の県ですでに実施されている役員の共通化、系統職員の人事交流といった改革を進め、組織の存在意義を明確にし、活性化を図ることが重要であると指摘している。

2000（平成 12）年 7 月、神戸市内で第 15 回組合長懇談会が開催された。テーマは「共通役員制等を考える」で、護送船団方式の経営が崩壊した後の企業経営の変革や取組に関する講演の後、「共通役員制等を討論する」をテーマにパネルディスカッションが行われた。この中で、系統の共通役員制や職員の交流等をはじめとした系統の活性化計画を検討する「系統組織活性化委員会」を設置したことが紹介された（拓水 526 号）。



▲組合長懇談会

2001（平成 13）年 3 月、県漁連・信漁連・共済組合の 3 団体の合同臨時総会が開催され、3 団体の共通役員制の導入が決まり、同年 6 月の通常総会で共通役員制がスタートすることになった。共通役員制の枠組みは、3 団体が委嘱した 7 名の組合長による「兵庫県漁協系統団

体活性化委員会」から提出された提言が基になった。3 団体は同委員会に対し、あらかじめ「系統団体全体のあり方を視野に入れながら、当面は 3 団体を対象とした活性化方策について提言されたい」と申し入れていた。今回の 3 団体の共通役員制の提言は、活性化方策の第一弾と位置付けられ、今後は系統 12 団体間の垣根を越えて課題に取り組む必要がある、との共通認識のもと、共通役員制への合流や人材交流促進策など、第 2 弾、第 3 弾の提言が行われる、と結ばれている（拓水 534 号）。

2001（平成 13）年 4 月発行の拓水 534 号には、3 団体の共通役員制導入の経過と背景、組織体制、今後の課題などの詳細が紹介された。

2001（平成 13）年 6 月、県漁連・信漁連・共済組合の 3 団体の合同通常総会が開催され、3 団体の役員改選が行われ共通役員制がスタートした。役員体制は、理事は共通理事 7 名と各団体の専任常勤理事、監事は共通監事 2 名と信漁連単独監事 1 名、県漁連・共済組合 2 団体共通監事 1 名となった。2001（平成 13）年 7 月発行の拓水 537 号には役員名簿が掲載された（拓水 537 号）。

2002（平成 14）年 4 月、JF 兵庫漁連事務所内に「JF グループひょうご企画調整室」が開設された。同調整室は県漁連・信漁連・共済組合からの出向者によって構成され、JF グループ全体の総合窓口として、情報の収集・伝達・発信を行うほか、3 団体の共通役員と直結して、組織強化の推進、グループ全体のビジョンづくりなどに取り組むことになった（拓水 546 号）。

2009（平成 21）年 10 月、JF 兵庫漁連・JF 兵庫信漁連・JF ぎょさい兵庫の 3 団体主催による「兵庫県漁業協同組合長会議」が開催され、



▲共通役員制度変更 組合長会議

議事として「3団体の共通役員制について」が協議された。3団体の共通役員制は、2001（平成13）年度から継続された制度であるが、3団体の運営が共通役員7名と専任常勤理事で行われていることに対し、会員漁協からは「3団体の経営に参画できるよう、役員定数を増やしてほしい」との要望があがっていた。そこで3団体は「共通役員制諮問委員会」を設置して対応策を諮問し、同委員会から提出された提言書に基づいて、組合長会議に諮ることを決めた。提言書の内容は、共通役員の一部を単独役員にして、各団体の役員定数を変えることなく、全体の役員数を増やすものであった。組合長会議で協議した結果、提言書の内容に基づき、制度を変更することが確認された（拓水637号）。

2020（令和2）年12月、JF兵庫漁連の通常総会が開催された。この総会に先立つ「兵庫県JF組合長会議」において、3団体の共通役員制の廃止案が審議され、原案どおり承認された。共通役員制は、2021（令和3年）12月をもって廃止されることになった（拓水771号）。

2021（令和3）年12月、JF兵庫漁連の通常総会が開催された。役員改選が行われ、販売担当理事5名・販売担当常勤理事1名を含む、理事16名・監事4名による新体制が発足した。

これによって、3団体の共通役員制は廃止¹された（拓水783号）。

【注】

1. 拓水には記載されていないが、3団体の共通役員制廃止の主たる理由は次のとおりであった。すなわち、JF兵庫信漁連は、トピック（39）に記すように、2017（平成29）年4月にJF和歌山信漁連と合併してJFマリンバンクなぎさを設立した。同なぎさ信漁連は、引き続き2021（令和3）年4月の広域合併をめざした協議を進め、役員数の削減が計画されたことから、共通役員制の継続が困難となったのである。

拓水392号（1989（平成1）年6月発行）・拓水509号（1999（平成11）年3月発行）・拓水526号（2000（平成12）年8月発行）・拓水534号（2001（平成13）年4月発行）・拓水537号（2001（平成13）年7月発行）・拓水546号（2002（平成14）年4月発行）・拓水637号（2009（平成21）年11月発行）・拓水771号（2021（令和3年1月発行）・拓水783号（2022（令和4）年1月発行）

（39）1 県1 信用事業統合体

（全国漁協オンラインシステム）

1989（平成1）年7月、県信漁連の貯金業務が全国オンラインシステムに移行した。同年8月には全国32信漁連全店舗の為替業務も全国オンラインシステムに移行した。1990（平成2）年度以降は、全国の信用事業実施漁協が、順次「全国漁協オンラインシステム」に参加することになった。兵庫県では1990年度に12漁協が参加を予定した。オンラインネットワークが真にその効果を発揮するためには、全ての信用事業実施漁協が参加する必要があった（拓水395号）。



1989（平成1）年9月発行の拓水395号に、全漁連信用事業推進部が『季刊くみあい漁協 No.21 増刊号』に寄稿した「漁協系統信用事業のオンライン化 今後の課題は……」の抜粋が掲載された。それによると、金融自由化が進展する中で、新商品に対応していくためにオンライン化は必須で、手作業での処理は不可能である、と述べられている。また、オンラインシステムでは共同利用のメリットを生かして、後方事務の省力化を図ることができる。市中銀行等では、オンライン処理による事務の省力化で、余った時間を渉外活動に当て業績を伸ばしてきた。

漁協系統信用事業の課題としては、全国漁協オンラインシステムが稼働したものの、4~5年先でも約半数の漁協は加入しない見込みであった。金融機関のオンライン化はすでに当り前のことになっており、漁協系統のみが取り残されていた。特に1990（平成2）年の春から夏にかけ、都銀、地銀を中心に各金融機関間のCDオンライン提携が予定されていたが、漁協系統は申し込むことさえ困難であった。

オンラインシステムへの参加の一番の阻害要因は、費用の問題であった。貯金量1億円の規模の小さな漁協で、年間100万円を超える運営費用を要した場合、貯金に対して1.0%を超えるコストがかかる。解決策としては、漁協合併あるいは信用事業統合を実施してでも、オンライン化を進めることである。そうでなければ金融自由化の波のなかで、漁協系統は淘汰されてしまうことになる。

1995（平成7）年11月、県信漁連がATMによる貯金の取り扱いを開始した。兵庫県下での漁協系統のATMの設置は、香住町漁協、

坊勢漁協に続いて3台目となった。同年10月末現在、全国のオンライン化店舗は1,240で、そのうち897店舗と北海道の漁協・信漁連（ATM等は169台）、及び農林中央金庫において、漁協キャッシュカードが相互に利用できるようになった（拓水470号）。

1997（平成9）年1月発行の拓水483号の年頭挨拶で県信漁連会長は、漁協の幹部職員を専門委員に委嘱して検討を重ねた結果、「漁協信用部と信漁連の統合1県1信」を構想した、と発表した。

1997（平成9）年5月に開催された県漁連・県信漁連・共済組合3団体の合同通常総会において、県信漁連は「1県1信用事業統合体」構想は具体的に3組合をモデル組合として選定し、各組合との間で「覚書」を締結するにいたった、と発表した。同年秋の2漁協と1加工協の「支店化」に向け、今後諸手続きが実施される（拓水488号）。

1997（平成9）年10月、1県1信用事業統合体のモデル1号店として、明石浦支店がオープンした。同月中にATMも稼働した。同支店では、明石浦漁協から8名の出向職員を受け入れた（拓水493号）。



▲兵庫県信漁連明石浦支店オープン

兵庫の漁業のあゆみ

1997（平成9）年11月、1県1信用事業統合体のモデル2号店・3号店として、津居山支店、香住加工支店がオープンした。津居山支店はオープンと合わせて、香住加工支店では同月中にそれぞれATMが稼働した。支店への出向職員は、津居山支店が5名、香住加工支店が8名となった。

今後の統合予定として、但馬地区では1998（平成10）年4月のオープンに向けて、香住町・浜坂町・柴山港の3組合が準備を進め、摂播地区では室津漁協が検討を開始し、淡路地区では信漁連の直営店の建設が進んでいた（拓水495号）。

1998（平成10）年4月、1県1信用事業統合体に柴山港・香住・浜坂町の3支店が加わった。支店への出向職員は、柴山港支店が4名、香住支店が8名、浜坂町支店が9名であった。同時に県信漁連但馬支所の閉所式が行われ、県信漁連の本所は「本店」と名称を変更した（拓水499号）。

1998（平成10）年6月、県信漁連直営の淡路島支店が津名町生穂にオープンした。同時に、淡路地区の統合1号店となる、塩田営業店、生穂取次店がオープンした（拓水501号）。

1998（平成10）年8月、1県1信用事業統合体として志筑浦取次店と佐野取次店が、同年9月には富島営業店と浅野浦営業店、育波浦営業店がオープンした。さらに同年10月には洲本営業店と江井ヶ島営業店のオープンが予定された。神戸市、林崎、家島、坊勢の各漁協でも検討が進められていた（拓水504号）。

2002（平成14）年7月、JFマリンバンクがインターネットバンキングの取扱いを開始した。携帯電話やパソコンから、残高照会・入出

金明細照会・振込ができるようになった（拓水549号）。

2003（平成15）年1月、改正再編強化法が施行された。この法律は、漁協系統信用事業のセーフティネットの構築と事業・組織の効率化及び健全化を図るため、2002（平成14）年6月の通常国会で成立したものである。2001（平成13）年6月のJAバンクシステムの構築のために改正された再編強化法について、漁協系統信用事業における再編（合併及び事業譲渡）強化にも活用できるよう整備された。農林中金による特例指導業務、基本方針の制定及び指定支援法人等が規定された。

農林中金は、改正再編強化法の施行に合わせて、「JFマリンバンク基本方針」を定め、県全体で経営責任を果たす「1県1信用事業責任体制」を構築することとし、運営体制として、①1県1漁協、②統合信漁連、③再預け転貸方式等による信漁連を中心とした複数漁協体制、のいずれかによることを求めた。基本方針を遵守しない会員に対しては、遵守の勧告等を行い、なお改善が認められない場合には、指定支援法人の支援対象からの除外、JFマリンバンク会員からの除外などの措置を講じるとした（拓水555号）。

2005（平成17）年8月、JFマリンバンク兵庫信漁連が臨時総会を開催し、同年12月にJF坊勢とJF福良の信用事業を譲り受けることを決議した。これにより、1県1信用事業統合体完成の最終事務手続きに入った。「JFマリンバンク基本方針」では、同年12月を期限に「1県1信用事業責任体制」の構築を求めており、期限内の体制構築が整った（拓水587号）。

JF兵庫信漁連は、2005（平成17）年12月、



▲1県1信完了

JF 坊勢と JF 福良の信用事業を譲り受け、本店1・支店11・営業店18・取次店15からなる、1県1信用事業統合体が完成した。1997（平成9）年10月の明石浦支店の統合から、8年の歳月をかけてようやく完成の運びとなった（拓水590号）。

2007（平成19）年5月発行の拓水607号でJF兵庫信漁連は、マリンバンクが郵便局・セブン銀行との入金提携を行い、マリンバンクの口座にATMから入金できるようになった、と紹介した。マリンバンクではこれまで、JA・信金・信組・郵便局・セブン銀行等のATMで、引き出しや残高照会に対応してきたが、今回の提携で一層便利になる、とした。

2016（平成28）年4月、JF兵庫信漁連とJF和歌山信漁連が大阪市内で、合併に向けた仮契約調印式を行った。合併後の名称は、両信漁連の職員から提案された「なぎさ」を採用し、「なぎさ信漁連」となる予定であることが発表された（拓水714号）。

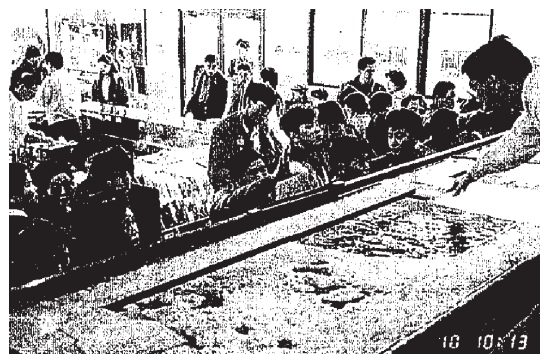
JF兵庫信漁連とJF和歌山信漁連は、全国段階で研究・協議されている「広域信漁連構想」に先駆け、2013（平成25）年12月から本格的な合併協議を開始し、「統合基本計画書」を取りまとめた。双方の理事会で同計画書が承認

されたことから、2016（平成28）年6月の通常総会において最終の方向性を決定するが、同年4月に、前述のとおり合併に向けた合併仮契約調印式を開催した。合併予定日は、2017（平成29）年4月1日とした（拓水715号）。

拓水395号（1989（平成1）年9月発行）・拓水470号（1995（平成7）年12月発行）・拓水483号（1997（平成9）年1月発行）・拓水488号（1997（平成9）年6月発行）・拓水493号（1997（平成9）年11月発行）・拓水495号（1998（平成10）年1月発行）・拓水499号（1998（平成10）年5月発行）・拓水501号（1998（平成10）年7月発行）・拓水504号（1998（平成10）年10月発行）・拓水549号（2002（平成14）年7月発行）・拓水555号（2003（平成15）年1月発行）・拓水587号（2005（平成17）年9月発行）・拓水590号（2005（平成17）年12月発行）・拓水607号（2007（平成19）年5月発行）・拓水714号（2016（平成28）年4月発行）・拓水715号（2016（平成28）年5月発行）

(40) 直販事業

1991（平成3）年3月、兵庫県下初の本格的な漁協直販所としてオープンした、津居山港漁協「フィッシャーメンズ・ビレッジ」が、その後も順調に成果をあげた。この施設は、国の漁村地域活性化特別対策事業の適用を受け、冬



▲フィッシャーメンズビレッジオープン：JF津居山港（現JF但馬津居山支所）



なった。イカナゴシーズン中の直売所前の長い行列は、妻鹿漁港の風物詩となった。

2007年（平成19）年4月発行の拓水606号の「JF直売所紹介」で、1993（平成5）年にオープンした、JF但馬・香住町の「遊魚館」とJF但馬・柴山港の「かに一番館」が紹介された。「遊魚館」では松葉ガニ、香住ガニ（ベニズワイガニ）はもちろん、生のニギスやドギ（ノロゲンゲ）、ノドグロなども入荷した。「かに一番館」は冬場の松葉ガニ、夏の白イカなどを販売した。

2008年（平成20）年4月発行の拓水618号に、JF兵庫漁連の直売所「浜のおかず屋」つかしん店が店舗形態を変えた、と紹介された。販売コストを下げ、競争力を増すために、固定店舗から直販プロジェクトチームによる移動販売に変更された。

2016（平成28）年4月、「漁連の魚屋 とれぴちひょうご」がJA兵庫六甲パスカルさんだ一番館内にランドオープンした。式典では、県漁連会長が「消費者に本当においしいものを届けることが、食料供給産業の責任である。JAとJFがタッグを組めば、それが可能になる」と述べた（拓水715号）。



▲漁連の魚屋三田店オープン

2021（令和3年）10月、アリオ加古川的全館リニューアルオープンに伴い、JF兵庫漁連の「漁連の魚屋 加古川店」が新規出店した。

コンセプトは「魚を大好きになってもらえる場所を提供します」であった。店内では、コンテナケースで鮮魚を販売するなど新鮮度と活気をアピールし、照明にはイカ釣り用の集魚灯を吊り下げて、漁業現場を再現した（拓水780号）。

拓水416号（1991（平成3）年6月発行）・拓水468号（1995（平成7）年10月発行）・拓水510号（1999（平成11）年4月発行）・拓水521号（2000（平成12）年3月発行）・拓水523号（2000（平成12）年5月発行）・拓水552号（2002（平成14）年10月発行）・拓水596号（2006（平成18）年6月発行）・拓水604号（2007（平成19）年2月発行）・拓水606号（2007（平成19）年4月発行）・拓水618号（2008（平成20）年4月発行）・拓水715号（2016（平成28）年5月発行）・拓水780号（2021（令和3）年10月発行）

(41) 全国豊かな海づくり大会兵庫大会

1982（昭和57）年7月発行の拓水310号に、同年7月27日開催予定の「昭和57年度全国豊かな海づくり大会」の開催案内が掲載された。本大会は、前年の大分県に続く第2回で、香住町産地流通加工センターと香住の地先海面において、皇太子・同妃両殿下を迎え、参加者4,000人が一堂に集い開催された。前日の26日には、海づくり大会の記念行事として、香住町立文化会館で「栽培漁業推進大会」が開催された。

1982（昭和57）年9月発行の拓水312号は、同年7月に開催された「昭和57年度全国豊かな海づくり大会」の記念特集記事を4頁にわたって掲載している。大会のテーマは「ふるさとの海を豊かに美しく」で、大会決議は「つくる漁業の拡充」と「海洋環境の保全」であった。

兵庫の漁業のあゆみ

稚魚放流行事では、皇太子・同妃両殿下によるマダイの放流が行われた。



▲昭和57年度全国豊かな海づくり大会：香住町(現香美町)

2019(令和1)年9月、兵庫県民会館において「全国豊かな海づくり大会」兵庫県実行委員会の設立総会と第1回総会が開催され、2021(令和3)年の秋に明石市で大会が開かれることが決定した。兵庫県での開催は、前述のとおり1982(昭和57)年に第2回大会が香住町(現香美町)で開催されて以来で、全国で初めて2度目の開催となった。大会の基本構想には、①「豊かで美しいひょうごの海の創出」②「力強い水産業の確立と地域の活性化」③「豊かで多彩なひょうごの魅力の発信」の3つの基本方針が明記された(拓水756号)



▲「第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会」兵庫県実行委員会総会

2020(令和2)年3月発行の拓水761号に、「第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会～御食国ひょうご～」の公式ホームページが開設されたことを伝える記事が掲載された。大会の準備状況や大会に関するトピックスなどを配信するほか、兵庫の主な漁法、地魚、豊かな海の再生に向けた取組などを紹介していくこととした。

2021(令和3)年秋の、全国豊かな海づくり大会兵庫大会開催に向け、全県的な機運を高めるために、市町・漁協の協力のもと、県内各地で園児・児童等による稚魚のリレー放流が行われることになった。記念すべき第1回放流は、2020(令和2)年6月に淡路市塩田漁港にて行われた(拓水765号)。

第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会は、新型コロナウイルス¹の影響で1年延期され、2022(令和4)年に開催されることになった(拓水767号)。

第41回全国豊かな海づくり大会兵庫県実行委員会事務局が、大会協賛行事の募集を開始した。対象となる行事は、大会の基本理念に賛同しその周知に協力可能なイベント、セミナーなどであった(拓水776号)。

「第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会～御食国ひょうご～」の開催日が2022(令和4)年11月13日(日)に決定した。また、1年前プレイベントを2021(令和3)年10月16日・17日に開催することも併せて決定した(拓水778号)。

2021(令和3)年10月、第40回全国豊かな海づくり大会みやぎ大会が宮城県石巻市で開催された。天皇・皇后両陛下は式典にリモート参加された。式典の終了にあたって、大会旗が



宮城県知事から兵庫県知事に引き継がれた（拓水 780 号）。

2021（令和 3）年 10 月、「第 41 回全国豊かな海づくり大会兵庫大会～御食国ひょうご～」の 1 年前プレイベントが開催された。これは、本大会に向けた機運の醸成と本番を想定した検証を行うことが目的であった。当日は、雨が朝まで降り続いたが、式典開始時には雨も上がり海上歓迎・放流行事は青空のもと盛大に執り行われた（拓水 781 号）。

2022（令和 4）年 2 月発行の拓水 784 号に、第 41 回全国豊かな海づくり大会の開催まで残り 9 ヶ月となり、間もなく全国から多数の漁業関係者が兵庫県を訪れるのに備え、兵庫県の水産業の姿を見つめなおす、特集記事が掲載された。それによると、2019（令和 1）年の兵庫県の漁業生産額は 485 億円で全国第 9 位に位置し、生産量では近畿 6 府県全体の約 7 割を占めた、とある。魚種別での生産量では、シラス、ホタルイカは全国第 1 位、タコ類、ズワイガニ、ハタハタ、ノリは全国第 2 位であった。漁業就業者の数は、全国動向よりも緩やかに減少傾向が続いている。2018（平成 30）年には 4,840 人で全国第 10 位であった。漁船隻数も減少が続いているが、2018 年の漁船隻数は 5,167 隻で全国第 7 位であった。漁業生産量は 1996（平成 8）年から減少傾向となり、2009（平成 21）年頃からは横ばい傾向となった。産出額²は 1992（平成 4）年から減少傾向が続いていたが、2012（平成 24）年から増加傾向に転じた。1983（昭和 58）年と 2019（令和 1）年を比較した生産量、産出額の減少幅は、ともに全国平均と比べて小幅となっていた。

2022 年（令和 4）年 3 月発行の拓水 785 号に、第 41 回全国豊かな海づくり大会の目的、大会の運営組織、式典や海上歓迎・放流事業の概要が紹介された。また、1982（昭和 57）年に香住町（現香美町）で開催された、第 2 回全国豊かな海づくり大会の概要と皇太子殿下のおことば、なども掲載された。

2022（令和 4）年 4 月発行の拓水 786 号に、「第 41 回全国豊かな海づくり大会兵庫大会～御食国ひょうご～」の公式ポスターが完成したという記事が掲載された。デザインコンセプトは、兵庫県を代表する水産物で兵庫県の地形をかたどり、「陸での海づくり活動」が「海の豊かさ」につながっている様を表現した、とある。また、同年 3 月に神戸市立須磨海浜水族園で、大会テーマソング「いのちをつなぐ^{あお}碧い海」の完成記念イベントが開催されたことにもふれている。

兵庫県の 5 つの国を代表する蔵元で組織された「兵庫五国酒造之会」は、県立農林水産技術総合センター酒米試験地で育成した酒米「HYOGO SAKE 85」など兵庫県産酒米を使用して醸造した清酒を、大会記念酒として発売した（拓水 787 号）。

2022（令和 4）年 6 月発行の拓水 788 号に、「第 41 回全国豊かな海づくり大会兵庫大会～御食国ひょうご～」の実施計画が掲載された。

また、この大会を記念するリレー放流が、2022（令和 4）年 6 月末までに計 36 回開催され、延べ 1,400 名を超える子供たちが参加した。現地では稚魚の放流だけではなく、タッチングプールの実施や漁船クルージング、生き物観察会などが行われ、参加者にとっては楽しみながら豊かな海について考える、良い機会に

兵庫の漁業のあゆみ

なったという（拓水789号）。

2022（令和4）年7月、山陽電車東二見車両基地において、「豊かな海づくり号」のお披露目式が開催された。「豊かな海づくり号」は、大会の開催を記念し、明石タコ大使のさかなクンとのコラボレーションによって作成された。お披露目式には、さかなクン、二見小学校6年生の児童、兵庫県のマスコットキャラクターはばタンらが出席した（拓水790号）。

2022（令和4）年7月、ノエビアスタジアム神戸で開催されたサッカーJリーグの公式戦に合わせ、隣接する芝生公園で全国豊かな海づくり大会のPRが行われた。ハーフタイムには大会専用コスチュームを身につけたはばタンがピッチに登場した（拓水790号）。

2022（令和4）年8月5日、JR明石駅コンコースにおいて「第41回全国豊かな海づくり大会100日前カウントダウンイベント」が開催された。県知事のあいさつの後、カウントダウンボードの除幕式が行われた（拓水791号）。



▲100日前カウントダウンイベント：JR明石駅

2022（令和4）年10月、明石市立市民会館で海づくり大会行事の1ヵ月前リハーサルが開催された。天皇・皇后両陛下がご臨席される場面を中心に、舞台上での動きや立ち位置、照明や音響などの確認が行われた（拓水793号）。

2022（令和4）年12月発行の拓水794号は、第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会の記念号として発行された。22頁にわたって、大会の詳細が報告された。



▲第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会～御食国ひょうご～

【注】

1. 新型コロナウイルスは、2019（令和3）年12月に中国で初めて報告され、その後世界的に流行した。
2. 漁業産出額とは、漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したもの。これに種苗の生産額を加算したものが漁業生産額となる。

拓水310号（1982（昭和57）年7月発行）・拓水312号（1982（昭和57）年9月発行）・拓水756号（2019（令和1）年10月発行）・拓水761号（2020（令和2）年3月発行）・拓水765号（2020（令和2）年7月発行）・拓水767号（2020（令和2）年9月発行）・拓水776号（2021（令和3）年6月発行）・拓水778号（2021（令和3）年8月発行）・拓水780号（2021（令和3）年10月発行）・拓水781号（2021（令和3）年11月発行）・拓水784号（2022（令和4）年2月発行）・拓水785号（2022（令和4）年3月発行）・拓水786号（2022（令和4）年4月発行）・拓水787号（2022（令和4）年5月発行）・拓水788号（2022（令和4）年6月発行）・拓水789号（2022（令和4）年7月発行）・拓水790号（2022（令和4）

年8月発行)・拓水791号(2022(令和4)年9月発行)・拓水793号(2022(令和4)年11月発行)・拓水794号(2022(令和4)年12月発行)

(42) 日韓漁業協定

1998(平成10)年9月、香住町漁協大会議室において兵庫県漁連、鳥取県漁連、但馬地区漁協協議会の3団体主催による「日韓漁業協定締結に係る緊急漁民集会」が開催された。1996(平成8)年2月に東京で開催された6,000人規模の「200海里確立全国漁民代表者緊急集会」で200海里早期確立を政府・国会、国民に強く訴え、その後2年間にわたる粘り強い運動によって、1998(平成10)年初頭の日韓漁業協定終了通告が実現した。そして、新協定締結に際しては、山陰沖日本海において竹島を含む排他的経済水域が設定され、長年にわたる韓国漁船の無秩序な操業から解放されることを期待した。ところが、政府間で進められた交渉内容は、漁業者の期待を裏切るものであった。緊急集会で満場一致で採択された決議は次の5項目、すなわち、①新協定締結交渉においては安易に妥協することなく、資源の保護・管理を大前提として取り組むこと、②我が国排他的水域における外国船への漁獲割り当てについて



▲緊急漁民集会：JF香住町(現JF但馬)

は、科学的根拠に基づいた資源状況が把握されるまで行わないこと、③我が国排他的経済水域においては外国船の底刺網、パイ籠の操業を認めないこと、④暫定水域を設定する場合には、領有権問題で調整が必要な竹島周辺海域に限定して設定すること、⑤暫定水域の資源管理については、日韓両国の共同管理とすること、の実現を求めるものであった。決議に基づく要請書をもって、兵庫県漁連会長ら代表者が外務省・農林水産省などの関係省庁へ陳情した。さらに全漁連・200海里全面適用推進本部・大日本水産会が、都内で「国連海洋法に則った日韓漁業協定の実現を求める緊急集会」を開催、漁業代表者ら300名が参加し決議文を採択した。閉会后、代表者が外務省・農林水産省などへ要請活動を実施した。

その後、日韓漁業協定交渉の実務者協議が行われ、調整が難航したが、最後は首相の決断で基本合意に達した。即日、全漁連200海里全面適用推進本部は、「日韓漁業協定の基本合意に関する声明」を発表し「基本合意に絶対反対」を表明した。さらに、同推進本部が緊急全体会議を開催し、暫定水域の設定に絶対反対とする「日韓新漁業協定の基本合意に関する特別決議」を採択、ただちに首相・農水相などへの要請活動を行った。自民党水産部会でも、日韓新漁業協定の基本合意に関して、「総理決断として漁民無視、水産部会軽視で承服できない」など、不満と非難の意見が相次いだ(拓水505号)。

1999(平成11)年1月、日韓新漁業協定¹が発効した。具体的な操業条件等については、同年2月に水産庁長官と韓国海洋水産省次官補の協議により合意に至った。その内容は、但馬地区漁業者の積年の願いであった、日本海に

兵庫の漁業のあゆみ

おける韓国漁船の底刺網漁業を全面禁止とすること、かご漁業については、一部条件付きで韓国側に認めるものとなった。韓国漁船は以後2年間、日本海 EEZ（排他的経済水域）内でのズワイガニを中型機船底びき網漁業（かけ回し）で漁獲することになった。また、ベニズワイガニの漁獲は認めないことになった（拓水 509号）。

1999（平成 11）年 1 月、長年の悲願であった日韓新漁業協定の発効を機に、但馬の漁業は新しい出発の時を迎えた。旧漁業協定下では、両国とも領海 12 海里を除くすべての海域を公海と位置づけ、双方の漁業規則を尊重することを前提に、両国漁船は日本近海で入り乱れて操業を行ってきた。過去には日本漁船が韓国近海に出漁した歴史もあるが、韓国の経済成長とともに、韓国漁船が日本近海で日本漁船を苦しめる存在になった。韓国漁船の日本近海への進出には、日本の商社も関係していた。商社は韓国漁船が知り得ない魚礁や好漁場のデータを韓国側に提供して、日本近海への出漁を容易にし、韓国漁船が漁獲した水産物を買って上げて日本に輸入した。韓国漁船は日本漁船の 10 倍の漁獲効率があるといわれる底刺網漁法でズワイガニを漁獲し、資源管理など無視した操業を続けてきたのである。

日韓新漁業協定は、竹島領有の問題を棚上げしたうえで、日韓両国が同等の権利を有する暫定水域を広範囲に設定した。しかし、この暫定水域には韓国側の幅 2km、長さ 40km にわたる底刺網が張り巡らされ、ズワイガニの好漁場はすべて占領されていた。新協定発足当初は、暫定水域内における操業ルールを確立するための政府間交渉が行われたが、竹島問題や、日本



▲日韓漁業問題懇談会

による韓国併合という歴史的問題等によって、交渉はまとまらなかった。そこで、2000（平成 12）年 3 月から、交渉は日韓両国の民間漁業者間協議に委ねられることになった。同年 7 月には地元選出の衆議院議員が農林水産大臣に就任したことから、同年 10 月、兵庫県漁連主催による「農林水産大臣と漁業者との懇談会」を開催し、兵庫・鳥取両県の漁業者約 300 名が参加して、難航する日韓民間漁業者間協議の打開を要請した。同年 11 月には農林水産大臣が訪韓し、事態打開に向け強く働きかけたが、その後の民間協議は平行線をたどるばかりであった。ズワイガニの解禁を間近に控え、但馬地区の 5 漁協の組合長を中心に訪韓団を組織し、正式協議とは一線を画した草の根交渉の準備を進めたところ、韓国政府から兵庫の訪韓団を正式民間協議に格上げして協議を再開するとの申し出があった。ところが、交渉は日本の提案に対して韓国側が否定するだけで、韓国側からの提案・譲歩はなく、物別れに終わった。訪韓団帰国後の報告会で、農林水産大臣は、「国際間の交渉は粘り強く行うことが肝要で、今後も政府として引き続き努力する」と述べた（拓水 530号）。

2001（平成 13）年 9 月、「兵庫・鳥取・島



根3県日韓暫定水域対策協議会」主催による「山陰漁業対策等自民党国会議員連盟・日韓漁業問題懇談会」が東京都内で開催された。3県の知事、3県選出の自民党国会議員、JF全漁連、3県漁連関係者、水産庁長官、海上保安庁長官、外務省アジア大洋州局参事官などが参加した。日韓暫定水域の操業ルールの確立については、新協定締結時に政府間協議が難航し民間協議に委ねられたものの、韓国側の不誠実な対応で進展がなかった。暫定水域には韓国漁船の底刺網、かにかご等の漁具が周年敷設され、日本の漁船が操業出来ない状況が続いていた。また、2000（平成12）年12月には、兵庫・鳥取の底曳船が韓国船との漁具トラブルに巻き込まれ、船長が韓国監視船に一時拘束される事件が発生した。このため、兵庫・鳥取・島根3県の行政・県漁連は、2001（平成13）年1月に3県による暫定水域対策協議会を設立し、国会・政府・JF全漁連に対し、事態の打開を求めた。しかし、現状の水産庁主体の取組では不十分との認識のもと、3県知事を先頭に政府への強い働きかけが必要との判断から、今回の懇談会開催となった。懇談会では、各知事・業界代表者らが現状を報告し、国会議員からの活発な質問・意見交換が行われた。その結果、民間協議には限界があることから、政府間協議に移行すべきとの結論に達した。懇談会終了後には、各県代表者らが農林水産大臣・外務大臣・国土交通大臣及び関係部署に対し要請活動を行った（拓水540号）。

2001（平成13）年10月、韓国ソウル市において第10回日韓民間漁業者団体協議会が開催された。この協議会で、ズワイガニ漁業の日韓暫定水域内における一部特定水域設定と、特

定水域における日韓漁期分割操業等で、一部民間合意が成立した。これまでの民間協議では、韓国側の不誠実な態度によって交渉は難航し、民間協議には限界があるため政府間交渉への移行を求めてきた。この間水産庁は、政府間交渉への移行を視野に入れながらも、民間協議再開を韓国側に促してきた。韓国側の変化の理由は不明であったが、関係者は一つの出発点である、との感想を述べた（拓水541号）。

2002（平成14）年6月、自民党本部会議室において、2回目となる「山陰漁業対策自民党国会議員連盟・日韓漁業問題懇談会」が開催された。暫定水域内は韓国漁船に占拠され、日本の漁船が操業できる状況にはなく、さらに暫定水域の資源の枯渇から、日本のEEZ内で韓国漁船の不法操業が増加しているため、3県日韓暫定水域対策協議会から、①暫定水域内の操業秩序を政府の責任で早急に確立し、日本のEEZ内での無許可操業の取締体制を強化すること、②韓国ベニズワイガニ漁の休漁の完全実施を監視すること、③日韓・日中新漁業協定対策漁業振興財団事業による漁業経営安定対策を強化すること、などの要望を行った（拓水549号）。

2003（平成15）年12月、兵庫・鳥取・島根3県の知事が、農林水産大臣、外務大臣等に対し、暫定水域に係る諸課題の解決に取り組むよう要望した（拓水567号）。

2010（平成22）年3月、日韓暫定水域が設定されてから10年以上が経過したが、暫定水域はいまだに韓国側の漁具で占拠され、日本漁船は操業ができない状況が続いていた。さらに、韓国漁船による日本のEEZ内への漁場侵害も頻発していた。そこで、同年3月、全国

兵庫の漁業のあゆみ

底曳網漁業連合会の会長らが民主党幹事長室に同党副幹事長を訪ね、政府に対して、①日本のEEZ内での韓国漁船の違法操業の取締強化、②暫定水域の資源管理体制を確立、③我が国沖合底曳網漁船の暫定水域内での操業の確保、④投棄漁具の清掃に対する支援の拡充、などを要望した（拓水642号）。

2012（平成24）年1月、自民党本部で兵庫・鳥取・島根3県日韓暫定水域対策協議会が「日韓漁業問題に関する意見交換会」を開催した。自民党側からは山陰漁業対策自民党国会議員連盟所属の国会議員が参加した。漁業者側から、1999（平成11）年に日韓新漁業協定が発効して13年になるが、韓国船による違法操業、無謀操業が横行し、状況が根本的に改善する見通しが立たない、との意見が示され、重点的な支援対策を強く求めた。また、韓国船によって不法投棄された漁具の回収等の経費負担が、国の基金から単年度予算に変更されたことに対して、問題解決までは基金対応を求めることを要望した。さらに、日本は韓国EEZ内での操業許可を返上したのであるから、韓国漁船の日本のEEZ内での操業を禁止すべきであるとする要望も示された（拓水664号）。

2012（平成24）年7月発行の拓水669号に、同年5月末で終漁した但馬地区の沖合底曳網漁業・ズワイガニかご漁業（自主休漁）の漁業者が、この時期、韓国漁船によって不法投棄された漁具を回収する状況が紹介され、回収した漁具が、各漁港に積み上げられた写真が掲載された。漁具の回収・廃棄に関する経費に対して、国は特別基金を設立して負担してきたが、2010（平成22）年度からは、単年度予算に変更された。日韓漁業問題の解決には、本来は両

国政府間の交渉によるべきであるが、現実には日韓民間漁業者団体間協議に委ねられ、解決の糸口が見えない状況が続いた。

2013（平成25）年2月、自民党本部で山陰漁業対策自民党国会議員連盟と兵庫・鳥取・島根3県日韓暫定水域対策協議会による「日韓漁業問題等懇談会」が開催された。漁業者の意見として、暫定水域・竹島問題などに加え燃油高騰問題で、極めて厳しい状況であることが示された。さらに、日韓暫定水域で被害を受けている3県漁業者に対する、継続した支援のための基金の再設置と、燃油高騰対策が強く求められた（拓水677号）。

一方、1984（昭和59）年12月発行の拓水339号には、日朝漁業協定について、以下のような記事が掲載されている。

日朝漁業協定²は、1982（昭和57）年6月末日をもって失効したことで、北朝鮮水域での操業ができなくなった。1984（昭和59）年10月、協定復活に向け、日朝友好促進議員連盟が訪朝、同月15日に日朝漁業協定が締結調印された。この協定の復活更新によって、兵庫県のイカ釣り漁船27隻が出漁許可申請を行い、同年11月9日に北朝鮮水域に向け出漁した。北朝鮮側の配慮によって、許可証が3週間で届けられ、低迷が続いていたイカ釣り業界にとって朗報となった（拓水339号）。

【注】

1. 1999（平成11）年1月に発効した日韓漁業協定の2023（令和5）年5月末時点の状況は、暫定水域内の漁場交替利用や海底清掃について、民間協議での問題解決が困難であることから、政府間交渉に委ねられたが、韓国側の主張が公平利用の原則から大きくかけ離れていること等によって、



進展は見られていない。

2. 1984（昭和59）年10月に復活した日朝漁業協定は、1987（昭和62）年に再締結（更新）された。1989（平成1）年頃までは、兵庫県からも北朝鮮水域内への入漁手続きが行われていたが、実際の出漁状況は不明である。2023（令和5）年5月末現在では日朝漁業協定は存在しない。

拓水339号（1984（昭和59）年12月発行）・拓水505号（1998（平成10）年11月発行）・拓水509号（1999（平成11）年3月発行）・拓水530号（2000（平成12）年12月発行）・拓水540号（2001（平成13）年10月発行）・拓水541号（2001（平成13）年11月発行）・拓水549号（2002（平成14）年7月発行）・拓水567号（2004（平成16）年1月発行）・拓水642号（2010（平成22）年4月発行）・拓水664号（2012（平成24）年2月発行）・拓水669号（2012（平成24）年7月発行）・拓水677号（2013（平成25）年7月発行）

（43）阪神淡路大震災

1995（平成7）年2月発行の拓水460号の「COLUMN」に遊方子氏の執筆による「兵庫県南部大震災」が掲載されている。

「暁の快い眠りの刻を、かつてない強い衝撃に襲われた。淡路から神戸へと連なる活断層が激しく動いたのである。強烈な破壊力だった。ビルが倒れ民家が崩れ、近代的な高速道路が横転した。電気も水もガスも途絶え、瞬時に廃墟と化し、五千四百余の生命が奪われ大勢の人が傷ついた。同時に出火した炎は、六千近い家屋を焼き尽くし、信じられぬ地獄絵が描き出された。誰も予想だにしない悪夢の夜明けであった。

ガレキの中を走る救急車の音を聞きながら歩いた。利便性に富んだ豊かな街が一瞬に壊滅し、目の前に終戦直後の爆撃跡が再現されてい

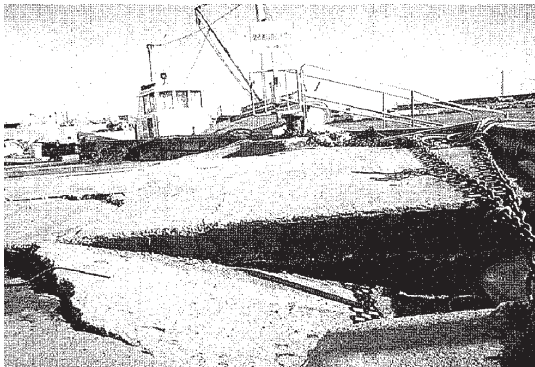
る。都市の中心部の喪失は心臓の損傷に似て、手足の動きを封じられた状態である。あれから約1ヵ月、刻々と復旧への努力がなされている。遠い町からも援助の手が差し伸べられ、数々の物資が給付される。避難所の不便な生活を強いられながらも、温かい援助は萎える気持ちの支えとなり実に有り難い。

台風や落雷とともに地震は恐ろしい天災である。特に地震は予知が出来ず、人為的に防御するのも難しい。この大震災を教訓に、防災に優れた街を作らねばならない。災害に対する応急体制の強化も急務である。水や食料を運ぶプログラムも要る。警察・消防・自衛隊や地域の消防団の横の連携をもっと緊密にした総合的なマニュアルづくりも必要だろう。多大な犠牲を払ったのだから、それに見合ったモデル都市を作り出すことだ。突発する災害への迅速な対応には、連帯意識と相互協力が必須条件なのである」。

1995（平成7）年1月17日午前5時46分、兵庫県南部を震度7（マグニチュード7.2）の巨大地震が襲った。夜明けとともにその惨状を白日にさらした大都市には、あのきれいでオシャレな街、神戸の面影はどこにもなかった。崩れ落ちた高速道路、横倒しになったまま道路をふさぐ高層ビル、瓦礫と化した家屋。延焼を食い止めることもできず、一晩中燃え続けた下町。5,400名余りという未曾有の犠牲者の多くは、圧死によるつらい死だった。しかし、被災地での立ち直りには目を見張るものがあり、被災者同士の助け合いやボランティアをはじめとした多くの人々の善意に支えられ、春の訪れとともに、神戸の街には復興の槌音が響きわたった（拓水460号）。

兵庫の漁業のあゆみ

明石海峡周辺の地域では、漁業関係者の被害も甚大で、多くの組合員・役職員の自宅が倒壊し、避難生活を強いられている関係者も少なくなかった。漁港および関連施設の崩壊も甚だしく、最盛期を迎えているノリ養殖漁業への壊滅的な打撃や、活・鮮魚流通がストップするなどの影響を受け、漁業活動を停止せざるを得ない地域もあった。この震災による漁業関連施設の被害（大阪府・徳島県を含む）は、1995年2月1日時点の水産庁の調査によると、189億6千万円に達した。内訳としては漁港施設が22港・157億円、共同利用施設が67カ所・21億円、漁船・漁具が60件・6千万円となった。



▲漁港被害：明石市

政府は同年1月24日、阪神・淡路大震災を「激甚災害に対処するための特例の財政援助に関する法律（激甚災害法）」を適用する災害に指定した。また、2月3日の閣議において、農林水産業被害についても激甚災害に指定された（拓水460号）。

兵庫県漁連・兵庫県信漁連・兵庫県漁業共済組合では、1995（平成7）年1月27日、明石市において緊急合同役員会を開催し、今後の震災対策について協議し、県漁連会長を本部長とする「兵庫県南部地震漁業災害対策本部」の設置を決め、関係漁協と系統団体が一丸となっ



▲県立水産会館の被害

て震災復興対策にあたることになった（拓水460号）。

1995（平成7）年2月、被災地を訪れた農林水産大臣に対し、漁業災害対策本部のメンバー及び地元漁業者が、漁業の窮状を訴えた。同月、漁業災害対策本部メンバーが地元選出の自民党関係者を訪問して陳情活動を展開した。さらに、県知事をはじめとする県首脳と県議会関係者、五管本部・海上保安部関係者らにも強力な支援を求めた。続けて漁業災害対策本部の陳情団が上京し、国会関係者、大蔵省、水産庁、中央系統団体等に支援を求める活動を行った（拓水460号）。

1995（平成7）年3月発行の拓水461号には、全国の漁協系統組織をあげて支援活動を展開する全国漁業協同組合連合会の広報課長が、2日



間にわたって被災地取材してまとめた「震災による復興に向けて」と題したレポートが紹介された。それによると、1月17日地震発生時刻の午前5時46分、この時には出漁していた漁船も多く、最初の衝撃を船の上で受けたものの、スクリューに何かが巻き付いたとあって、衝撃の原因を確かめた人もいたという。漁をしていても落ち着かず、肝心の魚も獲れなかった。異変を感じて港に戻ると、岸壁は陥没し、付近の家は倒壊していた。しばらくの間、呆然とその光景を眺めていた人もあった。沖にいた漁業者は、下から突き上げるような衝撃と激しい揺れに驚いた。揺れが治まった後もあたりは真っ暗だった。早朝からのり加工場で働いていた人たちは、外に出ようとしたが場内が停電していて身動きが取れない状態であった。震源地となった北淡町の被害はそれぞれの漁協によってさまざまだが、1月はほとんどの漁協が、最盛期を迎えているノリの生産を断念せざるを得ない状況で、漁港・関連施設等の復旧作業や倒壊した家の片づけに追われていた、とある。この後のレポートには、全漁連の広報課長が、被害が大きかった北淡町・明石市・神戸市の各漁協と県漁連を訪問して、組合長や役職員から聞いたインタビュー記事がある。

1995（平成7）年5月発行の拓水463号に、漁業災害対策本部代表の県漁連会長名で、被災した漁業関係者に対して全国から寄せられた支援（救援物資や義援金など）に対するお礼のことばが掲載された。義援金総額は3億2千万円余に達し、同年5月2日に関係被災者に贈られた。

拓水460号（1995（平成7）年2月発行）・拓水

461号（1995（平成7）年3月発行）・拓水463号（1995（平成7）年5月発行）

(44) WTO 新ラウンド

2001（平成13）年11月、カタールのドーハで開かれたWTO（世界貿易機関）の閣僚会議で閣僚宣言が採択され、WTO新ラウンド交渉の開始が決まった。ところが、WTO新ラウンドの水産物（魚及び魚製品）を含む非農産市場アクセス交渉（条件交渉）において、2003（平成15）年5月にジラル議長が示したモダリティ（交渉の大枠）要素案では、水産物は関税撤廃の対象と位置づけられ、さらに関税を一律に引き下げる方式が採用された。このため、JF兵庫漁連・JF兵庫信漁連・JFぎょうさい兵庫の3団体は、同年6月の合同通常総会において、「WTO水産物市場アクセス交渉に関する決議」を採択し、県議会に請願した。この決議書は、同年6月30日の県議会本会議で採択され、意見書が内閣総理大臣をはじめ関係大臣等に提出された。意見書に示された要望事項は、①水産物（魚及び魚製品）の関税撤廃に断固反対し、関税撤廃の分野から除外すること、②WTO非農産市場アクセス交渉（水産物）のモダリティが、漁業資源の持続的利用と各国の漁業・漁村の存続を脅かすことのないようにすること、の2点であった（拓水562号）。

2003（平成15）年7月「WTO危機突破全国漁民緊急集会」が東京都内で開催され、全国から約1,000名の漁業者が参加した。この緊急集会は、水産物を関税撤廃の対象とすることなどを示した、ジラル議長のモダリティ要素案に反対するもので、WTO非農産市場アクセス交渉では日本提案の実現を図るよう訴え

兵庫の漁業のあゆみ

た。兵庫県からは20数名が参加し、集会後にはデモ行進が行われた（拓水562号）。

2003（平成15）年9月発行の拓水563号に、同年8月に東京の日比谷公会堂で開催された「WTO日本提案実現全国漁民大会」の様子が紹介された。大会には、全国から約2,000名の漁業者らが参加し、来賓として自民党水産総合調査会長、同党農林水産貿易調査会長をはじめ多数の国会議員が参加した。兵庫県からは52名が参加し、水産物の関税撤廃断固阻止を訴えた。大会では「①水産物の関税撤廃を断固拒否する、②補助金の一律削減・撤廃を阻止する、③漁業・漁村社会の存続を脅かさないようなルールの実現を求める」とする決議が、満場一致で採択された。大会終了後には、政府への要請行動や世論喚起を求めるデモ行進が行われた。



▲全国漁民大会

2003（平成15）年9月、メキシコのカンクンで開催されたWTOの新ラウンドは、共同宣言の採択に至らず、機能不全に陥った。グローバル化・自由貿易促進を目指すとしながら、先進国が自国の農業を保護することで、途上国の農産物が締め出されることが明らかとなり、途上国の不満が表面化した。

新ラウンドの決裂を受けて、2国間や特定地

域間で貿易協定の内容を柔軟に決めることができるFTA（自由貿易協定）を推進する動きが活発化した。一方日本のFTAは、農産品問題がないシンガポールとの締結に留まり、メキシコ・韓国との交渉が進められていたが、締結は容易ではなかった（拓水565号）。

2003（平成15）年9月にWTO新ラウンドは決裂したが、同年12月までに一般理事会を開催し、今後の進め方が議論されることになった。カンクン閣僚会議での最終案（ジラル議長案は参考扱いとなり、水産物の関税撤廃は先送りされた）をもとに、議論が進められる可能性があった。

日本のFTA交渉について、政府は同年11月に農林水産物貿易調査会を開催して、状況を説明した。メキシコとの交渉では、2003（平成15）年内の成立をめざしたが、豚肉やオレンジ果汁などに関して隔たりを埋めることができず、翌年3月まで伸ばす判断に傾いた。韓国とは2005（平成17）年の実質合意をめざす方針で一致し、ASEAN（東南アジア諸国連合）¹とは2005年の交渉入りで一致していた（拓水566号）。

2003（平成15）年12月、WTOの一般理事会がスイスのジュネーブで開催され、同年9月に決裂した新ラウンドを、2004（平成16）年2月に再開することを決めた。一方、2003年10月から非公式に進めてきた、農業や投資保護などの重点4分野の合意形成ができず、先進国と途上国の溝は埋まっていなかった。

FTAについて日本政府は、ASEANのタイ・フィリピン・マレーシアとの政府間交渉を2004年1月に開始することで合意した。2003年12月には、韓国との政府間交渉が行



われる予定であった。

こうした中、JF グループでは 2003 年 12 月に東京で、全国 JF 漁連・JF 信漁連・JF 指導漁連会長、漁済組合長による 4 連会長組合長会議を開催し、あわせて「WTO・FTA 対策特別本部」の全体会議を開催した。会議では、水産庁から交渉の状況について説明を受け、対策本部を FTA 対策に重点を置いて強化することを決定した。

前述の 4 連会長組合長会議では、「WTO および FTA 交渉に関する要望」も決議した。会議後、代表団は農水省、経産省及び自民党へ要請活動を行い、JF 兵庫漁連も地元選出国會議員に同様の要請を行った。要望事項は、① WTO 交渉においては、日本提案の実現をめざし、水産物の関税撤廃に断固反対すること、②漁業、漁村の維持発展のため、漁業補助金の一律削減・廃止を阻止すること、③漁業資源の持続的利用を確保し、各国の漁業・漁村の存続を脅かさないようなルールの確立をはかること、④ FTA 交渉においては、水産物がセンシティブな（慎重に扱うべき）品目であることを配慮し国内漁業が実害を被ることがないようにすること、の 4 項目であった（拓水 567 号）。

2004（平成 16）年 2 月発行の拓水 568 号に、2003（平成 15）年の 1 年間における WTO・FTA 貿易交渉の動向が紹介された。①これまでの議論の概観、②主要分野での議論、③一般理事会の概要、④今後の見通し、の 4 項目に分けて経緯が記載されている。

2004（平成 16）年 2 月、牛丼チェーンの店舗から名物の牛丼が消えたというニュースが報じられた。米国産牛肉の BSE 問題や鶏肉の鳥インフルエンザ問題が発生し、外食各社が販売

戦略の見直しを余儀なくされるとの報道が、全国に広がった。カロリー換算による日本の食料自給率は 40% であり、OECD（経済協力開発機構）に加盟する先進 30 ヶ国の中で、28 位と低位にあった。このような状況下で、FTA 交渉を進め、農産物の輸入自由化が拡大すれば、食料自給率がさらに低下する。JF 兵庫漁連の担当者は、FTA の進展は、日本の農水産業の根幹を脅かすものであり、食料安全保障に係る重要な問題である。国民が食料自給率に関心を寄せる今こそ、漁業者が結束して日本の漁業・漁村を守る世論喚起に、知恵と力を傾注しなければならない、と述べた（拓水 569 号）。

2004（平成 16）年 4 月発行の拓水 570 号で、同年 2 月に中国紙経済参考報（電子版）に「中国・江蘇省海苔協会が、日本は輸入割当制により韓国のりには市場を開放しながら、中国産は輸入しない差別的な措置を取っているとして、同国商務省に貿易障壁をめぐる調査を依頼した」という記事が掲載された。これに対して、水産庁は「対日輸出の実績があるのが韓国だけであったため、輸入枠の全量を韓国に割り当ててきた」と応じた。続いて「中国が世界貿易機関（WTO）に加盟したため、結果として差別的な対応になった」と説明した。さらに水産庁は、水産物の中で、WTO で認められた輸入割当対象品目は、のり・イワシ・サバなど 17 品目で、特定の国を差別的に扱っている例は、のり以外にはないと述べた。当面は「中国政府の対応を見極めたい」とした。

拓水 570 号には 2004（平成 16）年 3 月に、日本とメキシコが FTA 締結で正式合意したことが紹介された。日本の FTA 締結は、シンガポールに次いで 2 国目であるが、農産品を含

兵庫の漁業のあゆみ

むものは今回が初めてとなった。

2004(平成16)年6月発行の拓水572号に、中断されていた非農産物品市場アクセス交渉が、同年3月に再開されたとの記事が掲載された。当初、交渉は膠着状態にあったが、同年5月にEUが輸出補助金の削減を表明し、交渉は7月末までの枠組み合意に向けて急転直下の進展を見せた。日本は、東アジアとのFTA交渉に傾注していたため、今後不利な交渉となることが予想された。FTA交渉については、2004年3月にメキシコとの大筋合意の後、韓国・タイ・フィリピン・マレーシアとの政府間交渉が始まっていた。

WTO交渉は、2004(平成16)年7月末に一般理事会が開催されることから、大筋合意に向けた動きが活発になっていた。新聞報道は、新ラウンドの焦点である農業交渉において、自由化の原則が固まったと伝えた。農産物の関税は、税率の水準によって区分し、高関税の品目ほど下げ幅を大きくする「階層方式」が採用される見込みであった。さらに、高すぎる関税(数100%)を廃止するため、上限税率の導入も合意されていた。農業交渉の進展で、水産物の関

税等を扱う非農産品市場アクセス交渉も進展する見込みとなった(拓水573号)。

2004(平成16)年7月発行の拓水573号に、中国がのりに関する貿易障壁を調査するために、日本に「調査団」を派遣した記事が掲載された。中国は2001(平成13)年にWTOに加盟し、翌2002年から貿易対象国の貿易障壁の有無を調査してきた。中国の「調査団」と水産庁や経済産業省の貿易担当者が意見交換を行った。日本側は「価格の低迷など国内生産者の現状を考えると、積極的に輸入を促進する状況ではない」と、従来からの基本方針を伝えた。中国側からは「中国のスサビノリの生産量は年間20億枚で、その10%を中国国内で消費し輸出も増えている」と説明した。さらに日本の貿易制度、IQ(輸入割当)制度などについて、詳しい説明を求めた。

2004(平成16)年7月、自民党本部において「WTO・FTA対策緊急全国漁業代表者集会」が開催され、全国から約300人の漁業関係者が参加し、本県からも12名が参加した。集会では、WTO・FTAでの水産物関税撤廃・関税の一律削減を断固反対することなどを、政



▲緊急全国漁業代表者集会



府・自民党に強く訴えた。大会決議として、① WTO 非農産品市場アクセス交渉において水産物関税撤廃、関税の一律削減を断固拒否する、②漁業・漁村の維持発展のため、漁業補助金の一律削減を阻止する、③ WTO・FTA 交渉においては水産資源の持続的利用および漁業・漁村の維持・存続のため十分な配慮を確保する、④ IQ 制度を堅持する、⑤漁業・漁村活性化に向けた大型政策を確立する、の 5 項目を採択した（拓水 574 号）。

2004(平成 16)年 7 月、スイスのジュネーブで開催された WTO の一般理事会で、今後の水産物関税等削減を決定する枠組みが合意された。しかし、課題が先送りされたままの大枠合意で、今後の交渉では日本の IQ 制度などが焦点となることが予想された。また、同年 9 月末からは、ジュネーブでルール交渉が始まることと予定された（拓水 575 号）。

2004(平成 16)年 9 月、自民党本部において、自民党水産政策推進議員協議会（水産物貿易問題専門会議）が開催された。協議会では、全国水産物輸入対策協議会のメンバーが、IQ 制度堅持の重要性について要望を述べ、議員との意見交換を行った。

「のり」の IQ 制度は、水産物全体の交渉の第一関門であり、韓国と中国との交渉も迫っていたことから、同年 9 月に「のり」に特化した協議会が再度開催された。協議会に先立ち、のり関係漁連会長が主催され、「のり IQ 制度の存続を求める要望書」の内容が決議された。要望の骨子は、①乾のりおよび味付けのりの IQ 制度を堅持すること、② IQ 枠の数量は、国内ののりの需給状況を勘案し、現状以上の増枠を認めないこと、③海外からののりの輸入に

対し、生産者および消費者のためにより強固なりの産業に対する支援を行うこと、④のりの原産地表示を加工品まで義務化するとともに、監視体制の強化充実を図ること、の 4 点であった。協議会では、これらの要望事項の実現を強く求め、参加した議員からも活発な意見が示された。協議会の結論として、IQ 制度堅持の重要性が確認され、同協議会で最大限の努力を続けていくことが決まった（拓水 576 号）。

2004(平成 16)年 11 月発行の拓水 577 号は、農林水産省がこれまで韓国だけに認めてきたのり輸入割当枠(IQ 枠)を、次年度からグローバル化し他国の参入を認める方針を明らかにしたことを伝えた。同年 4 月に中国側が「日本ののり IQ 制度が WTO に違反している」として、同年 10 月を期限とする調査開始を発表し、両国間で折衝が続けられた。その結果、概ね次のとおり合意形成が図られた。すなわち、① IQ 枠をグローバル化し中国からの輸入もこの枠の中で行えるよう措置する、②現行の IQ 制度の枠組みを維持する、③窓口は、日本側は「のり協会」、中国側は「江蘇省のり協会」とする、④輸入割当の技術的運用については、来年 1 月中にまとめることをめざして、まず日本側から 11 月に訪中する、の 4 項目であった。これによって、中国側は 2004 年 4 月から行ってきた調査の中止を発表し、WTO への提訴は避けられた。しかし、同年 11 月の韓国との交渉の状況によっては、引き続き予断を許さない状況にあった。

2004(平成 16)年 12 月発行の拓水 578 号に、次年度から日本に輸入されることが確定的となった中国産のりの生産状況把握と将来予測を行うため、JF 兵庫漁連の実務者 9 名が、中

兵庫の漁業のあゆみ

国連雲港市および南通市ののり漁場ならびに加工場等を視察した様子が紹介された。視察の結果、広大な漁場、安価な人件費などから、今後日本にとって大きな脅威となることが想定された。参加者は、日本の生産者の生き残り策として、①特徴のあるのりを作ること、②生産コストを下げること、③共販体制を見直すこと、の3点を指摘した。

2004年（平成16）年12月、韓国は日本ののりのIQ制度が、WTO協定に違反しているとして提訴した。こうした動きを受けて、JF兵庫漁連は同年11月、兵庫県議会議長に対して、①IQ枠を堅持すること、②IQ枠の増枠を認めないこと、③国内のより強固なのり生産業構築のため、さらなる支援を実施すること、④加工品の原産地表示の義務化と監視体制の強化充実を図ること、の4項目について、意見書として国に提出するよう要望した（拓水578号）。

【注】

1. 拓水566号には「アジア太平洋経済協力機構（ASEAN）」との記述があるが、正しくは「東南アジア諸国連合（ASEAN）」である。

拓水562号（2003平成15）年8月発行）・拓水563号（2003（平成15）年9月発行）・拓水565号（2003（平成15）年11月発行）・拓水566号（2003（平成15）年12月発行）・拓水567号（2004（平成16）年1月発行）・拓水568号（2004（平成16）年2月発行）・拓水569号（2004（平成16）年3月発行）・拓水570号（2004（平成16）年4月発行）・拓水572号（2004（平成16）年6月発行）・拓水573号（2004（平成16）年7月発行）・拓水574号（2004（平成16）年8月発行）・拓水575号（2004（平成16）年9月発行）・拓水576号（2004（平成16）

年10月発行）・拓水577号（2004（平成16）年11月発行）・拓水578号（2004（平成16）年12月発行）

（45）かいぼり

2008（平成20）年10月～11月、JF森・JF仮屋が農業関係者と協議を重ね淡路市内の浦川上流の2ヵ所のため池で「かいぼり（池干し）」を行った。淡路島には農業用のため池が2万ヵ所以上あり、島の北半分を占める淡路市内には1万ヵ所が点在している。以前は、ため池の保守点検と魚とりのレクリエーションを兼ねて、農家が総出でかいぼりが行われていたが、近年は人手不足で、実施機会が減っていた。しかしながら、両JFの漁業者は、ため池の水には、海のプランクトンの増殖を促したり、良質のノリづくりに不可欠な栄養分が豊富に含まれていることに着目しており、かいぼりの共同実施を早くから農業者に提案していた。それが、実現に至ったのである。同年11月にかいぼりを実施した池の脇池（貯水量5,000t）では、JF森・JF仮屋の漁業関係者約30名と農業関係者約20名が集まり、作業の打合せの後、放水が行われた。最後に残った「泥さらえ」では、若手参加者が泥だらけになりながら、4～5kgあるコイを捕獲した。このように、農業者と漁



▲漁業者と農業者がかいぼり：浦川上流のため池



業者が協力してかいぼりを行うことは、双方にとってメリットが大きく、今後も運動を続けていくことが確認された（拓水 626 号）。

JF 仮屋と JF 森は、2011 年（平成 23）年 11 月、地元農業関係者、行政とともに「浦川地域ため池・里海保全協議会」を発足させた。同協議会は、2011 年 12 月に淡路市の桜が淵池（貯水量 8,400t）で、同市河内地区・小田地区の住民らとかいぼりを行った。参加者約 50 名は、重機を使って堆積物を少しずつ水に混ぜ、これを水路から浦川へ放水した。さらに、ため池の保全のため、池の周囲の竹林の伐採作業も行った（拓水 651 号）。

2011（平成 23）年 2 月発行の拓水 652 号に、明石市で「豊かな海の再生プロジェクト」の一環として実施されたかいぼりの様子が紹介された。今回のかいぼりは、明石市漁業組合連合会、県、明石市ため池協議会連絡会、いなみ野ため池ミュージアム運営協議会が主体となり「ため池クリーンアップキャンペーン」とあわせて実施された。今回は初めての試みとして、同連合会の関係者らが 2010（平成 22）年 11 月以降、市内数カ所のため池をかいぼりし放水した水を、池からつながる赤根川の水門を閉めて一時的に貯めておく方法をとった。これを翌年 1 月に放水した。放水直後、水門付近の水は勢いよく流れ出し、約 1 時間後に河口に到達した。今後、この水門から数回に分けて放水が行われる予定であった。別のため池でもかいぼりが計画された。

2011（平成 23）年 2 月、JF 全漁連は「環境・生態系保全活動支援事業」に関する活動事例発表会を東京都内で開催した。同支援事業は、全国各地で深刻化している、藻場の磯焼け・サン

ゴの白化現象などへの対策を支援するための事業であった。この発表会に、兵庫県からは「森地区豊かな海づくり活動組織」の副代表（JF 森）が、「豊かな海の再生に向けて」と題して発表を行った。森地区沿岸域における数十年間にわたる地形の変化や、海底耕耘、農業者と連携して取り組む「かいぼり」の実践状況が報告された（拓水 653 号）。

2011（平成 23）年 9 月発行の拓水 659 号に、同年 8 月に明石市で開催された「里」と「海」の協働推進フォーラムの様子が紹介された。このフォーラムは、農業者と漁業者の連携・協働によるため池のかいぼりを活用し、「豊かな海の再生」に取り組む活動について公開協議するもので、市民ら約 350 名が参加した。パネルディスカッションでは、明石市漁業組合連合会会長がかいぼりについて、「これまでの活動できっかけはできた。後はどのように継続・展開するかが課題だ」と述べた。

2011（平成 23）年 10 月、JF 森と JF 仮屋の漁業関係者約 60 名が、淡路市河内地区の路谷池でかいぼりを行った。この池は、約 200 年前（1800 年頃）に造られた貯水量 110,000t の大型のため池で、人手不足のため、7～8 年前からかいぼりが行われていなかった。かいぼりは、2010（平成 22）年の明石地区に続き、淡路西浦地区でも今後実施される予定となった（拓水 661 号）。

2012（平成 24）年 4 月発行の拓水 666 号に、同年 3 月に淡路市内で開催された「平成 23 年度ため池・里海交流保全に関する意見交換会」の様子が紹介された。兵庫県内には、ため池が約 43,000 カ所存在（全国 1 位）するが、その半数が淡路島にあった。池は田主と呼ばれる組

兵庫の漁業のあゆみ

織によって管理されていた。しかし、近年では高齢化の影響や農家の廃業等で、管理自体が放棄される池が増え、台風・大雨の際に池が決壊するなどの被害が懸念された。こうした状況をふまえ、ため池と里海のそれぞれが抱える課題を解決する手段としてのかいぼりについて、漁業者・農業者らが意見交換を行うことになった。農業者からは「かいぼりをして漁業者に怒られなくなってうれしい」と発言があり、これに対して漁業者からは「ずば採苗が主流であったノリ養殖の時代には、泥が、敷設した網に着くと採苗が出来なかったからである」と回答があった。さらに漁業者から「ノリ養殖の技術が進歩し、採苗時にたとえかいぼりが行われたとしても何ら問題がなくなった。昔のことは忘れて、互いに前を向いて進もう」との発言があった。県の担当者は、ため池の管理については、農業者と漁業者だけではなく、地域住民の理解が必要であるとし、地域で今後フォーラムなどを開催する、と述べた。

2012（平成24）年9月、兵庫県水産会館において「平成24年度環境・生態系保全活動支援事業」の活動事例報告会が開催され、JF・系統・行政関係者ら約40名が参加した。前年度の活動の中から「耕耘による貝類生息環境の改善」と「ため池のかいぼりによる栄養補給の実践状況」の2例が報告された。かいぼりについては、淡路市の担当者から、2008（平成20）年から取り組んできた経緯と活動内容、今後の計画等について報告があった。続いて、活動の当事者であるJF森の組合長は「ノリの色落ちが発生する冬場は、農業者がため池に水を貯める時期と重なる。したがって、かいぼりを実施する時期の調整が難しい」と指摘した（拓水672号）。

2012（平成24）年10月、JF森とJF仮屋が地元の農業者と協働し、淡路市内の一谷池の16年ぶりとなるかいぼりを行った。JF森・JF仮屋、地元農業者ら約80人が参加した。池には多数の魚類の他、タニシやシジミなどの貝類も生息しており、豊かな生態系が形成されていた。池の底にたまった泥をポンプの水で洗い流した後、膝上まで泥に入りながら、残りの泥を手作業で流した（拓水673号）。

2012（平成24）年12月発行の拓水674号に、同年12月に淡路市で開催された「淡路ため池・里海交流フォーラム2012」の様子が紹介された。このフォーラムは、山と海をつなぐ取組としてかいぼりによる豊かな海の再生や、生態系の保全、防災・減災について考える催しで、市民ら約350名が参加した。パネルディスカッションでは、「淡路では管理されずに放棄されたため池が増えている。ため池の保全には農業用水を確保するための水源としての利用以外の存続理由が必要である」との指摘があり、「農と漁のほか、消費者である一般市民もかいぼりに参加する仕組みづくりが必要である」との提案もあった。

2012（平成24）年11月、「いなみ野ため池ミュージアム」が、活動の一環として、加古川市内の蓮池でかいぼりを行った。同ミュージ



▲漁業者と学生らがかいぼり：明石市連



アムは、東播磨地区のため池や水路網を核として、地域住民等の主体的参画と協働によって、地域全体を「まるごと博物館」として活用するという、魅力いっぱいの地域づくりをめざしている。当日は地元の町内会、水利組合、環境保全協議会からなる主催者と、地元小学生 300 名や大学生、行政関係者のほか、高砂市漁業組合連合会が初めて参加した（拓水 674 号）。

2012（平成 24）年 11 月、淡路市の河内ダムで「浦川地域ため池・里海かいぼり祭り」が開催された。ため池関係者と漁業者のほか地域住民も参加して、イベントを楽しんだ。当日は雨が降る中、漁業者らによる「かいぼり」の実演が行われ、参加者は堆積した泥を水路に流す作業を見学した。また、パネル展示や紙芝居などを用いて、農家が高齢化等で池の管理ができなくなる一方、海の栄養が不足している状況などについて、地元住民に説明が行われた（拓水 674 号）。

2013 年（平成 25）年 2 月発行の拓水 676 号に、JF 育波浦と JF 室津浦が地元の農業関係者ととともに実施したかいぼりが紹介された。同年 1 月、淡路市育波川流域の下川池において、両 JF の漁業者と地元農業関係者ら約 70 名が参加してかいぼりが行われた。漁業者・農業者双方から、かいぼりを今後も続けていきたい、という声があがった。

JF 森・JF 仮屋などからなる「淡路東浦ため池・里海交流保全協議会」は、2014（平成 26）年 10 月の 2 日間、淡路市内の大田池でかいぼりを行い、漁業者や地元農業者ら約 60 名が参加した。初日は事前に水を抜いた池から魚を取り上げ、「底樋（そこひ）」の周囲の土砂を流した。2 日目はポンプを使って放水する中、漁業者が

鍬などで土砂を流す作業を行った。この池のかいぼりは 10 年以上行われておらず、底には最大約 1.5m の土砂が堆積していた。また、大学生がこの取組を卒業論文のテーマとして取り上げ、作業に参加するとともに、他の参加者から聞き取り調査を行った（拓水 697 号）。

2014（平成 26）年 12 月発行の拓水 698 号に、同年 11 月に初めて JF としてかいぼりを実施した、JF 津名の取組が紹介された。JF 津名は同年 11 月の 2 日間に淡路市内の黒田池（貯水量 10 万 t）でかいぼりを行った。黒田池のかいぼりはおよそ 10 年ぶりの実施となった。参加者は JF 津名の漁業関係者と地元農業関係者ら約 60 名であった。JF 関係者は「今後も継続して実施したい」と述べた。

2015（平成 27）年 1 月、明石市漁業組合連合会が明石市内の二見新池・（2,600t）でかいぼりを実施した。参加者は漁業関係者、水利組合関係者の他、明石高専の学生、県・市の職員ら約 60 名であった。放流された水は瀬戸川を經由して、約 2km 先のノリ漁場へと向かった（拓水 700 号）。

拓水 626 号（2008（平成 20）年 12 月発行）・拓水 651 号（2011（平成 23）年 1 月発行）・拓水 652 号（2011（平成 23）年 2 月発行）・拓水 653 号（2011（平成 23）年 3 月発行）・拓水 659 号（2011（平成 23）年 9 月発行）・拓水 661 号（2011（平成 23）年 11 月発行）・拓水 666 号（2012（平成 24）年 4 月発行）・拓水 672 号（2012（平成 24）年 10 月発行）・拓水 673 号（2012（平成 24）年 11 月発行）・拓水 674 号（2012（平成 24）年 12 月発行）・拓水 676 号（2013（平成 25）年 2 月発行）・拓水 697 号（2014（平成 26）年 11 月発行）・拓水 698 号（2014（平成 26）年 12 月発行）・拓水 700 号（2015（平成 27）年 2 月発行）

(46) 新型コロナウイルス

2020(令和2)年3月発行の拓水761号に、新型コロナウイルス感染症対策チラシが掲載され、手洗いの方法、咳エチケット、マスクの着用方法が紹介された。

2020(令和2)年4月発行の拓水762号には、新型コロナウイルス感染対策として、3つの密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けることを求めるチラシが掲載された。また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、2020年3月、4月の大輪田塾の休講が発表された(拓水762号)。

2020(令和2)年6月、JF兵庫漁連会長が県庁を訪問し、県知事・県議会議長・県水産議員連盟会長に対して、新型コロナウイルス感染症が兵庫県の漁業におよぼす影響等について説明し、支援を求めた。こうした中、政府は新

型コロナウイルス対策のための2020年度第2次補正予算を可決成立、兵庫県でも補正予算が成立した。県の補正予算には、県産水産物を学校給食へ提供する事業、食育活動支援事業、県産水産物の販売促進事業、漁業経営維持のための固定経費の一部支援事業などの水産関連予算が盛り込まれた(拓水764号)。

2020(令和2)年6月、なぎさ信漁連の令和2年6月通常総会が開催された。今回は新型コロナウイルス感染防止対策として、兵庫と和歌山の2会場をWebで結んで開催された(拓水765号)。

2020(令和2)年7月、JF兵庫漁連の会長・副会長が兵庫県庁において、「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」に対し、183万8,000円を寄付した。同基金は、コロナウイルスへの感染リスクがある中で、昼夜を問わず治

大輪田塾だより

新型コロナウイルス感染症の
拡大により、
3月、4月の大輪田塾休講

新型コロナウイルス感染症への対応として、3月の大輪田塾は休講させていただきました。4月に開催予定の大輪田塾につきましても、休講させていただくことを決定しましたのでお知らせします。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

5月以降の開講につきましては、今後の状況を見て決定いたします。

▲コロナで2ヵ月休講 大輪田塾



療に取り組む医療従事者を支援するために設立された。寄付金はJFグループ水産政策協議会からの100万円の他、18漁協と漁協職員らによるものであった（拓水766号）。

2020（令和2）年8月発行の拓水766号に、水産庁が漁業者向けにまとめた「新型コロナウイルス感染症患者が発生した際に、漁業者が業務継続を図るための基本的なポイント」が紹介された。ポイントは、①予防対策の徹底、②出航前および航海中の対応、③患者発生時の患者、濃厚接触者への対応、④船内および諸設備等の消毒、⑤業務の継続、の5項目に分けて詳しく説明された。水産庁は、「漁業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、（中略）皆様の業務が継続できるように全面的に協力いたします（以下略）」と述べている。

2020（令和2）年12月発行の拓水770号に、兵庫県知事からのメッセージが掲載された。兵庫県内の新型コロナウイルス新規感染者数が、1日100人を超える状況が続く中で、年末・

年始を「最高レベルの感染拡大特別期」と位置づけ、外出の自粛、4人以下での飲食店利用、カラオケ店利用の自粛などが要請された。

2020（令和2）年12月、JF兵庫漁連の2020年度第1回のみ共販が、のみ流通センターで開催された。新型コロナウイルス感染症対策として、見学者の来場制限や、共販前日からの見付開示等、共販会場での3密防止が図られた。さらに、緊急事態宣言等の発令によって共販会場への来場が困難となった場合に備えて共販システムを整備し、オンラインによる共販参加も可能とした（拓水771号）。

2021（令和3）年3月発行の拓水773号に、兵庫県知事がメッセージを寄せた。同年2月末に緊急事態宣言が解除されたものの、その後感染者数が増加傾向にあった。知事は県民に対し、不要不急の外出の自粛、歓送迎会・花見などの宴会の自粛、在宅勤務の奨励などを求めた。

2022（令和4）年4月発行の拓水786号に、JF兵庫漁連 SEAT-CLUB のオンライン料理教



▲3密対策で開催されたのみ共販

兵庫の漁業のあゆみ

室の開催が紹介された。SEAT-CLUBでは、兵庫県水産会館の調理実習室をメイン会場として、対面の料理教室を開催してきたが、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインによる料理教室を新たに導入した。なお、緊急事態宣言発令時等を除いて、対面の料理教室は継続実施された。

2022（令和4）年9月発行の拓水791号に、『水産白書』（令和3年度）の特集「新型コロナウイルス感染症による水産業への影響と対応」の抜粋が掲載された。水産物需要における影響としては、①自宅においては、2021（令和3）年7月までは、食事・料理機会が増加し、1世帯当たりの魚介類の購入額は2019（令和1）年を上回った、②量販店においては、2020（令和2）年～2021（令和3）年の水産物の売上高の2019（令和1）年比が、常に前年同月比を上回った、の2点が認められた。水産物供給における影響では、消費地市場の取扱状況の鈍化で、高級魚貝類を中心に取扱金額が下落し、漁業者や卸売業者に影響を与えた。水産業における対応では、インターネットを利用した消費者への直接販売や、SEAT-CLUBの地魚を用いたオンライン料理教室の開催などが紹介された。

拓水761号（2020（令和2）年3月発行）・拓水762号（2020（令和2）年4月発行）・拓水764号（2020（令和2）年6月発行）・拓水765号（2020（令和2）年7月発行）・拓水766号（2020（令和2）年8月発行）・拓水770号（2020（令和2）年12月発行）・拓水771号（2021（令和3）年1月発行）・拓水773号（2021（令和3）年3月発行）・拓水786号（2022（令和4）年4月発行）・拓水791号（2022（令和4）年9月発行）

(47) その他トピックス

- 淡路地区漁協職員協議会設立（拓水1号）
- 但馬沖一本釣り漁業は苦しい サバ・アジが終わりイカも不漁（拓水3号）
- 日本最初的水族館は1897（明治30）年の第2回水産博覧会の付属施設として和田岬にできた（拓水11号）。
- 1984（昭和59）年10月23日、五色町都志港にカタクチイワシの大群が押し寄せた（拓水339号）。
- 高砂のイカナゴすくい網漁業、海鳥が集め固めたイカナゴの群れをすくい取る漁法（拓水368号）
- 室津小学校の女子バレーボールチームが県大会優勝・全国大会出場決定（拓水381号）
- 1989（平成1）年、県が内海の小型底曳網漁業者813人に資源管理アンケートを実施し、673名が回答した（拓水401号）。
- 人材不足が深刻な職場に日系ブラジル人を斡旋する業者を紹介、船員不足解消に有効では（拓水434号）
- 沼島漁協が密漁防止に監視レーダーを導入（拓水437号）
- 香住町のアゴすくい網漁業、夜間に電球を灯し集まったアゴをすくい取る漁法（拓水491号）
- 西暦2000年にコンピュータが西暦認識を誤って問題が発生する「2000年問題」が話題に（拓水512号）
- 2000（平成12）年12月、漁協系統の統一呼称がJF（ジェイエフ）に決定した（拓水532号）。
- 2001（平成13）年3月「JF」のロゴマークデザインが決定した（拓水535号）。



21世紀漁協系統がめざす目標像

海の恵みを楽しむ全ての人々とともに水産価値を育成し
日本の漁業者と消費者の暮らしに貢献する全国ネットワーク

● 漁協系統（JFグループ）の二十一世紀の新しい改革の波を連想しています。

● 躍動感のある波は組織の活力を表現しています。

● 垂直の二本の太い柱は、日本の食料供給の担い手の使命と水産価値の育成を担う系統組織の安定と結束、および生産者と消費者の共生を意味しています。

● 曲線を基本としたデザインは、人々に親しみやすさ、安心感、温かみを感じさせます。

● 色彩のブルーは、海の豊かさや浜の明るい未来を表現しています。



【JFシンボルマークの意味】

JFシンボルマークは二十一世紀の漁協系統がめざす目標像それに向かって邁進する姿勢を具体的に伝える形や色で表現したものです。

漁協系統統一呼称がJF(ジェイエフ)に決定しました

三月十五日に開催された全漁連の理事会・政策部会を経て全国漁連・信漁連・指導連会長、漁協組合長合同会議において「JF」マークとコミュニケーションションネーム「JFグループ」が承認されました。今後は、この統一呼称の具体的な使用方法について協議・検討が重ねられます。

▲漁協系統の統一呼称JF（ジェイエフ）に決定

- 2001（平成13）年7月、神戸市営地下鉄海岸線が開業、県立水産会館へのアクセスが便利に（拓水537号）
- 2005（平成17）年4月に施行される「個人情報保護法」の説明会に県下JFから66名が参加した（拓水582号）。
- 2005（平成17）年10月、JF兵庫漁連は将来JF組織を支える人材を育成するため「大輪田塾」を開設した（拓水589号）。
- 2006（平成18）年12月、自民党公認で参議院議員選挙に立候補を予定している漁業関係者の激励会を開催した（拓水602号）。
- 2007（平成19）年3月、参議院議員選挙立候補予定者の世話人会が開催され350人が激励した（拓水606号）。
- 2007（平成19）年6月、明石市で水産関係者1,600名が参加して、参議院議員選挙立候補予定者の総決起集会在開催された（拓水609号）。
- 2007（平成19）年7月に実施された参議院議員選挙で当選に至らなかった立候補者の後援会長がお詫びを掲載した（拓水610号）。
- 2008（平成20）年3月、神戸市垂水沖で発生した衝突事故でゴールドリーダー号が沈没し大きな被害をもたらした（拓水618号）。
- 2009（平成21）年7月に新水産会館がオープン、旧県立水産会館の歴史を振り返る「拓水特別号」が号外発刊された（拓水633号(号外)）。
- 2010（平成22）年4月、JF浜坂町は試験的にホタルイカの生鮮出荷を実施、JF兵庫漁連と連携（拓水642号）
- 2009（平成21）年7月に発足した、JF兵庫漁連のSEAT-CLUBの活動状況が紹介された（拓水652号）。
- 2011（平成23）年3月、東北地方北太平洋沖地震が発生、JFグループ兵庫が被災地支援を開始した（拓水653号）。
- 2011年（平成23）年7月、JF兵庫漁連のSEAT-CLUBがJF江井ヶ島の「明石タココーナー制度」の取組に参画した（拓水658号）。
- 兵庫県とイオン（AEON）が「連携と協力

兵庫の漁業のあゆみ

に関する協定」を締結、JF兵庫漁連がイオンの店内で地魚を販売（拓水671号）

- JF兵庫漁連が開発した「浮力合羽」の供給を開始、2011（平成23）年11月までに1,500着を販売した（拓水675号）。
- 2012（平成24）年11月、JF五色町で電気モーターを搭載した漁船の実証試験を実施（拓水676号）
- 2015（平成27）年1月、JF兵庫漁連のSEAT-CLUBの講師と職員15名が「お魚かたりべ」に任命された（拓水700号）。
- 2015（平成27）年6月、大輪田塾10周年記念事業の講義が開催された（拓水705号）。
- 2017（平成29）年6月、（一社）兵庫県漁船リース協会の新造船第1号の竣工式を育波漁港で開催した（拓水729号）。
- 2019（令和1）年11月、天皇陛下皇位継承時の皇室行事「大嘗祭」に供納する献上鯛を検分、翌日供納した（拓水757号）。



▲大嘗祭に供納された献上鯛

- 2020（令和2）年8月、JF浜坂で2隻の新造船（沖合底曳網・イカ釣り漁兼業船、沖合底曳網漁船）が竣工した（拓水767号）。
- 2020（令和2）年10月、JF全漁連およびJFグループは、大和堆での外国漁船の違法操業の取締り強化等を陳情した（拓水768号）。
- 2021（令和3）年6月、JF但馬柴山支所で

沖合底曳網漁船が新造された（拓水777号）。

- 2022（令和4）年12月、水産物流通適正化制度がスタート、アワビ・ナマコの漁業者・流通業者は届出が必要となった（拓水788号）。

拓水1号（1956（昭和31）年7月発行）・拓水3号（1956（昭和31）年10月発行）・拓水11号（1957（昭和32）年7月発行）・拓水339号（1984（昭和59）年12月発行）・拓水368号（1987（昭和62）年5月発行）・拓水381号（1988（昭和63）年7月発行）・拓水401号（1990（平成2）年3月発行）・拓水434号（1992（平成4）年12月発行）・拓水437号（1993（平成5）年3月発行）・拓水491号（1997（平成9）年9月発行）・拓水512号（1999（平成11）年6月発行）・拓水532号（2001（平成13）年2月発行）・拓水535号（2001（平成13）年5月発行）・拓水537号（2001（平成13）年7月発行）・拓水582号（2005（平成17）年11月発行）・拓水589号（2005（平成17）年11月発行）・拓水602号（2006（平成18）年12月発行）・拓水606号（2007（平成19）年4月発行）・拓水609号（2007（平成19）年7月発行）・拓水610号（2007（平成19）年8月発行）・拓水618号（2008（平成20）年4月発行）・拓水633号（号外）（2009（平成21）年7月発行）・拓水642号（2010（平成22）年4月発行）・拓水652号（2011（平成23）年2月発行）・拓水653号（2011（平成23）年3月発行）・拓水658号（2011（平成23）年8月発行）・拓水671号（2012（平成24）年9月発行）・拓水675号（2013（平成25）年1月発行）・拓水676号（2013（平成25）年2月発行）・拓水700号（2015（平成27）年2月発行）・拓水705号（2015（平成27）年7月発行）・拓水729号（2017（平成29）年7月発行）・拓水757号（2019（令和1）年11月発行）・拓水767号（2020（令和2）年9月発行）・拓水768号（2020（令和2）年10月発行）・拓水777号（2021（令和3）年7月発行）・拓水788号（2022（令和4）年6月発行）



●補論

海難事故対策

「兵庫の漁業のトピックス」は、拓水に掲載された記事に基づいて、「兵庫の漁業のあゆみ」として記録に残すべき項目を取捨選択することを原則とするが、ここでは、制作委員会の協議に基づき、諸事情で拓水に掲載することが困難であった事案を含め、「海難事故（衝突・漁具損傷・人身事故）」の中から、補論として将来の参考に資する事例を紹介する（順不同）。

①中国貨物船 建設号（ヤンシー号 /4,872t） 座礁沈没事故

1974（昭和49）年4月、鳴門海峡中ノ瀬付近で事故が発生。福良・阿那賀両漁協組合員らが、渦潮の危険を顧みず、乗組員56名全員の救助に努めた。また、福良町内では、救助した乗組員への食事・宿泊の提供など、人道支援に尽くした。

現場では燃料油122kℓが流出し、周辺漁場を広範囲に汚染した。ヤンシー号は6日後に沈没した。兵庫・徳島の両県漁連は、共同して漁業補償問題の解決にあたった。

翌1975（昭和50）年、両県漁業者10名は、中国・遠洋運輸会社の招待で、兵庫・徳島漁民友好訪華団として国交正常化前の中国を訪問、北京・天津・上海などで熱烈歓迎を受けた。

1972（昭和47）年、田中角栄総理が訪中し、周恩来首相と日中共同声明が発せられた。これに基づいて日中平和友好条約が締結されたのは、訪華団の訪問から3年後の1978（昭和53）年のことであった。

拓水233号（1976（昭和51）年2月発行）・拓水253号（1977（昭和52）年10月発行）

②貨物船 ナニワボーダン号沈没事故と公害 等調停委員会

1974（昭和49）年7月、淡路島由良沖で、リバリア船籍のオーシャンプリマ号とナニワボーダン号が衝突し、コプラ（ココヤシの油脂）を積んでいたナニワボーダン号が沈没し、コプラが海底に散乱、広範囲を汚染し、底曳網漁場が2週間以上、操業不能となった。

由良地区の漁業者は、船主代理店、保安部や行政機関に漁場の正常回復を訴えるものの、保安部等は法的根拠の不備や民事不介入の原則論で取り上げず、船主代理店も船主が船体放棄しているとして取り合わなかった。

そこで、東由良町・由良・由良町中央の3漁協は県漁連とともに、兵庫県公害等調査委員会に訴状を提出した。しかし、「外国船同士の事故では対処できない」と訴状の受付を拒否された。やむなく漁協の代表者は、県庁記者クラブで漁業者の窮状を訴える記者会見に及んだ。その結果、マスコミの動きで訴状はその日のうちに受理された。

調停委員会は、東由良町漁協を原告、ナニワボーダン号代理店・大阪商船三井(株)を被告として、数回開会された。結果は、委員会の和解案を原告側、被告側ともに受入れ、紛争は金銭多少にかかわらず終結した。

外国船同士という特殊な事故に加えて、沈船撤去要請は受け入れられず、漁場汚染についても責任追及できないなど、法の不備が顕在化した。「絶対に泣き寝入りはしない」と漁業の存在、漁業者の生活権を主張し続けた漁協組合長らの

兵庫の漁業のあゆみ

純粋な心意気に敬意を表し、記録に留めた。

拓水196号（1972（昭和47）年12月発行）・拓水200号（1973（昭和48）年5月発行）

③ラコーニック号（34,184t）漁船事故と海難審判

1974（昭和49）年7月、明石海峡で貨物船ラコーニック号が前路に2隻の漁船を認め、これを避けるために船首回頭中、死角となった漁船のうちの底曳網漁船の引綱を巻き込み、漁船は転覆した。漁業者は海中に投げ出されたが、九死に一生を得た。

損害賠償問題に先立ち、神戸海難審判庁で漁船と貨物船（内海水先人会水先人）間の事故原因解明の審判が行われた。漁業者側は初めて海事補佐人を立てて審判に臨み、一審は漁船に非なしの判決を得たが、相手側受審人（水先人）はこれを不服として上告、東京高等海難審判庁で第二審が開廷された。

二審では水先人から「勘違い」「記憶違い」など、一審発言を全面撤回する陳述が繰り返された。漁船側に形象物不備などの非があると結審された二審の場では、漁業者が前言を翻した水先人に声を荒げる一幕もあった。漁船形象物の法的根拠が再確認された事故である。

海難審判の結果が、その後の損害賠償問題に深刻な打撃をもたらしたことは言うまでもない。

拓水には記事掲載無し。

④三菱石油水島製油所 重油流出事故

1974（昭和49）年12月18日、三菱石油

水島製油所（岡山県倉敷市）で原油タンクの破損事故があり、原油約8万klが瀬戸内海に流出した。兵庫・香川・徳島県ののり養殖漁業、漁船漁業が、未曾有の油濁事故に見舞われた。

本県では、のり生産が休業に追い込まれ、淡路西浦地区の漁業者らは連日重油回収作業に追われた。回収にあたった漁業者の各家庭に、三菱石油が用意した正月用のハマチが、現地対策本部を通じて配られるなど、前例のない年末となった。回収作業は1月末まで続き、南淡・沼島が2月4日に操業再開、福良は2月22日から操業を再開した。なお、漁業補償問題は、3県合同で解決に至った。

事故を起こしたタンクは、1974（昭和49）年3月に運用を開始したが、溶接部の欠陥で漏洩事故を起こし、初動体制の遅れなどで被害が拡大した。当時の記録によれば、損害の総額は約500億円（会社発表）という、空前の重大事故であった。

この事故を契機に、翌1975（昭和50）年に「石油コンビナート等災害防止法」が制定され、1979（昭和54）年には消防法の大改正が行なわれるなど、石油タンクの基礎、本体構造などの技術基準が格段に厳しくなった。

拓水220号（1975（昭和50）年1月発行）・拓水221号（1975（昭和50）年2月発行）

⑤旅客船 あいぼり丸漁船事故

1975（昭和50）年6月10日、播磨灘6番ブイ東方海上の明石海峡付近で、漁場に向けて航行中の船曳網漁船2隻と旅客船あいぼり丸が衝突、漁船乗組員2名が死亡、2名が重軽傷を負う大惨事となった。



大阪湾、播磨灘は豊かな漁場に恵まれ、漁業活動が盛んな海域であるが、なかでも明石海峡は、日々2千隻を超える船舶が東西に行き交う船舶輻輳海域であり、常に危険と隣り合わせである。漁船2隻が同時に大型客船に衝突され、沈没、尊い人命が同時に奪われる悲惨な事故は前例がない。二度とあってはならない悲惨な事故であり、再発防止を願い記録に留めた。

拓水226号（1975（昭和50）年7月発行）

⑥ロシア船籍タンカー ナホトカ号重油流出事故

1997（平成9）年1月2日未明、上海からロシアへ向かうロシア船籍タンカーのナホトカ号が、隠岐島北東100kmの海域で浸水、船体部分が沈没し、分離した船首部分が漂流した。乗組員31名は救出されたが、船長は行方不明となり、積載していたC重油19千klのうち5千klが流出した。

その後1月20日には、流出した重油は日本海を漂流し、海岸に漂着したために大きな被害が生じた。被害は、兵庫県をはじめ8府県に及んだ。漂着油塊は、現地の市町対策本部が中心となって、漁業者、消防団員、地元住民や自衛隊員等が陸上での回収作業に取り組んだが、粘度の高い油塊の清掃には困難をきわめた。

海上では県の調査船や建設業者の作業船による回収作業が続いた。その後、沖合には新たな油塊が確認され、沈没船本体からも漏洩が続いたことから、沖合底曳網漁業者にとっても、予断を許さない状況になった。兵庫県漁連が但馬支所内に設置した「兵庫県漁連ナホトカ号重油流出事故災害対策本部」は拓水487号で次のように報告している。

但馬海岸への漂着重油の回収は、沿岸住民ら大勢の方々の必死の努力で何とか終結を迎え、1997（平成9）年4月5日に「回復宣言」を発することができたが、油の漂着以来、漁業関係者は漁に出られず、回収作業に明け暮れ、厳しい風雪の中で、肉体的にも精神的にも疲労の極に達していた。岩場に付着した油は1つ1つ手でふき取るしかなく、回収作業は遅々として進まず、長期化を余儀なくされた。

また、ボランティアとして参加し、回収作業に関連して亡くなられた方が、兵庫県（豊岡市）以外に、京都府・石川県・福井県・新潟県で確認されたことも記録に留めておく。

なお、4月5日の油濁被害回復宣言を広く内外にアピールするため、但馬地区の5漁協は1997（平成9）年5月27日、神戸市内のホテルにおいて「新鮮日本海お魚まつり」を開催した。このイベントには重油回収に活躍したボランティア団体、消費者団体の他、大手旅行業者、観光バス会社、学校給食関係者など約750名が参加した。会場では但馬地区で水揚げされた魚介類を使った料理が振舞われ、参加者は但馬の海と町の話話を肴に、舌鼓を打った。

このイベントは、流出油事故でどん底にあった但馬の経済の復活、観光客誘致に大きな役割を果たした。

拓水484号（1997（平成9）年2月発行）・拓水487号（1997（平成9）年5月発行）・拓水489号（1997（平成9）年7月発行）

※拓水487号には、対策本部からの報告に加えて、事故発生から回復宣言までの詳細な記録が、時系列で紹介されている。

年表 1867~2023

(慶応3年~令和5年)

漁業関連年表

1867 大政奉還

慶応3年

全国の動き

1853年の黒船来航、1857年の日米修好通商条約の締結など幕府の開国方針に朝廷が反発したことで、幕府の信頼が揺らぎ、日本は開国派と攘夷派に割れた。幕府は公武合体によって朝廷の不满を抑えようとしたが、攘夷派の長州藩らの不满を買い、内乱状態に陥った。15代将軍徳川慶喜は、政権を朝廷に返還することで、討幕派の名目を失わせ、引き続き幕臣や徳川家が中心となって政権を担うことを狙った。これに薩摩藩は激怒し長州藩と薩長同盟を結び、倒幕のため江戸へ進攻しようとしていたところ、想定外の大政奉還が行われた。しかし、朝廷に政治能力はなく、慶喜や土佐藩が引き続き政権を担う構造が残された。これに、討幕派が反発して江戸で放火等の騒動が起こった。その後鳥羽伏見の戦いを経て、明治維新へと向かった。

1868 明治改元 漁場は慣行先議を継続

明治1年

全国の動き

貢租諸役は雑役を除いて承継。これにより、漁場は慣行先議を続けさせ混乱を避けた。

1871 廃藩置県

明治4年

全国の動き

8月29日、明治政府がそれまでの藩を廃止して、地方統治のために府と県を配置した。300弱の藩を廃止して県とし、2年前の版籍奉還によって知藩事とされた大名には、藩収入の1割が約束されて、東京居住が強制された。

1873 地所名称区分布告

明治6年

全国の動き

官有地、公有地（入会地）、私有地を区分した。

1874 地所名称区分改正

明治7年

全国の動き

公有地の廃止に伴い、入会地が官有地に編入され、農民の入会収益が逐次失われていった。

1875 雑税廃止布告

明治8年

全国の動き

漁業関係雑税（流網免許等）が廃止された。一方、官有地借用料としての米・金の納付はこれまでどおりとされた。

海面官有宣言

全国の動き

旧慣を無視して、突然海面官有・海面借区制が宣言され、新たに漁場借用の申請を求められた。漁場借用出願者続出で大混乱となった。一方で、この宣言で「漁業権免許の法理」が明確にされたと言われている。

1876 海面借用料廃止

明治9年

全国の動き

借用料を廃止して、府県税を付すこととなり、海面借区制は実質廃止となった。漁場は旧慣に従うよう指示されたが、混乱は収まらなかった。

History of Hyogo fishery

1881 デフレ期に突入

明治14年

全国の動き

漁業生産力の停滞による漁村不況と漁場紛争の大規模化がはじまった。

1884 同業組合準則

明治17年

全国の動き

同業組合準則に基づく同業組合は「営業上の福利を増進し濫悪の弊害を矯正する」ことを目的としたが、取締りを組合の自治にゆだね、非加入者に対する制裁を欠いた。また漁業においては、生産者と販売業者を共に組織化したため、漁業生産者の組織としては不相当であった。しかし、その後の協同組合法制の展開との関係では無視できないものとなった。

1885 内閣制度発足

明治18年

全国の動き

1868年3月14日に布告された五ヶ条の御誓文」に示された太政官制度にかわって、12月22日に内閣制度が創設された。これにより、太政大臣、左右大臣、参議及び各省卿の職制を廃止し、新たに内閣総理大臣並びに、宮内、外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農商務及び通信の各大臣を置き、宮内大臣を除く各大臣をもって、内閣を組織した。

1886 漁業組合準則施行

明治19年

全国の動き

漁業集落等の入会団体等を「漁業組合」として公認し、旧来慣行を維持させることにした。これによって組合内の秩序は回復したが、他組合との間に漁場をめぐる新たな紛争が発生した。

1889 大日本帝国憲法発布

明治22年

全国の動き

明治政府が君主権の強いドイツの憲法を手本に草案をつくった。1889（明治22）年2月11日公布、1890年11月29日に施行された。施行期間は1947（昭和22）年5月2日までであった。

1890 民法公布（旧民法）

明治23年

全国の動き

フランスの法学者を主任としてフランス民法を範として編纂されたが、公布の後、内容が国の民俗風習に適さないという反対論によって、実施されなかった。現行民法は、主としてドイツ民法を範とし1898年に施行された。

商法公布（旧商法）

全国の動き

ドイツの法学者が草案を起草し、1890年に成立、翌年1月施行予定であったが、帝国議会で民法論争の煽りを受けて反対論が噴出、商工業者からの反対もあって施行時期が延期された。

1893 漁業法案提出（第一次村田案）

明治26年

全国の動き

提案者は、水産調査会長・貴族院議員村田保氏。

提案理由は、①水産物の「濫獲酷漁」による生産の減少に対処するため、水産物の繁殖保護をはかる、②各地で発生している漁場紛争を法律によって裁定できるようにする、の2点であった。

漁場管理は、従来の慣行によった。

衆議院解散のため、法案不成立に終わった。

1893

商法公布（現行商法）

明治26年

全国の動き

商工会議所の合意により、1893年に会社・手形・破産の規定が施行、残りは1898年7月に延長規定の期限切れにより、全面实施された。

1894

日清戦争開戦

明治27年

全国の動き

1894（明治27）年7月25日から1895（明治28）年4月17日にかけて、日本と清国の間で行われた戦争。李氏朝鮮の地位確認と朝鮮半島の権益をめぐる争いが原因で引き起こされた。日清講和条約（下関条約）の調印で集結した。

1895

日清戦争講和条約締結

明治28年

全国の動き

日清戦争の結果、朝鮮の中国からの独立、台湾の割譲などを得た。遼東半島は三国干渉によって間もなく返還された。

漁業法案提出（第二次村田案）

全国の動き

提案理由は、第一次村田案と同様。漁場の争いを裁判ではなく行政処分に任せるのは、裁判には時間と費用を要するからと説明した。

特別委員を選定して付託することが決定していたが、法案不成立に終わった。

1896

民法公布（現行民法）

明治29年

全国の動き

1896年に第1～第3編、1898年に第4～第5編が公布された。

1897

遠洋漁業奨励法公布

明治30年

全国の動き

明治中期において日本の人口は毎年100万人ずつ増え（1900年4000万人→1930年6000万人）ていたが、漁獲量は停滞（1894年160万t→1907年165万t）しており食糧不足が懸念されていた。公布には、毛皮を求めて日本近海に到来する外国猟船への対抗措置という目的もあった。

そこで国は、3月31日、遠洋漁業を奨励するため遠洋漁業奨励法を公布し、国庫は毎年度15万円以内を支出することとし、遠洋漁業奨励金を受けるべき漁猟の場所は、志那海、台湾海峡、東海、黄海、朝鮮海峡、日本海、オホーツク海、太平洋と定めた。

日本初の水族館が和田岬に開設

本県の動き

第二回水産博覧会の付属施設として、和田岬に日本初の水族館が設置された。その後1899（明治32）年には東京浅草に、1930（昭和5）年には神戸湊川公園内に神戸市水産会が水族館を設置し、終戦頃まで市民に愛された。

1899

漁業法案提出（第1回政府案）

明治32年

全国の動き

政府が提案したが、不成立に終わった。

漁業法案提出（第2回政府案）

全国の動き

政府が提案したが、不成立に終わった。

1900 産業組合法公布

明治33年

全国の動き

日本で協同組合を規定した最初の法律。日本の資本主義が発達するにつれ、大資本に圧倒されている中小零細企業を救済するため、加入脱退の自由・議決権平等・出資利子制限・利用分量配当といった協同組合原則の基本を取り入れた法律として制定された。

1901 漁業法案提出（第3回政府案）、漁業法案提出（井上案）

明治34年

全国の動き

両案は衆議院で共に先議後、同一の特別委員に付託され、第3回政府案が衆議院・貴族院で修正された後、衆議院で可決成立した。井上案の提案者は井上角五郎衆議院議員。

明治漁業法公布

全国の動き

旧来の慣行が漁業権として権利化された。

漁業組合には前浜の特権的な地先専用漁業権を与え、個人、会社などによる排他的な個別漁場の漁業権（定置・区画・特別）を認めるというもの。また、独占・排他的な漁場が成立しないカツオ・マグロ漁業等は、許可漁業ないし自由漁業として区分した。

一方、新規免許については、先に申請したものに免許される「先願主義」がとられ、こうして得られた漁業権は、一旦免許されると存続期間が20年という長期間の上に、期間満了時に申請さえすれば更新できる「更新制度」が導入され、免許が半永久化した。このため、実際には使用されないおびただしい数の空権の発生をみた。

1901（明治34）年4月公布、1902（明治35）年7月1日施行。

1904 日露戦争開戦

明治37年

全国の動き

1904（明治37）年2月から1905年9月にかけて、日本とロシア帝国との間で行われた戦争。朝鮮半島と満州の権益をめぐる争いが原因。

1905 日露戦争終戦

明治38年

全国の動き

アメリカ合衆国政府の斡旋によって、米国ポーツマスで講和会議が開かれ、日本は遼東半島、サハリン島南部、朝鮮の支配権を得た。

日本初のトロール汽船による操業

全国の動き

大阪で建造された木造トロール汽船を使って、日本初のトロール漁が行われたが、船体設計や操業上の不備と沿岸漁民の強い反対で失敗に終わった。

1908（明治41）年になって、イギリス製の鋼製トロール汽船とイギリス人漁労長を招いてトロール漁業に着手する者が現れた。その後、日本水産（株）の祖となる人物など、トロール漁業に参入する者が急増したが、沿岸漁業に支障が出たため、1909（明治42）年には禁止区域が設定されるなど、規制が強化され、トロール漁業は遠洋に漁場を求め朝鮮南海に進出した。

兵庫県内海水産組合連合会設立

本県の動き

明治漁業法の施行に伴い、県下各地に漁業組合が設立され、1905（明治38）年12月には、内海を地区とする兵庫県内海水産組合連合会が設立された。

1908

兵庫県水産組合連合会設立

明治41年

本県の動き

4月、兵庫県内海水産組合連合会に但馬二郡の水産組合が加わり、兵庫県水産組合連合会が設立された(会員水産組合11:神戸市、武庫郡、明石郡、加古印南郡、飾磨郡、揖保郡、赤穂郡、津名郡、三原郡、城崎郡、美方郡)。

日本初の冷蔵車が登場

全国の動き

日本初の冷蔵車は、二重張りの屋根板の間に断熱材を入れ、氷を庫の前後に積み込み、溶けた水が中央の床から外へ流れる構造であった。焼津から鮮魚を京都・大坂に運搬した。

1909

日本初の漁協婦人部活動開始

明治42年

全国の動き

茨城県白磯町で日本初の漁協婦人部活動として「矯風会」が結成され、矯風貯蓄運動を開始。1村300戸全員が加入。隣村の矯風会は村内の船溜り建設に対して、貯蓄から2,000円を寄付した。

1910

明治漁業法改正

明治43年

全国の動き

明治43年改正漁業法が公布され、1911(明治44)年4月1日に施行された。

漁業権を物件とみなし、土地に関する規定が準用されたことで、これを担保に供することが可能となった。

漁業組合で経済事業(共同販売・共同購入)ができるようにした。

韓国併合

全国の動き

朝鮮半島の権益をめぐる日清・日露戦争の後、1910(明治43)年8月29日、韓国併合に関する条約に基づいて、大日本帝国が大韓帝国を併合して、支配下に置いた。日本による朝鮮半島の統治は、1945年(昭和20)年9月9日に、朝鮮総督府が連合軍への降伏文書に調印するまで、約35年間続いた。

1911

香住町で県下初の機船底曳網漁船導入

明治44年

本県の動き

1911(明治44)年に香住町で兵庫県初の機船底曳網漁船が導入された。その後、1917(大正6)年に島根県で動力式揚網機が開発されたのを契機に、機船手繰網漁船が増加し、1924(大正13)年には県下の機船手繰網漁船は60隻に達した。

1914

第一次世界大戦開戦

大正3年

全国の動き

6月28日、オーストリアの皇太子夫妻が、セルビア王国のサラエボで暗殺される事件を直接の引き金に、第一次世界大戦が勃発。オーストリアはセルビアに宣戦を布告、ロシアがセルビア側、ドイツがオーストリア側というように、その後諸国が参戦してドイツ側は「同盟国」、フランス・ロシア・英国側は「連合国」と呼ばれた。

日本は、日英同盟を締結していたことから、連合国側として参戦、主にアジア太平洋地域のドイツの植民地を攻略した。連合国からの強い要請で欧州戦線にも海軍を派遣し、Uボートの攻撃にあった連合軍の救助に当たったが、日本の海軍も戦闘に巻き込まれ多くの死傷者を出した。

1918

第一次世界大戦終戦

大正7年

全国の動き

消耗戦に業を煮やしたドイツは、「無制限潜水艦戦」を発動し、中立国の米国の船舶も次々と犠牲になったことで米国が連合国側で参戦、遠征軍を西部戦線に送り、ドイツ軍の補給路を断った。これによりドイツは11月11日に休戦協定に調印、第一次世界大戦は終結した。

1921 水産会法施行

大正10年

全国の動き

4月11日、我が国の水産業の改良進歩を図るために、水産会法が公布され、6月15日施行された。水産会は、漁業者・漁業権者・水産物製造業者・水産物取引業者及び保管業者で構成、水産業の改良発達を目的に、必要な指導・施設の設置を行う公法人として、政府・県の補助金を受け入れる非営利の指導団体であった。

本県の動き

7月4・5日、県は県庁に各郡市水産組合長を集め、水産会設立についての指示を下した。8月、各郡市水産組合は郡市水産会に改められ、12月に兵庫県水産会が設立された。

各郡市水産会には、県駐在の水産技術者が配置され、それぞれの地方にふさわしい事業を実施した。県水産会は、官庁と民間の間に介在して、兵庫県水産会内の漁業者の意見を県当局に反映させる、大きな功績があった。

大和堆発見される

全国の動き

7月14日・7月20日、水産講習所の調査船天鷗丸(163t)が日本海の海洋調査中に、水深472mの浅瀬を発見。この付近を調査し、砂質にゴカイ混じりのような底質の浅い部分があることを確認した。

これをもとに1924(大正13)年の夏に海軍の測量艦「大和」が、詳しく測量調査を行い、最も浅い部分は水深285mの堆であることを確認した。この堆は測量艦の船名にちなんで、「大和堆」と命名された。

1923 関東大震災発生

大正12年

全国の動き

9月1日11時58分、関東地方でマグニチュード7.9と推定される巨大地震が発生した。被害は南関東から東海地域に及び、死者10万5千名余り、全壊・全焼失家屋30万戸に上った。電気・水道・道路・鉄道等のインフラにも大きな影響を及ぼした。

1924 兵庫県が水産試験場の仮事務所を設置

大正13年

本県の動き

兵庫県が水産試験場の仮事務所を県庁内に設置し、設立準備を始めた。翌1925(大正14)年、明石市築山に県立水産試験場の本場を設置、1932(昭和7)年香住町に但馬分場、1937(昭和12)年には洲本市に淡路分場を設置した。



▲県水試完成歓迎アーチ

1925 城崎地震発生

大正14年

本県の動き

5月23日午前11時14分、但馬北部一帯が「城崎地震」に襲われた。津居山・城崎は地震後の火災で家屋が全焼、豊岡も2/3の家屋が全焼した。

1928 香川県でハマチ養殖開始

昭和3年

全国の動き

ハマチ養殖が香川県引田町安戸池の築堤式養殖場で開始された。太平洋戦争によって1943(昭和18)年以降中断し、安戸池では1951(昭和26)年に再開、1960(昭和35)年前後に築堤式から網仕切り式に変わっていった。また、1954(昭和29)年に近畿大学が和歌山県白浜で小割生簀式の養殖方法を開発し、全国に普及した。



▲ハマチ築堤式養殖場：香川県引田町

1929 県漁業調査船「但馬丸」完成

昭和4年

本県の動き

2月、県の初代漁業調査船「但馬丸」が完成、日本海での漁業試験と指導業務を担った。

1929

世界恐慌

昭和4年

全国の動き

9月にアメリカの株価の大暴落に端を発して、世界の経済が壊滅的な打撃を被った。日本は1930～1931年をピークとする「昭和恐慌」に見舞われた。

林崎でマダコの産卵蛸壺の保護・放流事業がスタート、終戦直前まで継続

本県の動き

明石の漁民の水揚を支えたマダコ資源を保護するために、林崎において、タコが産卵している蛸壺をいけすで保護し、孵化直前に海に戻す事業が開始された。終戦直前まで毎年500個の産卵蛸壺が保護・放流された。

1931

満州事変

昭和6年

全国の動き

9月18日の柳条湖事件に始まった、日本軍による満州侵略戦争。満鉄沿線一帯で軍事行動を起こし、ほとんど無抵抗の中国軍を追って満州全土をほぼ占領し、1932(昭和7)年3月にかいらい国家「満州国」をつくった。満州事変は、日中戦争・太平洋戦争へと拡大した。

神戸中央卸売市場開設

本県の動き

神戸中央卸売市場の開設に伴い、県内の63魚市場(鮮魚のみ48ヵ所)のうち、神戸市内にあった魚市場は発展的に解消した。手数料は最高1割5分から最低6分であったが、1954(昭和29)年時点ではほぼ6分で統一されていた。

1932

5.15 事件

昭和7年

全国の動き

日本国内では、満州事変がファシズム体制成立へのきっかけとなり、若槻内閣が倒れて犬養内閣が成立したが、5月15日、武装した海軍の青年将校らが犬養総理を殺害した。その後、軍部が台頭して政党政治が崩壊した。

農山漁村経済更生計画樹立方針が提示

全国の動き

「昭和恐慌」による漁村の窮乏化を受け、政府は漁業権を漁業組合に集中させようとしたが、個人漁業権者に不当に強い力が与えられていたため、進捗しなかった。

県立淡路実業高校で漁労と水産加工の講義開始

本県の動き

淡路実業高校における水産の講義は戦争で中断した。戦後は水産ブームに乗って、1946(昭和21)年に相生市立水産学校、県立香住水産学校が発足したが、1948(昭和23)年の新学制の実施に伴い、相生水産は廃止された。香住水産は県立水産高校(現県立香住高校海洋科学科)となって今日まで本県の水産教育を支えている。

県水産試験場指導船「但馬丸」がソ連沿海州公海漁場を発見

本県の動き

沿岸漁業の乱獲と経済界の不況が相まって、新漁場の開拓が求められる中、県水産試験場指導船「但馬丸」がソ連沿海州公海漁場を発見、翌1933(昭和8)年から沿海州出漁が始まった。

History of Hyogo fishery

1933 日本が国際連盟脱退、満州事変停戦協定締結

昭和8年

全国の動き

2月、国際連盟総会において、日本の満州からの撤退勧告案が可決。翌3月に日本は国際連盟からの脱退を通告し、国際的孤立の道を選択した。5月31日、中国河北省塘沽（タンクー）において日本軍と中国軍の間に停戦協定が結ばれ、満州事変による軍事衝突は停止された。

漁業法改正

全国の動き

本改正により、漁業組合に出資制が導入され、出資制をとる漁業組合は、漁業協同組合と呼ぶようになった。漁協に漁業自営が認められた。

1936 異常寒波でマダコ大不漁

昭和11年

本県の動き

年明け後の大寒波で、淡路島近海ではマダイ・マダコが凍死して多数浮上。夏のマダコ漁は大打撃を受けた。なお、マダイが凍死したことで、マダイの群れの一部が瀬戸内で越冬することが証明された。

また、翌1937（昭和12）年からマダコの産卵蛸壺の保護活動が活発となり、1940（昭和15）年頃から漁獲量が漸次回復し、1942（昭和17）年には戦前における最高水揚を記録した。

日本海で強風、沖合底曳網漁船10隻遭難

本県の動き

2月4日の立春の午後、日本海で吹き荒れた強い風により、但馬地区の沖合底曳網漁船10隻が遭難、73名の死者・行方不明者（港村漁協（現津居山支所）4隻31名・口佐津村漁協（現柴山支所）5隻35名・香住漁協1隻7名）が出る大惨事となった。

1937 保証責任兵庫県漁業組合連合会設立

昭和12年

全国の動き

1933（昭和8）年の漁業法改正により、漁業組合は経済行為を行うことが可能となったが、経済行為をする漁業組合は、組合員が出資する、または組合員の出資制度はないが責任組織を有することが要件とされ、漁村における経済の中核団体として、あらゆる経済事業を進めることが奨励された。

本県の動き

1933（昭和8）年の漁業法改正を受け、本県でも1937（昭和12）年には出資金を受け入れて、漁業協同組合に改組する漁業組合が過半数に達したので、同年2月、保証責任兵庫県漁業組合連合会を設立し、全国漁業組合連合会の経済事業と連携して、設立当時より、漁業用資材の配給に重点を置き、その後の戦争の進展とともに、漁業用資材の配給統制はもとより、鮮魚介等の配給統制にも尽力した。

しかし、1943（昭和18）年10月28日の国家総動員法の施行によって解散となり、県水産会・郡市水産会の業務は、兵庫県水産業会に引き継がれた。

日中戦争開戦

全国の動き

日本は、1930年代に入ると日清・日露戦争で獲得した朝鮮半島や租借している関東州（大連）、満州事変で設立した満州国を足がかりに、国民党と中国共産党の内戦に乗じて大陸進出を計画した。日中戦争は1937（昭和12）年の盧溝橋事件をきっかけに、1945（昭和20）年まで続くことになる。

1938 産業組合中央金庫法改正

昭和13年

全国の動き

漁協が信用事業を営めるようになった。

1938

昭和13年

旧法国民健康保険法施行（任意の国保組合）

全国の動き

日本において最初の公的医療保険は、1922年（大正11）年に施行された健康保険法であり、これは企業雇用者の職域健康保険であった。1938年（昭和13）年に、農家・自営業者の地域保険が、国民健康保険法（旧法）の施行により創設された。旧法制度では、組合方式で農山漁村の住民を対象としていた。市町村運営方式により、組織化されていない日本国民が対象となったのは、1958年（昭和33）年であり、1961年（昭和36）年には、日本国民全てが「公的医療保険」に加入する国民皆保険体制が整えられた。

本県の動き

1950（昭和25）年、林崎漁協の総会で国民健康保険組合の設立が承認され健保事業が開始した。

香住・口佐津（柴山港）・竹野・港（津居山港）の4漁業組合が共同して香住に無線施設（陸上局）を開設

本県の動き

1933（昭和8）年からの沿海州出漁によって、陸船間の連絡、情報交換のために無線施設の設置を痛感し、県下初の陸上施設が設置された。

1941

昭和16年

第二次世界大戦（太平洋戦争）参戦

全国の動き

日中戦争からの撤退を軍部に阻まれ、米国に宣戦布告した日本は、第二次世界大戦に参戦することになったが、1945（昭和20）年8月14日、ポツダム宣言を受諾し、第二次世界大戦は終結した。

本県の動き

第二次世界大戦では、本県からも多くの漁船が徴用された。1944（昭和19）年5月には、海軍に徴用されていた県の漁業調査船「但馬丸」が太平洋で撃沈された。

三浦清太郎氏、兵庫県漁業組合連合会会長に就任

本県の動き

小畑種吉会長が1940（昭和15）年に病氣療養のため引退（翌年逝去）。後任として三浦清太郎氏が会長に就任した。

1943

昭和18年

水産業団体制定

全国の動き

戦時統制を推し進めるために、漁業協同組合は漁業会へ改変された。

1945

昭和20年

第二次世界大戦（太平洋戦争）敗戦。GHQ主導で漁業生産体制の見直し開始

全国の動き

第二次世界大戦に敗戦した日本に、連合国（米国）が設置した対日占領施策の実施機関「GHQ」は、農地改革に続き、経済の民主化の一環として、漁業制度を抜本的に改正することとした。

一方、復員や引揚者の増加により、食糧難が一層深刻化しており、漁業生産体制の立て直しが急務となっていた。

GHQが勧告を出し、日本の水産当局が反論や修正案を出すという作業が繰り返された。戦時に若手漁業者の招集と大型漁船の徴用による、漁業生産力の低下と、戦前から水面が総合的に利用されていないことが、漁業の発展を阻んでいた。

水産業団体制改正

全国の動き

GHQの指導の下、水産業団体制が改正され、これまで漁業会の役員を地方長官が決めてきた任命制度の廃止が盛り込まれた。



▲神戸大空襲

1948 水産業協同組合法制定

昭和23年

全国の動き

漁民による民主的な運営など、協同組合原則を盛り込み、行政庁の監督権を制限した水協法が制定された。

本県の動き

県下に水協法に基づく漁業協同組合が設立された。1954（昭和29）年10月1日時点の県下漁協数は96であった。

1949 但馬漁連設立

昭和24年

本県の動き

11月、但馬漁業協同組合連合会が設立された。

兵庫県内海漁連設立

本県の動き

11月、兵庫県内海漁業協同組合連合会が設立された。

第1回漁業センサス実施

全国の動き

農林省が実施する統計調査で5年に一度、調査員が全ての漁家を回って調査した。

昭和漁業法成立

全国の動き

漁業生産力の発展と漁民の民主化を目的とした。

旧来の漁業権を全面的に整理し、新しい漁業秩序をつくることとし、旧漁業法による漁業権を補償金の支払い（漁業権証券の交付）によっていったん消滅させ、新制度による漁業権を新たに免許するという方法をとった。

【昭和漁業法の特徴】

- ①共同漁業権と一部の区画漁業権を例外として、自営者免許の原則を鮮明にした。
- ②専用漁業権を縮小して、許可漁業を増やした。
- ③沖合・遠洋漁業等については、現状の継続を認めた。

※収益性が高く、許可そのものが権利化し、経済的価値を高めつつあった許可漁業がそのまま放置されたが、制度的に漁業の資本主義化を図ったことがその要因となっている（→「漁業制度改革は、何よりも上からの改革であった」とされるゆえん）。

【漁業権の免許】

漁業権の免許にあたっては「自営者免許の原則」の中で、「適格性」と「優先順位」を基準とし、漁業権は従来どおり物件とみなされることになったが、貸付禁止あるいは譲渡や担保制限など私権としての性質は弱められた。

【入漁権の取扱い】

慣行による入漁権は廃止し、すべて当事者間の契約によることとなった。

さらに、旧漁業法では専用漁業権に関してのみ入漁権が認められたが、昭和漁業法では、共同漁業権のほかに区画漁業権についても一部入漁権が認められた。

1950 昭和漁業法の公布により、各都道府県に海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会、また瀬戸内海には瀬戸内海連合海区漁業調整委員会が創設

昭和25年

本県の動き

8月、兵庫県においては摂津・播磨・淡路・但馬の4海区に漁業調整委員会が設置された。

1951 兵庫県信漁連設立

昭和26年

本県の動き

10月8日に兵庫県信用漁業協同組合連合会が設立され、県下百余の単協を通じてひっ迫する県内漁業の金融を担うこととなった。

1951

兵庫県漁連（旧県漁連）設立

昭和26年

本県の動き

10月11日に兵庫県漁業協同組合連合会（旧県漁連）が設立され、対外的関係の円滑化を図り、県下一円にわたる指導事業を担うこととなった。

兵庫県において30名の水産業経営指導員設置

本県の動き

水産業経営指導員の設置と同時に、各地に漁村青少年クラブが結成され、青壮年部・女性部活動の基礎が生まれた。また、本県の動きが全国の注目を浴び、水産業改良普及事業として制度化の気運が高まった。

漁船の検認制度がスタート

全国の動き

9月1日に漁船登録令が公布され、漁船の検認が始まった。

1952

李承晩ライン設定

昭和27年

全国の動き

1948（昭和23）年正式に設立した韓国の初代大統領の李承晩が、強硬な反日姿勢を示すために、1月18日の大統領令により設定した。

マダコ資源保護のため、明石市の事業として、産卵用蛸壺の投入開始

本県の動き

マダコ資源保護のため、明石市の事業として産卵用蛸壺の投入事業がスタートした。1958年までに組合事業とあわせて約10万個の蛸壺が投入され、鹿ノ瀬会が関係漁協に稚ダコの保護等と呼びかけ、マダコ資源の保護活動が本格化した。



▲県外出漁：対馬芦ヶ浦

県外出漁事業開始

本県の動き

沿岸漁業の不漁からの脱却を目的に、県が補助金を交付し、長崎県対馬・五島方面への県外出漁事業が開始され、淡路から26隻の漁船が出漁した。対馬芦ヶ浦に出漁船団のための宿舎が設置された。

1953

兵庫県特別会計「水産振興基金」設立

昭和28年

本県の動き

1950（昭和25）年3月に昭和漁業法が施行され、旧漁業法による漁業権を国が買い上げ、漁業権証券が交付された。兵庫県では内水面を含め4億8千万円の証券が交付され、うち4億2千万円が資金化された。県下の漁業者は県に漁業振興策の実施を求め、このうち約9千万円を県に寄付、県は特別会計「水産振興基金」としてこれを受け入れた。同基金によって県立水産会館の建設、(財)兵庫県漁村育英会、(財)兵庫県水産業改良普及協会の設立、漁船保険加入促進など、兵庫県水産業の振興が図られた。

兵庫県漁業信用基金協会設立

本県の動き

6月26日に兵庫県漁業信用基金協会が設立され、金融機関が信用力の乏しい中小漁業経営者に必要な資金を貸付ける際の債務保証を担った。

1953 特定水域航行令施行

昭和28年

全国の動き

戦時中に米軍が投下した爆雷の危険等に対し、瀬戸内海を航行する船舶の安全を確保するため、12月、海上衝突予防法の規定に基づく、特定水域航行令が施行された。これによると、特定水域内で操業中の漁船は、一般船舶の航行を妨げてはならないと規定されており、海上衝突予防法の本則とは異なる内容で、漁業者にとっては不利な規定となっていた。このため、業界を挙げて特定水域撤廃運動を展開した。

1954 漁協婦人部県下各地で発足

昭和29年

本県の動き

1954(昭和29)年～1955(昭和30)年にかけて、各地で漁協婦人部が設立され、漁協や系統と連携し、一日一円貯金や共同購入事業などを開始した。

和歌山県周参見漁協所属のヨコワの曳縄釣(ケンケン船)が対馬に出漁し好成績

全国の動き

和歌山県周参見漁協は、古くからヨコワのケンケン釣を主力漁業としてきたが、組合所属の漁船4隻が試験的に対馬方面に出漁し、極めて良い成績をあげた。これに刺激され、翌1955(昭和30)年には74隻がこの方面に大挙出漁した。

ケンケン釣の漁具は、8本の縄に踊り板を使用した、典型的な曳縄漁具。なお、但馬では4本の縄を曳くのが一般的。



▲コンクリート魚礁設置試験

兵庫県でコンクリート魚礁の設置開始

本県の動き

1954(昭和29)年～1957(昭和32)年にかけて、内海各地にコンクリート魚礁が設置され、開口部の数や面積などに関する試験が行われた。



▲県立水産会館完成

兵庫県立水産会館完成

本県の動き

水産振興対策の一環として、水産関係官庁・水産関係団体の事務所を収容すると共に、漁業者・漁船舶員の宿泊所として建設された。

系統団体のほかに、瀬戸内海漁業調整事務局・水産庁漁船課神戸分室が入居し、会議室3、宿泊室9、食堂を備えた(鉄筋コンクリート4階建延床面積735坪)。

1955 柴山港青少年クラブがヨコワの曳縄釣漁業の研究グループ結成

昭和30年

本県の動き

10月、柴山港青少年クラブが、一本釣漁業でサバ・イカの回遊が減り、唯一の対象魚種となったヨコワの曳縄釣を研究するために、研究グループを結成。2年間にわたる研究の結果、1956(昭和31)年のヨコワの漁獲高は、前年の35%増となり、1957(昭和32)年2月に開催された第3回水産業技術改良普及研究発表全国大会において、農林大臣賞を受賞した。

韓国ノリ輸入制限

全国の動き

1954(昭和29)年まで、毎年4～5億枚の韓国ノリが輸入されていたが、全海苔漁連等の生産団体が政府に陳情し、国会で議論された結果、韓国ノリの輸入数量は年間1億枚以内、輸入時期を4～9月に限定する措置が取られることになり、日本の海苔相場が安定した。

1955

昭和30年

内海漁連が遭難共済事業開始

本県の動き

これまで、海難事故で死亡した漁業者については、内海漁連傘下の85漁協に対して、義援金を募り遺族に届けていたが、県から遺族の生活を支えるための福利厚生事業に取り組むよう指導があり、10月に事業を開始した。掛け金は一人当たり年700円の掛け捨てで、共済金は海難死亡6万円、病気死亡3万円とした。1959(昭和34)年1月現在の加入者は2137名(21漁協)で、全組合員の加入を目指した。

県が漁協婦人部の結成を呼び掛け

本県の動き

兵庫県が漁村の生活改善と漁協の発展のために、漁協婦人部の結成を呼び掛けた。

1956

昭和31年

機関誌「拓水」創刊

本県の動き

7月、かつて県水産課が広報誌として発行していた「拓水」を、兵庫県漁連があらためて機関誌「拓水」として発刊することになった。

機関誌「拓水」は、漁業に直接つながりを持つ者が、県下漁村文化の向上を図るための情報を取りまとめ、全漁民に通じる友愛の心を高める糧にすることを目的として創刊された。



▲機関誌「拓水」創刊

淡路地区漁協婦人部連絡協議会が結成

本県の動き

1955(昭和30年)春の県からの婦人部結成の呼びかけもあって、淡路地区ではすでに16漁協に婦人部が誕生、1日10円貯金や日用品の共同購入などの活動を行い、成果を上げていた。

5月27日、淡路地区漁協婦人部連絡協議会の結成式が、関係漁協の組合長、経営指導員、県水産課、県漁連等30余名の来賓出席のもと、開催された。事業計画は改めて役員会で協議されることとなった。

瀬戸内海水産振興協議会第1回総会開催

全国の動き

5月20日、兵庫県立水産会館で瀬戸内海水産振興協議会の第1回総会が開催された。水質汚濁防止対策や沿岸漁業の転換策等について協議が行われ、水質汚濁防止については、政府・国会・政党・県知事・県会議長あて陳情書を発送した。同協議会は、戦前毎年開催され成果を上げていた瀬戸内海水産連合会の規模には及ばないものの、純民間の団体として、瀬戸内海の漁民の共通の悩みを解決するために設立された。4月25日に高松市で結成の申し合わせがなされ、初代会長には本県の三浦清太郎県漁連会長が就任した。

丸山船団、県外出漁から帰港

本県の動き

2月上旬、タイを追って五島列島・壱岐の海域へ出漁していた、丸山の10トン級の漁船4隻が、115日に及ぶ操業を終え6月上旬帰港した。

初めての漁場で天候にも恵まれなかったが、水揚げは1隻平均30万円で、新しい漁場の有望性を確かめることができた。

イカナゴ(生)の小売価格、15円/貫目(3.75kg)

本県の動き

県水試製造科の市場調査によると、イカナゴ(生)の市場価格は、15円/貫目(3.75kg)と、当時の食品価格としては珍しく安価であった。

当時の大卒初任給は1万円、ビール113円、はがき5円、たばこ(ゴールデンバット)30円、国鉄初乗り運賃10円、映画100円。

1956

昭和31年

昭和天皇奉迎海上提灯行列

本県の動き

10月27日、昭和天皇が来神され神戸オリエンタルホテルに宿泊された際、神戸市内の13漁協より編成された海上提灯行列をホテル屋上からご覧になり、翌年正月の宮中の歌会始で陛下の歌にその光景が詠まれた。

日ソ国交正常化・国連加盟

全国の動き

日ソ共同宣言の調印により、領土問題交渉を残し、国交正常化を果たした。これにより、ソ連はじめ社会主義国の反対で実現しなかった、日本の国連への加盟が実現した。

魚探にもポータブル時代。県水産試験場が小型魚群探知機を漁業者の研究グループに貸出

本県の動き

県水産試験場が小型魚群探知機2台を導入、漁場調査のために、漁業者の研究グループに貸出を開始した。

新農山漁村建設総合対策事業開始

全国の動き

戦後の農村漁村の人口急増、諸外国の生産向上に対応するために、一次産業の経営の多角化と合理化を目指した補助事業が実施され、本県の各漁村に荷捌き施設等が整備された。

沼島漁協の組合員がフグ延縄漁業に新技術導入

本県の動き

沼島漁協の組合員が従来の底延縄から浮延縄漁法を考案し、フグの水揚量が30倍、水揚高が50倍に急増。冬場の昼間操業で大きな技術革新となった。

仮屋漁協のイカナゴ（フルセ）漁で新技術導入

本県の動き

約100年前から仮屋地区で行われてきた、フルセの漕刺網（仮屋特有の漁法）について、仮屋水産4Hクラブがパッチ網（船曳網）漁への転換に向けた試験を実施し、翌1957（昭和32）年から転換が始まった。

淡路地区漁協職員協議会が誕生

本県の動き

かねてより東浦・西浦・南浦に漁協職員の親睦会があった淡路地区において、5月4日、系統組織の強化と職員相互の研究に重きを置いた、淡路地区漁協職員協議会が発足した。会員総数は170名を超えた。

兵庫県が農林漁業振興資金特別融資制度を開始

本県の動き

漁業生産に必要な資金を低利で融資し、県下漁業の振興を図り、漁家経営の安定、自立化を推進することを目的に、農林漁業振興資金特別融資制度をつくった。漁船建造資金や資材購入資金などを系統金融機関を通じて借り入れ、県が利子補給を行う仕組み。

県外出漁協会、この年の方針決定

本県の動き

8月、県外出漁協会の総会において、昭和31年度の県外出漁奨励方針を決めた。県外出漁4年目となった昭和30年度は、県が補助金を打ち切ったことから、出漁船が特定の漁協に偏った。昭和31年度は、対馬・五島方面以外の県外出漁にも、協会が奨励金を交付する方針。

1956

昭和31年

第1回兵庫県漁協婦人部大会開催

本県の動き

10月26日、県立水産会館において兵庫県漁連主催による、第1回兵庫県漁協婦人部大会が開催された。
主催者・来賓あいさつの後、経過報告、実績発表が行われ、記念講演の後、宣言を決議して閉会した。



▲第1回兵庫県漁協婦人部大会

浜坂漁協の県外出漁船が韓国に拿捕

本県の動き

11月5日、対馬方面に出漁していた浜坂漁協所属漁船が、対馬三島の燈台沖合で韓国艦艇に拿捕された。

アサクサノリ種ひびの県内自給開始

本県の動き

県水試では、アサクサノリ養殖の普及指導に積極的に取り組んでいるが、この年はじめて県内産種ひびの配給を行った。これは優秀な漁場を持つ赤穂漁協にノリの種付けと種ひびの生産を委託して行ったものである。本県では、毎年約200枚の種ひびを愛知県から導入しているが、全国的な需要の伸びの中で、近年は品質が不揃いで、移植後の成績も芳しくないため、以前から検討していた県内自給を初めて実施した。

配布枚数は計150枚で、網干・高砂・別府・尾上・明石・洲本・湊の各漁村に配布した。

県下の種ひび需要は、500枚と見込まれるので、次年は赤穂漁協の協力を得て、生産現場を拡張し、全量県産種ひびでまかなう計画。

1957

昭和32年

拓水編集者による取材記事「聞きある記」の連載開始

本県の動き

拓水第7号(昭和32年2月)より、拓水編集者「漫坊」による取材記事「聞きある記」の連載が始まった。

歌会始で天皇陛下が、神戸市内の漁船の提灯行列を詠まれる

全国の動き

1月11日、宮中で行われた歌会始で天皇陛下は、前年10月27日に神戸オリエンタルホテルの屋上からご覧になった、神戸市内の13漁協から編成された漁船の提灯行列の模様を、歌に詠まれた。

「港まつり光りかがやく夜の船にこたへてわれもとしびをふる」

林崎漁協が組合員の冬期就労を斡旋

本県の動き

林崎漁協では、11月から翌年のイカナゴ漁が始まるまでの半年間、漁業者は他に職を求めないと生活できない状況にあった。これまで、組合員が個々に職安に相談するなど求職していたが、この年は漁協が直接関係者と折衝し、これまで以上の就労ができた。

組合が仲介することで、受け入れ先企業の信用も高く、臨時から常雇に登用される者もあった。さらに、職安と連携して、新中卒者22名の就職斡旋にも乗り出した。

神戸市漁業協同組合婦人部連合会結成

本県の動き

2月6日、駒ヶ林漁協・西須磨漁協・東須磨漁協の3組合の漁協婦人部が、神戸市漁協組合婦人部連合会を結成した。



▲神戸市漁協婦人部連合会結成

1957

昭和32年

第3回水産業技術改良普及研究発表全国大会で、柴山港青少年4Hクラブが農林大臣賞を受賞

全国の動き

2月26～28日の3日間にわたって、東京都の農林省大会議室で開催された第3回水産業技術普及研究発表全国大会で、柴山港青少年4Hクラブがヨコワの曳縄漁業の改良について発表し、漁業部門の最優秀発表に選ばれ、農林大臣賞を受賞した。

但馬地区からの県外出漁者が報告会を開催

本県の動き

3月16日、前年の秋に但馬地区から県外出漁した、香住町漁協所属船17隻、浜坂漁協所属船5隻の計22隻が、対馬海域に出漁し、このほど大半が帰港したので、北但農林出張所主催による、出漁者の報告会が開催された。但馬の沿岸一本釣漁業者が不振に悩む中、多くの漁業者が熱心に聞き入り、対馬出漁への高い関心を示した。

イカナゴ煮干（カナギ）の段ボール箱規格決定

本県の動き

3月7日、水試でイカナゴ包装研究会（明石、舞子、育波の加工業者、段ボール製造業者、県・水試職員ら）が開催された。カナギを入れるダンボール箱の規格や強度が不揃いなので、協議の上統一規格を作り上げた。

第5回県下水産協組合長大会開催

本県の動き

2月25日、県立水産会館において第5回県下水産協組合長大会が開催され、水質汚濁防止法の立法化、海水汚濁対策、香住高校練習船の建設、瀬戸内海小型底曳漁船のトン数制限撤廃・馬力制限更改などが決議された。

拓水連載「漁業遍歴」掲載開始

本県の動き

拓水第11号（昭和32年7月）に、平岡安民氏の「漁業遍歴対馬の巻（1）小網漁夫」の連載始まる。

拓水連載「芦ヶ浦だより」掲載開始

本県の動き

拓水第11号（昭和32年7月）に、坂東勝一氏からの手紙「芦ヶ浦だより」の連載始まる。

拓水連載「漁業遍歴」の名称変更

本県の動き

拓水第13号（昭和32年9月）に、平岡安民氏の「漁業遍歴対馬の巻」の名称が「対馬暖流うきね鳥」に変更され連載が継続される。

水産庁が昭和31年度合成繊維漁網の現況を発行

全国の動き

6月、水産庁生産部水産課が「昭和31年度合成繊維漁網現況」を取りまとめ、発表した。これによると、昭和31年度の漁網の6割が合成繊維に置き換わったとしている。合成繊維の普及によって、大量生産が進み、値段が安くなり品質が高まっている。今後も天然繊維から合成繊維への切り替えが進むことが予想された。

対馬に調査団派遣

本県の動き

8月3日、県の調査船「兵庫丸」が淡路・摂津・播磨・但馬の漁民代表者、市町村の水産担当者ら15名を載せて、津居山港を出港、8月11日まで対馬漁場を視察した。

1957

昭和32年

タイ国に巾着網指導

本県の動き

タイの商社がアメリカの対外援助資金を受けて、日本から巾着網を購入した。網を仕立てた日本の網業者と県水産試験場から技術指導要請を受けて、室津漁協の巾着網漁業者2名がタイで指導を行った。

第2回兵庫県漁協婦人部大会開催

本県の動き

佐野漁協婦人部では1日10円貯金をスタート、船持ち組合員の「新造船建設積立定期貯金」1日50円へと発展した。林崎漁協婦人部では1日10円貯金の他に、購買品の一括購入を開始。当初は県漁連から仕入れたが、仕入れ値が安い民間業者に変更した。

東須磨漁協婦人部では、地域の環境衛生を整えるために、毎朝6時から漁村全体の一斉清掃を実施、さらに毎週火・金曜日には海岸・船揚げ場の清掃を実施した。

津居山港漁協婦人部では、内職として巾着網で獲れたイワシの目刺し加工を輪番制で実施、ニギスの家庭内加工にもチャレンジした。麦藁細工のナフキンリングは輸出品として好評であった。

浜坂町漁協婦人部では、巾着網で獲れたイワシを目刺しに共同加工した。今後も加工技術の研究を続ける予定であった。

兵庫県水産試験場が赤穂に「海苔人工採苗場」を建設

本県の動き

1949(昭和24)年にイギリス、マンチェスター大学の海藻学者ドリユー女史が、ノリの糸状体が貝殻で夏を過ごすことを発見。女史と親交があった九州大学の瀬川教授に連絡があり、熊本県水試の太田技師が研究を重ね、1953(昭和28)年に人工採苗に成功した。この技術を応用し、赤穂に人工採苗施設が建設された。

浜坂町に国庫補助(昭和32年度浜坂町浅海増殖事業)で、岩ノリの増殖漁場整備

本県の動き

冬期の浅海漁業の一助として、浜坂町内で1935(昭和10)年から、岩ノリ増殖漁場として小島の岩場をコンクリートで覆う漁場整備が行われてきたが、この年は補助金を用いて270坪(2ヵ所合計)の漁場が整備され、併せて500坪のコンクリート漁場となった。

英国でカレイの人工ふ化・放流開始

全国の動き

英国では将来の蛋白源は水産物に依存せざるを得ないとの見通しのもと、カレイの人工ふ化・放流・養殖を研究中。養殖には原発から出る温排水を利用することで、成長が早まることが確認されていた。

県外出漁協会総会に、摂播・但馬海区が参加

本県の動き

9月10日、県立水産会館において県外出漁協会の総会が開催された。かねてから摂播・但馬海区に参加を呼び掛けていたが、この度各海区の賛同を得て、挙県一致の体制が整った。

県水試、ノリ採苗施設完成

本県の動き

12月5日、赤穂市御崎に兵庫県立水産試験場のノリ採苗施設が完成した。



▲県水試ノリ採苗施設完成：赤穂市

1958

昭和33年

国民健康保険法制定「国民皆保険制度」発足

全国の動き

1938（昭和13）年に制定された健康保険法の対象から外されていた農漁業従事者の救済を目的に、「国民皆保険制度」として全面改正され、1959（昭和34）年1月に施行された。同年4月に制定された国民年金法に基づいて、公的年金の恩恵がなかった農漁業従事者等にも年金が支給される国民年金制度と共に、日本の社会保険制度の基本となった。ただし、全国の市町村で国民健康保険事業が始まったのは1961（昭和36）年であった。

県が有畜水産を構想

本県の動き

兵庫県は、沿岸漁業不振の打開策として漁業者に養鶏などの複合経営を普及させるため、1959（昭和34）年度から農林漁業振興資金特別融資制度の対象に、漁家が行う養鶏を適用する方向で、2月頃から啓蒙運動を始める予定とした。

第6回兵庫県漁業協同組合大会にて、県下初の漁協役職員の永年勤続表彰実施

本県の動き

3月25日、県立水産会館で開催された第6回兵庫県漁業協同組合大会において、漁協役職員を対象とした初めての永年勤続表彰が行われた。

福良湾の「蛇のひれ」に県営福良かん水養魚場を設置

本県の動き

沿岸漁業の新分野として、香川県の引田、岡山県の日生、和歌山県の白浜などでハマチ養殖を主体としたかん水養魚場が経営され、成果が出ていることに刺激を受け、窮迫する内海漁業を打開する、県の新規事業として設置された。管理運営は県から南淡町、町から福良漁協へ委託され、ハマチ養殖が行われた。



▲県営福良かん水養魚場完成

財団法人兵庫県水産業改良普及協会設立

本県の動き

沿岸漁業不振の打開策として、資源の育成、漁具・漁法の改良、漁協を中心とする漁家経営の改善などを推進するには、県の施策と相まって漁民自らが積極的に取り組む必要があるとの認識から、県当局に要請し、特別会計兵庫県水産振興基金からの寄付を得て県漁連内に財団法人を設置した。これにより特別会計兵庫県水産振興基金は、1959（昭和34）年3月末をもって解散した。

兵庫県海苔養殖協会設立

本県の動き

県下でアサクサノリの区画漁業権を保有する漁協を会員とする、任意の協会。ノリひび（網）の配布、養殖技術の改良・普及、流通改善に係る情報交換等を行うものであった。事務所は水産試験場内におき、役員は各漁協の組合長らで構成された。

全国水産業協同組合共済会兵庫県事務所設置

本県の動き

6月に全水共兵庫県事務所が設置され、これまで内海漁連・但馬漁連に委託されてきた、火災・厚生・漁業の3種の共済事業を実施した。

但馬地区連合クラブが林崎漁協青年部からタコ釣り技術を学ぶ

本県の動き

但馬地区ではタコ釣りを試みる漁業者が増えていることから、盆休みに但馬を訪問する林崎漁協青年部から本場の技術を習うこととした。

1958

昭和33年

漁業協同組合の歌がレコード化

全国の動き

全漁連が募集していた「漁業協同組合の歌」に曲がつき、レコード化された。全漁連から1枚200円で販売されることになった。

大日本水産会が魚箱、加工品の取引単位の標準化を決定

全国の動き

1959(昭和34)年のメートル法専用化に対応するため、大日本水産会に魚箱標準化委員会が設置され、検討の結果が発表された。

県水産課、海外出漁に関する注意を喚起

本県の動き

9月、県水産課は海外出漁について、海外で外国人と提携して漁業を行う場合、出国前に国内法令に伴う諸手続きを行い、必要な許認可を受けるよう注意喚起した。これを怠ったために、現地で問題を起し、債務弁済のために船を処分した事例があることを紹介している。海外出漁に際しては、事前に県水産課に連絡するよう求めた。

県外出漁協会、新たな漁場調査開始

本県の動き

これまで対馬に集中していた県外出漁の漁場を長崎県の五島列島・男女群島に広げるため、県水試の試験船「兵庫丸」による現地調査が実施された。

沿岸漁業臨時調査開始

全国の動き

1958(昭和33)年は第3回漁業センサスの年であったが、今回は水産行政上の大きな課題となっている項目に絞って調査が行われた。

まず漁業経営者の実態、特に沿岸漁業者の実態を統計的に明らかにすること、次に沿岸漁業者のよりどころとなっている漁協の実態を明らかにすること、最後に漁業者や漁協が所有あるいは行使している漁業権の状況を明らかにし、1961(昭和36)年の漁業権の切り替えと漁業制度の改正に必要な資料を作成すること、これら3項目について明らかにすることが目的であった。

11月、12月県内各海区で海区委員会が開催

本県の動き

11月、淡路海区委員会では西浦地区のいかなごまし漁について、富島・浅野浦・尾崎・都志の漁協組合員32名から申請があった件について、条件付きで1961(昭和36)年まで許可した。摂津播磨海区委員会では明石浦・屏風浦より、はなつぎ網漁業操業等による操業区域違反に対する陳情があり、操業区域の厳守が勧告された。

12月、摂播海区委員会では西播地区のいかなご船曳網の許可基本統数(昭和33年60統)の次年度の許可方針を審議したが、継続審議となった。但馬海区委員会では浮敷網漁業の許可方針について、県から諮問があった事項に対して答申した。また、両海区委員会ともメートル法の完全実施に従い、県漁業調整規則の表現が一部改正され、これを1959(昭和34)年1月1日施行することについて承認した。

明石浦漁協第2販売所開設

本県の動き

明石浦漁協は組合事務所の隣に販売所を開設し、8時と14時30分の1日に2度販売していた。特に午後は買い受け人が小口で、セリが18時頃まで続くことがあり、鮮度落ちや価格低下の要因となっていた。そこで、第2販売所を開設し、荷受に委託販売していた魚も含め全体の30%を売ることにしたところ、新たに大阪・神戸の大口の買い受け業者も参加するようになり、鮮度保持と価格向上につながった。

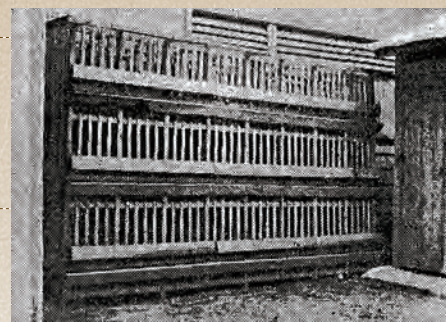
1958

昭和33年

北淡町役場が副業養鶏を呼び掛け

本県の動き

7月、北淡町役場産業課が漁業者に副業養鶏を呼びかけた。



▲副業養鶏鶏舎：北淡町役場

内職団体代表者打合せ会の初会合が開催

本県の動き

兵庫県立内職公共職業補導所主催で、県下の内職団体代表者打合せ会の初会合が神戸で開催された。

出席者は男女合わせて20名ほどで、一般のグループに交じって、前年から補導所の斡旋で仕事を始めた加古郡の本荘、古宮の両漁協婦人部、さらに最近仕事を始めた神戸市駒ヶ林漁協婦人部の代表者も出席した。

1959

昭和34年

林崎漁協青年部、昭和33年度模範漁村研究団体として表彰

本県の動き

林崎漁協青年部が、2月の第5回水産業改良普及研究発表全国大会において、水産庁長官賞の表彰を受けた。活動内容は、タコ釣漁業の技術改良、明石市漁業連合青年会の中核としての組織活動、地区小学校の協力を得た冬期補習活動、1952(昭和27)年からの捕鯨船やマグロ漁船への実習生の派遣など。

打合せ会では、互いの取組状況を報告しあい、今後も横の連携をとっていくことで合意した。

漁協婦人部の歌が制作・レコード化

全国の動き

全漁連が募集していた漁協婦人部の歌が完成し、レコード化された。

2月、兵庫県水産課内に流通係が新設

本県の動き

1957(昭和32)年の兵庫県の水揚量は、戦前戦後を通じ史上最高の9万2千t、翌1958(昭和33)年も8万4千tとなったが、漁業者の生活は一向に改善されない状況にあったことから、増産一辺倒から生産品をいかに有利に販売するかという方向へ県行政が転換を図ることとなり、県水産課に流通係が新設された。

県水産課流通係による流通実態調査が実施

本県の動き

新設された兵庫県水産課流通係が、県下94漁協中、販売事業を実施する64漁協において、1958(昭和33)年1～12月の1年間の鮮魚介類の流通状況について、漁協の共販を通じてどのような用途に、どの仕向け先に、どれくらいの金額で販売されたか、また、それらの水産物はどのような方法で消費者に販売されたのか、等の実態調査が行われた。

水産庁による沿岸漁業集約経営調査が鹿ノ瀬漁場で実施

本県の動き

水産庁による全国72の調査海域の中で、本県では鹿ノ瀬漁場が選定され、3カ年の調査が開始されることになった。まず、経営分析調査が行われ、地域の課題を洗い出したうえで、対策を立て事業化の可否をはかる。県域では水産試験場が担当するが、関係漁協・漁業者、市町も協力して考える必要があった。

イカナゴを養殖餌料用として販売開始

本県の動き

「大漁貧乏魚種」のイカナゴの浜値を安定させるために、ニジマス・ハマチ養殖用の餌料として販売を開始した。その結果、5月下旬に入り前年度の水揚量を上回っても、単価は横ばいで下ならず、水揚金額は80%アップが見込まれた。

1959

昭和34年

特別会計兵庫県水産振興基金廃止

本県の動き

1951(昭和26)年の漁業制度改革により漁業者が漁業権補償金の一部を県に寄付することにより創設された特別会計兵庫県水産振興基金は、1958(昭和33)年5月に設立された(財)兵庫県水産業改良普及協会への残余基金の支出により、1959(昭和34)年3月末をもって廃止することが県議会で決議された。

兵庫県漁業株式会社設立

本県の動き

沿岸漁業不振の打開、漁業転換対策として、県と業界が一体となり、県漁連内に兵庫県漁業株式会社を設置。100tのさばはね釣り漁船を建造し、同漁業の先駆者である愛媛県三瓶船団に加入、船長・漁労長・機関長・漁労指導者等を船団から迎え、本県若手乗組員の指導・養成を行う予定で、この年9月の漁船完成に向け、県内30歳未満の若手乗組員の募集を開始した。

平岡安民氏の連載「対馬暖流うきね島」のタイトルを「漁業今昔」に変更

本県の動き

拓水33号(昭和34年5月発行)より、平岡安民氏の連載「対馬暖流うきね島」のタイトルが「漁業今昔」に変更された。

「ある職員の楽餓鬼帳」連載開始

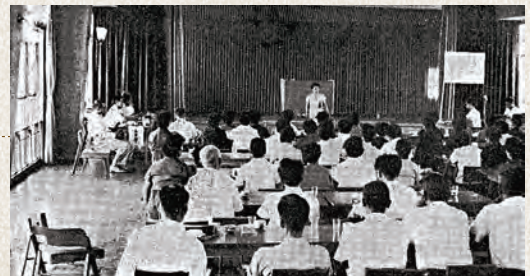
本県の動き

拓水第34号(昭和34年6月発行)より、「ある漁協職員の楽餓鬼帳」の連載が始まった。

兵庫県漁協婦人部連合会発足

本県の動き

8月、兵庫県漁協婦人部連合会の創立総会が開催された。



▲兵庫県漁協婦人部連合会設立

農林漁業団体職員共済組合発足

全国の動き

1月、厚生年金から分離独立する形で農林漁業団体職員共済組合が発足した。

計量法改正

全国の動き

1875年に長さの単位をメートルに統一する「メートル条約」が17カ国で成立。日本は1886年に批准した。1959年9月の計量法の改正でメートル法専用となり、適用が猶予された土地・建物も1966年にメートル法専用となった。

第7回水産業改良普及研究発表兵庫県大会開催

本県の動き

過去には「兵庫県漁村青壮年大会」として開催していたが、同種の催しが全国で開催されるようになり体系化が進んできたことから、全国大会の名称に合わせることにして開催した。

皇太子殿下(平成天皇)ご成婚

全国の動き

4月10日、皇太子殿下は正田美智子さまとご成婚された。

1959

昭和34年

富島漁協で増殖ワカメが大漁

本県の動き

これまでワカメの生産が皆無であった富島地先で、1956（昭和31）年に富島漁村青少年クラブが冬期漁閑期対策として、北淡町から5万円の補助を受け、ワカメ礁の投石を行った。その後ワカメ増殖熱が地元で高まり、町では県の補助を得て、1957、58（昭和32、33）年と投石事業を続けた。3年間の努力が実り、34年漁期は、内海のワカメ不作もあって高値を呼び、漁期中に1千万円の干しワカメを生産する予定となった。

兵庫県漁業株式会社のおさばはね釣り船「第一兵庫丸」進水式

本県の動き

7月、兵庫県漁業株式会社のおさばはね釣り漁船（100t）が博多湾において無事進水式を終えた。これまで兵庫県が大型船による外洋進出を企図してから久しく、試験船兵庫丸を改装し、沿海州沖合漁場への出漁再開を目指した矢先に、ソ連によるピョートル大帝湾の内海宣言でストップ、北洋鮭鱒延縄出漁も実現せず、さらに香住高校の大型練習船によるカツオ・マグロ漁構想も、県財政の再建整備のため中止となった。

こうした苦難を経てようやく「第一兵庫丸」が進水し、エンジン、発電機、冷蔵庫、無線などの装備が艤装された。

家島諸島東端の上島付近に大型魚礁の設置決定

本県の動き

沿岸漁業振興方策の一環として、また播磨臨海工業地帯の整備に伴う代替漁場の造成のために、前年、県や業界が国に要請していた大型魚礁の設置（コンクリート魚礁3,000個の敷設）に対する国庫補助が決定した。県の構想では、将来この付近に大型魚礁を連結して、第二の鹿ノ瀬をめざす。9月の県議会で承認を得て10月に着工予定であった。

播磨地区漁協婦人部連合会が結成

本県の動き

7月22日、兵庫県立水産会館において播磨地区漁協婦人部連合会の設立総会が開催された。かねて、林崎漁協を中心に関係漁協婦人部で設立準備を進めてきた。

結成時の会員は林崎・西二見・阿閑村古宮、阿閑村本荘・高砂・家島・室津・坂越の各漁協婦人部。事務所は林崎漁協においた。

兵庫県漁協婦人部連合会が結成

本県の動き

1954（昭和29）年に3漁協婦人部が設立されて以来、県下では42婦人部が結成され、地区漁協連（神戸市・播磨・淡路・但馬）の設置も完了したことから、8月26日、兵庫県立水産会館において兵庫県漁協婦人部連合会の設立総会が開催された。全ての漁協婦人部が参加し、事務所は旧県漁連においた。

全漁連企画のラジオ番組「漁協の時間」放送開始

全国の動き

10月1日から、日本短波放送により毎日午後5時5分から5時20分までの15分間の放送で、直接漁家の生活に役立つ情報が提供されることになった。

林崎漁協が水産資源保護培養功労者表彰

全国の動き

10月10日、茨城県大洗町で開かれた第3回放魚祭（皇太子殿下ご臨席）、水産資源保護全国大会において、マダコ資源の多年にわたる保護培養事業に対して、林崎漁協が表彰を受けた。

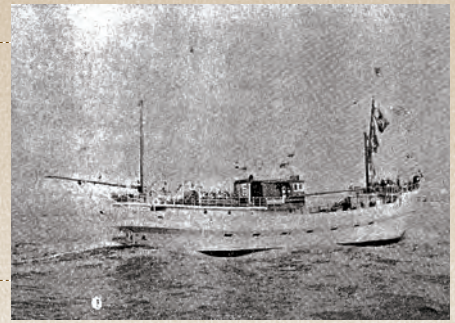
1959

昭和34年

兵庫県漁業株式会社のさばはね釣り船「第一兵庫丸」初出漁

本県の動き

9月14日、艀装を終え引き渡しを受けた「第一兵庫丸」は、本県からの乗組員12名を含む乗員40名で、10月7日、福岡港を出発し東シナ海漁場に向け出漁した。



▲第一兵庫丸完成

由良、福良両かん水養殖場、伊勢湾台風で被害

本県の動き

1958(昭和33)年の南淡町福良に続き、洲本市由良地区で小割いけす式のハマチ養殖試験が実施された。事業主体は地元由良3漁協から成る「由良養殖業組合」で、県・市から40万円ずつの助成を得て事業を開始した。

10m四方の小割いけす4基に稚魚2万尾を受入れ、途中歩留まり80%で順調に生育していたが、出荷をまぢかに控えた9月26日に最大風速75m、最低気圧895hpaの伊勢湾台風襲われ、いけす2基のハマチ8,000尾が逃げ出した。また、福良においても稚魚の手配に手間取り、ハマチに寄生虫が発生した上に伊勢湾台風によって仕切り網が流出する被害を受けた。

神戸市西部漁協合併設立総会開催

本県の動き

神戸市水産振興5ヵ年計画の一環として、漁協の合併問題があったが、神戸市西部(駒ヶ林~舞子まで7漁協)の合併協議が整い、10月17日に設立総会が開催された。本所は旧駒ヶ林漁協、支所は旧東垂水漁協、組合員400名、職員15名となった。

内海漁連設立10周年記念式典開催

本県の動き

11月14日兵庫県立水産会館において、内海漁連設立10周年記念式典が開催された。

1949(昭和24)年11月の設立時には、出資金はわずかに68万円。旧兵庫県水産業会の固定資産を譲り受けて事業を開始した。事業開始当初から資金難に苦しんだが、農林中金の支援でようやく事業が途に就いたとたん、1950(昭和25)年9月3日のジェーン台風によって、神戸港に係留中の200tのバージ船が沈没、沼島に入港中の輸送船宝山丸は大破座礁し被害総額は250万円に達した。さらに翌1951(昭和26)年10月14日のルース台風では農林省瀬戸内海漁業調整事務所に賃貸していた取締船鷹取丸が、山口県徳山港に入港中に沈没という被害を被った。バージ船の業務は陸上施設(明石油槽所)で対応し、取締船は大修理をして賃貸を継続した。

その後、漁業制度の改革によって、漁業権証券による現物出資2,000万円の増資を受け、1951(昭和26)年には内海漁連が農林漁業組合再建整備法の整備団体の指定を受け、数年間は政府から相当額の補助金を受けるとともに、会員漁協の協力により事業の取扱いも増大した。

第4回兵庫県漁協婦人部大会開催

本県の動き

10月22日、兵庫県立水産会館において、第4回兵庫県漁協婦人部大会が開催された。

決議事項：購買品の取扱いは漁協を通じる。仕切り精算の延長に協力する。家計簿記帳の励行。10円貯金の3年据え置き。話し合いの機会を設ける。時間遵守。

要望事項：漁協の役員に婦人部担当を置き、婦人部役員との協議の場を設けてほしい。漁連の購買品が市価より高い。婦人部育成のため、県に専門指導員、漁協に年配の女性職員の配置を願いたい。

対馬船団宿舍の改修

本県の動き

9月17日、対馬を襲った台風14号によって、対馬出漁の拠点として1952(昭和27)年9月に下県郡美津島町芦ヶ浦に建設された宿舍が、大きな被害を受けた。県外出漁協会は、協会一の固定資産であるものの、近年は利用者が限定されていることから、規模を縮小して改修工事を行うこととした。

1960

昭和35年

池田内閣の下で国民所得倍増計画が閣議決定

全国の動き

この計画は1961年から10年間に実質国民総生産を26兆円にまで倍増させることを目標に掲げた。その後の日本経済は計画以上の成長を遂げた。

漁協婦人部映画「さよ達の願い」完成

全国の動き

漁村を描いた漁村婦人のための映画「さよ達の願い」が完成した。全国の漁協婦人部員が1人10円ずつ出し合って制作した映画で、婦人部活動の中で新造船の出漁祝いの簡素化に取り組むという内容。

ポリエチレン製の撚糸発売

全国の動き

天然繊維に代わるポリエチレン糸を、三井化学工業が開発。ポリエチレン糸を用いた撚糸を全漁連が販売し、青年部などの研究グループに半額で提供することとなった。天然繊維に比べ防腐蚀性があり漁獲効率が向上。

NHK ラジオ第2放送で水産物市況放送開始

全国の動き

4月4日より、NHK ラジオ第2放送で月～金曜日の午後6時25分から5分間、水産物の市況情報の放送が始まった。

兵庫県水産試験場に「漁民教室」を新設

本県の動き

水産試験場の正門前の空地に、「漁民教室」が完成した。教室の面積は100㎡で、収容人員は40名。漁業者自らが、講師を招いて学習会を開催したり、実験したりできる。



▲漁民教室：県水試

魚類人工乾燥研究会設立

本県の動き

兵庫県水産試験場が設計・指導した兵水式人工乾燥機の性能が認められ、その技術を修得するための講習会が芦屋市で開催された。講習会の後「魚類人工乾燥研究会」の設立総会が開かれた。

県漁連、広報車を導入

本県の動き

旧兵庫県漁連が、近年話題の視聴覚教育を進めるために、必要機材を搭載した広報車を導入した。

内海漁連の総会で海苔共同販売事業の実施決定

本県の動き

5月20日、内海漁連の通常総会において海苔共同販売事業を実施する議案が満場一致で承認された。12月の共販開始に向け、関係漁協へ説明、海苔商社との協議会を開催し、理解を得て実施に移す。

ノリ養殖漁業は、播磨地区において発展が目覚ましく、沿岸漁業の不振は払拭された観がある。一方、生産されたのりは、各単協が自身の共販あるいは、魚市場又は直接相対売りなど、各組合独自の 방법으로販売されてきた。これを漁連が一元集荷することで、有力な買受人を指定し、事業資金についても共販資金を裏付けに、農林中央金庫や信漁連などの系統金融からの融資、品質の改善や規格の統一、海苔資材の斡旋など、ノリ養殖漁業の健全な育成に寄与することが期待された。

1960

昭和35年

兵庫県漁連会長（三浦清太郎氏）が全水共会長に就任

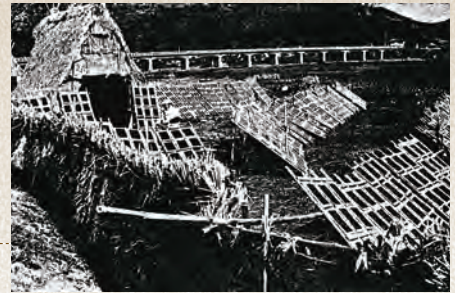
全国の動き

7月1日、県漁連三浦会長が、全国水産業協同組合共済会（全水共）の会長に就任した。全水共は、1983（昭和58）年に全国共済水産業協同組合連合会（共水連）に改組された。

海苔養殖講習会開催

本県の動き

8月4日～6日の3日間、兵庫県水産試験場において昭和35年度第2回漁業技術研修会が開催され、ノリ養殖技術及びノリ養殖に関連のある諸問題について研修した。主催者は水産試験場、全のり漁連、県海苔養殖協会。



▲のり天日干し

明石市漁協婦人部連合会発足

本県の動き

10月18日、播磨地区漁協婦人部連合会の会員であった明石市漁協組合婦人部が独立して、新たに明石市漁協婦人部連合会が発足することになった。本部は林崎漁協内に置いた。

内海漁連海苔共販事業実施状況

本県の動き

指定買受人の選定にあたっては、網干、赤穂の海苔共販買受人を中心に、県外の業者を加え、農林中央金庫神戸事務所の協力で各種調査を実施したうえ、22名を指定した。12月1日には関係漁協と最終の協議を行い、12月14日の第1回共販への出荷について具体的な協議が行われた。共販所は網干漁協が新設した海苔集荷場を内海漁連が借用することになった。

マダコの幼生の飼育成功

全国の動き

12月、東大水産学科の大島研究室でマダコ幼生の飼育に成功した。餌料にはブラインシュリンプの幼生を与えた。

本県の動き

兵庫県水産試験場でもブラインシュリンプを与える実験を行ったが、ブラインシュリンプの乾燥卵が高価なため十分な量を用意できず、餌料となる幼生の密度が不足したことが判明した。

岩ノリ増殖試験大成功

本県の動き

9月21日、水産試験場で生産した岩ノリ糸状体（種は香住産、マガキ殻を使用）を浜坂町諸寄に送り、翌22日に釜屋にある既設のコンクリート漁場の平面に直径15cm、深さ25cmの穴を開け、この中に糸状体を4～5個収容し、約1kgの石を重しに入れた。穴の数は10㎡当たり1個の割合。この年の収量は製品で2,290枚、昭和33年度の1,055枚、昭和34年度の120枚と比べ、大幅な増収となった。

1961

昭和36年

全国水産業協同組合共済会（全水共）創立10周年

全国の動き

全水共が1951（昭和26）年の創立から10周年を迎え、1～3月に三共済（漁業共済・火災共済・厚生共済）総加入運動が展開された。

本県の動き

全水共の三共済総加入運動は、漁協や漁協婦人部の協力によって、漁業共済・火災共済・厚生共済とも大きな成果を上げた。

1961

昭和36年

岩ノリ採苗技術研修会開催

本県の動き

前年水産試験場が浜坂町釜屋で実施した、岩ノリの糸状体埋め込み式養殖試験が大成功したので、この年はすべての但馬沿岸のコンクリート造成漁場で実行すべく、研修会が開催された。

全国の市町村で国民健康保険事業スタート

全国の動き

国民皆保険制度が始まるまでは、医療費を負担できずに医療機関を受診できない国民が約3,000万人(1955年頃)いて社会問題化していた。そのような状況を改善するため、1958年に国民健康保険法が制定され、1961年に全国の市町村で国民健康保険事業が始まり、国民皆保険制度が確立した。

明石浦漁協婦人部誕生、東二見でも結成の動き

本県の動き

1月17日、明石浦漁協で婦人部の結成大会が開催された。東二見でも結成の動きがあり、明石市内には林崎、西二見、屏風浦に続いて4つ目・5つ目の漁協婦人部誕生が見込まれた。

西二見漁協で県下初の漁家月給制導入

本県の動き

県水産課組合係がかねてから漁家の月給制について研究を進めていたが、この年から実現を期し3海区にモデル漁協を設定することとなり、西二見漁協が名乗りをあげた。

香住町の一部の漁家が漁家月給制グループ結成

本県の動き

6月から香住町の一部の漁家がテストケースとして月給制の実施に踏み切った。

ノリ人工採苗研修会開催

本県の動き

内海側には赤穂(県営)・姫路(市営)の採苗場があるが、年々増加する種ひび需要に追いつけず、毎年相当量の種ひびを県外から購入していた。漁家自らが人工採苗を行うことができるよう、水産試験場漁民教室で研修会が開催された。

ノリ養殖を始める漁協増加

本県の動き

水産試験場の普及調査課室では、ノリ養殖を実施している県下36漁協の養殖の状況を調査していた。1960(昭和35)年12月~1961(昭和36)年の漁期に初めてノリ養殖を開始した漁協は次のとおりであった。家島・大塩・坂越・屏風浦(一部2年目)・林崎・神戸市西部。

県水産試験場指導調査船「白鳥丸」進水

本県の動き

兵庫県水産試験場が従来指導調査船として運用していた「白鷗丸」の老朽化に対応し、新たに「白鳥丸」を建造、進水式が行われた。



▲指導調査船「白鳥丸」完成：県水試

NHK 第2放送「漁村の皆さんへ」の放送曜日・時間帯の変更

全国の動き

これまでNHK第2放送で、毎週火・木曜日の午前6時20分から45分までの25分間放送してきた「漁村の皆さんへ」が、4月からは毎週日曜日の午前6時から6時30分までの放送に変更された。

1961

昭和36年

5トン未満漁船のディーゼルエンジン化を推進

本県の動き

昭和36年時点の兵庫県の5トン未満漁船のエンジンのディーゼル化は約15%（970隻）で、全国平均を大きく下回った。漁家の零細性とエンジンメーカーのメンテナンス技術の遅れが原因であった。兵庫県水産試験場の普及調査課では、モデル地区を定めてメーカー・代理店と交渉し普及を図ることを決めた。

沿岸漁業構造改善促進対策事業の調査対象13地域の1つに兵庫県内海地域が指定

全国の動き

1963（昭和38）年度から国が実施する、沿岸漁業の構造改善のための事業を行うにあたり、この年から2年をかけて調査が行われるが、本県内海地域が全国13指定地域の1つとして指定を受けた。この事業は、所得倍増計画に基づく、戦後の経済発展から取り残された農林漁業を、他産業と同様の成長を促すために生産性を上げられるよう、近代的な仕組みに改善することを目指すものであった。内海地区全体の基本問題を協議する「地域協議会」と2、3市町を単位とする「地区協議会」を立ち上げて協議が行われた。

大和堆でスルメイカの漁業試験

全国の動き

日本海区水産研究所（日水研）の指導により、新潟県で大和堆周辺のスルメイカの漁業試験が実施され好成績をあげた。

漁協婦人部活動状況を「拓水」で報告

本県の動き

拓水第61号（昭和36年9月）より、漁協婦人部間の連絡を一層密にするために、活動状況の概要を掲載することとなった。なお、各漁協婦人部あての拓水の発送はすでに実施済み。

内海漁連が「天草（てんぐさ）」共販事業を開始

本県の動き

内海漁連が天草共販を開始した。参加組合は由良町3組合、岩屋、野島、富島、浅野浦、育波浦、室津浦、都志、江井、沼島、仮屋、伊保、網干、岩見。当年度の取扱いは27.8t、7,348千円であった。

漁業法改正の法律案要綱提示

全国の動き

1962（昭和37）年の漁業法の改正に向け、水産庁が10、12月に法律案要綱を示した。

1962

昭和37年

漁業法第4次改正、水協法の一部改正

全国の動き

改正漁業法・改正水協法が9月11日に公布された。改正漁業法では漁業調整の円滑化を図るため、経営実態に即した漁業の分類の整理を行うなどの改正が実施された。

漁業取締船「はやたか」完成

本県の動き

1961（昭和36）年12月に起工した本県漁業取締船「はやたか」（34.54t）が5月31日に完成した。



▲漁業取締船「はやたか」完成：県水産課

1962

昭和37年

須磨・東二見・高砂のフィッシングセンター完成

本県の動き

1961(昭和36)年度観光漁業施設設備事業として、県・市より各3分の1の補助金を得て、工事中であった3地区のフィッシングセンターが開館した。引き続き、1962(昭和37)年度事業では赤穂、由良の2地区に設置を予定。これらのセンターでは、県下の観光漁業関係漁協、釣魚同好会、交通関係機関からなる兵庫県観光漁業協会を設立し、釣客誘致の活動を行うことになった。



▲フィッシングセンター完成
(上から須磨、東二見、高砂)

「漁家の月給制」の研修報告

本県の動き

5月28～31日まで、香住町漁家月給制グループ、明石市漁家月給グループが、技術交流事業として山口県の光漁業協同組合を視察、漁家の月給制について学んだ。また、県水産課・但馬水産指導室の担当者が岩手県宮古市の重茂(おもえ)漁協を視察し、漁家月給制について拓水に報告した。

マダコ幼生の飼育実験成功

本県の動き

水産試験場が昭和34年度から実験を続けたマダコ幼生の人工飼育に成功した。マダコの幼生にはエビやカニの幼生を与え、1ヵ月で海底に沈着した後は小ガニ(甲幅5～8mm)を与えた。

鹿ノ瀬でふ化した稚ダコの分布状況判明

本県の動き

水産試験場の調査船「白鳥丸」による調査の結果、鹿ノ瀬でふ化したマダコは、播磨水域では加古川市別府沖2～6マイル、水深10～15mのところに多く分布していることが判明した。

大和堆で日本海各府県水産試験場の試験船がスルメイカの漁業試験実施

全国の動き

前年、日水研の指導に基づき新潟県が実施した大和堆周辺のスルメイカ漁業試験が好成績を収めたため、この年は日本海各府県の水試の試験船が出漁し、好成績を上げた。

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会誕生

本県の動き

8月、淡路と摂津播磨両地区が統合し、兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が誕生した。

日本海でマダコ養成試験実施

本県の動き

水試が柴山港漁協の協力を得て、明石から輸送した子ダコ(400g)127尾を柴山湾内のいけすで飼育。歩留まりも良く、今後の成長が期待された。



▲のり共販3年目：内海漁連

海苔共販開始3年目

本県の動き

1963(昭和38)年1月25日現在、県下のノリ養殖漁業は順調で、第4回共販終了時点で、前年度の年間実績を上回った(この年度は9回実施予定)。前年度の出荷組合は、赤穂・苅屋・網干・大津・飾磨・広畑・阿成・妻鹿・白浜・形的・大塩町・伊保・高砂・尾上・別府町・森・神戸市西部(須磨浦)。

1963

昭和38年

兵庫県内海漁船保険組合創立 25 周年

本県の動き

1938 (昭和 13) 年 8 月兵庫県生魚運搬漁船保険組合、同年 11 月淡路漁船保険組合、1939 (昭和 14) 年 9 月摂津漁船保険組合の 3 組合が誕生したが、3 組合が第二次世界大戦の影響による組合の経営状況等を考慮し、1944 (昭和 19) 年 8 月 29 日に合併、兵庫県内海漁船保険組合が誕生し、創立 25 周年を迎えた。

県外出漁縮小、協会業務を県漁連が継承

本県の動き

1952 (昭和 27) 年 10 月に、戦後の内海漁業の行き詰まりを打破するために、兵庫県は県外出漁先に長崎県の対馬を選定し、第一船団が淡路岩屋港から出漁した。1954 (昭和 29) 年 9 月に兵庫県県外出漁協会が設立され、事務所は淡路支庁水産課に置かれた。県は 1955 (昭和 30) 年に入って、出漁者に対する直接補助は打ち切り、協会組織も淡路を超えて摂津播磨・但馬を加えた全県に広げた。しかし、1958 (昭和 33) 年以降は瀬戸内側からの参加者は皆無となり、但馬側からの出漁へと変化した。1963 (昭和 38) 年 6 月時点で県外出漁は、現地に定住した数人を除いて、長期の出漁は停滞し、但馬地区からの季節的出漁が継続されるのみとなった。そのため、従来県水産課が担ってきた同協会業務が、1963 (昭和 38) 年度より県漁連に引き継がれることになった。

芦屋市水産加工協・芦屋市漁協を対象にサンマ加工試験を実施

本県の動き

芦屋市からの依頼を受け、3 月 18 日、県水産試験場の担当者らが、芦屋市水産加工協、芦屋市漁協の組合員らを対象に、サンマの開き加工の実習を行った。

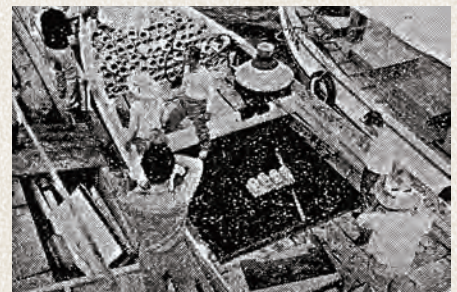
鹿ノ瀬海域のマダコの資源回復に向け小ダコ (12t・5 万尾) を放流予定

本県の動き

1 月上旬の寒波と 4 月中旬からの長雨が内海漁業に大きな打撃を与えたが、特に鹿ノ瀬海域の親ダコはほとんどが死滅、小ダコがわずかに残った程度でマダコ資源は壊滅状態となった。そのため、鹿ノ瀬会、県、明石市、北淡町が協力して、熊本県天草から小ダコ 5 万尾を購入し、海域に放流することとなった。

小ダコの買付と運搬は、マダコの運搬を永年続けており、天草に出張所を構える富島の鮮魚運搬業者、大日水産に依頼した。

7 月 5 日に第 1 回の放流を終えたが、漁業調整委員会においても、7 月 5 日から 9 月 4 日までの 2 ヶ月間にわたり、この海域でのマダコの採捕を禁止する措置をとり、県水産課と業界から取締船を出して監視を行った。



▲資源回復 マダコ放流

福良漁協が鹿ノ瀬会、関係組合に対し、小ダコ 600kg を贈呈

本県の動き

7 月 27 日、福良漁協からマダコ被害の見舞いとして、小ダコ 600kg が贈られ、海域に放流された。



赤穂・由良のフィッシングセンター完成

本県の動き

5 月 15 日に赤穂、7 月 5 日に由良のフィッシングセンターが完成した。これで本県が全国に先駆けて設けた観光漁業施設が 5 ヶ所となり、兵庫県観光漁業協会を中心に、観光漁業の振興を図ることとなった。



▲フィッシングセンター完成
(上から赤穂、由良)

1963

昭和38年

大和堆海域のスルメイカ漁場の調査開始

本県の動き

7月中旬～8月下旬にかけ、兵庫丸が大和堆漁場の大型スルメイカ(27～28cm)の漁場調査を実施した。

浜坂町沖合に大型魚礁沈設

本県の動き

県は1962(昭和37)年度の沿岸漁業構造改善対策事業として、8月から浜坂町沖合に、コンクリートブロック(1m四方の角柱)1,500個を沈設した。一本釣業者は、完成前から操業し成果を上げている。魚礁の管理・運営のために、但馬漁連内に大型魚礁管理委員会を設けた。

瀬戸内海栽培漁業センター2施設が完成(残り1施設は次年度)、社団法人瀬戸内海栽培漁業協会が設立

全国の動き

瀬戸内海の漁業資源の維持を図るため、「作りながらとる」栽培漁業の着想を実現する栽培漁業センターが、香川県屋島、愛媛県伯方島の2ヵ所に完成した。さらに次年度には大分県津井浦に完成する予定であった。マダイやクルマエビ等の種苗を生産し、放流することを目指す。

国が設置した施設であるが、運営には関係府県と漁連を会員とする社団法人を設立し、国が運営を委託するという方法がとられた。4月4日に社団法人瀬戸内海栽培漁業協会が設立され、会長に兵庫県知事、副会長には兵庫県漁連会長が就任し、事務所を兵庫県立水産会館内に置いた。

第3次漁業センサス(昭和38年11月1日現在)実施

全国の動き

1949(昭和24)年3月1日の第1次、1954(昭和29)年1月1日の第2次に続いて10年目のこの年、第3次漁業センサスが行われることとなった。

高度経済成長下における日本漁業の構造変化を明らかにすることがねらい。

赤穂市と岡山県和気郡日生町大字福浦地域が合併

全国の動き

赤穂市と岡山県和気郡日生町大字福浦地域の合併が7月17日に決まった。福浦地区が赤穂市に合併を申し入れたのは、町村合併促進法が制定された1953(昭和28)年10月で、越県合併でも総理大臣が認めた場合は県議会での議決が不要となった。ところが、福浦地区がかつて属していた福河村は1955(昭和30)年3月に日生町と合併、この時に福浦地区の住民に対して県外合併の時期が到来した際、異議なく分離を認めることが付帯条件となっていた。

この10年の間、福浦地区の賛成派住民(約90%)は、県や中央へ陳情を繰り返し、1960(昭和35)年2月には自治省大臣室前に座り込み、早期実現を訴えた。反対派住民が暴力事件を起こすなど、対立がエスカレートしたため、1961(昭和36)年3月には政府が調停案を出し、漁業権は従来通りとして、1963(昭和38)年9月1日に町村合併が発効した。

本県の動き

行政合併にあわせて、福浦漁協(現JF赤穂市福浦地区)も兵庫県籍となった。

垂水漁港修築事業の起工式挙行

本県の動き

8月1日、垂水漁港の修築事業の起工式が行われた。1959(昭和34)年1月の神戸市西部漁協の誕生(7漁協合併)によって、漁港施設の整備が強く求められてきた。事業主体は神戸市。

内海漁連、但馬漁連の合同理事・監事会が開催

本県の動き

9月25日、両漁連の合併を目指し、合併促進委員会を設置するための合同理事会・監事会が開催され、委員会規約が制定された。

合併時期は、1966(昭和41)年4月1日に設定した。

1963

昭和38年

イカー本釣漁業の技術研修が八戸市で開催

全国の動き

9月9日～14日、香住2名・浜坂2名の漁業者が、青森県八戸市で開催された漁業技術交流会へ参加した。

漁業災害補償法の制定を目指し、兵庫県漁協組合長大会を開催

本県の動き

1964(昭和39)年度より漁業共済事業の本格実施が行われるのを機に、漁業共済の裏付けとなる「漁業災害補償法」の制定に向け、兵庫県漁協組合長大会が開かれた。1957(昭和32)年より漁獲保険に類する漁業共済を試験的に実施し、約6年間の貴重な経験をもとに、漁業共済が保険として立派に成り立つことが明らかとなった。

播磨灘東部で夏季底棲生物がへい死

本県の動き

1月の大寒波、4月以降の長雨で親マダコが大量へい死したが、その後も雨は6月上旬まで降り続き、水温・塩素量とも平年を大きく下回る状況が続いた。水温は9月には平年並みに戻ったものの、塩素量は10月に入っても例年より低く推移した。この間に発生したプランクトン類も、例年の組成とは異なり、夏場にみられるミズクラゲがユウレイクラゲに変わったりした。これらが8～9月に播磨灘東部の底棲生物のへい死につながったと分析された。

兵庫県消費生活モニター制度開始

本県の動き

兵庫県政の重点施策である「生活の科学化」の一環として、消費生活モニター制度がスタートした。モニターは関係市・婦人団体・一般応募者ら75名で、第1回のモニター報告も行われた。

その中で「魚肉および加工品」については、店舗の衛生状態が劣悪(まな板の洗い方、刺身を古新聞で包む、冷蔵設備がないなど)など、多くの不満の声が寄せられた。

沿岸漁業等振興法施行

全国の動き

農業においては2年前に農業の憲法ともいべき農業基本法が施行されているが、水産業の憲法となる沿岸漁業等振興法が8月1日に公布・施行された。

沿岸漁業等の生産性の向上と従事者の生活が他産業従事者と均衡することを目的とした。

昭和38年度ノリ種網(県外産)配布スケジュールを発表

本県の動き

県外産ノリ種網の配布予定日が示された。愛知網(下佐脇・大塚・大草漁協)は11月5日、徳島網(橘漁協)11月上旬、高松網(玉藻漁協)11月上旬、岡山網(乙島漁協)10月24日配布済み、九州網11月上旬であった。なお、県人工採苗網(赤穂)は11月上旬に配布が予定された。

但馬漁業センター完成

本県の動き

11月12日、但馬沿岸の中心である香住町に、但馬地域開発の一環として沖合新漁場開発と新漁業の振興および流通機構の改善を図るために県の水産行政機関、試験研究機関、漁業団体等を総合的に集約し、さらに漁民の集会等にも利用できる漁業センターを設置した。

入居団体は、県但馬水産指導室、但馬海区漁業調整委員会、県水産試験場但馬事務所、但馬漁連、県機船底曳網漁業協会、但馬漁船保険組合、全国水産業共済会但馬駐在所、県信漁連但馬支所であった。

1963

昭和38年

但馬地区で集団操業指導船の導入検討

全国の動き

山口県三見漁協の指導船は、木造 19.7t、ディーゼル機関 75 馬力、工事費 6,748 千円で、運営は組合の一般会計と参加漁船から徴収する 1% の利用料で賄った。乗組員 8 名は地元の青壮年を乗船させ、給料は固定給プラス歩合給。組合長が漁協の経営はもちろん、漁民の所得向上を第一の目標に掲げ、県外出漁を奨励していた。

課題として、指導船を新規漁場開発に専念させると、指導船の維持のための収支に影響が出ることがあった。

本県の動き

昭和 38 年度より但馬地区において、沿岸漁業構造改善対策事業が実施され、津居山港・柴山港・居組の 3 漁協において、集団操業指導船の導入が計画され、前年度に指導船を建造した山口県三見漁協を視察した。

兵庫県漁連（旧県漁連）の会員組織変更（指導事業の一元化）

本県の動き

兵庫県漁連（旧県漁連）の会員に県下の単協が加入、さらに、内海・但馬漁連はもちろん、信漁連・基金協会・改良普及協会などの関係団体からも賦課金を受け入れる仕組みとした。これまで各団体がバラバラにやってきた指導事業を県漁連において集中的・効率的に実施しようとする措置であった。

室津漁協でアカガイをバックフィッシュ

本県の動き

室津漁協では、小型底曳網で漁獲されるアカガイの稚貝（30g 以下）を組合が買い取って漁場に放流するバックフィッシュに取り組んだ。その結果、再放流して成長したアカガイは稚貝の 10 倍以上の単価で販売され、底曳網漁業の中心魚種となった。



▲生わかめのポリ袋出荷：林崎

1964

昭和39年

林崎漁協、養殖生わかめのポリ袋出荷を実施

本県の動き

養殖ワカメの生産は、ノリと並んで盛んになり、1964（昭和 39）年には明石海峡を中心に、東は塩屋・垂水から西は明石・林崎・東二見に至る一帯 13 の漁村の研究団体が水産試験場の指導を受けて生産しており、養殖用の親縄の総延長は 5 万 m に達した。

1 月中旬から 4 月までに生産されるワカメは、生換算で 180t の水揚が見込まれたが、量が増えたことで販売先に困るようになった。そこで、これまでトロ箱に 8kg を入れて出荷していた生わかめを、200g のポリ袋詰めにし、目新しい商品として市場に出荷したところ、予想外の高値で取引された。

明石市内の漁協婦人部、県環境衛生推進連合会、保健所から表彰

本県の動き

1963（昭和 38）年 5 月に開催された明石市漁協婦人部連合会の通常総会において、きれいな環境づくりに関する座談会を開催した。これをきっかけに浜の清掃活動を開始し、明石市農林水産課及び衛生課の指導・援助を受け、毎月 1 回、部員全員で浜掃除を続けてきた。地域住民にも喜ばれ、地域の婦人会や自治会なども清掃活動に参加、ハエなどの害虫もいなくなったことが評価された。

兵庫県の水産関係行政機関で機構改革

本県の動き

昭和 39 年 4 月 1 日付の兵庫県の機構改革により、企画部補償課が廃止され本庁水産課内に漁業補償係が設けられた。水産業改良普及事業が水産試験場から水産課に移された。水産試験場では普及調査課が指導課と改められた。また、農林部の総合出先機関として、農林事務所が新設され、洲本・豊岡事務所に水産課が設置された。

1964

昭和39年

「バックフィッシュ運動」の普及徹底

全国の動き

瀬戸内海栽培漁業協会の仕事を効果的にするために、水産資源保護運動の合言葉として、バックフィッシュ運動が提唱された。

吉岐・対馬産マダコで人工飼育実験開始

本県の動き

県水試では、前年の冷害により県産親マダコの入手が極めて困難になっていることから、吉岐・対馬よりマダコ約 20 尾を買い入れ、人工飼育試験を行った。5 月下旬には約 100 万粒の仔ダコが孵化する見込み。大半は鹿ノ瀬漁場に放流される予定であった。

県水試でハマチ養殖試験開始

本県の動き

ハマチ養殖が全国的に盛んになる中で、本県においても 1963 (昭和 38) 年は 16 業者・160 万尾であったものが、1964 (昭和 39) 年には 26 業者・320 万尾と倍増している。

養殖漁業は、沿岸漁業の行き詰まりを打破するために、技術的裏付けがないまま、行政が振興策を大きく打ち出し、業界もそれに乗って大きく動いたため、基礎的な研究が不足したままで人工ふ化・飼育の面に重点が注がれてきた。県水試では今後他県と共同で、ハマチ餌料と養殖漁場の環境要因の研究を進めることとなった。

県稚魚放流事業 2 年目

本県の動き

県水産課では、1963 (昭和 38) 年から稚魚の放流事業を開始し、2 年目を迎えたこの年は、チダイ 7 千尾、クルマエビ 4 万尾の放流を終え、今後さらにチダイ 5 千尾、トラフグ 5 千尾、クルマエビ 17 万尾、マダイ 1 万尾の放流を予定していた。禁漁区を設定した海域 (岩屋鵜崎沖・赤穂千種川尻・西淡湊沖) に重点的に放流した。

浜坂町諸寄釜屋漁港で、アワビの蓄養試験開始

本県の動き

但馬沿岸の浅海漁業振興対策の一環として、水産試験場の指導により、浜坂町諸寄の釜屋漁港において岩礁地形を利用して蓄養池を造成し、アワビを飼育する蓄養試験が開始された。

但馬で傘型コンクリートブロックによるワカメ養殖開始

本県の動き

直径 80cm の傘型コンクリートブロック 500 ~ 550 個にそれぞれワカメの種糸を巻き付け、水深 4 ~ 5m の海底に沈設して養殖を行うことになった。

兵水式魚類人工乾燥機、但馬各地で建設

本県の動き

但馬水試製造課の指導で、柴山港咲花商店・香住町漁協・柴山港漁協・香住町竹内寅蔵商店、香住町西川勇商店で兵水式魚類人工乾燥機の建設が進んでおり、1964 (昭和 39) 年 8 月 ~ 9 月にかけて完成予定。

天草 (てんぐさ) 共販順調に推移

本県の動き

8 月 10 日現在、内海漁連の天草共販取扱量は 45,750kg (8,300 千円) で、単価も強含みで前年の 2 倍以上の実績となった。

出荷漁協は、由良 3 組合・岩屋・野島浦・富島・浅野浦・育波浦・室津浦・沼島・仮屋・伊保であった。

1964

昭和39年

魚類養殖環境要因調査（ハマチ）報告

本県の動き

県下3ヵ所（家島2・由良1）において、定期的に養魚場の調査を実施してきたが、現在までの調査では、悪い漁場は認められなかった。

ヨシエビ（シラサ）の越冬飼育

本県の動き

県水試が赤穂ノリ採苗場で実施しているヨシエビの人工飼育試験において、冬期を迎え水温が10℃以下になると斃死するので、1963（昭和38）年11月に水温20℃に保温した木製水槽に稚エビ240尾（体長25mm）を入れ、アサリ肉を与えて飼育した。1964（昭和39）年4月には90尾が体長64mmになったが、天然のものに比べると小さかった。

東京―新大阪で東海道新幹線が開業

全国の動き

東京オリンピックを目前にした10月1日、東京駅―新大阪駅間を結ぶ東海道新幹線が開業した。これまで東京―大阪間を特急「つばめ」が、6時間30分で結んでいたが、新幹線「ひかり」は時速200km・4時間で走り抜けた。

東京オリンピック開催

全国の動き

10月10日～24日までの15日間にわたり、第18回オリンピック競技大会が東京で開催された。

県漁連、ワカメ養殖読本を発刊

本県の動き

兵庫県漁連では、盛んになってきたワカメ養殖漁業について、指導書的な書籍の発刊を検討していたが、このたび県水試に依頼して、『ワカメ養殖読本』が出来あがった。1冊100円。

漁業から他産業への転業、専業主婦から外で働く女性増加

本県の動き

11月3日に開催された第9回兵庫県漁協婦人部大会において、佐野漁協婦人部の発表の中で、佐野地区の漁家家庭の半数以上が他産業に転業したとの報告があった。

漁業災害補償法成立、兵庫県漁業共済組合設立

全国の動き

1963（昭和38）年12月6日の全国漁民大会の開催から半年、1964（昭和39）年7月に漁業災害補償法が成立した。同年10月、全国漁業共済組合連合会が設立された。

本県の動き

9月25日、兵庫県漁業共済組合が設立された。

兵庫県新総合庁舎第一期工事終了

本県の動き

6月10日、兵庫県新総合庁舎第一期工事の完了を記念して、式典が開催された。

1964

昭和39年

漁場の埋め立て後の状況報告（神戸市西部漁協婦人部）

本県の動き

11月3日に開催された第9回兵庫県漁協婦人部大会において、神戸市西部漁協婦人部が、1958（昭和33）年に神戸市発展のために6万坪の漁場が埋め立てられた駒ヶ林浦の状況報告を行った。

埋め立て工事中は、運ばれる土砂の砂埃が船揚場に打ち上げられ、婦人部員が交替で清掃にあたった。近代工業地帯ができると思っていた埋め立て地には、石油タンク・し尿処理場など、思っていた施設とは全く違うものができた。さらに淡路フェリーの発着場にもなったため、漁船の船溜まりが狭められた。また海から離れた生活となり、台風や高潮の状況が分からずに、天災に見舞われることがあった。

漁業者は好き好んで埋め立てを進め、補償金をもらっているわけではない。漁場を失い水揚げが減って、漁業者は日雇いに、妻は内職で日々をしのいでいる。補償金はむざむざと使わず、漁場を失くした代償であることをよく考えて、将来をよく見極める必要がある、との内容であった。

但馬地区海上防犯協会発足

本県の動き

沿岸の不審船・不審者対策として、舞鶴海上保安部からの依頼を受け、11月、但馬地区海上防犯協会を設立した。会長には但馬漁連会長があたり、不審船・不審者を発見した場合には、漁協の担当職員（推進員）を通じて海上保安部に通報することとした。

香住漁業無線海岸局開所

本県の動き

11月、兵庫県が600万円を投じて、SSB方式の新式無線局を開所。運営は但馬漁連が行った。局長を含め5名の通信士が、6時間の当直勤務（1人は休暇）のローテーションで24時間運営した。

三尾漁協が浜坂漁協と合併

本県の動き

4月1日、浜坂町の三尾漁協が浜坂漁協と合併した。浜坂漁協は5年前から経営改善中で、合併した三尾地区とともに、水揚げの増加（目標年間1億円）、貯金残高目標を年間水揚げ高目標と同額の1億円とすること、出資金の増額などを図って設備の充実をめざした。

由良町漁業協同組合連合会発足

本県の動き

11月、由良地区3漁協の販売事業を統合した、由良町漁業協同組合連合会が発足した。

沼島漁協で1日皆貯金開始

本県の動き

信漁連では県下漁協貯蓄の増強について、農林中金と協議を重ねてきたが、最初の試みとして「1日皆貯金」を1、2の漁協を指定して実施することとなり、沼島と丸山を指定して準備を進めてきた。11月15日、沼島漁協で第1回目を実施した。「1日皆貯金」とは、組合が決めた日に、その日1日分の水揚げ代金はもとより、手元の現金全てを組合に貯金するというもの。

沼島漁協では、第1回は不慣れなこともあり、水揚げ代金だけの貯金とした。従来口座のなかった乗子が他行の預金を組合に移したり、当日休漁した漁業者が後日1日分の水揚げを貯金するなどの協力が得られた。

貯金日の翌日に引き出すことも可能にしていたが、引き出した者はわずかに2名、金額は2,700円であった。

当初は、年1回の実施を考えていたが、沼島漁協では毎月15日を皆貯金の日と決めて、実施することになった。

1965

昭和40年

拓水 100 号発行

本県の動き

1月、「拓水」第100号が発行された。創刊は1956（昭和31）年であった。

水産試験場庁舎の改築工事開始

本県の動き

終戦直後に建築された県水試の庁舎は、当時材料不足の粗悪建築で、明石海峡を望む当地で、幾多の台風や暴風雨に耐えてきたが、近年は老朽化が進み、前年に台風20号の被害を受けたことから、改築が決まった。とりあえず2階建て庁舎の2階部分を撤去して平屋建てとし、補強工事をするので1965（昭和40）年1月末の工事完了をめざす。

第5回姫路市乾海苔展示品評会開催

本県の動き

2月5日から10日まで、姫路市のやまとやしき百貨店の催物会場において、第5回姫路市乾海苔展示品評会が開催され、市内の生産者から黒のり、混のり、合わせて123品が出展され、加工機器も展示された。



▲第5回姫路市乾海苔展示品評会

兵庫県農林部構造改善室が「本県農林水産業の見通しと目標」の素案を策定

本県の動き

兵庫県農林部構造改善室が、1975（昭和50）年を目標年とする「本県農林水産業の見通しと目標」を策定した。これによると、基準年を1963（昭和38）年として、1975（昭和50）年の漁家戸数は基準年の60%の5,000戸、就業者数は65%の7,860人に減少、生産量は基準年の10%増、所得は高級魚・養殖漁業の伸びによって約30%の増加を見込んでいる。この結果、漁業就業者一人当たりの所得は基準年が32.4万円、1970（昭和45）年が49.1万円、1975（昭和50）年には65.5万円と基準年の倍増を見込んでいる。この目標は、他産業に比べると低いですが、現時点においてはこの目標の達成に向け努力するということであった。

水産試験場の兵庫丸が廃船

本県の動き

1951（昭和26）年2月に進水した兵庫県水産試験場の調査船「兵庫丸」（52t・汽船底曳網漁船）が、5月に老朽化のため廃船されることとなった。代船建造が予算的に難しい中で、兵庫県漁業公社所有の「第一兵庫丸」（99t）を備船することとなった。第一兵庫丸は1959（昭和34）年進水のさばはね釣漁船で、当時、沿岸漁業が不振に陥り、新たな漁場を求めて沖合から沿岸を目指すために、県と業界で協力して設立した公社の所有船であった。近年では沖合・遠洋漁業も諸外国の規制が強まる中で、思わしい操業ができず経営が難しくなる一方、栽培漁業・養殖漁業と沿岸漁業が見直される時代となり、水試・公社双方にとってメリットがある備船となった。

丸山漁協でワカメ養殖開始

本県の動き

丸山漁協の一本釣業者が共同で、ワカメ養殖漁業を開始した。また、丸山漁協では鮮魚運搬冷凍車・鮮魚運搬船を建造し、東京市場への共同出荷を開始した。

洲本・豊岡農林水産事務所水産課への権限委譲

本県の動き

5月1日より、洲本・豊岡農林水産事務所水産課において、権限委譲により、5トン未満の漁船に係る登録・建造等の許可などが取り扱えるようになった。

1965

昭和40年

県水試がマコンブ養殖試験実施

本県の動き

沿岸漁業の不振を打開するために、1964（昭和39）年の秋に明石沖で養殖試験を開始したマコンブが、6月に入り幅27cm、長さ2.5mまで成長し、厚みや色付きも上々の原藻ができた。乾燥見本を北海道の研究者に見せたところ、高い評価を得た。



▲養殖試験中のコンブ：東明石浦

兵庫県漁連が税務・経営等に関する相談室開設

本県の動き

兵庫県漁連は、9月より毎月1回、コンサルタント（公認会計士）を招いて、漁協の税務相談・経営相談室を開設することになった。

昭和40年度沿岸漁業構造改善対策事業の対象決定

本県の動き

沿岸漁業構造改善対策事業の対象が発表され、赤穂市の福浦漁協のクルマエビ蓄養水槽（鉄筋コンクリート蓄養池8面680㎡）など、11地区の事業計画が示された。

台風23号・24号による、本県水産業界の被害総額431百万円

本県の動き

9月10日に本県を南北に縦断した台風23号は近年にない暴風雨となって、県下水産業界に甚大な被害を与え、引き続き本県を襲った台風24号と合わせた被害総額は431百万円に達した。

農林中央金庫が「住宅等生活改善資金」の融資制度を新設

全国の動き

農林中央金庫は、漁業者の住宅の新・改築や台所等改善の生活面資金についての融資の取り扱いを開始した。

福浦漁協にエビ養殖場完成

本県の動き

沿岸漁業構造改善対策事業として福浦漁協に建設中のクルマエビ養殖場が、10月に完成した。総工費550万円、面積600㎡で簡易冷蔵庫を併設している。本格的なエビ養殖は1966（昭和41）年4月からとなるが、最高600kgのエビを蓄養するほか、ガザミ蓄養の企業化試験にも取り組むこととなった。

林崎に海苔人工乾燥場完成

本県の動き

林崎漁協の養殖研究グループ4組が共同出資して、それぞれの海苔作業場並びに人工乾燥場を造った。作業場には、海苔脱水機・チョッパー・海苔簀洗機等が整然と配置された。人工乾燥場は約13㎡で、1回2時間で約1,000枚の海苔を乾燥できた。

污水対策全国漁業者協議会（污水協）設立

全国の動き

全国の水産団体及び全漁業者の意思の統一を図り、污水防止を中心に漁業被害対策を強力に推進する協議会が、全漁連の中に設立され、全漁連会長がこの協議会の会長に就任した。

1965

昭和40年

岩屋共栄漁協の生餌用の水槽で、淡水産のニジマスを海水馴致

本県の動き

瀬戸内海栽培漁業センターが前年から試験実施している、淡水産ニジマスの海水馴致・養殖試験を、この年は本県岩屋共栄漁協の生餌用の水槽を用いて実施することとなった。

李承晩ライン撤廃

全国の動き

1948(昭和23)年正式に設立した韓国の初代大統領の李承晩が強硬な反日姿勢を示すために、1952(昭和27)年1月18日の大統領令により設定した海洋境界線の「李承晩ライン」は、1960(昭和35)年の李承晩失脚後も継続していたが、1963(昭和38)年に李承晩退陣後の政治的混乱を收拾した朴正熙大統領が、韓国の工業化を進めるために、日本との国交回復を模索し、1965(昭和40)年6月22日の日韓漁業協定の締結をもって消滅した。

本県の動き

李承晩ラインは消滅したものの、韓国専管水域、共同規制区域が設定され、日本の漁船が出漁できる海域は共同規制区域のみで、しかも出漁できる沖合底曳網漁船の隻数は、兵庫・島根・鳥取3県合わせて25隻に制限された。出漁資格がある兵庫県の沖合底曳網漁船(30t以上)の総隻数は66隻であった。

柴山港に漁民アパート完成

本県の動き

柴山港漁協では、26隻の沖合底曳網漁船に260名の船員が必要であった。漁業者の減少による船員確保が困難な状況となり、半数以上を地元外から受け入れていた。そのため、船員の住居探しが問題となり町役場と相談していたが、12月、柴山港に鉄筋5階建・26室を備えた町営の漁民アパートが完成した。



▲漁民アパート完成：柴山港

御津町のアカガイ生産日本一

本県の動き

1963(昭和38)年に西播地区で大量発生が認められたアカガイが、この年には御津町の岩見・室津の2漁協で年間1,000tを超える水揚げを記録した。同年の全国生産量は5,000t、主産地の青森・長崎が500t程度で、御津町の水揚げが日本一となった。

兵庫県かん水養殖漁業協同組合設立

本県の動き

家島諸島や淡路由良、福良などのハマチ養殖は、ここ数年来発展し、生産者の数も20余名に達したことから、5月、兵庫県かん水養殖漁業協同組合が設立され、事務所を県立水産会館内においた。

1966

昭和41年

海水馴致ニジマスを海に放流

本県の動き

2月、県は瀬戸内海栽培漁業協会と協力して、淡路福良湾、岩屋沖に海水馴致した2,000尾のニジマスを放流した。その後この年の5月中旬までに、約40尾が採捕された。岩屋沖で採捕されたニジマスは、放流から2ヵ月で、放流時に比べ体長が1.5倍(平均18cm)、体重は5.5倍(平均155g)となっていた。夏を無事に越えて、秋から冬に大型のニジマスが漁獲されれば、新しい漁獲対象魚種が誕生する。

県水産課、新庁舎に移転

本県の動き

2月7日、県水産課は4年間を過ごしたプレハブ庁舎を出て、新庁舎8階に移転した。

1966

昭和41年

第二次漁災運動開始

全国の動き

1963(昭和38)年12月6日の全国漁民大会の開催から半年、1964(昭和39)年7月に漁業災害補償法が成立したが、内容は漁民の相互扶助の域を出ず、厳しい条件が加入を抑制してきたことから、①国の再保険方式を超過損害保険方式とすること、②共済限度額の引き上げ、③加入方式の改善、④国の助成の引き上げ、を求める第二次漁災運動が始まった。12月2日には、全国漁民大会が1,500名規模で東京で開催された。

出光問題対策協議会・播磨漁友会出光問題対策実行委員会が開催

本県の動き

6月22日の播磨関係漁協組合長会議で、出光興産姫路製油所の建設問題を協議、シーバースの影響について県農林部長は学術調査の結果を待って、影響が明らかなら先頭を立てて反対すると説明。これを受けて、6月24日、兵庫県漁連が主催し、播磨地区の漁協組合長・役員ならびに漁民代表約150名を招集した協議会が開催され、あらためて農林部長の説明を確認するとともに、質疑応答が行われた。協議会終了後、播磨漁友会出光問題対策実行委員会が開催され、県が誘致を進める出光興産姫路製油所建設計画について、漁民が納得したうえで進めるよう決議した。

沿岸漁業構造改善(経営近代化)対策事業、最終年度

全国の動き

1963(昭和38)年度から始まった経営近代化対策事業が、最終年度を迎えた。この4年間に実施(計画)された事業は、合計で70事業、事業費は567百万円、国・県の助成金は343百万円であった。1967(昭和42)年度はこれらの成果を確認し、1968(昭和43)年度からは沿岸漁業経営近代化補足整備事業が実施される予定であった。

森漁協の森吉一氏、第5回全国優良漁業経営実績発表大会で農林大臣賞受賞

全国の動き

9月7、8日に開催された全漁連主催の第5回全国優良漁業経営実績発表大会で、森漁協の森吉一組合長が「未利用漁場の開発による周年操業経営について」を発表し、農林大臣賞を受賞した。森漁協では、夏場はタイ・ハモ・イカ・エビなどを小型底曳網漁船で水揚するが、冬場は漁が少なく、冬季の漁閑期対策が求められていたが、ノリ養殖漁業を導入し、森組合長独特の「360度回転方式」という浮動式の養殖方法を開発し、成果を上げたことが評価された。

森吉一氏、第5回農業祭で天皇賞受賞

全国の動き

森吉一氏は、小型底曳網漁業と漁閑期におけるノリ養殖の組み合わせを考え、ノリ養殖では竹筏を使用した独特の全浮動(360度回転)の養殖方式を考案し周年操業の確立を図った。ノリ養殖以外でも小型底曳網漁業では遠隔操縦の揚網機、アサリけた網の砂ふるい、ステンレス製ベアリング入りローラーなどを考案、しかも漁具改良等の技術革新は、広く一般に公開して、その普及を図った。

森氏は、森漁協の組合長他多くの要職にあって、県下業界の信頼が厚く、今回の受賞へとつながった。



▲森吉一氏 天皇賞受賞

ノリ養殖用施肥・病害防除船「白鷺(はくろ)」が完成

本県の動き

10月1日、姫路市のり人工採苗場(網干・揖保川河口)で、姫路市漁民組合連合会主催による「ノリ養殖 施肥・病害防除船 白鷺(はくろ)」の竣工式が開催された。



▲ノリ養殖用施肥・病害防除船「白鷺(はくろ)」完成

1966

昭和41年

淡路島の塩田地区で、小学生が郷土学習でワカメ養殖

本県の動き

津名町塩田地区において、地元の小学生が郷土学習の一環としてワカメ養殖漁業に取り組むことになり、塩田漁協、県・町の担当者らが協力して支援することになった。



▲小学生がワカメ養殖：淡路塩田地区

ノリ網の建込方式が「固定張り」から「浮動式」あるいは「ベタ流し」方式へ移行

本県の動き

兵庫県のノリ養殖は、1960（昭和35）年に内海漁連が共販を始めた当初に比べ、関係漁協が34組合と3倍近くに増え、ノリ網の建込方式も従来の「固定張り」から「浮動式」、「ベタ流し式」へと4割が変更された。赤穂・姫路地区では本格的な施肥船によるノリ肥料（のり液S・のりフード等）の散布が実施された。



▲ノリ養殖 固定張りからベタ流しへ

1967

昭和42年

ノリ冷凍網試験で上々の結果

本県の動き

1963（昭和38）年に愛知県で初めて成功した冷凍網技術が、全国各地で実用化されつつある中で、県が試験を開始した。12月下旬、林崎の種網と、須磨浦研究会の二次芽網を冷凍、年明け2月9日に出庫した。これらの冷凍網を、姫路市・明石市・神戸市・淡路町の4地区に配布し、養殖試験を行った。その結果、二次芽網は芽が小さすぎたためか、あまり収穫がなく、種網では各地区とも3～4回摘採して1,500～2,000枚の収穫ができた。良い冷凍網であれば、経済的にも十分使えることが実証された。

南淡町営の漁民アパート完成

本県の動き

漁業後継者の育成と生活環境の向上、漁民の次男・三男対策、並びに漁民相互の融和を目的に、南淡町福良に町営の漁民アパートが建設された。鉄筋コンクリート5階建・3棟24戸、2階建・3棟24戸、工事費7,600万円。



▲南淡町営漁民アパート完成

大和堆スルメイカ釣出漁 40 隻

本県の動き

大和堆スルメイカ釣出漁は、これまで最高の40隻となる見込み。早い船は6月下旬から出漁し、4泊5日の航海を3～4回消化した。前年出漁した津居山船の好成績が契機となって、今夏の但馬船大挙出漁となった。

漁協合併助成法施行

全国の動き

7月24日、漁協合併助成法が国会で可決成立し、即日施行された。これまで、漁協の合併は漁業協同組合整備促進法に基づいて進められてきたが、組合員の減少や欠損金の問題などを解消するための、消極的な合併を支援するものであった。漁協合併助成法は、経営は維持できているも本来の協同組合としての活動を充実させるための、積極的な合併を進めることを目的とした。合併に際し、事務所の改造や共同利用施設の充実など、必要と認定を受けた施設整備の費用の1/3が補助される。

1967

昭和42年

漁災制度改正が実現

全国の動き

8月1日、漁業災害補償法の改正法案が公布され、1968（昭和43）年1月1日に施行されることとなった。第二次漁災運動で全国の漁民が求めてきた、共済限度額の引き上げ、国庫補助の増額などが実現した。



▲漁災制度確立全国漁民大会
(1966年12月開催)

県水試新築工事地鎮祭開催

本県の動き

9月25日、明石市中崎海岸埋め立て地で、県水試の新築工事の地鎮祭が執り行われた。1968（昭和43）年3月末完成予定。

県水試調査船「新但馬丸」完成

本県の動き

5月24日、静岡県清水市において建造を開始した県水試の調査船「新但馬丸」（118.7t）が完成し、10月21日神戸港に雄姿を現した。日本海を主たる調査海域として、底曳網漁業・いか釣漁業・流し網漁業・延縄漁業などの試験・調査を行う予定であった。



▲調査船「新但馬丸」完成：県水試

明石海峡対策協議会設立

本県の動き

海上交通における安全の確保を図るため、狭水路の明石海峡の関係組合が明石海峡対策協議会（会長：神戸市西部漁協山田岸松組合長）を設立した。今後の対策について、漁民の権利を主張していくことなどを申し合わせた。

出光興産姫路製油所の設置許可見送り

本県の動き

8月10日、通産省は1968（昭和43）年～1970（昭和45）年までの石油精製事業の新・増設の許可を決定したが、問題となっていた出光興産の姫路製油所の許可申請は却下され、次年度再検討されることになった。

兵庫県漁業公社解散

本県の動き

1959（昭和34）年2月、本県沿岸漁業の衰退と、次男・三男対策のための県外漁業開発を目的として設立されたが、その後、漁村における労務事情の変化、養殖漁業の発展、サンマ・サバ資源の変動などにより、採算割れを来す中で、8月28日の同公社の株主総会において、9年間にわたった事業活動を閉じた。

家島・坊勢でノリ養殖本格化

本県の動き

本県浅海養殖漁業の中心となったノリ養殖漁業は、先進地の赤穂・網干等の西播地区から、摂津・淡路地区に広がり、この年からはさらに家島・坊勢でも本格的な養殖が始まった。日本海においても香住で初めて竹筏式で5筏の養殖試験が行われた。

1968

昭和43年

海上交通法制反対全国漁民大会が開催

全国の動き

3月4日、全漁連主催の海上交通法制反対全国漁民大会が開かれ全国から650名の漁民が集まった。漁民の犠牲の上に海上交通を確保する法制度に断固反対する意見表明が、本県岩屋漁協組合長らから発せられ、決議文をもって運輸・農林両省へ陳情が行われた。

1968

昭和43年

但馬地区7漁協の沿岸漁業者が漁獲共済総加入

本県の動き

但馬地区の津居山港、竹野浜、柴山港、香住町、浜坂、諸寄、居組の7漁協所属の沿岸漁業者400名が、漁獲共済の申し込みを行った。この契約は漁協ごとの全船連合加入形式によるもので、同一地区の多数の漁協の組合員がそろって総加入するのは全国初。各漁協とも、掛け金の県費補助を実現し、組合の独自補助を加え、漁獲共済の全船加入の必要性の説明に努めた結果実現した。

県水試香住分室が整備

本県の動き

香住町にあった水産庁日本海区水産研究所香住支所の廃止に伴い、その敷地および建物を国から県が一括して払い受けたので、県費1,500万円を投じて水産加工指導の充実のための改築が、昭和43年秋までに実施されることとなった。

古宮漁協がサルボウ稚貝放流

本県の動き

3月29日、播磨町の古宮漁協が大阪泉佐野産のサルボウ(モガイ)の稚貝(殻長3cm)4.4tを古宮漁港内に放流した。

新しい県水試誕生

本県の動き

1967(昭和42年)9月に着工した県水試が完成し、5月17日に落成式が行われた。「とる漁業から育てる漁業へ」をキャッチフレーズに、試験場への期待は高い。



▲新しい県水試完成

のり共販推進協議会が結成

本県の動き

6月12日、のり共販推進協議会が結成された。内海漁連を中心に、委託網の斡旋・ノリ養殖に関する情報提供・系統共販の強化などに取り組むことになった。

西淡町湊沖で「工場廃液海上不法投棄事件」発生

本県の動き

6月13日未明、西淡町湊沖で帝国化学(株)岡山工場から出たチタン生成廃液160tを積んだ廃液運搬船「第三幸徳丸」が水深7mの浅海で廃液を不法投棄、無数の魚介類が焼けただれて死滅した。

県では副知事を本部長とする対策本部を立ち上げ、淡路財務事務所にも対策支部を立ち上げ、被害状況の把握と加害者との交渉を行う準備を整えた。



▲工場廃液海上不法投棄事件：西淡町湊沖

昭和42年度の兵庫県の水揚高が100億円超え

本県の動き

県水産課が各漁協に依頼している、1967(昭和42)年度の販売事業の取扱実績報告によると、漁船漁業の漁獲高が81億9千万円、ハマチ養殖10億円、ノリ養殖9億3千万円で、初めて100億円の大台に乗った。

5年前の昭和37年実績の47%アップとなった。



▲皇太子殿下・同妃殿下をお迎えしての放魚祭

岡山県玉野市の瀬戸内海栽培漁業センターで放魚祭開催

全国の動き

明治百年を記念して、農林水産省、各種漁業団体が、瀬戸内海栽培漁業センターで皇太子殿下・同妃殿下をお迎えし、放魚祭を開催した。

1968

昭和43年

一宮町の3漁協にノリの区画漁業権の設定を認可

本県の動き

7月19日に開催された瀬戸内海海区漁業調整委員会において、一宮町内の3漁協から申請があった、ノリ養殖区画漁業権について審議され、設定が認められた。

一宮町地区の3漁協では、冬場の漁閑期対策としてノリ養殖にかける強い意気込みを示し、「失敗の見通しが高い」との専門家のアドバイスに対し「失敗しても良いからやりたい」として申請した。

兵庫県沖合いかつり漁業協会発足

本県の動き

近年の大和堆でのスルメイカ漁の好調を背景に、底曳網漁業の周年操業と沿岸一本釣漁業者の協力的操業により、但馬地区の漁業振興を図ることを目的に、1968(昭和43)年7月9日に協議会が発足した。この年の大和堆出漁には、底曳兼業船が72隻、一本釣専業船が11隻の合計83隻が出漁を予定した。

淡路西浦海域で初のノリ養殖試験実施

本県の動き

淡路島のノリ養殖の歴史は、1955(昭和30)年頃に炬口で養殖されたのが初めてといわれている。その後、1959(昭和34)年頃に森漁協の森吉一氏が「筏式全浮動養殖法」を開発し、冬期比較的海が穏やかで栄養塩が豊富な東浦地区で盛んになり、その後湊、阿那賀、南淡阿万で行われてきた。淡路西浦地区は、冬期荒天が多いためこれまで養殖は行われてこなかったが、この年初めて、一宮町郡家・江井・尾崎で382枚の試験養殖が計画され、成果が期待された。

この試験が成功すれば、瀬戸内地区はもとより日本海地区においても、ノリ養殖漁業の可能性が広がることも期待された。



▲本県初のFRP漁船完成

本県初のFRP漁船完成

本県の動き

木造漁船の建造業者が高齢化し、木材不足も問題となる中で、注目を浴びてきたFRP漁船であったが、西浦水交会や内海漁連の協力を得て、9月、郡家漁協において県下初のFRP漁船が完成した。

神戸市西部、明石市沿岸でノリ網のズボ式採苗開始

本県の動き

ノリ養殖が年々盛んになるにもかかわらず、種網のほとんどを県外産に依存してきた。地元の漁場に適した種網の確保が課題となる中で、糸状体とノリ網をポリ袋の中に入れて海面に浮かべ採苗する「ズボ式採苗」に、この年初めて神戸市西部と明石地区が挑戦した。この方法では、糸状体の胞子の放出時期の見極めが重要とされるが、神戸市西部漁協では室内採苗を合わせて実施し、放出時期を確認した。育苗は全国的に例がない浮流し式で管理し、芽つきの良い種網ができた。



▲ノリ養殖 ズボ式採苗開始：神戸市西部・明石地区

1969

昭和44年

漁協合併計画が各地で進展

本県の動き

1969(昭和44)年1月時点で、合併計画が総会で承認され、合併仮契約書の調印が終了した地区は、五色町地区の鳥飼と都志、播磨町地区の播磨町古宮と播磨町本荘、一宮町地区の尾崎・郡家・江井、また、同年3月までに合併完了が見込まれる地区は、香住町地区の香住と余部、3月末までに合併計画が策定される見込の地区は、神戸市東灘地区の本庄・青木・甲南・東灘、浜坂町地区の浜坂・諸寄・居組となった。

1969

昭和44年

県水試但馬分場完成

本県の動き

4月1日、香住に建設中の庁舎が完成し、但馬分室が但馬分場に昇格し、水産加工の試験研究業務も行うこととなった。

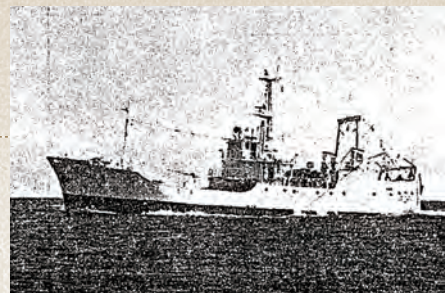


▲県水試但馬分場完成

県立香住高校漁業練習船「但州丸」完成

本県の動き

3月、兵庫県立香住高校の漁業練習船「但州丸」(291t)が完成、マグロはえ縄・トロール・イカ釣り等の実習を行う予定であった。



▲練習船「但州丸」完成：県立香住高校

平岡安民氏の「思い出の記」連載終了

本県の動き

4月、1957(昭和32)年7月から12年間にわたり「漁業遍歴」「対馬暖流」「漁業今昔」「思い出の記」を寄稿してきた平岡安民氏の連載が終了した。続編は雑誌「漁村」に寄稿される予定とされた。

釣客を乗せる5トン未満の漁船、海技免状義務化

全国の動き

釣客を乗せる5トン未満の漁船は、これまで海技免状取得者の乗船が不要であったが、運輸省通達により7月から小型船舶操縦士免許取得者の乗船が必要となった。ただし、準備不足の業者が多いため、1年間延期されることとなった。

系統3団体、水産振興基金の早期創設を決議

本県の動き

5月15日、県漁連・県信漁連・県漁業共済組合の系統3団体は、県下漁業者の共済掛金の補助や県漁連が行う指導事業の活動費の補助を行うことによって、県下水産業の安定と振興に寄与することを目的に、5～6億円規模の水産振興基金の早期創設を、県・市町及び水産各団体に要請することを決議した。

北淡町室津浦、淡路町岩屋に漁民住宅建設

本県の動き

淡路地区では、1966(昭和41)年度の福良、1968(昭和43)年度の育波浦・浅野浦につぐ漁民住宅の建設が、1969(昭和44)年度に室津浦・岩屋で計画された。

淡路でノリ養殖ブーム

本県の動き

淡路では、最初に炬口でノリ養殖が始まったが中断、その後、森漁協の森吉一氏の功績で東浦地区に広がり、1968(昭和43)年からは西浦地区の一宮町内の漁協が初めてながら大きな成果を上げたことで、淡路全体がノリ養殖ブームに沸いた。



▲淡路でノリ養殖ブーム

淡路でノリ養殖研究会設立準備会開催

本県の動き

6月7日、発展途上にある淡路地区内のノリ生産者が、技術交流や研修、先進地視察などを共に行い、生産の向上を図ることを目的に、淡路ノリ養殖研究会の設立準備会が開催された。発起人代表に森漁協の森吉一氏を選任した。

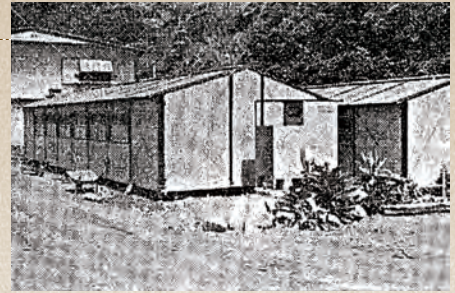
1969

昭和44年

福良漁協、和歌山に県外宿舎を建設

本県の動き

福良漁協では和歌山の比井漁協の協力を得て、6月10日にタチウオ釣業者のための宿舎を建設した。福良漁協の30隻のタチウオ漁船の漁業者は、漁場の南下に合わせ、和歌山県御坊沖まで、かんこ漁船(1t・4馬力)で片道4時間かけて出漁していたが、今後は遭難の心配もなく操業できる体制が整った。



▲県外宿舎完成：福良漁協

近代化資金助成法成立

全国の動き

6月、漁業近代化資金助成法案が参議院農林水産委員会で可決された。系統の強い要望を受け、運動を展開してから3年目に成立した。融資枠の拡大や手続きの簡素化、金利の引き下げなどが付帯決議された。

栽培漁業中間育成場が各地に完成

本県の動き

県水産課が積極的に進めてきた栽培漁業の一翼を担う、中間育成場が西播(御津町)、西淡(西淡町)で完成し、東播(明石市)では7月末日に完成する予定となった。すでに西播中間育成場では6月30日に約50万尾のクルマエビの稚魚を受け入れ7月11日に放流、さらに7月15日から約50万尾を受け入れて育成した。また、県水試内にも水産種苗センターを建設すべく、8月に着工が予定された。



▲西播中間育成場完成

第2回りのり共販推進協議会開催

本県の動き

生産性向上と流通の改革を図る目的で前年4月に設置されたのり共販推進協議会が、7月17日開催された。全国的な生産の増加で、県外委託網の調達が難しくなっていることや、選別検査については組合による自主検査が建前となっているが、状況によっては漁連または第三者の検査を実施すること、格付けについては全国的に簡素化が求められているので、次回9月の協議会で決定すること、などが協議された。

県水産課、沖合ノリ養殖漁場開発試験実施

本県の動き

瀬戸内海の沖合漁場は、絶好の養殖適地でありながら未開拓であった。そこで県水産課普及係が10月から、淡路島の仮屋沖2kmの大阪湾で養殖試験を行うことになった。水深63mの漁場での養殖試験は全国でも初めての試みであった。

木船用の船底塗料に有機錫化合物入りの塗料が主流になる見通し

全国の動き

鋼鉄製の船舶の船底塗料が、従来の亜硫化銅型ドクチャンから有機錫化合物に代わる中で、木船においても今後は有機錫化合物入りが主流になると予想された。

福良漁協、タチウオの超急速冷凍の保存研究を実施

本県の動き

福良漁協のタチウオ漁は好調で、毎日20~25tの水揚げがある一方、他産地も好漁のため、冷凍運搬車を活用した全国販売を展開して、ようやく価格を維持していたが、出荷制限や操業制限を検討する状況となっていた。そこで、神港魚類と提携し、窒素を用いた凍結・保存試験を実施することになった。

1969

昭和44年

漁業近代化資金制度発足

全国の動き

漁業近代化資金助成法の施行が8月1日に決まったが、県の予算措置の関係から運用は11月にずれ込んだ。兵庫県においてはもともと県独自の近代化資金が用意されていたが、国の予算措置により予算枠を増やし、国の利子補給も加わった。

世界初、培養魚礁実証試験を実施

本県の動き

県水産課では世界で初めてとなる培養魚礁の実証試験を実施するため、9月から設置工事を開始した。従来の投石・並型魚礁が静的漁場造成とするならば、今回試験を実施する培養魚礁は、鉄製エキスバンドメタル製浮礁と沈礁に集餌灯を備えることから、動的漁場造成といえる。集餌灯によって稚魚の餌となるプランクトンを培養した。培養魚礁の設置場所は、御津町室津の唐荷島周辺。集餌灯を用いた各種実験が予定された。

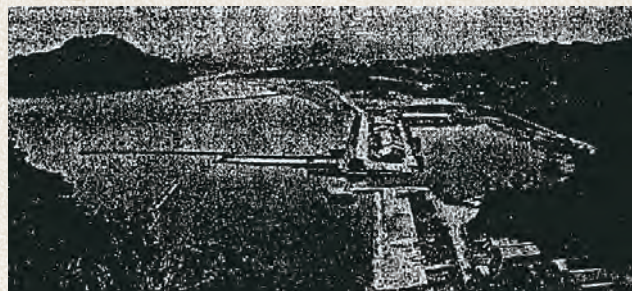


▲培養魚礁実証試験：県水試

新浜坂漁港完成

本県の動き

旧浜坂漁港は北西に面し、日本海からの強風・波浪を受け、岸田川からの土砂の堆積に対しては漁業者自らが浚渫するなど、風の日しか使用できない漁港であった。戦後、漁港修築の機運が高まり、1948(昭和23)年に着工し20余年の工期と4億9千万円の公費をかけ、本年10月30日に竣工式を迎えた。新しい漁港は、水深3m、泊地面積31,000㎡、岸壁延長600mと日本有数の漁港となった。



▲新浜坂漁港完成

但馬、イカ釣りブームで船員不足

本県の動き

但馬地区で船員不足が問題化したのは、1962(昭和37)年頃からで、漁船の大型化が始まったことに起因する。その後1967(昭和42)年から大和堆周辺海域での沖合イカ釣り漁業の開始によって、1969(昭和44)年は100隻の兼業船と40隻の専業船が出漁するという、未曾有のイカ釣りブームが到来した。もともと船員不足であった上に新たに40隻の専業船が増加したため、深刻な船員不足となった。船員は従来船主の親戚縁者で、香住・柴山では10人のうち3人程度が鳥取・島根両県からの出稼ぎ船員であった。50トン級のイカ釣り船で7~8名の乗組員を必要とし、全体で約70名が不足した。緊急対策として、青森県にまで赴いて7名の船員を確保したが、今後は地元の中・高生等の後継者として確保することを考える必要があった。

北海道ノリ養殖センターで種網生産技術研修

本県の動き

神戸市西部漁協と神戸市担当者5名が8月10日から15日間、明石市関係者が同年8月23日から15日間、北海道ノリ養殖センターで行われた種網生産の技術研修会に参加した。このセンターは全漁連と道漁連が共同で、ノリ漁場の開発と全国への種網供給を目的に設立したもので、毎年約3,000枚の種網が生産されていた。サロマ湖のノリ養殖漁場では、流れが乏しい中で育成を図るため、ノリ網を曳いて船で漕ぐ「曳網」という方法がとられており、潮流が速い本県漁場は、この点極めて恵まれているといえた。

水産業協同組合法施行20周年記念全国漁協大会開催

全国の動き

11月11日、水協法施行20周年記念全国漁協大会が東京で開催された。全国から1,300名が参加、さらに国会・政党・関係官庁、関係中央団体からの来賓も招待した盛大な大会となった。

1969

昭和44年

万国博を迎える県民運動が展開

本県の動き

兵庫県では各種団体・職域などを中心に、万国博の訪問客を兵庫県に迎える県民運動が展開された。万国博の当日券の価格は、大人(23歳以上)800円、小人(4~14歳)400円、15歳~22歳は青年割引600円が適用された。

柴山で2度目のノリ養殖試験を実施

本県の動き

但馬水産研究クラブ連合会の1969(昭和44)年度事業の一環として、柴山港内で2度目のノリ養殖試験を実施した。但馬では1961(昭和36)年に柴山港水産研究クラブが初めて柴山港内で試験を行い、400枚の製品を製造したが、その後養殖する者はいなかった。1967・68(昭和42・43)年に守山晃氏等がチャレンジしたが、波や流れ藻による被害を受けて中止された。今回は柴山浅海組合の有志4名が管理を引き受け、11月12日、種網2枚を柴山港内に張った。12月19日に摘採・製品化できたのは750枚であった。



▲2度目のノリ養殖試験：柴山

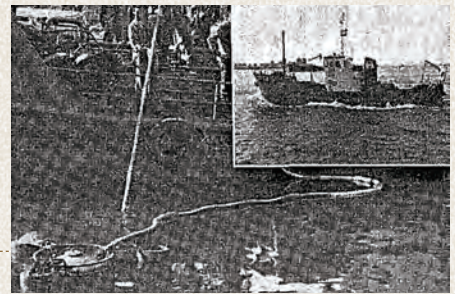
1970

昭和45年

兵庫県が流出油回収船「ひろみね」を建造し、飾磨港に配備

本県の動き

前年だけでも全国で10数回の流出油さわぎがあり、1億円近い漁業被害があった中、兵庫県では防御態勢を充実するために、全国に例がない最新式の流出油回収船(44t・建造費3,000万円・油吸引力60t/時)を建造し、2月19日、飾磨港に配備した。

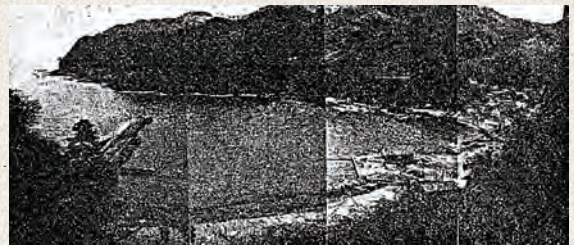


▲県流出油回収船「ひろみね」完成

鎧漁港の改修工事完了

本県の動き

香住町の鎧漁港の改修工事が、1951(昭和26)年4月の工事着手から18年の歳月を経て、3月に完了した。鎧漁港は古くから大敷網の基地港として栄えたが、日本海の荒波にさらされて、漁船の出漁や水揚げが困難な状況にあった。

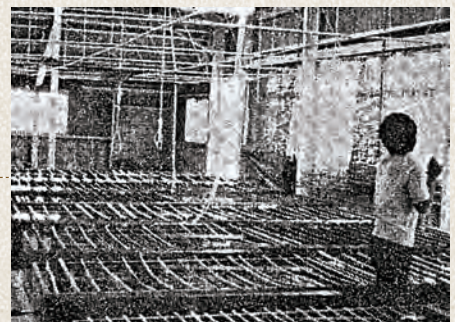


▲鎧漁港改修工事完了

鹿ノ瀬漁場でノリ養殖試験実施

本県の動き

3月18日、林崎・明石浦両漁協が鹿ノ瀬漁場で、80枚張り4セットを張り込み、養殖試験が開始された。明石市のノリ養殖漁業はここ数年で目覚ましい発展を遂げたが、着業希望者が殺到し漁場の割り当てが行き詰まっていた。そこで鹿ノ瀬漁場で試験養殖を試みたものであるが、結果は上々で真っ黒な良いノリが生産された。県が関係組合に委託して実施した仮屋沖水深67mの沖合ノリ漁場試験と並び、本県ノリ養殖漁業の将来構想を示唆するものであった。



▲ノリ人工採苗場完成：林崎

林崎漁協でのり人工採苗場完成

本県の動き

3月、林崎漁協の人工採苗場が完成した。鉄骨スレート葺205㎡、工費930万円、糸状体9万個を培養できた。

但馬漁業後継者育成対策協議会発足

本県の動き

7月28日、高度経済成長期に漁村から若者が都市で就労する状況の中で、若者を漁村に定着させる方策を講じるべく、県・市町担当者、関係漁協組合長、但馬漁連会長らが出席し、但馬漁業後継者対策について協議した。

1970

昭和45年

内海漁連、設立 20 周年記念式典を開催

本県の動き

6月22日、県立水産会館大会議室において内海漁連の設立20周年記念式典が開催された。1949(昭和24)年11月の設立当初は、旧水産業会の設備と債権債務を引き継いで発足したが、戦後の激動期で系統意識も低調、設立当時の出資金はわずかに68万円であった。



▲設立20周年記念式典：内海漁連

5 トン未満の遊漁船等に対する海技従事者乗船義務の暫定猶予措置期限

全国の動き

5トン未満の遊漁船に海技従事者を乗船させる法令が、特例措置によって過去2回延長されたが、6月30日で特例措置が廃止され、暫定措置として同年12月末まで最後の延長が実施された。この間に国家試験が免除される指定講習、または試験に合格して小型船舶操縦士資格を取得する必要があるがあった。

神戸市西部漁協、垂水沖のノリ鋼管漁場で海底養殖試験を実施

本県の動き

神戸市西部漁協ではノリ養殖漁業の発展が目覚ましいが、ノリの次に行う養殖漁業を研究しようと、1969(昭和44)年に造成したノリの鋼管漁場を利用して、この年度から海底養殖試験を実施した。施設は神戸市が調達し、管理運営は神戸市西部漁協が担当した。マダイ稚魚を飼育していたが、商品サイズまでは3年かかるため、越冬試験もかねた。



▲公害絶滅全国漁民総決起大会

公害絶滅全国漁民総決起大会開催

全国の動き

全漁連等主催の公害絶滅全国漁民総決起大会が、10月8日東京で開催され、全国から漁民2,500人(兵庫からは38人)が出席した。公害基本法等の関連法令の改正にあたって、企業優先の経済条項を削除することなどを決議した。

1971

昭和46年

淡路仮屋沖沖合ノリ漁場試験結果が報告

本県の動き

1969(昭和44)年から2年間にわたり、淡路仮屋沖2,500m、水深65mの海域で実施した試験の結果が、森漁協組合長森吉一氏から報告された。沖合の作業は危険が多く、船舶の航行もあり困難を極めた。1年目は船舶によるセットの損傷を発見しても、すぐに修理できず作業員の確保にも苦労した。また、潮流や波立ち状態が分からず、点滅浮標の高さも調整が必要であった。セットは外枠が二重で、波没、転覆しないように設計されていた。この中に50枚3列150枚のノリ網が張れた。錨は60~120kg、ロープは水深の3倍の長さに張るが、60mの海底に届くまでに30~40秒かかるため、真四角に設置することは難しかった。第2年度は、干出作業の簡略化を検討し、塩ビで立体枠を組み、網の下側にセットしたチューブにエアを送り込むことで、海面より1m浮上する装置を開発しテストしたが、その成果は顕著で、沖合ノリ養殖の最大の難作業である干出の省力化が期待された。

兵庫県の水産予算で「資源管理型漁業」が初めて登場

本県の動き

兵庫県の1971(昭和46)年度水産予算で、「資源管理型漁業」という用語が初めて用いられた。この用語は、その後の漁業政策の根幹をなした。

但馬漁業後継者育成対策協議会が新規学卒就業者を対象に激励会開催

本県の動き

但馬地区の船員不足を解消するため、地区の1市3町8漁協と県・但馬漁連で設立した「但馬漁業後継者育成対策協議会」が、3月13日、香住町文化会館において、今春の新卒就業者18名を対象に、激励会を開催した。



▲新規学卒就業者激励会

1971

昭和46年

淡路島の観光道路「うずしおライン」と伊弉漁港を直結する関連道路が完成

本県の動き

1966(昭和41)年4月に完成した淡路島の観光道路「うずしおライン」に、伊弉漁港から直結する関連道路が3月に完成した。これまで伊弉漁港に通じる道路は道幅3mと狭く、水揚は隣接する阿那賀漁港で行ってきたが、道路の完成により伊弉漁港で水揚することができるようになった。



▲うずしおラインと伊弉漁港直結道路完成

FRP 漁船導入から3年、普及停滞

本県の動き

1968(昭和43)年に県下初のFRP小型底曳網漁船が導入されたが、それから3年が経過した1971(昭和46)年2月時点で、県下のFRP漁船は20隻に達していない状況であった。木造船に比べて価格は高いが、フナクイムシの被害はなく、船底のカキ落としも3年間で1回のみと、木造船の年3~4回(1回2万円)と比べると、ランニングコストは安かった。しばらく様子見が続くと思われた。

海洋水産資源開発促進法施行

全国の動き

5月27日、海洋水産資源開発促進法が施行された。これは、沿岸海域における水産物の増養殖の計画的な推進と、沖合における海洋水産資源開発に関する開発センター制度の確立を目的としたものであった。

公害関係14法令整備

全国の動き

漁業者の強力な公害絶滅運動等を背景に開催された第64臨時国会において、公害対策基本法をはじめ14の関係法案が成立した。

水質汚濁防止法では、全国一律基準が決定され、1971(昭和46)年6月24日から起算して6ヵ月後から具体的に適用された。ただし、一律基準は全国的に適用するため、全般的にゆるやかになったことは遺憾の極みであった。



▲ガザミ種苗生産：
県水試

クルマエビに次ぐ栽培漁業の対象種にガザミを選定

本県の動き

1963(昭和38)年に瀬戸内海栽培漁業協会が設立されてから、クルマエビについては種苗の大量生産技術が確立したが、第2の対象魚種として、兵庫県ではガザミを選択し、この年度から3年間にわたり、種苗の生産・育成・放流を行うこととなった。

公害絶滅兵庫県漁民大会が開催

本県の動き

1971(昭和46)年5月18日、県立水産会館において公害絶滅兵庫県漁民大会が開催され、県下の漁業者300名が参加した。政府や地方自治体に公害絶滅体制の確立を求め、企業には公害防止施設の完備と漁場破壊の補償を求めた。



▲公害絶滅兵庫県漁民大会

水産業協同組合法改正

全国の動き

水産業協同組合法の一部改正法案が、5月17日に公布され、同年8月7日から施行された。改正は、将来の漁協合併等に対処した組合の管理、運営面の改善と合理化をねらった規程の整備が主眼となっていた。

1971

昭和46年

水産庁長官から「ノリ養殖漁業に対する指導について」通達発出

全国の動き

ノリ養殖漁業は、1960（昭和35）年に全国生産量が30億枚台に達し、その後豊凶変動を繰り返したものの、1969・70（昭和44・45）年には2年連続で生産量が55億枚を超えた。これまで供給過少による売手市場での生産増大が進められてきたが、55億枚が平年作水準となると、将来的には供給過剰で単価が低下することが懸念されることから、採算性の見直し等の通達が水産庁長官から発出された。

油流出事故が頻発、体制の確立が急務

本県の動き

1月15日、廃油の不法投棄により明石の漁業者が3億円以上の被害を受けた。さらに同年10月21日から22日に神戸市西部から魚住までと淡路島の岩屋から志筑までのノリ漁場に重油が漂着し、種付中のノリ網2万6千枚が被害を受ける大事故が発生した。10月の事故は、原因となるタンカーの衝突事故が19日に発生し、その日の夕刊に大きく報道された。20日の昼には須磨沖で油を見かけた漁業者がいたにもかかわらず、対応が遅れ大きな被害となった。関係者全員が反省し、こうした被害が発生しないよう、体制の整備が急がれた。

漁場環境調査艇「ちどり」完成

本県の動き

10月14日、突発的の事故に対する初動体制の確立のために、県水産課が導入を進めていた漁場環境調査艇「ちどり」（4.9t）が完成した。流出油事故、魚介類の異常へい死等の突発事故に迅速に対応することが期待された。



▲県漁場環境調査艇「ちどり」完成

瀬戸内海水産開発協議会、赤潮撲滅の陳情活動

全国の動き

瀬戸内海の赤潮発生状況は、ますます広域化・長期化して内海全域に及ぼうとしていた。これを防止することが重大問題であるとの認識から、瀬戸内関係12府県で組織する瀬戸内海水産開発協議会の各漁連会長が、水産庁・環境庁をはじめ関係機関に対し、陳情活動をおこなった。

円切り上げ

全国の動き

8月15日、アメリカは国際収支の赤字を解消するために、ドルと金との交換停止と輸入課徴金の一律10%賦課を発表（ドルショック）した。これに対して日本は、従来通りの固定相場（360円/ドル）を継続したが、国外からのドル売りが殺到、8月28日になって変動為替相場制に切り替えた。同年12月17、18日に、米国・日本など10ヶ国の大蔵大臣・財務大臣による会議がワシントンで開催され、1ドル308円で再び固定相場制に戻る（スミソニアン協定）こととなり、12月19日から実行された。日本経済は、円の切り上げが直接の景気に影響を及ぼすことはなく、12月からは景気上昇期に入った。

兵庫県信用漁業協同組合連合会創立20周年記念式典開催

本県の動き

11月2日、県立水産会館において兵庫県信漁連の創立20周年記念式典が開催された。

のり養殖安定対策協議会が発足

本県の動き

本県におけるノリ養殖の安定成長を目的に、12月、県下6ブロックにそれぞれ地区組織の安定対策協議会が結成された。ノリ生産期に入ったため、県組織の設立総会を開く機会を得ていなかったが、将来的には県組織を設立して、生産者自らが現実を認識して、漁場行使・養殖管理・品質向上対策等の体制を確立することが、協議会のテーマとなった。

1971

昭和46年

水質汚濁防止法、全国一律の基準決定

全国の動き

漁業者の強力な公害撲滅運動の結果、公害対策基本法をはじめ、14の法案が成立、水質汚濁防止法は6月24日から起算して6か月後から、全国一律基準が適用されることになった。

津居山港漁協乗組員「働く青少年の生活文」で労働大臣賞受賞

全国の動き

津居山港漁協の乗組員榎本富市氏の作文「仕事から知る私の人生「生きる」」が労働大臣賞を受賞した。

瀬戸内海の小型底曳網漁船の馬力制限が、10馬力から15馬力に引き上げ

全国の動き

瀬戸内海各県からの要望を受けて、11月1日付で水産庁長官通達が表示され、瀬戸内海の小型底曳網漁船の馬力制限が10馬力から15馬力に引き上げられた。

1972

昭和47年

兵庫県漁業協同組合併促進会議が発足

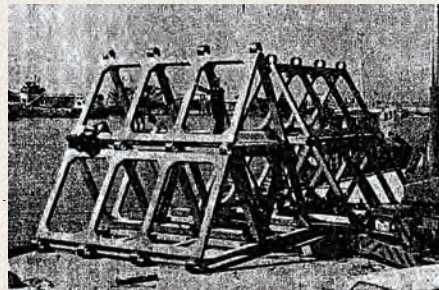
本県の動き

漁業協同組合併助成法が延長されたことを受け、各県域において「漁業協同組合併促進会議」を設置することが決議され、本県においても1月21日、県漁連・信漁連が中心となり合併促進会議が設置された。

県営稚魚育成漁場完成

本県の動き

県単事業で五色町沖に計画されていた「稚魚育成漁場」のこの年度工事分が完成した。県下では、西淡町湊沖の保護水面に続いて2番目の禁漁区となった。



▲県営稚魚育成漁場完成：五色町

兵庫県漁連汚水公害対策委員会が発足

本県の動き

1月21日、県下全域にわたって活動しうる強力な推進母体として、兵庫県漁連汚水公害対策委員会が発足した。

日本海で栽培漁業開始 ズワイガニの種苗生産に着手

本県の動き

この年から始まった日本海の栽培漁業を促進するために、県水産試験場では、本県日本海側で最も重要な魚種となっているズワイガニの種苗生産の予備試験を開始した。水槽内でふ化した稚仔の飼育を開始したが、ズワイガニの生態はほとんど解明されておらず、今後の研究の成果が期待された。

淡路水産センター完成

本県の動き

漁業後継者育成対策の一環で、漁業に関する近代的な知識と、技術習得の研修場として、淡路水産センターが3月洲本市炬口に建設された。管理主体は内海漁連であった。鉄筋2階建てで、研修に必要な書籍・標本・機器等が常備され、屋外には漁具・機器類の操作実技取得場があった。

海洋汚染防止法が全面施行

全国の動き

1971(昭和46)年6月24日に施行された海洋汚染防止法であったが、廃棄物の規制等新たに加わったものや、油のよう

1972

昭和47年

海上交通安全法制定

全国の動き

7月3日、海上交通安全法が公布され1973(昭和48)年7月1日に施行されることになった。政省令の準備に、漁業界から6名の漁民代表が「海上安全教育審」の専門員として参画した。

PCB全国一斉調査により高砂市でPCB汚染が判明、PCB公害対策兵庫県漁協組合長会議開催

全国の動き

1968(昭和43)年、PCBが食用油に混入し健康被害が生じたカネミ油症事件を受け、国は1972(昭和47)年にPCBの製造中止を決め、PCBの回収を指示した。同時に国による全国一斉の底質調査を実施、全国79水域で除去が必要との結果を報告した。

本県の動き

7月17日、本県において、PCBによる魚介類汚染が公表され沿岸漁業が大打撃を受けたことから、7月20日にPCB公害対策兵庫県漁協組合長会議を急遽開催、汚染源の根絶と漁場復旧を求める決議を採択した。



▲PCB公害対策兵庫県漁協組合長会議

PCBの安全基準設定

全国の動き

8月14日、PCBのガイドライン(安全基準:遠洋1ppm、沿岸3ppm)が設定された。これにより、PCBの一応の目安はできたが、汚染された海域からPCBを取り除く対策が実施され、安全性が確保されるまで闘いは続くことになった。

摂津6組合が解散

本県の動き

10月、海域の埋め立て等により、摂津6組合(尼崎~東神戸漁協)は一切の漁業権を放棄し、解散した。

1973

昭和48年

(財)中央漁業操業安全協会設立

全国の動き

「海上交通安全法」の施行に伴い、航路等船舶交通の輻輳する東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の3海域において、漁業操業の安全の確保等を図るための事業を行うことによって、海上交通の安全を図り、併せて漁業の振興に資することを目的に、1973(昭和48)年2月、(財)中央漁業操業安全協会が設立された。

本県の動き

兵庫県では1972(昭和47)年以降、明石海峡等への特定航路設定の動きに反発し、漁業者は再三にわたり、漁民大会や中央陳情を実施した。

流出油処理剤の使用基準決定

全国の動き

10月、運輸省が流出油処理剤の使用基準を示した。この基準は、海上に流出した油類の処理に使用する流出油用処理剤について、油による被害を防止するとともに、処理剤による二次的な影響等を防止することが目的であった。

第一次オイルショック発生

全国の動き

10月、中東の産油国が原油価格を70%引き上げたことを受け、「狂乱物価」といわれるようなインフレが発生した。日銀は公定歩合を9%まで引き上げ、金融を引き締めたが、これによって景気が悪化し不況に陥った。

1973

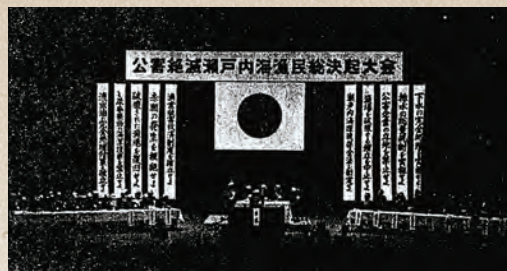
昭和48年

公害絶滅瀬戸内海漁民総決起大会開催

全国の動き

3月27日、公害企業の立地禁止と瀬戸内海環境保全法の制定を求め、瀬戸内海沿海12府県の県漁連・信漁連・全漁連主催の公害絶滅瀬戸内海漁民総決起大会が、明石市民会館において漁民代表者1,800名が参加して開催された。

大会終了後、地元兵庫県の漁民約200名が100隻の漁船に乗り込み、神戸市垂水漁港で船団を編成、大会会場に面した明石海峡で海上デモを繰り広げた。



▲公害絶滅瀬戸内海漁民総決起大会

PCB 汚染調査結果が発表され、全国で魚価が暴落

全国の動き

6月4日、政府は被害者救済対策との同時発表を求めてきた全国の漁業者の声を無視して、PCB汚染の調査結果のみを公表。全国各地で魚価が暴落した。

高砂・白浜沖の PCB 汚染魚をコンクリート詰めにして土中へ処理

本県の動き

6月4日の国、5日の県によるPCB汚染の調査結果の公表を受けて、6月8日に、発表以降3日分の高砂・白浜沖の汚染海域で獲れた魚約400kgを、鐘化高砂工場内の空き地に持ち込み、ドラム缶にコンクリート詰めした後、土中に埋めた。

その後も汚染海域で獲れた魚を冷凍庫に保管し、5日ごとに処理、約40tの魚が土中に消える予定であった。



▲PCB汚染魚をコンクリート詰めにして土中へ

公害危機突破兵庫県漁民総決起大会が開催

本県の動き

6月4日の国、5日の県による魚介類のPCB汚染の調査結果の公表によって、本県全海域において魚価が暴落した。漁民は販売不能による操業停止を余儀なくされていた。このような事態に陥っても、国や県は何の対策も立てようとはせず、漁民の怒りは限界に達した。

このため6月22日、県下漁民代表2,200名が明石市民会館に集い、兵庫県知事・瀬戸調事務局長・明石市長などを来賓に招き、公害危機突破兵庫県漁民総決起大会を開催した。各政党を代表する国会議員から所信が表明されたが、いずれも現在の漁民の窮状を理解しておらず、漁民は不満を爆発させ、演壇に詰め寄る一幕もあった。

大会は8項目の決議(①汚染源の除去、②規制区域外の魚介類の安全性の明示、③国の責任で汚染海域の漁獲を規制、④国の責任で損失補填を実施、⑤汚染源企業の責任を明確に、⑥PCB除去技術の開発、⑦公害による無過失損害賠償責任制度の確立、⑧漁業被害補償を含めた漁場環境保全に関する特別法の即時制定)を採択し、決議の実行は実行委員会に一任された。



▲公害危機突破兵庫県漁民総決起大会

公害被害危機突破全国漁民総決起大会が開催

全国の動き

7月6日、東京九段会館において全国から漁民代表2,000名が集まり、公害被害危機突破全国漁民総決起大会が開催された。

追い詰められた漁民の怒りを背景に、政府・企業・政党の責任を強く糾弾し、5項目の大会決議を採択した。



▲公害被害危機突破全国漁民総決起大会

1973

昭和48年

瀬戸内海環境保全臨時措置法案、与野党間で大筋合意

全国の動き

瀬戸内海の環境浄化を目指して、1973（昭和48）年3月27日に明石市民会館において開催された「公害絶滅瀬戸内海漁民総決起大会」の決議に基づいて、関係漁連・信漁連会長からなる大会実行委員会が陳情団を結成して、1973（昭和48）年4月13、14日の2日間にわたり、首相をはじめ国会・関係省庁・各政党に対して陳情活動を行った。その後の継続した活動と全漁連の協力により、法案が最終段階に至った。

瀬戸内海開発協議会が陳情活動を実施

全国の動き

PCB汚染魚一色になるという、漁業史上かつてない問題を解決するために、瀬戸内海開発協議会は、7月26日、9項目の要求事項を決議し、1県2名ずつの実行委員と事務局長他3名が同年8月9日、水産庁長官等への陳情行動を行った。

本県の動き

三浦県漁連会長がPCB問題の経過を次のとおり「拓水」に寄稿した。

関係省庁は、当初PCB問題をきわめて甘くとらえていた。また水産業界においても、本県を除くほとんどすべての府県で、風評を懸念して、マスコミの記事を恐れ、自県の魚価の保護のために「さわらぬ神にたたりなし」とばかりに、本県の陳情活動を頼かむりの姿勢で無言を通してきた。そのため、全漁連も何等の手も打たぬような、業界の無理解と無責任な姿勢があった。

そこに、汚染魚の調査結果発表が軽はずみに行われ、問題を一層大きくした。これが汚染魚問題発生に至る真の姿である。

県水試がハマチの音波養殖試験を実施

本県の動き

7月、洲本市由良湾において、県水試がハマチ種苗6,000尾を用いて、音波馴致による養殖試験を開始した。

近年の赤潮による養殖被害を回避するため、給餌の際に音波を出すことを続けてハマチの稚魚を馴致する。馴致されたハマチの稚魚に対しては、いけすから放流した後も音波・給餌を続け、赤潮被害を避けて養殖する。県水試では放流した稚魚の80%以上の回収を目指した。

ハマチ養殖に新方式

全国の動き

この年のハマチ種苗需給調整は、従来の3,000万尾という大枠が撤廃され、各府県の漁場管理の状況に応じて適当と思われる尾数を養殖することが可能となった。

しかし、種苗の採捕は、前年度の許可統数を限度としていたため、無制限に採捕することはできなかった。

1974

昭和49年

県農林部に食料局新設

本県の動き

1974（昭和49）年4月、県農林部に食料局が新設され、水産課はその傘下に入った。

(財)兵庫県水産公害対策基金設立

本県の動き

(財)兵庫県水産公害対策基金が設立された。

1975

昭和50年

(財)漁場油濁被害救済基金設立

本県の動き

本県では、海上交通の活発化に伴い、原因者不明の流出油事故が頻発した。こうした事故はノリ養殖漁業等に甚大な被害をもたらしたが、漁業者は救済されず、すべて泣き寝入りであった。これに対し、救済制度の確立を求め1972（昭和47）年頃から三重県・千葉県の関係者とともに、中央陳情を繰り返し実施した。3月原因者不明の油濁による漁業被害救済対策を推進するため、農林・通産・運輸3者の共管による基金が設立された。

1975

昭和50年

淡路地区漁青連発足

本県の動き

3月、淡路水産センターにおいて設立総会が開催され、淡路地区漁協青壮年部連合会が発足した。



▲淡路地区漁青連発足

第1回豊漁祈願祭開催

本県の動き

8月5日、県漁連主催の第1回豊漁祈願祭が、神戸市垂水埋立地で開催された。県知事、神戸市助役、荷受、仲買、漁業関係者ら約200名が出席し、神事に引き続いて垂水港沖で稚魚の放流・海上パレードが行われた。



▲第1回豊漁祈願祭

漁船海難物故者合同慰霊祭開催

本県の動き

8月19日、明石市民会館において、県下4海区遺族参列者約400名、兵庫県知事をはじめ来賓約50名、一般参列者約500名のもとで、漁船海難物故者合同慰霊祭が開催され、300有余柱の御霊に哀悼の誠を捧げた。



▲漁船海難物故者合同慰霊祭

兵庫・徳島漁民友好訪華団が国交正常化前の中国を訪問

全国の動き

1974(昭和49)年4月、鳴門海峡中ノ瀬付近で、中国貨物船ヤンシー号が座礁・沈没した。福良・阿那賀漁協の組合員らが乗組員56名全員を救助し宿泊・食事などを提供した。翌年に中国・遠洋運輸会社の招待で、兵庫・徳島漁民友好訪華団10名が中国を訪問した。

本県の動き

兵庫県からは5名が中国を訪れた。中国から上野動物園にパンダが贈られた直後の訪問であったため、中国側の配慮で北京動物園のパンダを見学した。

1976

昭和51年

兵庫県漁民物故者合同慰霊塔開眼供養開催

本県の動き

1975(昭和50)年8月に開催した漁船海難物故者合同慰霊祭の後、業界内から海難物故者以外の漁業関係者を含めた慰霊塔の建立を求める声が高まり、県漁連内の慰霊塔建設協議会において、慰霊塔の建設が決まった。4月30日、高野山において慰霊塔の開眼供養祭が開催された。



▲漁民物故者合同慰霊塔開眼供養

瀬戸内海環境保全臨時措置法2ヵ年延長

全国の動き

瀬戸内海環境保全臨時措置法の期限が2年延長された。

兵庫県漁政懇話会発足

本県の動き

7月、兵庫県の水産系統団体が「兵庫県漁政懇話会」を結成した。この懇話会は、兵庫県の水産を取り巻く厳しい諸情勢に対応して、業界の意見を集約し、政治や行政に漁民の声を反映させることを目的とした。

1976

昭和51年

摂播漁青連設立

本県の動き

7月、内海漁連のり流通センターにおいて、摂播漁青連の設立総会が開催され、摂津・播磨地区漁協青壮年部連合会が発足した。

兵庫県漁連温排水調査委員会発足

本県の動き

8月、兵庫県漁連温排水調査委員会が発足した。

3漁連合併で新兵庫県漁連設立

本県の動き

9月1日、但馬・内海・旧県漁連の3漁連が合併して新兵庫県漁業協同組合連合会が設立された。



▲3漁連合併記念祝賀会

但馬地区漁青連設立

本県の動き

9月、但馬地区漁青連の設立総会が開催され、但馬地区漁協青壮年部連合会が設立された。

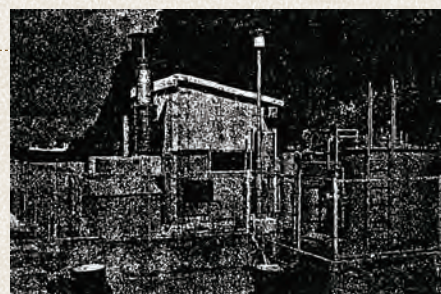


▲兵庫県漁青連設立

兵庫県漁青連設立

本県の動き

10月、県立水産会館において兵庫県漁協青壮年部連合会の設立総会が開催され、同連合会の設立が決定した。



▲県廃油処理施設完成：香住漁港

県が香住漁港に廃油処理施設設置

本県の動き

1970(昭和45)年の海洋汚濁防止法制定により、船舶から海洋に油や廃棄物を排出することが規制されたにもかかわらず、廃油による海洋汚染が続いていた。

そこで兵庫県では、香住漁港に廃油処理施設を設置し、運営を兵庫県漁連に委託した。利用料は当面無料とされた。

1977

昭和52年

県漁連が独自施設でマダイ稚魚を育成・放流

本県の動き

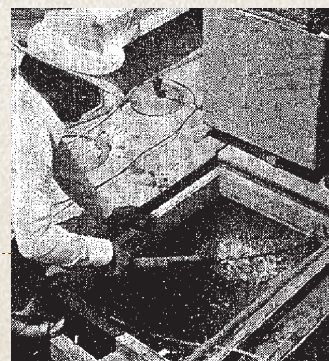
兵庫県漁連は、赤潮対策事業の一環として一宮町尾崎の淡路のりセンター地先海面において、マダイ稚魚10万尾を育成していた。同事業としてはすでに、アイナメ・ペラの種苗約18万尾を淡路島周辺の主要漁場に放流していたが、育成中のマダイ種苗は、8月の豊漁祈願祭で放流する予定であった。

竹野浜沖で初の中層式魚類蓄養殖試験実施

本県の動き

兵庫県は、漁連・竹野浜漁協などとプロジェクトチームを結成し、竹野町猫崎沖合500mで初めての中層式による魚類蓄養殖試験を実施した。

1辺5mの立方体の網を、深さ4.5mの中層に設置し、給仕網を海面につなぐことで、冬場の風波を和らげ蓄養した。7月7日、この施設に体長10cmのイシダイの稚魚1,000尾を放養した。将来的にはマダイ・ハマチなどの試験を行う予定。



▲マダイ稚魚を育成放流

1977

昭和52年

兵庫県農林水産部誕生

本県の動き

兵庫県農林部を農林水産部と改称。水産課、漁港課の2課制となった。

領海法・漁業専管水域に関する暫定措置法を制定、漁業専管水域を200海里に設定

全国の動き

5月、領海法と漁業専管水域に関する暫定措置法が成立。同年7月1日に施行され、日本は領海12海里と漁業専管水域200海里を宣言した。

日朝友好促進議員連盟の議員団が日朝民間漁業協定の締結に向け、訪朝

全国の動き

8月26日、日朝友好促進議員連盟の議員団が10日間にわたって訪朝し、「日朝漁業分野における協力に関する暫定合意書」に調印した。内容は、日朝民間漁業協定を1978(昭和53)年6月までに締結する努力をする、暫定水域において200トン未満の漁船の操業を認める、などであった。

兵庫県漁連合併記念増資を実施

本県の動き

1976(昭和51)年9月の3漁連合併から1年を迎えるに際し、財務基盤を固め、体制を強化するために、合併記念増資が実施されることになった。増資額は154,890千円で、既存出資額の40%の増資をこの年の9月末までに、各会員に求めた。

漁業用無線正常化推進

本県の動き

内海地区の漁業無線の正常化を図るために、県漁連は各地で特殊無線技士電話甲の講習会を開催し、必要な資格の取得を推進した。この年の8月までに、400名弱が免許資格を取得した。



▲漁業用無線正常化へ講習会開催

ソ連・北朝鮮の200海里宣言に対する日本海漁業に関して合同陳情

全国の動き

各国が200海里経済水域の設定を宣言する中で、9月8日、兵庫県漁連をはじめ関係16漁連が合同で農林大臣等に対し、陳情活動を行った。日本海においても、ソ連・北朝鮮の宣言により、沖合イカ釣漁業を中心に存続が危ぶまれる状況にあることを訴え、対応を求めた。

全国污水協、原因不明の漁具等被害検討委員会を設置

全国の動き

9月26日、全国污水公害対策協議会は、原因者不明の漁具・漁網の損壊被害の救済対策に取り組むこととし、「原因者不明の漁具等被害検討委員会」を設置した。兵庫県漁連がまとめた1974～76(昭和49～51)年の3年間の兵庫県下の被害総額は、2億6千万円にのぼった。

漁政懇話会が政府・国会に瀬戸法制定を陳情

本県の動き

兵庫県の漁協系統8団体による漁政懇話会は、9月28、29日に政府国会陳情、10月5日には県・県議会に陳情を実施した。瀬戸法の制定と赤潮問題、200海里問題などの影響を報告し、対応を求めた。

History of Hyogo fishery

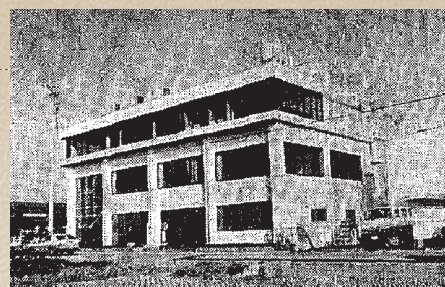
1977

播磨漁友会館完成

昭和52年

本県の動き

12月6日、社団法人播磨漁友会の会館の竣工式が、県・関係市町及び系統団体の代表者ら150名の出席者のもと開催された。本会館は姫路市中央卸売市場に隣接し、2階に4会議室、3階には200名収容の大会議室を備え、漁業者養成の場として研修事業等での活用が期待された。



▲播磨漁友会館完成

1978

瀬戸内海環境保全臨時措置法の期限切れを前に、後継法制定を求める運動を展開

昭和53年

全国の動き

瀬戸内海環境保全臨時措置法は、1973（昭和48）年1月に施行され、途中2年間延長されたが、1978（昭和53）年11月に期限切れとなる。期限切れを前に、総量規制方式の導入や窒素・リンの環境基準の確立を図ることが求められた。

農林省から農林水産省に省名変更

全国の動き

7月5日、農林省は農林水産省に省名を変更した。これを受けて水産庁は振興部・沿岸課・開発課の1部2課が新設され、5部18課へと機構が拡大した。

兵庫県漁連、全自動のり製造装置の取り扱いを開始

本県の動き

のり機械メーカーは、1975（昭和50）年から全自動のり製造装置を販売していたが、兵庫の浜に導入することは技術的に難しいと思われてきた。しかしながら技術改良が進んだ結果、兵庫県漁連の購買推進委員会、理事会において、ようやく兵庫ののりの製造にも対応できると判断され、県漁連はこの年度より、購買事業として製造装置を取り扱うことを決めた。

兵庫のりの柔らかさを調査

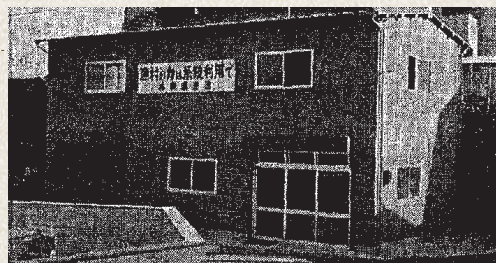
本県の動き

兵庫県漁連では、1977（昭和52）年12月20日の第1回潮から1978（昭和53）年2月23日の第8回潮までの、各地区のサンプル352検体を用いて、山本海苔店研究所の荒木氏が発案した溶けやすさ法（乾海苔を4cm×3cmに切って約40℃の湯の入ったコップに入れ、攪拌してバラバラに溶けるまでの時間を測定する）により、のりの品質について実験した。これまで、兵庫のりは溶けるまでに400秒以上かかると思われていたが、実験では平均100～150秒で、400秒以上かかったのりは3%に過ぎなかった。

兵庫県漁連明石資材販売所開設

本県の動き

3月18日、兵庫県漁連は明石出張所内に明石資材販売所を開設した。従来、明石出張所では石油製品を中心に取り扱ってきたが、将来的には漁船漁業用を中心に資材も取り扱うことになった。



▲県漁連資材販売所開設

瀬戸内海環境保全特別措置法案が閣議決定、衆議院へ提出

全国の動き

4月21日、政府はこの年11月で期限切れとなる、瀬戸内海環境保全臨時措置法の後継法案として、瀬戸内海環境保全特別措置法を閣議決定し、衆議院へ提出した。また、瀬戸内海・東京湾・伊勢湾の汚濁物質の総量規制を導入するための水質汚濁防止法案も同時に閣議決定し、衆議院に送られた。

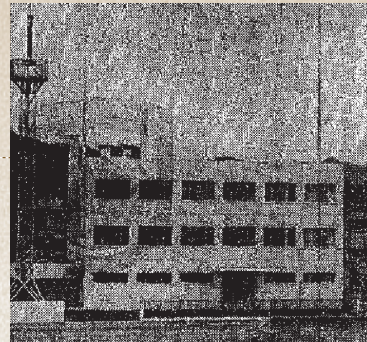
1978

昭和53年

摂播漁青連、ヒオウギ養殖に挑戦

本県の動き

摂播漁青連がヒオウギの養殖に挑戦することを決めた。但馬から淡路までの11青壮年グループも、これに参加することになった。摂播漁青連が、5月下旬に三重県浜島町より殻長4cmの種苗を購入し、各地に平均300個を配布した。無事に生育すれば、年末には殻長8~12cmに成長し、出荷できる見込みであった。



▲香住海上保安署新庁舎完成

香住海上保安署新庁舎完成

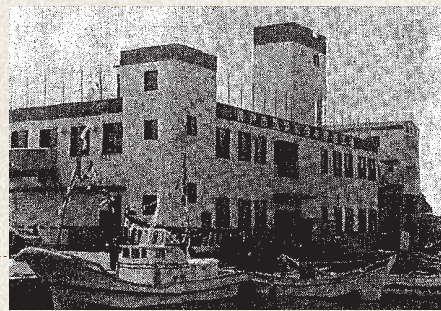
全国の動き

第八管区海上保安本部が老朽化した庁舎の新築を企図し、1977(昭和52)年8月に着工した新庁舎が、4月20日に完成し竣工式が開催された。同庁舎には香住航路標識事務所も併設された。

神戸市漁協、水産加工場完成

本県の動き

5月27日、神戸市垂水漁港内に神戸市漁協の総合水産加工場が建設され、竣工式が開催された。この加工場ではシラス・イワシの釜揚げ、のり火入れ、のり味付け加工などを行う予定。



▲水産加工場完成：神戸市漁協

明石浦漁協 100% 共販体制を確立

本県の動き

6月1日、明石浦漁協は100%共販体制に突入した。これは明石市が組合との調整をつけないうまま、新設の地方卸売市場(藤江)を5月26日に開場、従来播淡汽船横の荷揚場で取引されていたものを、藤江に一元化したことに抗議したものであった。

明石浦漁協では昼市に加え6月1日からは午前2時から「朝市」を開催し、100%共販体制を確立した。

瀬戸内海環境保全特別措置法案が参議院本会議で可決成立

全国の動き

6月7日の参議院本会議で、瀬戸内海環境保全特別措置法・水質汚濁防止法の一部改正案がともに可決成立した。排水の総量規制、富栄養化対策、油汚染対策などがうたわれた。

日朝民間漁業協定 2年延長

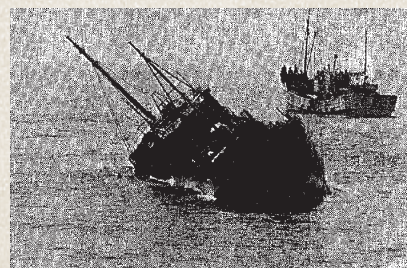
全国の動き

日朝漁業協議会の訪朝代表団は、この年の6月30日で期限切れとなる「日朝漁業協議会と朝鮮東海水産協同組合連盟間の漁業分野における協力に関する暫定合意書」の有効期間を2年間延長する「合意書」と、太平洋側を除く日本の漁業水域内で北朝鮮の漁民の漁業活動を保障する「暫定合意書」に調印し、7月3日に帰国した。

ズワイガニ沈船魚礁事業開始

本県の動き

日本海のズワイガニ漁が、1972(昭和47)年の5,000tをピークに水揚量が激減し、1977(昭和52)年漁期は1,300tに落ち込んだため、沖合イカ釣の古船を魚礁として沈める事業が、県単でこの年度から3ヵ年計画で始まった。初年度となったこの年は5月26日、津居山港沖35km・水深250mの海底に、古船5隻が沈められた。



▲ズワイガニ沈船魚礁事業開始

1978

昭和53年

船舶安全法の一部改正に伴い、小型漁船にも船舶検査

全国の動き

船舶安全法第 32 条により、総トン数 20 トン未満の漁船の船舶検査は適用されない規定になっていたが、政令の改正に伴い、海岸から 12 海里を超える海面で操業する小型船舶は、検査の対象となった。海岸から 20 海里以上で操業する漁船にはこの年の 8 月 15 日から、12 海里以上で操業する漁船は 1980 (昭和 55) 年 4 月 1 日から施行される。

赤潮対策三県協議会発足

全国の動き

7 月下旬、東部瀬戸内海で赤潮の異常発生による大きな被害に対して対応策を協議するために、関係する兵庫・香川・徳島 3 県の県庁・系統団体による合同会議が開催された。1972 (昭和 47 年) 度から赤潮の発生頻度が高まり、広域化・長期化・悪性化する実情にかんがみ、この年の 8 月 2 日、共通の環境下にある 3 県の系統団体をもって協議会を結成し、赤潮の恒久的な撲滅を目指した運動を展開していくことが決まった。

兵庫県赤潮対策協議会発足

本県の動き

8 月 16 日の県漁連漁政対策委員会において、8 月 2 日に発足した赤潮対策三県協議会の動向と中央陳情について説明が行われ、兵庫県赤潮対策協議会の設置を決定して今後の対応が協議された。

ノリ・ワカメ養殖漁業権の一斉更新

本県の動き

9 月 1 日、ノリ・ワカメ養殖漁業権の一斉更新が実施された。今回はノリ養殖漁業の漁場の拡張要望が強く、調整がつく限り新漁場計画の策定に取り組んだ。免許件数は 124 件、総面積 17,500ha に及んだ。

県信漁連が兵庫県漁協貯蓄推進大会開催

本県の動き

7 月 26 日開催の兵庫県漁協貯蓄推進大会において、漁協貯蓄 260 億円達成が報告され、さらに 500 億円達成を目標に掲げた。



▲漁協貯蓄推進大会：県信漁連

漁業信用基金中央会 25 周年記念式典開催

全国の動き

10 月 25 日、漁業信用基金中央会の 25 周年記念式典が開催された。

県水産課、40 歳未満の漁業者にアンケートを実施

本県の動き

8 月、県水産課は 40 歳未満の漁業者 300 名を対象にアンケート調査を実施した (回答率 98%)。漁業を職業として「やりがいがある」と答えた者は 3 割弱、子供にも継がせるかについては「今のところ決めていない」が 6 割近くに上った。一方漁業経営については、新しい知識・技能を学びたい者が 8 割を超えており、全般的に意欲的であることがわかった。



▲ノリ養殖漁場の環境調査開始：県漁連

県漁連、ノリ養殖漁場環境調査開始

本県の動き

県漁連では前年 8 月より実施している水質調査を引き継ぎ、11 月より、ノリ養殖を主体とした調査を実施した。栄養塩類をはじめ、作柄等について調査を行った。

1978

兵庫県かん水養魚協会発足

昭和53年

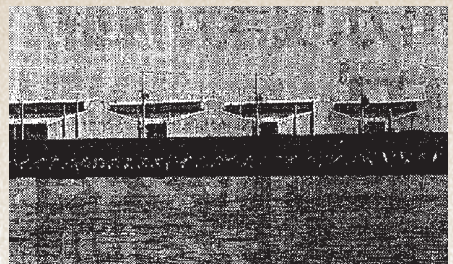
本県の動き

恒常化する赤潮対策、過剰生産による魚価低迷、経営コストの増大等、養殖漁業が直面する事態に対応するため、兵庫県かん水養魚協会が発足した。事務局は県漁連内に置かれた。

林崎漁協のり加工場完成

本県の動き

林崎漁協では漁港整備と利用計画事業により、旧加工場の撤去を進め、この年の8月より建設に着手した新加工場の竣工式を迎えた。総工事費3億1千万円(うち補助金3千万円)、鉄骨スレート造、平屋建4棟、建築面積3,794㎡。20kl給油タンク2基(自動給油装置付き)、海水揚水ポンプ100馬力3基(圧力調整装置による自動運転)を備える。



▲のり加工場完成：林崎漁協

1979

内海漁船保険・但馬漁船保険設立40周年

昭和54年

本県の動き

2月5日、内海漁船保険組合は神戸市内で設立40周年記念式典を開催、但馬漁船保険組合は40周年記念誌を刊行した。



▲設立40周年記念式典：内海漁船保険

水協法施行30周年記念全国漁協大会開催

全国の動き

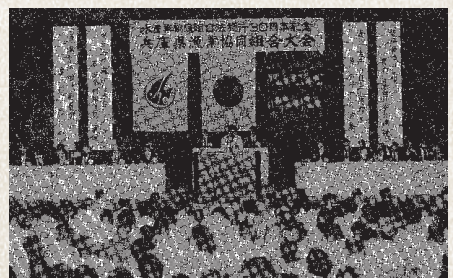
2月15日、水産業協同組合法施行30周年記念・全国漁業協同組合大会が開催され、全国の組織代表者・政府当局・国会議員ら1,300名が参加した。

本県の動き

6月22日、明石市民会館において水産業協同組合法施行30周年記念・兵庫県漁業協同組合大会が開催され、県下各地から漁協関係者、政府当局、県会議員ら約500名が参加した。



▲水協法施行30周年記念全国漁協大会



▲水協法施行30周年記念・兵庫県漁業協同組合大会

岩見漁協、合成洗剤の取り扱いを中止

本県の動き

全国的な合成洗剤の使用中止運動が展開される中で、岩見漁協では合成洗剤の取り扱いを中止し、粉石けんを販売することを決定した。



▲粉石けんを販売：岩見漁協

兵庫県漁連、漁場環境調査実施

本県の動き

兵庫県漁連では5月より赤潮関連漁場環境調査を実施してきた。これは前年の漁政対策委員会で決定されたもので、この年は2年目の調査となった。赤潮の現状を公的機関と協力しながら正確に把握しようとしたもので、10月までの毎月実施することとなった。

1979

昭和54年

ゴミ 10 年間不法投棄、主婦ら 77 人を検挙

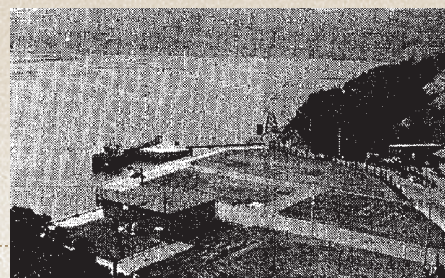
本県の動き

淡路島北部の海岸線に、長期にわたって大量のごみや土砂が不法投棄されていたとして、神戸海上保安部は主婦約 70 人を含む 77 人、4 法人を廃棄物処理法、海洋汚染防止法、港則法違反などの疑いで検挙した。淡路島の海岸をきれいにするためには、不法投棄の量にかかわらず一斉検挙が必要と判断し、主婦らの検挙に踏み切った。

福良漁協、養殖漁業基地竣工

本県の動き

福良漁協では養殖漁業が盛んになり、現在の漁業基地では漁船漁業との競合があることから、この年の 5 月、南淡町阿万塩屋四郎右衛門地先に、新たに養殖漁業基地を設置した。

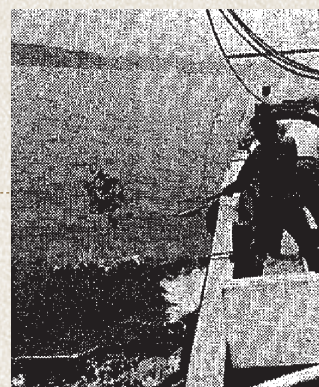


▲養殖漁業基地完成：福良漁協

県漁連によるアイナメ放流開始

本県の動き

兵庫県におけるアイナメ放流事業は、1950（昭和 25）年頃より始まり、小規模ながら県下各地で永年継続実施することで、徐々に効果が表れていた。県漁連によるアイナメ放流は 2 年目で、この年は 5 月 26 日の平磯・岩屋を皮切りに、伊弉・刈藻・沼島・釜口・岩見・家島・育波・五色・一宮・垂水・林崎で各 300kg 放流する予定。



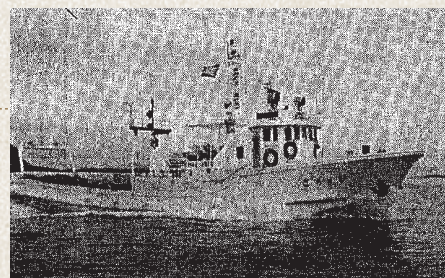
▲アイナメ放流開始：県漁連

グリーンカットの利用法に関する講習会開催

本県の動き

6 月 30 日、県漁連は、全国のトップを切ってグリーンカットの発見者平野要助氏を招き、姫路・一宮でグリーンカットの利用法に関する講習会を開催した。両会場にはのり生産者ら 500 名が参加し、熱心に話を聞いた。

平野氏は千葉県の新富津漁協の組合員で、1977（昭和 52）年、たまたまコーラにノリ網を切って入れたところ、アオノリが死んで黒ノリが助かったことを発見し、クエン酸の作用でアオノリが死ぬことを明らかにした。県漁連では購買事業でグリーンカットを取り扱うこととし、総販売元の千葉県漁連と契約した。



▲調査船「ひょうご」完成：県水試

県水試の調査船「ひょうご」が完成

本県の動き

7 月 17 日、県水試の調査船「ひょうご」（45.9t）が完成した。先代の調査船「白鳥丸」（木船 30t）は船齢 18 年を迎え老朽化したため、代船建造が行われた。

マダイ稚魚に天敵

本県の動き

県漁連が（財）兵庫県水産公害対策基金の委託を受けて、5 年前から毎年実施してきた赤潮被害救済種苗放流事業の一環として、マダイの稚魚を放流してきた。この年は 8 月 30 日に、広島県水試が生産した稚魚 4 万尾を平磯沖で一斉放流した。過去には（社）瀬戸内海栽培漁業協会、県・県漁連等が合計 80 万尾に上るマダイ稚魚を放流し、明石ダイ復活がなかった。元来、マダイは天敵が少なく放流効果が期待される魚種であるが、漁業者が最大の天敵となった。放流した稚魚を大量に採捕して養殖業者に販売したり、鮮魚として市場に出荷する漁業者がいたのである。一部の不心得の漁業者に猛省を促すとともに、行政の強力な指導が求められた。

1979

昭和54年

総量規制導入合同研修会

全国の動き

瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法が施行され、水質の総量規制が初めて導入されることを受け、(社)瀬戸内海環境保全協会、全漁連の主催による研修会が神戸市内で開催され、瀬戸内海関係 11 漁連の関係者が出席した。兵庫県からは漁協役職員 60 名が出席した。

漁業労働力需給情報伝達事業

全国の動き

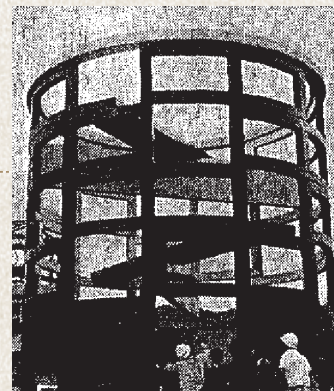
漁業労働力需給情報伝達事業は、船員不足が深刻な地域がある一方で、廃船・減船により船員が就業できない地域があるなど、全国的に船員の需給バランスがくずれている状況に対応するために、水産庁と運輸省が共同で取り組んだ事業。漁業が盛んな 1 道 18 県を対象に、漁協が求人・求職情報を取りまとめて漁連に送付、県漁連は県内求人は各漁協に、広域求人・求職は海運管理局に提出して海運管理局が全国情報として取りまとめ、漁連経由で各漁協に情報を伝達する仕組みであった。

グリーンカットの使用中止

全国の動き

ノリ養殖の採苗・育苗期におけるアオノリ駆除の方法については、従来より一長一短があり、生産者が一番苦慮している中で、グリーンカットが登場し、全国的に大きな反響を呼んだ。本県でもこの年の 6 月 30 日に講習会を開催し、県漁連において販売を開始する準備を進めてきた。

しかし、使用後の排水処理について二次公害の危険性が提起され、この問題が解決していないことから、瀬戸内海各県では使用禁止の措置をとっていた。本県においても県水産課と協議の上、この年度は使用を見送ることとした。



▲大型魚礁設置工事始まる：但馬余部沖

但馬余部沖大型魚礁設置事業・南淡路大規模増殖場造成事業開始

本県の動き

但馬地区の沿岸漁業は、漁場に恵まれず他県海域への出漁が多い現状に対応するため、香住町余部沖にこの年度から 4 ヶ年計画で 468ha の大型漁場が造成されることになった。

南淡路では、南淡町灘土生と沼島薬師浦地先に、県下で初めての大規模増殖場造成事業が開始され、この年から 4 ヶ年事業で 53ha の漁場を整備する予定であった。

公害対策講習会開催

本県の動き

(社)瀬戸内海環境保全協会と兵庫県漁連の共催により、11 月 21、22 日の両日、神戸市内において兵庫県公害対策講習会が開催された。この講習会では沿岸漁業の現状を把握し公害に対する知見を得た。



▲公害対策講習会

漁協の福祉に関する調査協力依頼

全国の動き

全漁連は漁村福祉改善対策検討委員会を設置し、漁業者の老後問題を重点課題として、漁業者年金の創設等について鋭意検討してきたが、実現には至っていなかった。そこで、漁業者の社会保険への加入状況や漁協が行っている福祉活動などの実態調査を行うことになり、協力依頼があった。

History of Hyogo fishery

1979

兵庫県漁婦連結成 20 周年記念式典開催

昭和54年

本県の動き

12月11日、兵庫県漁婦連結成 20 周年を記念して、祝賀会と婦人部大会が開催され、県下各地から 250 名の部員が出席した。



▲県漁婦連設立20周年記念式典

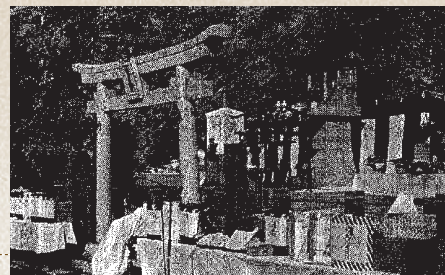
1980

室津漁協、金比羅宮建立

昭和55年

本県の動き

室津漁協は水協法施行 30 周年を記念して、金比羅宮・波切不動明王・多宝塔を建立した。1979 (昭和 54) 年 12 月より工事に取りかかり、翌年 1 月 23 日に完成、総工費は 800 万円。鎮座祭は 1 月 29 日に室津漁協荷捌所で開催された。



▲金比羅宮建立：室津漁協

県但馬水産事務所が新設

本県の動き

1980 年代は地方の時代と呼ばれ、兵庫県では地方行政組織等調査会を設置し、県の地方組織の再編整備を検討していたが、この年の 4 月 1 日、香住の漁業センター内に但馬水産事務所を新設した。豊岡農林から水産行政、浜坂土木から漁港整備関係、水試但馬分室から試験研究関係を分離し、香住に統合した。また、従前の姫路農林・洲本農林の名称は、それぞれ姫路農林水産事務所・洲本農林水産事務所に変更された。

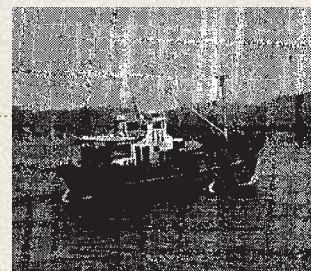


▲県但馬水産事務所完成

県漁連、石油供給施設を新設

本県の動き

兵庫県漁連が神戸市漁協の協力を得て建設を進めていた長田港給油所が 5 月 1 日に完成した。また、建造が進められていた第二宝山丸が 4 月 23 日に進水した。積荷量は 150k ϕ と旧船の 3 倍、船舶電話を備え、漁協への配送に機動的に対応できた。



▲第二宝山丸完成：県漁連

福良漁協に冷蔵解凍室が新設

本県の動き

架橋建設地域漁業対策事業の一環として福良漁協又の浦養殖漁業基地に冷蔵解凍室が設置された。この施設の完成で養殖用餌料の安定供給が図られるものと期待された。将来的には解凍施設を併設し、解凍時の品質低下やドリップによる公害防止が図られる。



▲のり記念碑完成：林崎漁協

林崎漁協でのり記念碑が完成

本県の動き

林崎漁協が建立を進めていたのり記念碑が完成し、6 月 2 日、除幕式が行われた。この記念碑は漁業者の生活を潤している養殖ノリに感謝し、将来の発展を祈念するものであった。

御津町 3 漁協が特定水産動物育成水面を設定

本県の動き

兵庫県では、御津町 3 漁協が 1980 ~ 84 (昭和 55 ~ 59) 年度までの 5 年間にわたり設定する特定水産動物育成水面において、クルマエビを対象とする特定水産動物育成事業を実施することになった。初年度は、栽培漁業協会の志布志事業所 (鹿児島県) が生産したクルマエビ種苗 400 万尾を受け入れ、中間育成後に放流を予定した。

1980

昭和55年

県漁連「第2漁連丸」が進水

本県の動き

7月23日、県漁連の油槽船「第2漁連丸」(15.69t)が進水した。給油能力は30tと旧船の3倍、航行海域も港内から沿岸航行が可能となり、津居山から居組までの給油体制が一層充実した。旧船は引退した。

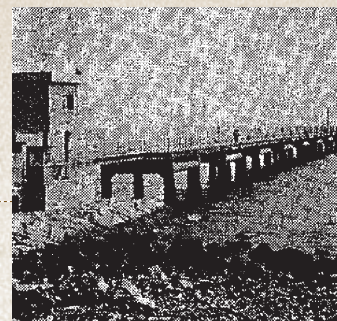


▲第2漁連丸完成：県漁連

ポートピア81の前売り券の予約を県漁連が受け付け

本県の動き

神戸港沖に誕生したポートアイランドで、1981(昭和56)年3月、記念博覧会「ポートピア81」が開催されることになった。これの前売り券の予約を県漁連が取りまとめた。

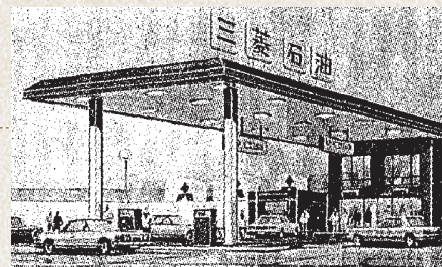


▲姫路市立遊漁センター完成

姫路市的形に市立遊漁センターがオープン

本県の動き

姫路市が、漁業活動と海浜レジャーの調和を目指して、姫路市的形地区に建設していた市立遊漁センターが、9月3日にオープンした。3年の工期と1億8千万円の工費をかけた。



▲飾磨給油所新装オープン：県漁連

兵庫県漁連飾磨給油所新装オープン

本県の動き

10月1日、兵庫県漁連の飾磨給油所が新装オープンした。

経営危機突破全国漁民大会開催

全国の動き

11月10日、東京九段会館で、全漁連をはじめ19団体で構成する漁業経営安定対策中央本部が主催した経営危機突破全国漁民大会が開催された。全国から関係者1,500名が参加し、与野党の衆参議員99名も駆けつけた。近年の燃油高騰に対して、漁業用燃油特別価格の実現や漁業者老齢福祉共済事業への助成措置など6項目の決議を行った。

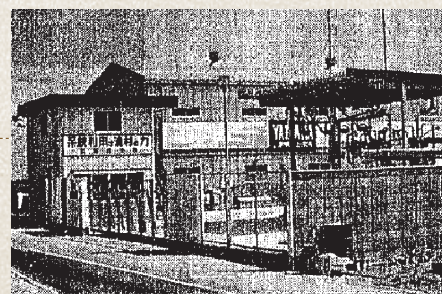


▲経営危機突破全国漁民大会

兵庫県水試でヒラメの種苗生産試験

本県の動き

ヒラメの種苗生産は、1965(昭和40)年に近大白浜実験所で試みられ、その後、鳥取水試、新潟水試などで研究が進められた。本県水試では、この年に初めて種苗生産試験を実施した。結果は順調であった。



▲津名町に油槽所完成：県漁連

1981

昭和56年

兵庫県漁連、津名町に給油所開設

本県の動き

兵庫県漁連は、広域沿岸補助事業を利用して津名町生穂に油槽所を建設、津名出張所として4月に営業を開始した。

1981

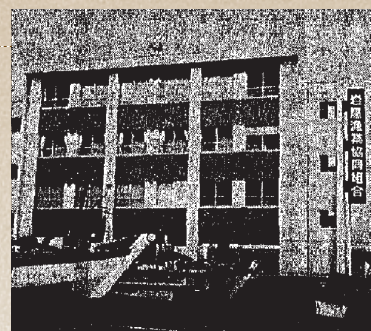
昭和56年

淡路町漁協誕生

本県の動き

淡路町の岩屋漁協と岩屋共栄漁協が、5月1日付で県に合併認可申請を行い、5月6日に登記が完了して淡路町漁協が誕生した。

新組合は組合員数469名で、本県瀬戸内側では最大の漁協となった。両組合は、もともと一つの漁協であったが、1949(昭和24)年に意見対立が生じ分裂した。その後、漁港基地も漁場も漁獲物も同じであるにもかかわらず、2つの組合が存在するという状態が続き、合併は永年の懸案であった。



▲淡路町漁協誕生

(社)全国沿岸漁業振興開発協会設立

全国の動き

沿岸漁場開発事業、沿岸漁業構造改善事業の積極的な推進のため、その推進母体として既存の沿岸漁場開発協議会の社団法人化が検討されてきたが、6月10日、社団法人全国沿岸漁業振興開発協会の設立総会が開催され、社団法人化された。

昭和56年度前期漁業用燃油対策特別資金融通助成事業実施要領制定

全国の動き

水産庁は5月11日付で、「昭和56年度前期漁業用燃油対策特別資金融通助成事業実施要領の制定」についての事務次官通達を発出した。この年度の融資枠1千億円のうち前期分は375億円、残りは同年12月末に融資される予定となった。この事業は、漁業用燃油価格の最近の高騰が、漁業経営に深刻な影響を及ぼしている実情に鑑み、燃油等の購入に必要な資金の借入に対し、都道府県等が利子補給を行うために必要な経費の一部を国が助成するものであった。

石油情勢、供給過剰で価格も軟化の見込み

全国の動き

世界の石油情勢は、1980・81(昭和55・56)年の冬期需要期を余裕をもって終え、この年の3、4月には原油の供給過剰の状況が著しく、だぶつきが見られた。これは、石油備蓄が進み、先進国を中心にエネルギー節約が功を奏したものであった。石油価格は軟化に向かう見込みとなった。

漁船損害補償法一部改正

全国の動き

2月、漁船損害補償法の一部を改正する法案が国会に提出され、4月可決成立し、10月1日から施行された。近年、漁船の大型化に伴い責任保険制度の需要が高まっていた。漁民の待望であった、漁船船主責任保険臨時措置法に基づく、漁船船主責任保険、乗組船主保険制度が発足したものの、根拠法が5年間の時限立法であったため、おざなりの制度の感はぬぐえなかった。今回の改正で、責任保険制度が確立された。

漁業者年金スタート

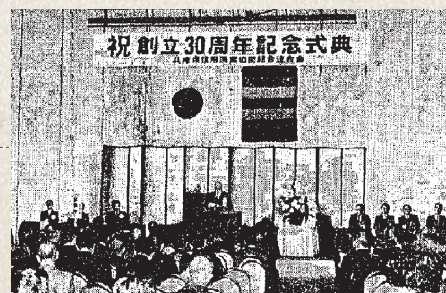
全国の動き

7月1日より漁業者年金(漁業者老齢福祉共済)がスタートした。漁業生産の現場から離れ、老後生活を始める漁業者のために待ち望まれていた。

兵庫県信漁連創立30周年記念式典開催

本県の動き

11月16日、信漁連創立30周年を記念して式典が開催された。出資金3億6千万円、職員38名、貯金300億円、貸出金200億円の組織となった。



▲信漁連創立30周年記念式典：県信漁連

1981

昭和56年

第一回全国豊かな海づくり大会 大分県で開催

全国の動き

「育てよう豊かな海を、ふるさとを」をテーマに、9月29日、皇太子ご夫妻臨席のもと、大分県鶴見町で全国各地より4,000名が出席して開催された。次年度は兵庫県香住町での開催が決定した。

スペイン女性 栽培漁業の技術習得に来県

本県の動き

9月、アフリカ北西部の大西洋に浮かぶスペイン領カナリヤ諸島ラスパルマス市のグランカナリア漁業科学技術協会の女性研究員が、県の海外技術研修員として、水産試験場で栽培漁業を学んだ。スペインはヨーロッパの漁業大国であるが、栽培漁業はほとんど進んでいなかった。1982(昭和57)年3月の帰国まで、人工ふ化や稚魚の飼育、病気の予防・治療などの技術習得に励んだ。

1982

昭和57年

漁船船員最低賃金(沖合底曳網漁業)決定

全国の動き

1月、神戸海運局より沖合底曳網漁業の船主あてに、1月20日より漁船船員最低賃金が109,500円/月に改定される旨通知された。

神戸漁業無線局運用開始

本県の動き

内海地区には漁業無線局が、10海岸局・1,400船舶局あった。海岸局の運用は昼間に限られ、夜間の聴取が皆無に近い状態であった。内海8,000隻、特に夜間に操業する900隻の安全操業の確保を図るため、夜間を主体に聴取する無線局を県漁連が水産会館内に整備した。

1981(昭和56)年8月、県の補助金交付決定を受け、同年9月10日に着工、1982(昭和57)年2月28日に完成し、近畿電波監理局長の免許を受け、同年4月1日より開局の運びとなった。なお送受信所は北淡町仁井(伊勢の森山頂)に設置された。

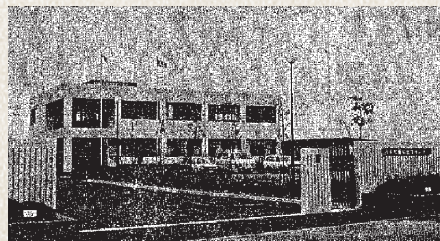


▲神戸漁業無線局運用開始：県漁連

兵庫県栽培漁業センター開設

本県の動き

4月、栽培漁業推進の基本となる魚類の種苗を大量に生産するとともに、栽培漁業技術の啓蒙普及を図るため、研修施設・展示施設を併設した栽培漁業センターを、明石市南二見に開設した。業務運営は(財)兵庫県水産業改良普及協会に委託した。初年度はマダイ60万尾・ヒラメ10万尾・マコガレイ10万尾を生産する予定であった。



▲兵庫県栽培漁業センター開設

漁船の測度法改正

全国の動き

7月18日、漁船の測度法が改正された。以降に登録を受ける漁船の総トン数の計算方法が変更された。

これは、新しい国際条約に基づく改正であったが、条約どおり変更した場合に現行のトン数との差が大きくなることから、差が少なくなるよう係数が乗じられた。

昭和57年度兵庫県合成洗剤対策方針決定

本県の動き

兵庫県では、産業排水の規制とともに、家庭排水に含まれるリン削減対策として、合成洗剤中のリンの削減を目的に、1978(昭和53)年に合成洗剤対策推進委員会を設け、市町行政・事業者をはじめ各消費者団体、広く県民の理解を得て、「石けん使用県民運動」を推進し、県民の自主的な取組を進めてきた。

History of Hyogo fishery

3月に実施した県民アンケートでは、1979(昭和54)年に56%を占めていた合成洗剤の使用が、30.9%に低下した。また、合成洗剤の無リン化が進んだことも一つの成果であった。

しかし、リンの代替品であるゼオライトについては、水に溶けない性質があり、環境への影響が十分に研究されていない状況にあった。このため、無リン合成洗剤の研究を進める一方、「石けん」の使用を積極的に推進した。

昭和57年度全国豊かな海づくり大会香住で開催

全国の動き

7月27日、香住町産地流通加工センターにおいて、昭和57年度全国豊かな海づくり大会が、「ふるさとの海を豊かに美しく」をテーマに、全国から関係者4,000名の出席のもと開催された。

大会には皇太子殿下ご夫妻が臨席され、水産業の持続のためには適切な資源管理が必要とのお言葉をいただいた。

大会では、つくる漁業の拡充と、海洋資源の保全を決議した。

本県の動き

皇太子殿下ご夫妻が乗船された御召船は、淡路島の水産会社が所有する運搬船を改装したもので、香住港に回航した。前夜祭では、皇太子殿下ご夫妻が地元漁業関係者らと親しく立食懇談された。



▲第2回全国豊かな海づくり大会：香住

全漁連・全国污水協・全漁婦連、「石けん、合成洗剤の基礎知識」を発行

全国の動き

全漁連・全国污水協・全漁婦連が、合成洗剤追放運動の手引書として、『石けん、合成洗剤の基礎知識』を発行、各漁協・漁協婦人部あてに配送した。

この内容を漁業関係者に広く普及するために、「拓水」に連載することとした。

本県の動き

兵庫県下の漁協婦人部は、漁協の協力を得ながら、漁家の石けん利用普及に努めた。

1983

昭和58年

漁業法一部改正

全国の動き

漁業法、水産資源保護法の一部が改正された。

全水共が共水連に改称

全国の動き

全国水産業協同組合共済会(全水共)が全国共済水産業協同組合連合会(共水連)に改組された。

西日本漁業青壮年部連合会設立

全国の動き

2月、京都府以西の各漁青連に呼びかけて、西日本漁業青壮年部連合会の設立総会が開催された。



▲西日本漁青連設立総会

第1回全国漁業協同組合大会開催

全国の動き

11月、第1回全国漁業協同組合大会が東京で開催され、全国共通の3カ年間の運動方針が示された。



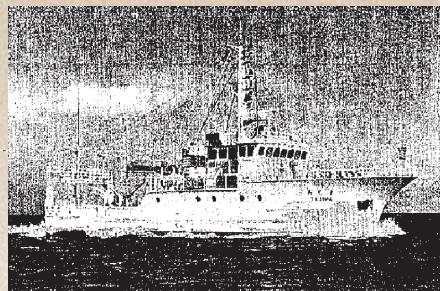
▲第1回全国漁協大会

1983 県漁業調査船「たじま」完成

昭和58年

本県の動き

3月、県漁業調査船「たじま」が完成した。



▲県漁業調査船「たじま」完成

1984 異常寒波でマダコ大量斃死

昭和59年

本県の動き

異常寒波の影響で明石海峡周辺のマダコが大量へい死。天草からマダコを移殖放流した。

県漁連淡路支所開設

本県の動き

6月、兵庫県漁連が洲本市の淡路水産センター内に淡路支所を開設した。

兵庫 JCC 設立

本県の動き

7月、兵庫県生協連・兵庫県農協中央会・兵庫県漁連・兵庫県森林連の4団体等による兵庫県協同組合連絡協議会(兵庫 JCC) が設立された。

1985 NTT 発足

昭和60年

全国の動き

4月、日本電信電話公社が民営化され NTT が発足した。

県漁連、播磨支所開設

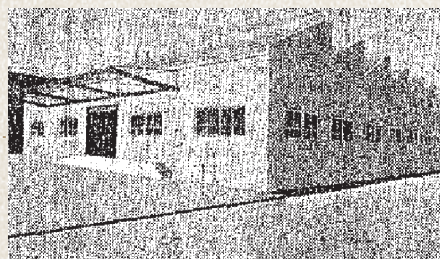
本県の動き

6月、兵庫県漁連が姫路市の播磨漁友会館内に播磨支所を開設した。

大鳴門橋開通

全国の動き

6月、本州四国連絡橋の大鳴門橋が開通した。



県漁連のり流通センター新見付場完成

本県の動き

11月、兵庫県漁連のり流通センターの新見付場が完成した。

▲新見付場完成：県漁連

1986 兵庫のり研究所完成

昭和61年

本県の動き

3月、兵庫県漁連の兵庫のり研究所が完成した。県水試と県漁連の、ノリ養殖技術研究に関する一体化が図られた。

日本海漁業危機突破総決起大会開催

本県の動き

5月、国際漁場の確保と漁業秩序の確立を求める、兵庫県日本海漁業危機突破総決起大会が香住町で開催され、漁業関係者ら約700名が参加した。



▲兵庫のり研究所完成：県漁連

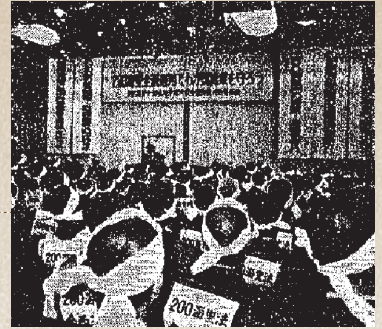
1986

昭和61年

200 海里全面適用早期実現全国漁業代表者集会開催

全国の動き

9月、200 海里全面適用早期実現全国漁業代表者集会在、東京の日本都市センターで開催された。

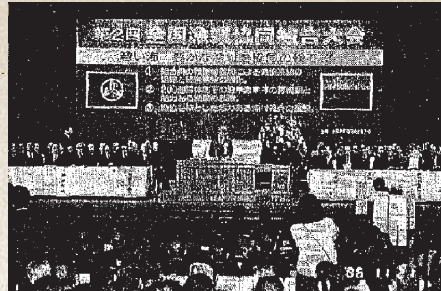


▲200海里全面適用早期実現
全国漁業代表者集会

第2回全国漁協大会開催

全国の動き

11月、第2回全国漁協大会が東京で開催された。スローガンは「碧い海、豊かな漁村を協同の輪で!!」であった。

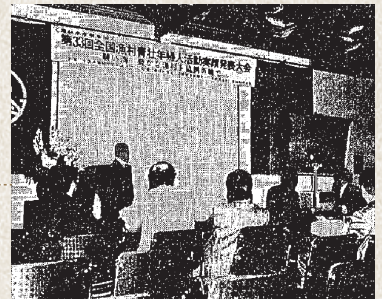


▲第2回全国漁協大会

県漁連合併設立 10 周年記念祝賀会開催

本県の動き

12月、県漁連が合併設立 10 周年記念祝賀会を開催した。



▲ガザミふやそう会誕生

ガザミふやそう会誕生

本県の動き

12月、ガザミふやそう会が誕生した。

1987

昭和62年

(財)兵庫県水産振興基金設立

本県の動き

2月、(財)兵庫県水産振興基金が設立された。

JR 発足

全国の動き

4月、国鉄が民営化され JR が発足した。

(財)兵庫県栽培漁業協会設立

本県の動き

5月、(財)兵庫県栽培漁業協会が設立された。(財)兵庫県水産改良普及協会からの発展的改称であった。

兵庫県漁協貯蓄 500 億円達成

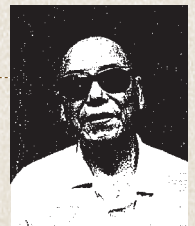
本県の動き

6月、兵庫県漁協貯蓄 500 億円を記念して第 12 回兵庫県漁協貯蓄推進大会が開催され、漁協貯蓄 600 億円を新たな目標に定めた。

作花英治氏の「漁協一代」終筆

本県の動き

12月、1976 (昭和 51) 年 11 月から 11 年間 132 回にわたって連載された作花英治氏の「漁協一代」が終筆を迎えた。



▲漁協一代終筆
作花英治氏

1988

昭和63年

瀬戸大橋開通

全国の動き

4月、本州四国連絡橋の瀬戸大橋が開通した。

1989

平成1年

昭和天皇崩御

全国の動き

1月7日、昭和天皇が崩御され、元号が平成になった。

消費税導入

全国の動き

4月、消費税(3%)が導入された。

全国漁協オンラインシステム開通

本県の動き

9月、県信漁連に全国漁協オンラインシステムが開通した。



▲全国漁協オンラインシステム開通：県信漁連

ベルリンの壁崩壊

全国の動き

11月、ドイツでベルリンの壁が崩壊、翌1990年10月、東西ドイツが統一された。

第3回全国漁協大会開催

全国の動き

11月、第3回全国漁協大会が東京で開催された。

兵庫県漁業経営指導協会設立

本県の動き

2月、兵庫県漁業経営指導協会が設立された。漁業経営者の経営能力の向上と漁協の指導体制の強化を目的とした。

1990

平成2年

(財)兵庫県栽培漁業協会二見事業場完成

本県の動き

4月、(財)兵庫県栽培漁業協会二見事業場が完成した。

兵庫県水産賞表彰制度スタート

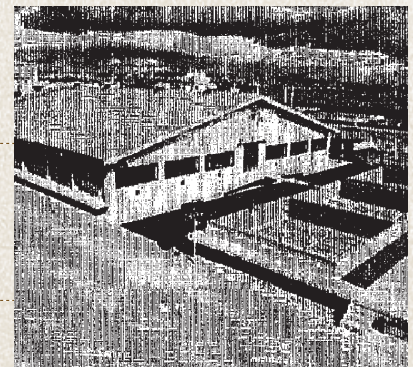
本県の動き

5月、兵庫県水産賞の表彰制度が誕生した。

県漁連、ハートフル北野給油所開所

本県の動き

6月、県漁連が姫路市内に新しい給油所(ハートフル北野)を開所した。



▲(財)兵庫県栽培漁業協会二見事業場完成

水協法一部改正の法律施行

全国の動き

12月、水産業協同組合法(水協法)の一部を改正する法律が施行された。

History of Hyogo fishery

1991

平成3年

バブル崩壊

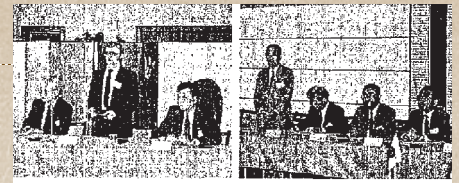
全国の動き

この年の3月から1993（平成5）年10月までの景気後退期を、バブル崩壊期と呼んだ。

ソ連邦漁業代表团訪日

本県の動き

10月、ソ連邦漁業代表团が訪日し、但馬地区漁業代表者らとの懇談会が開催された。

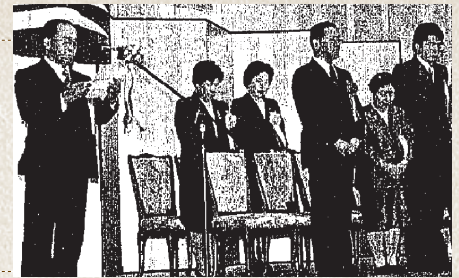


▲ソ連邦漁業代表团訪日

山田記念賞創設

本県の動き

11月、水産業の経営、技術に優れ、多年にわたり本県水産業の振興に貢献し、その功績が認められた者に贈られる賞として創設された。



▲山田記念賞創設

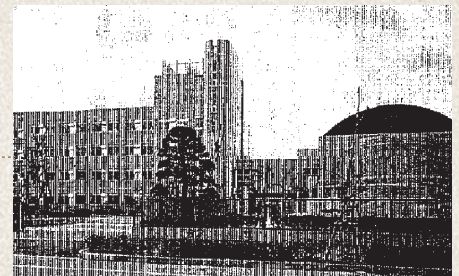
1992

平成4年

県立水産試験場が明石市二見町へ移転

本県の動き

4月、兵庫県立水産試験場が明石市中崎から同市二見町へ移転した。



▲県水試明石市二見町へ移転

第4回全国漁協大会開催

全国の動き

11月、第4回全国漁協大会が東京で開催された。

1993

平成5年

(財)兵庫県栽培漁業協会津名事業場完成

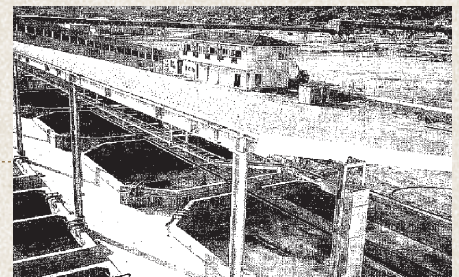
本県の動き

4月、(財)兵庫県栽培漁業協会津名事業場が完成した。

西淡町立海釣り公園完成

本県の動き

4月、西淡町阿那賀の丸山漁港に、西淡町立海釣り公園が完成した。



▲(財)兵庫県栽培漁業協会津名事業場完成

水協法一部改正の法律施行

全国の動き

10月、水協法の一部を改正する法律が施行された。代表理事制が導入され、商法の規定を準用する方策がとられた。

1994

平成6年

(財)兵庫県栽培漁業協会但馬栽培漁業センター完成

本県の動き

4月、(財)兵庫県栽培漁業協会但馬栽培漁業センターが完成した。



▲(財)兵庫県栽培漁業協会但馬栽培漁業センター完成

1994

平成6年

県漁連、育波油槽所開所

本県の動き

5月、県漁連が北淡町（現淡路市）に育波油槽所を開所した。



▲県漁連育波油槽所完成

県漁連、柴山油槽所開所

本県の動き

9月、県漁連が香住町（現香美町）に柴山油槽所を開所した。

関西国際空港開業

全国の動き

9月、関西国際空港が開業した。

国連海洋法条約発効

全国の動き

11月、国連海洋法条約が発効した。国連海洋法条約は、1958（昭和33）年から検討が開始され、1982（昭和57）年に採択されたが、条約の発効は60番目の批准書または加入書が国連事務総長に寄託されてから1年後と定められていた。日本は1983（昭和58）年に署名はしたものの、条約第2部の深海底資源開発制度の改善を求めて、米・英などと同様に、批准には至っていなかった。しかし、1994（平成6）年に深海底鉱物資源の取扱いが修正され、同年11月には60番目の加盟国が誕生してから1年が経過し条約が発効したことから、日本は1996（平成8）年7月20日に批准した。

1995

平成7年

阪神淡路大震災発生

全国の動き

1月、阪神淡路大震災が発生した。死者6,434名、負傷者43,792名、行方不明者3名、全半壊家屋249,180棟であった。水産関係被害は全国で190億円に上った。政府は、阪神淡路大震災を激甚災害に指定し、支援措置を講じた。



▲阪神淡路大震災発生

本県の動き

阪神淡路大震災で本県漁業関係者の被害も甚大で、多くの漁協組合員・役職員の住宅が倒壊し、漁港や関連施設の損傷も甚だしく、ノリ養殖漁業や水産物の流通にも大きな影響を及ぼした。兵庫県南部地震漁業災害対策本部（代表：県漁連会長）には、全国の漁協系統組織や関係者から、励ましの手紙や救援物資が多数寄せられた。3億2,500万円余の義援金は対策本部を通じて関係被災者に贈られた。

製造物責任法（PL法）施行

全国の動き

7月、製造物責任法（PL法）が施行された。

Windows95発売

全国の動き

8月、Windows95が発売された。これ以降に発売されるOSの標準となった。



▲海鮮市場「魚彩館」完成

海鮮市場「魚彩館」完成

本県の動き

10月、西淡町阿那賀の丸山漁港に、海鮮市場「魚彩館」が開設された。

History of Hyogo fishery

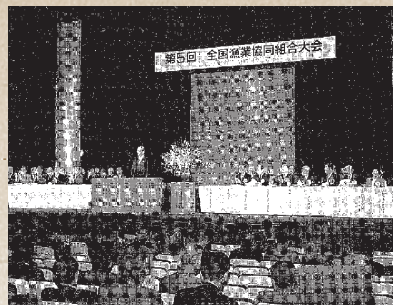
1995

平成7年

第5回全国漁協大会開催

全国の動き

11月、第5回全国漁協大会が開催された。

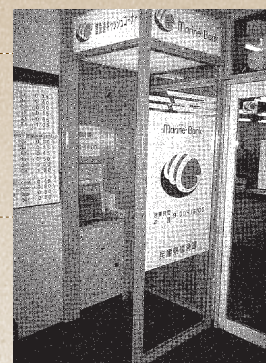


▲第5回全国漁協大会

県信漁連に ATM 設置

本県の動き

11月、県信漁連に ATM が設置された。香住町漁協、坊勢漁協に続いて、本県3台目となった。



▲県信漁連にATM設置

1996

平成8年

200 海里確立全国漁民決起大会開催

全国の動き

2月、200海里確立全国漁民決起大会が開催された。



▲200海里確立全国漁民決起大会

特定石油製品輸入暫定措置法（特石法）廃止

全国の動き

3月、特定石油製品輸入暫定措置法（特石法）が廃止され、石油製品の輸入が自由化された。

県漁連、東二見船舶給油所開所

本県の動き

2月、県漁連が明石市内に東二見船舶給油所を開所した。

県漁連、坊勢油槽所開所

本県の動き

3月、県漁連が家島町（現姫路市）に坊勢油槽所を開所した。

水協法一部改正（早期是正措置他）

全国の動き

6月、水協法の一部が改正された。信用事業を行う組合の経営の健全性を確保するため、客観的な指標である自己資本比率に基づき是正措置命令を発する、早期是正措置等が導入された。

県漁連が合併設立 20 周年を記念する集いを開催

本県の動き

9月、県漁連が合併設立 20 周年を記念する集いを開催した。



▲合併20周年を記念する集い：県漁連

1997

平成9年

ナホトカ号重油流出事故発生

全国の動き

1月、ロシア船籍のタンカー「ナホトカ号」が日本海で沈没して船首部分が漂流、積載していたC重油約5,000klが流出した。重油は日本海側の8府県の沿岸に漂着し、沿岸地域や漁場環境に大きな影響を及ぼした。

本県の動き

兵庫県は但馬海岸への漂着油塊の回収は、現地の市町対策本部が中心となって、漁業者、消防団員、地元住民や自衛隊員等が陸上での作業に取り組んだ結果、この年の4月5日に「回復宣言」を発することができた。



▲ナホトカ号重油流出事故

1997

平成9年

消費税率改正

全国の動き

4月、消費税率が3%から5%に引き上げられた。

兵庫たじま水産物試食会を開催、重油流出事故からの復活を宣言

本県の動き

6月、神戸市内のホテルで、兵庫たじま水産物試食会を開催し、ナホトカ号重油流出事故からの復活を宣言した。



▲兵庫たじま水産物試食会

明石浦漁協が信用事業を信漁連に譲渡

本県の動き

10月、1県1信用事業統合体のモデル組合第1号として、明石浦漁協が信用事業を県信漁連に譲渡した。



▲信用事業統合モデル第1号：明石浦支店

1998

平成10年

日韓漁業協定終了通告

全国の動き

1月、日本が韓国に対し日韓漁業協定の終了を通告した。

明石海峡大橋開通

全国の動き

4月、本州四国連絡橋の明石海峡大橋が開通した。

県信漁連淡路島支店開設

本県の動き

6月、県信漁連が信用事業組織強化の一環として、津名町生穂に淡路島支店を開設した。

日韓漁業協定締結に係る緊急漁民集会開催

全国の動き

9月、兵庫県漁連・鳥取県漁連・但馬地区協の共催により、日韓漁業協定締結に係る緊急漁民集会が香住町漁協（現但馬漁協）で開催された。



▲日韓漁業協定締結に係る緊急漁民集会

漁友鎮魂之塔が台風被害

本県の動き

9月、高野山の漁友鎮魂之塔が台風被害を受け、石垣の大部分が倒壊したが、県下各漁協等の厚志により原状復帰した。



▲漁友鎮魂の塔が台風被害

兵庫県漁連 200 海里対策本部設置

本県の動き

10月、兵庫県漁連が200海里対策本部を設置した。

1998

平成10年

第6回全国漁協大会開催

全国の動き

11月、第6回全国漁協大会が開催された。



▲第6回全国漁協大会

1999

平成11年

新日韓漁業協定発効

全国の動き

1月、新日韓漁業協定が発効した。日本海のEEZ内での底刺網の全面禁止と、かご漁業は一部条件付きで認めることになった。しかし実際は、暫定水域には韓国漁船の底刺網、かにカゴ等の漁具が周年敷設され、日本の漁船が操業できない状況が続いた。

瀬戸内しまなみ海道開通

全国の動き

5月、本州四国連絡橋の西瀬戸自動車道を含む瀬戸内しまなみ海道が開通した。

日中・日韓資源管理体制確立要求全国漁民大会開催

全国の動き

11月、日中・日韓資源管理体制確立要求全国漁民大会が東京で開催され、全国から約1,000名の漁業者が集まった。この大会は、1997(平成9)年11月に署名された日中新漁業協定が未だ発効されず、日韓暫定水域においても韓国漁船の乱獲が資源の枯渇を招く恐れがあることなど、漁民の窮状を訴え問題解決を図ることを目的に開催された。



▲日中・日韓資源管理体制確立要求全国漁民大会

2000

平成12年

淡路花博開幕

全国の動き

3月、花と緑の国際博覧会「ジャパンフローラ2000」(淡路花博)が開幕した。

漁協系統の統一呼称は「JF(ジェイエフ)」

全国の動き

12月、漁協系統の統一呼称が「JF(ジェイエフ)」に決定した。

本県の動き

兵庫県漁連の呼称は「JF兵庫漁連」、各漁協は「JF〇〇」となった。

兵庫県漁協組織10年後構想と合併意見交換会開催

本県の動き

県水産課と県漁連が、12月に摂播地区と淡路地区において、2001(平成13)年2月には但馬地区において、兵庫県漁協組織10年後構想と合併意見交換会を開催した。

2001

平成13年

県漁連水産加工センター完成

本県の動き

4月、県漁連の新水産加工センターが姫路市妻鹿漁港に完成した。



▲水産加工センター完成祝賀会：県漁連

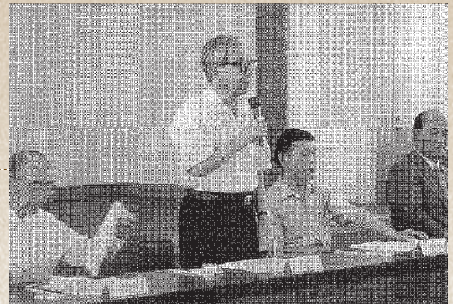
2001

平成13年

県漁連・信漁連・共済組合の3団体が共通役員制導入

本県の動き

6月、JF兵庫漁連・JF兵庫信漁連・JFぎょさい兵庫の3団体は、系統団体活性化方策の第一弾として、共通役員制を導入した。



▲ひょうご豊かな海づくり協会設立

(財)ひょうご豊かな海づくり協会設立

本県の動き

6月、(財)兵庫県栽培漁業協会と(財)兵庫県水産公害対策基金を統合して、(財)ひょうご豊かな海づくり協会が設立された。

水産基本法制定

全国の動き

6月、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を骨子とする、水産基本法が制定された。

「JF」のシンボルマーク決定

全国の動き

6月、漁協系統の統一呼称「JF(ジェイエフ)」のシンボルマークが決定した。

神戸市営地下鉄海岸線開通

全国の動き

7月、神戸市営地下鉄海岸線が開通した。

アメリカで同時多発テロ事件発生

全国の動き

9月、アメリカでテロリストが航空機4機をハイジャックし、ワールドトレードセンター・ペンタゴン(国防総省)等に突入した事件が発生した。



▲日韓漁業問題懇談会

日韓漁業問題懇談会開催

全国の動き

9月、兵庫・鳥取・島根3県日韓暫定水域対策協議会主催による、山陰漁業対策自民党国会議員連盟・日韓漁業関係懇談会が東京で開催され、3県の知事、3県選出の自民党の国会議員、3県JF漁業関係者らが参加し、日韓暫定水域における操業ルールの確立などを求めた。



▲のり色落ち対策で中央要請：瀬戸内海海苔共販協議会

瀬戸内海海苔共販協議会がのり色落ち対策を中央要請

全国の動き

9月、瀬戸内海海苔共販協議会が、のり色落ち対策を求め、国土交通省、環境省、農林水産省、水産庁の関係部局と国会議員を訪問し、要望書を手渡して要請活動を行った。

2002

平成14年

水産基本計画閣議決定

全国の動き

3月、水産基本法の基本理念である、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、同法第11条の規定に基づき、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が策定する「水産基本計画」が閣議決定された。概ね5年ごとに見直しが行われる予定となった。

2002 公立学校の完全週5日制がスタート

平成14年

全国の動き

4月、ゆとり教育を目的とした、公立学校の完全週5日制がスタートした。

JF 姫路市中部が誕生

本県の動き

6月、姫路市内のJF 妻鹿・JF 阿成・JF 広畑の3JFが合併して、JF 姫路市中部が誕生した。兵庫県内の漁協合併は、1981（昭和56）年5月の淡路町漁協誕生から22年ぶりとなった。



▲JF姫路市中部誕生

第1回但馬漁協合併研究会開催

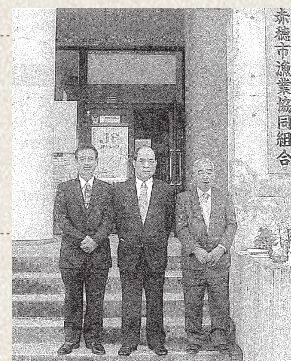
本県の動き

8月、第1回但馬漁協合併研究会が但馬漁業センターで開催された。作業部会で合併の素案をまとめ、研究会に報告することを決定した。

全国漁協代表者集会開催

全国の動き

11月、千葉県幕張において、全国漁協代表者集会が開催され、向こう3ヵ年間のJFグループの新運動方針が示された。



▲JF赤穂市誕生

2003 JF 赤穂市が誕生

平成15年

本県の動き

4月、JF 坂越・JF 赤穂・JF 福浦の3JFが合併して、JF 赤穂市が誕生した。

7月、WTO 危機突破全国漁民緊急集会開催

全国の動き

7月、「WTO 危機突破全国漁民緊急集会」が東京都内で開催され、全国から約1,000名の漁業者が参加した。この緊急集会では、水産物を関税撤廃の対象とすることなどを示した、ジラル議長の本モダリティ要素案に反対を示した。

WTO 日本提案実現全国漁民大会開催

全国の動き

8月、WTO 日本提案実現全国漁民大会が東京で開催された。全国から約2,000名の漁業者らが参加し、多数の国会議員も参加した。大会では①水産物の関税撤廃を断固拒否する、②補助金の一律削減・撤廃を阻止する、③漁業・漁村社会の存続を脅かさないようなルールの実現を求める、とする決議が満場一致で採択された。大会終了後には、政府への要請行動や世論喚起を求めるデモ行進が行われた。



▲WTO日本提案実現全国漁民大会

2004 WTO・FTA 対策緊急全国漁業代表者集会開催

平成16年

全国の動き

7月、自民党本部においてWTO・FTA 対策緊急全国漁業代表者集会が開催され、全国から約300名の漁業関係者が参加し、水産物の関税撤廃を断固拒否することなどを求めた。

2004

平成16年

瀬戸内海関係漁連連絡会が陳情活動

全国の動き

10月、瀬戸内海に面する11府県の漁連が結成した連絡会議が、瀬戸内海を水産資源等の豊かな海として再生するために、瀬戸内海の環境を修復するための特別措置法等の新たな法律の制定に向け、国会・行政各省庁に陳情要望活動を実施した。



▲陳情要望活動を実施：瀬戸内海関係漁連連絡会議

中国産のり生産状況を視察

本県の動き

11月、翌年度から日本に輸入されることが確定的となった、中国産のりの生産状況の把握と将来予測を行うため、JF兵庫漁連の実務者9名が、中国連雲港市および南通市ののり漁場並びに加工場等を視察した。広大な漁場、安価な人件費などから、日本にとって今後大きな脅威となることが想定された。

2005

平成17年

新生 JF 明石浦が誕生

本県の動き

1月、JF明石浦・JF東明石浦の2JFが合併して、新生JF明石浦が誕生した。



▲JF明石浦とJF東明石浦が合併へ

個人情報保護法が全面施行

全国の動き

4月、個人情報保護法が全面施行された。

本県の動き

2月、JF兵庫漁連が県下JF・JFグループを対象に同年4月に全面施行される個人情報保護法の説明会を開催、役職員66名が参加した。

JFグループ兵庫・組織強化構想を策定

本県の動き

9月、JF兵庫漁連内に設置された「JF組織強化委員会」が策定した「JFグループ兵庫組織強化構想」が示された。これは、同月開催のJF兵庫漁連理事会、同年10月の兵庫県漁業協同組合長会議で承認され、オール水産（全ての系統団体と全てのJF）で、「経済事業改革JF」の設立をめざして取り組むことが確認された。



▲大輪田塾開講

大輪田塾開講

本県の動き

10月、JF兵庫漁連は、将来JF組織を支える人材を育成するため「大輪田塾」を開講した。2006（平成18）年度から運営は（財）兵庫県水産振興基金に移行した。

1県1信用事業責任体制確立

本県の動き

12月、JF坊勢・JF福良が信用事業をJF兵庫信漁連に譲渡して、兵庫県における1県1信用事業責任体制が確立した。1997（平成9）年のJF明石浦の譲渡から8年を要した。



▲1県1信用事業責任体制確立

2006
平成18年

神戸空港開港

全国の動き

1月、神戸空港が開港した。

経済事業改革 JF 設立推進委員会発足

本県の動き

4月、県立水産会館において JF グループ兵庫・経済事業改革 JF 設立推進委員会が開催された。全 JF 組合長、系統団体、県、市町担当、農林中金等の県下水産関係者約 100 名が参加した。

後日、JF 職員及び系統団体職員を対象に「JF グループ兵庫組織強化構想に係る説明会」が開催され、JF・各系統団体に対して、各種会議への参画・資料提供等の協力が要請された。



▲経済事業改革 JF 設立推進委員会発足

新生 JF 江井ヶ島が誕生

本県の動き

4月、JF 江井ヶ島と JF 魚住が合併して、新生 JF 江井ヶ島が誕生した。



▲JF 江井ヶ島と JF 魚住が合併へ

淡路地区女性連が創立 50 周年記念式典開催

本県の動き

5月、洲本市内において、淡路地区女性連が創立 50 周年の記念式典を開催した。



▲創立50周年記念式典：淡路地区女性連

但馬地区 5 漁協、合併仮契約調印式

本県の動き

7月、但馬地区の 5 漁協（津居山港・竹野浜・柴山港・香住町・浜坂町）が香住町内で合併仮契約調印式を開催した。各漁協の総会を経て 2007（平成 19）年 4 月の新漁協「但馬漁業協同組合」設立を目指すことになった。



▲合併仮契約調印 但馬地区5JF

JF 兵庫漁連、創立 30 周年記念誌発刊

本県の動き

9月、JF 兵庫漁連は創立 30 周年を迎えた。これを記念して 30 周年記念誌を発刊した。

「拓水」第 600 号発刊

本県の動き

10月、機関誌「拓水」は第 600 号を発刊した。同号にはこれを記念して関係者による座談会を掲載した。

JF グループ水産政策協議会発足

本県の動き

12月、県下漁協系統 9 団体が構成していた漁政懇話会は、オール水産としての団結力と協力体制を強固なものとするため、系統団体に、摂津漁業協会、(社)播磨漁友会、(社)淡路水交会、但馬地区漁業協同組合協議会を加え、JF グループ水産政策協議会を発足させた。



▲JFグループ兵庫水産政策協議会発足

2007

平成19年

新生 JF 仮屋が誕生

本県の動き

1月、JF 仮屋・JF 釜口・JF 浦の3JF が合併して、新生 JF 仮屋が誕生した。



▲JF仮屋・JF釜口・JF浦が合併へ

瀬戸内海再生法整備推進大会開催

本県の動き

3月、県公館において瀬戸内海再生法整備推進大会が開催され、県、衛生団体、漁協系統団体や生協関係者ら約450名が参加した。豊かで美しい瀬戸内海をめざして、100万人の大署名活動を展開することなどが決まった。



▲瀬戸内海再生法整備推進大会

JF 但馬が誕生

本県の動き

4月、JF 津居山港・JF 竹野浜・JF 柴山港・JF 香住町の4JF が合併して、JF 但馬が誕生した。



▲JF但馬誕生

JF 津名が誕生

本県の動き

4月、JF 塩田・JF 志筑浦・JF 生穂・JF 佐野の4JF が合併して、JF 津名が誕生した。



▲JF津名誕生

経済事業改革 JF 設立推進委員会活動が休止

本県の動き

4月、第3回 JF グループ兵庫・経済事業改革 JF 設立推進委員会が開催され、「経済事業改革 JF」の青写真（基本計画）が承認された。しかし、正組合員数200名以上の大規模 JF による意見交換会の開催が求められた。意見交換会の結果、後日開催された第4回設立推進委員会において、「経済事業改革 JF」の設立をめざす合併協議を10年間休止することが決まった。

郵政民営化開始

全国の動き

10月、郵政民営化関連法案に基づき、日本郵政株式会社など5社が設立され日本郵政グループが発足した。

兵庫県水産系統団体役職員 OB 会第1回通常総会開催

本県の動き

2007（平成19）年5月に発足した、兵庫県水産系統団体役職員 OB 会の第1回通常総会が、同年11月、明石市内で開催された。

2008

平成20年

ゴールドリーダー号流出油事故発生

本県の動き

3月、神戸市垂水沖で発生した船舶3隻の衝突事故で、貨物船ゴールドリーダー号が沈没し、流出した油がノリ養殖漁業や船曳網漁業に大きな被害をもたらした。損害賠償は船主責任制限法にはばまれ、著しく制限された。

JF 南あわじが誕生

本県の動き

4月、JF 丸山・JF 阿那賀の2JFが合併して、JF 南あわじが誕生した。

水協法改正

全国の動き

4月、水協法の一部が改正された。事業損益を明らかにした書面の開示が義務づけられる漁協の範囲が、全ての漁協に拡大されるなどの改正が行われた。



▲JF丸山とJF阿那賀が合併へ

明石海峡油被害抗議漁業者集会開催

本県の動き

5月、垂水漁港において明石海峡油被害抗議漁業者集会が開催され、県下各地から1,500名を超える漁業者が参加した。この集会は、同年3月に明石海峡で発生した貨物船ゴールドリーダー号の沈没事故によって、大きな被害を受けたノリ養殖漁業や漁船漁業に対し、国は油流出防止や原因除去を行わず、損害賠償は船主責任制限法にはばまれている現状を訴え、沈没船の撤去と指定航路周辺海域の安全対策、漁業被害救済の基金の創設を求めて開催された。



▲明石海峡油被害抗議漁業者集会

漁業経営危機突破全国漁民大会開催

7月、漁業経営危機突破全国漁民大会が東京で開催され、全国から3,600名を超える漁業者が参加した。この大会は、最近5年間で3倍になった燃油価格の暴騰に対し、必要な補填措置などを求めるために開催された。また、大会当日は全国一斉休漁日とし、20万隻（本県1万隻）の漁船が参加して、漁業者の窮状を広く国民に訴えた。

リーマン・ショック発生

全国の動き

9月、アメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズがサブプライム住宅ローン危機で経営破綻したことに端を発し、連鎖的に世界金融危機が発生し「リーマン・ショック」と呼ばれた。日本でも日経平均株価が大暴落し、派遣切りや雇止めが発生した。

県漁連、決算期を9月末に変更

本県の動き

9月、JF 兵庫漁連が決算期を3月末から9月末に変更した。ノリの漁期を考慮した変更であった。

JF 森・JF 仮屋が地元農業者とため池のかいぼりを実施

本県の動き

10、11月、JF 森・JF 仮屋が農業関係者と協議を重ね、淡路市内の浦上川上流の2ヵ所のため池で「かいぼり（池干し）」を行った。農業者側は人手不足から、近年かいぼりを実施する機会が減っていた。一方で両JFの漁業者は、ため池の水には、栄養分が豊富に含まれていることに着目して、かいぼりの共同実施を農業者に提案し、実現に至った。



▲JF森・JF仮屋が地元農業者とため池のかいぼりを実施

2009

平成21年

県漁連、子会社（株）ひょうごぎょれん販売設立

本県の動き

10月、JF兵庫漁連が100%子会社（株）ひょうごぎょれん販売を設立し、のり製品等の販売を開始した。

新生 JF 岩見が誕生

本県の動き

4月、JF岩見・JF苅屋が合併して、新生JF岩見が誕生した。



▲JF岩見とJF苅屋が合併へ

兵庫豊かな海創生支援協議会設立

本県の動き

5月、兵庫豊かな海創生支援協議会が設立された。これは、国が豊かな海を守るため、藻場・干潟等の機能の維持・回復に向けた取組を支援する「環境・生態系保全活動支援事業」に基づき、設立されたもの。

県漁業調査船「たじま」完成

本県の動き

7月、県の漁業調査船「たじま」が完成した。



▲県漁業調査船「たじま」完成

兵庫県水産会館完成

本県の動き

7月、兵庫県水産会館が明石市中崎に完成した。1954（昭和29）年に神戸市兵庫区に建設された兵庫県立水産会館は、1995（平成7）年の阪神淡路大震災の影響で倒壊の恐れがあった。新会館の完成で旧水産会館は永年の役割を終えた。



▲兵庫県水産会館完成

JF 東播磨が誕生

本県の動き

8月、JF別府町・JF尾上の2JFが合併して、JF東播磨が誕生した。



▲JF東播磨誕生へ

民主党政権発足

全国の動き

9月、民主党政権が発足した。8月に行われた第45回衆議院議員総選挙で自民党を破って政権交代を果たした。

JF 全国代表者集会開催

全国の動き

10月、JF全国代表者集会が東京で開催され、全国から約550名の漁業関係者らが参加し、今後5年間の新運動方針が示された。



▲JF姫路市誕生へ

2010

平成22年

JF 姫路市が誕生

本県の動き

1月、JF大塩町・JF的形・JF八木・JF白浜・JF姫路市中部・JF飾磨・JF大津・JF網干の8JFが合併して、JF姫路市が誕生した。

2010

平成22年

道の駅みつ完成

本県の動き

2月、たつの市室津に「道の駅みつ」が開所した。レストラン、直売所の他、農業・漁業の体験学習施設が設置された。



▲道の駅みつオープン

JF 浜坂「浜ほたる」出荷開始

本県の動き

3月、JF 浜坂は県漁連と連携して「浜ほたる（生鮮ホタルイカ）」の試験出荷を開始した。県漁連の直売店、県内の生協・量販店の店舗などで販売された。



▲浜ほたる販売開始：JF浜坂

TPP 参加に断固反対する緊急集会開催

全国の動き

11月、環太平洋経済連携協定（TPP）への参加は日本の漁業の崩壊を招くとして、JF 全漁連が呼びかけ、全国の漁連・信漁連と全国水産物輸入対策協議会による緊急集会を東京で開催した。さらに翌日には農業関係者らとともに約3,000人の抗議デモを実施した。



▲TPP参加に断固反対する緊急集会・デモ

2011

平成23年

東日本大震災が発生

全国の動き

3月、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の東日本大震災が発生した。



▲東日本大震災被災地に支援隊を派遣

本県の動き

3月、東北地方太平洋沖地震 JF グループ兵庫支援本部を立ち上げ、被災地に向け義援金募集などの支援活動を開始した。

兵庫県資源管理協議会設立

本県の動き

4月、兵庫県資源管理協議会の設立総会が開催された。この協議会は、当年度から水産庁の新たな事業として始まる「資源管理・所得補償制度」の事業運営の中心的役割を担った。

漁業者が一体となった復興を目指す緊急全国漁業代表者集会～水産特区構想によって浜の秩序を崩壊させないために～開催

全国の動き

7月、漁業者が一体となった復興を目指す緊急全国漁業代表者集会～水産特区構想によって浜の秩序を崩壊させないために～が東京で開催された。全国から約230名の漁業関係者が参加し、国の水産特区構想に反対を表明した。



▲海上釣り堀「シーパーク佐野」オープン

海上釣り堀「シーパーク佐野」開所

本県の動き

8月、JF 津名が海上釣り堀「シーパーク佐野」を開所した。

2011

平成23年

漁業用燃油の課税免除恒久化を訴える兵庫県漁業者決起集会開催

本県の動き

10月、漁業用燃油の課税免除恒久化を訴える兵庫県漁業者決起集会が明石市内で開催され、漁業関係者ら約1,700名が参加した。



▲兵庫県漁業者決起集会

漁業用燃油の課税免除恒久化等を求める全国漁業代表者総決起集会開催

全国の動き

11月、漁業用燃油の課税免除恒久化等を求める全国漁業代表者総決起集会が東京で開催され、漁業関係者ら約1,500名が参加した。



▲全国漁業代表者総決起集会

2012

平成24年

新生 JF 伊保が誕生

本県の動き

7月、JF 伊保・JF 曾根町の2JFが合併して、新生 JF 伊保が誕生した。



▲JF伊保とJF曾根町が合併へ



▲JF由良町誕生へ

2013

平成25年

JF 由良町が誕生

本県の動き

1月、JF 由良町中央・JF 由良の2JFが合併して、JF 由良町が誕生した。

水産多面的機能発揮対策事業説明会開催

全国の動き

水産庁は、4月から実施される、水産多面的機能発揮対策事業の説明会を全国で開催し、意見聴取を行った。

本県の動き

2月、水産庁は但馬・内海の2地区において、水産多面的機能発揮対策事業の説明会を開催した。



▲水産多面的機能発揮対策事業説明会

新生 JF 高砂が誕生

本県の動き

6月、JF 高砂・JF 荒井が合併して、新生 JF 高砂が誕生した。



▲JF高砂とJF荒井が合併へ

2014

平成26年

JF 兵庫漁連、(株)東海屋を子会社化

本県の動き

1月、JF 兵庫漁連はのりの加工品の製造・販売を手掛ける(株)東海屋を子会社化し、のり製品の製造・販売を開始した。

History of Hyogo fishery

2014

平成26年

JF 洲本炬口が誕生

本県の動き

1月、JF 洲本・JF 炬口が合併して、JF 洲本炬口が誕生した。



▲JF洲本炬口設立へ

消費税率改正

全国の動き

4月、消費税が5%から8%に引き上げられた。

JF 東由良町が解散

本県の動き

5月、JF 東由良町の解散によって、兵庫県下のJF数は37となった。

プライドフィッシュプロジェクトがスタート

全国の動き

6月、JF 全漁連を中心に全国のJFグループによるプライドフィッシュプロジェクトが始まった。



▲プライドフィッシュプロジェクト開始：JF全漁連

淡路島サワラ食文化協議会が「淡路島の生サワラ丼」の普及活動を開始

本県の動き

この年、JF 五色町・五色町商工会・地元飲食店・市・県が「淡路島サワラ食文化協議会」を設立し、各地で「淡路島の生サワラ丼」の普及活動を開始した。

2015

平成27年

「お魚かたりべ」に兵庫県から15名が任命

全国の動き

水産庁が水産物の消費拡大のために進める「魚の国のしあわせ」プロジェクトの一環で、魚食文化の普及・伝承に努める人々を「お魚かたりべ」に任命することになった。「お魚かたりべ」はこの年の1月までに全国で120名が任命された。

本県の動き

兵庫県からはSEAT-CLUBの講師ら15名が「お魚かたりべ」に任命された。



▲お魚かたりべのみなさん

JF 兵庫漁連がブラジルでノリの市場調査再開

本県の動き

JF 兵庫漁連は、2009(平成21)年に「兵庫のり」をブラジルに輸出するプロジェクトを開始したが、ブラジル市場の大半を占める中国産ののりとの価格差が5倍以上あることが判明して中断していた。しかし、近年中国産ののりが値上がりしたため、調査を再開することになった。



▲JFぼうぜ姫路とれとれ市場開所

「JF ぼうぜ姫路とれとれ市場」がグランドオープン

本県の動き

3月、姫路市妻鹿漁港に開設した「JF ぼうぜ姫路とれとれ市場」がグランドオープンした。直売所の他にレストラン・バーベキュー会場などを併設した。

大輪田塾開講 10周年記念式典開催

本県の動き

7月、大輪田塾開講から10周年を記念して、式典が開催され、塾生や修了生など関係者60名が参加した。

2015

平成27年

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正案が可決

全国の動き

9月、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法案が衆議院本会議で可決成立した。瀬戸内海の環境再生へ新法制定を訴えて約11年、豊かな海づくりに一歩を踏み出した。兵庫県では2003(平成15)年から豊かな海を求める運動に取り組み、2005年には超党派による議員連盟構想実現に努めたが、2009(平成21)年9月の政権交代でとん挫した。その後2012(平成24)年6月に自民党の瀬戸内海再生議員連盟が設立され、2014(平成26)年5月には法案の取りまとめが行われた。しかし、その後も成案目前の修正、突然の解散総選挙による廃案、安保関連法案による政局の混乱等に翻弄された。



▲瀬戸内海環境保全特別措置法一部改正案可決

JF明石浦がJAの直売所に出店

本県の動き

11月、JA兵庫南が加古郡稲美町に開設した農産物直売所「にじいろふぁーみん」がオープンした。JF明石浦がこの直売所内に鮮魚販売店を出店、仲卸業者と共同で運営にあたった。



▲瀬戸内法改正シンポジウム

2016

平成28年

瀬戸内法改正記念シンポジウムが開催

全国の動き

2月、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の主催による「瀬戸内法改正記念シンポジウム」が神戸市内で開催され、法改正に関わった国会議員や漁業者など約260名が参加した。

JF兵庫漁連と(一財)兵庫県水産振興基金がディープブルーリボンと名付けたシンボルバッジを作成

本県の動き

JF兵庫漁連と(一財)兵庫県水産振興基金は、瀬戸内法の一部改正案が可決成立したことを受け、真に「美しく豊かな海」と実感できる日まで、ともに熱意を持ち続けようという誓いを込めて、ディープブルーリボンと名付けたシンボルバッジを作成し、県内JF関係者や行政担当者、及び瀬戸内海関係漁連関係者らに配布した。また、県漁連会長から兵庫県知事にもバッジが手渡された。



▲JF兵庫漁連とJF和歌山漁連が合併仮契約に調印

JF兵庫信漁連とJF和歌山信漁連が合併仮契約調印式

全国の動き

4月、JF兵庫信漁連とJF和歌山信漁連が、合併仮契約調印式を開催した。2017(平成29)年4月の合併をめざした。

JF兵庫漁連の直売所「漁連の魚屋」がグランドオープン

本県の動き

4月、JA兵庫六甲パスカ三田一番館店内に出店した、JF兵庫漁連の直売所「漁連の魚屋」が、グランドオープンを迎えた。

播磨灘等環境保全協議会が発足

本県の動き

5月、播磨灘等環境保全協議会が姫路市内で開催された。この協議会は2015(平成27)年10月に改正・施行された瀬戸内海環境保全特別措置法(改正瀬戸法)に、「灘協議会の設置」が推奨されたことを受け、播磨灘に関する協議会として設置された。改正瀬戸法に基づく「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」を推進するため、広く関係者の意見を聞き、下水処理場の栄養塩管理運転や藻場・干潟造成等の豊かな海づくりが進展することが期待された。



▲播磨灘等環境保全協議会設立

2016

平成28年

ガザミふやそう会設立 30 周年記念講演会開催

本県の動き

5月、摂播漁青連の通常総会が開催された。摂播漁青連は設立40周年、ガザミふやそう会は30周年の節目を迎えた。通常総会終了後の学習会で、ガザミふやそう会の設立当時を振り返る講演会が開催され、参加者は理解を深めた。

(一社)兵庫県漁船リース協会設立

本県の動き

6月、(一社)兵庫県漁船リース協会が設立された。漁業者に漁船をリースする事業を開始した。

新漁業取締船 6 代目「はやたか」完成

本県の動き

8月、県の6代目漁業取締船「はやたか」が完成した。



▲県漁業取締船6代目「はやたか」完成

JF 但馬が 5 種類の魚醤の販売開始

本県の動き

9月、JF 但馬が約4年をかけて開発した、地元で水揚されるアマエビ・ノドグロ・ドギ・ハタハタ・香住ガニをつかった魚醤の発売を開始した。

県漁業信用基金協会、全国組織へ合併

本県の動き

11月、県漁業信用基金協会が臨時総会を開催し、全国組織への合併議案が承認された。2017(平成29)年4月に全国組織へ合併されることになった。

内海漁船保険組合・但馬漁船保険組合、新設組合へ参加

本県の動き

12月、内海漁船保険組合・但馬漁船保険組合は、臨時総会を開催し、2017(平成29)年4月に設立予定の新組合への合併参加議案が承認された。

県漁青連、若手漁業者対象研修会を開催

本県の動き

12月、洲本市内において県漁青連が若手漁業者を対象とした研修会を開催した。新規漁業就業者をはじめ若手漁業者約20名が参加し環境問題について学んだ。今回で2回目の開催となったが、前年は漁業協同組合や操業安全について学んだ。

瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議の平成 28 年度第 1 回会長・ワーキングチーム合同会議が開催

全国の動き

12月、瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議平成28年度第1回会長・ワーキングチーム合同会議が神戸市内で開催された。2015(平成27)年10月の瀬戸法改正以降初めての会議となった。最初に、法改正後の各府県の取組や今後の展望等について、報告や意見交換が行われた。法改正で豊かな海を目指すという精神はできたが、具体的施策の実施に向け、今後も豊かな海づくりの推進が必要であることが確認された。



▲瀬戸内海関係漁連・漁協連絡協議会

2017

平成29年

漁業協同組合模範定款例の改正説明会が開催

本県の動き

1月、神戸市内において、県・JF兵庫漁連・水産振興基金の共催により、漁業協同組合の模範定款例の改正説明会が開催された。今回の改正は、暴力団関係者のJFへの介入を排除することが目的であった。内水面を含めた関係者約60名が参加した。

JF なぎさ信漁連が誕生

日本漁船保険組合が新設、内海漁保・但馬漁保は同組合支所に組織変更
県漁業信用基金協会は全国漁業信用基金協会の兵庫支所に組織変更

本県の動き

4月、JF兵庫信漁連とJF和歌山信漁連が合併、漁船保険組合は日本漁船保険組合を新設して、内海漁保と但馬漁保は同組合の支所になり、県漁業信用基金協会は全国漁業信用基金協会と合併して同協会の兵庫支所となった。



▲JFなぎさ信漁連誕生

漁業就業者ステップアップ研修会開催

本県の動き

漁業就業者ステップアップ研修支援事業は、雇用就業からの独立などを希望する次世代を担う漁業者を育成するためのもの。県の事業をJF兵庫漁連が事業主体となって、2016(平成28)年度から研修を行ってきた。

「生サワラ vs 生しらす対決」前哨戦開催

本県の動き

「淡路島の生しらす丼」は、JF淡路島岩屋と北淡路ブランド推進協議会が2010(平成22)年から取り組みはじめ、2017年度は100万食の売り上げを目指した。一方、JF五色町などでつくる「淡路島サワラ食文化推進協議会」は、2015(平成27)年から、サワラのづけ丼などを商品化して、2017年度は島内29店舗で提供する計画であった。この2つの丼が4月26日～6月30日の間、公式フェイスブックの「いいね!」の数で対決することになった。

「浜の担い手漁船リース事業」新造船第1号

本県の動き

6月、(一社)兵庫県漁船リース協会が建造した新造船の第1号艇(船曳網漁業の手船)の竣工式が、育波漁港で開催された。

JF兵庫漁連が「救命合羽」の販売開始

本県の動き

JF兵庫漁連では2012(平成24)年に発売した「浮力合羽」を改良して、11月に型式承認(桜マーク)を取得し、「救命合羽」として販売を開始した。

2018

平成30年

小型船舶に救命胴衣の着用義務化

全国の動き

2月、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部が改正され、小型船舶の船長は、本人を含む全ての乗船者に、救命胴衣を着用させることが義務付けられた。

JF兵庫漁連「のり加工センター」完成

本県の動き

1月、JF兵庫漁連が姫路市妻鹿漁港で建設を進めてきた、のり加工センターが完成した。



▲のり加工センター完成：JF兵庫漁連

2018 ひょうご豊かな海発信プロジェクト協議会設立

平成30年

本県の動き

4月、ひょうご豊かな海発信プロジェクト協議会の設立総会が開催された。この協議会は、豊かで美しい海の理念を広く県民に啓発し、県内水産物の消費を喚起することを目的とした。協議会は、県水産課・県水大気課・県水技センター・JF兵庫漁連・神戸市農水産課・明石市水産課で構成され、JF兵庫漁連専務が会長に選任された。

「漁友鎮魂之塔」が台風被害

本県の動き

8月の台風20号と9月の台風21号は、兵庫県内の漁業施設への被害や大量のゴミの打ち上げ被害をもたらしたが、高野山の「漁友鎮魂之塔」も、巨木が倒れて塔や石垣が壊れる被害を受けた。「漁友鎮魂之塔」の台風被害は、1998（平成10）年9月に次いで2度目となった。再建費用は共済金で賄われた。

2018（平成30）年度漁業センサス実施

本県の動き

兵庫県の漁業就業者数は4,840名となった。

2019 JF坊勢の漁業体験見学船「第八ふじなみ」完成

平成31年

本県の動き

3月、JF坊勢の漁業体験見学船「第八ふじなみ」の竣工祝賀会が開催された。この船は、船内のモニターに3Dソナーで海底地形を立体的に映し出すことができる。竣工後は一般的な観光漁業用の他に、小中学校の自然学校や環境学習、魚食普及などにも使用される予定。

働き方関連法案施行

全国の動き

4月、働き方関連法案の施行が順次始まった。初年度は時間外労働の上限規制や有給休暇の取得義務化などが求められた。

虹の仲間で海づくり「豊かな海を作るための海浜清掃」を実施

本県の動き

5月、JF兵庫漁連とひょうご豊かな海発信プロジェクト協議会は、明石市望海浜公園前の海岸で海浜清掃を実施した。コープこうべとJF兵庫漁連が取り組んでいる「虹の仲間で森づくり」の海バージョンとして、コープこうべの組合員らを含め約110名が参加した。



▲虹の仲間で海づくり「海浜清掃」

第41回全国豊かな海づくり大会が2021年秋に明石市で開催決定

本県の動き

9月、第41回全国豊かな海づくり大会の兵庫県実行委員会の設立総会と第1回総会が開催され、第41回大会が2021（令和3）年秋に明石市で開催されることが決まった。

消費税法改正

全国の動き

10月、消費税率が8%から10%に引き上げられた。食料品は軽減税率8%が適用された。

2019

令和1年

県、栄養塩類濃度の下限値を設定

本県の動き

10月、兵庫県は条例を改正して、海域の水質目標値（下限値）を全国で初めて設定した。

「大嘗祭の献上鯛」を宮内庁へ供納

全国の動き

11月、天皇陛下皇位継承時の皇室行事「大嘗祭」に供えられる献上鯛が、兵庫県水産会館で検分され、翌日宮内庁に供納された。献上鯛はJF南あわじの丸山漁港で水揚げされた鳴門鯛を、JF兵庫漁連の加工場等で開き加工・乾燥させたもの。JF兵庫漁連からは乾のりが供納された。



▲大嘗祭の献上鯛

「豊かで美しい里海」の実現に向けた～経済産業大臣・農林水産大臣～との意見交換会開催

全国の動き

11月、JF兵庫漁連会長らは洲本市において、経済再生担当大臣及び農林水産大臣との意見交換会を開催した。意見交換会は、瀬戸内海の栄養塩環境の悪化が、水産資源の減少に大きな影響を与えていることをテーマに行われた。JF兵庫漁連会長らから、海が貧栄養になりすぎて水産資源が激減したことや、関係省庁の協力関係構築を求めたい旨が両大臣に伝えられた。農林水産大臣からは、このことを受けて、水産庁・国土交通省・環境省を交えて協議するとの発言があった。意見交換会の翌日には、両大臣に国土交通大臣、環境大臣を交えた協議が行われ、「瀬戸内海を豊かで美しい里海に再生する」ための取組が進展することが期待された。

JF全国漁協代表者集会開催

全国の動き

11月、JF全国漁協代表者集会が東京で開催され、全国から漁業関係者ら約1,000名が参加し、向こう5年間の運動方針が示された。

2020

令和2年

新型コロナウイルス感染症が日本国内で拡大

全国の動き

1月、国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認された。ワクチンや治療薬がない中で、第1波の致死率は5%を超えた。3密回避・手洗い・マスク着用などの感染症対策が呼びかけられた。

イカナゴ漁 過去最短わずか5日で終漁

本県の動き

この年のイカナゴ漁は、2月29日に解禁され、大阪湾は3月2日に終漁、播磨灘も3月6日の午前9時をもって終漁となった。休漁日を除いた漁期は過去最短の5日間となった。

漁業者が持続化給付金の支給対象

全国の動き

政府は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた個人事業主向けに、事業の継続を下支えする「持続化給付金」の支給を決め、漁業者も対象となった。2020年（令和2年）度の各月の収入のいずれかが、2019（令和1）年度の平均月収の50%以下であれば対象となり、100万円を上限に給付された。

県但馬水産事務所新庁舎が完成

本県の動き

県の但馬水産事務所の新庁舎が5月に完成し、7月に開所した。旧庁舎は1963（昭和38）年に建設されたが、老朽化により移転・新築された。新庁舎には、但馬水産事務所の他にJF兵庫漁連但馬支所・香住漁業無線局・日本漁船保険組合但馬支所が入った。



▲県但馬水産事務所新庁舎完成

2020

令和2年

新型コロナウイルス感染症対策補正予算成立

全国の動き

6月、国において新型コロナウイルス感染症対策を柱とした2020年度第2次補正予算が可決成立した。

本県の動き

6月、県では新型コロナウイルス感染症対策として、県産水産物の学校給食提供や食育活動支援などを行う、補正予算が成立した。

第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会が1年延期

全国の動き

第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会が、新型コロナウイルス感染症の影響で、1年延期され2022(令和4)年秋に開催されることになった。

兵庫県知事、年末・年始を控え、「最高警戒レベルの感染拡大特別期」宣言

本県の動き

12月、兵庫県知事が年末・年始を控え、県民に向けて「最高警戒レベルの感染拡大特別期」を宣言、新型コロナウイルスの感染拡大を食い止めるようメッセージを発した。

JF兵庫漁連・JFなぎさ信漁連・JFぎよさい兵庫の3団体の共通役員制の廃止決定

本県の動き

12月、JF兵庫漁連の通常総会前に開催された組合長会議で、JF兵庫漁連・JFなぎさ信漁連・JFぎよさい兵庫の3団体の共通役員制を、2021(令和3)年12月で廃止することが決まった。

漁業法の一部を改正する法律施行

全国の動き

12月、水産資源の適切な管理を通じて水産業の成長産業化の実現を目指すことなどを定めた、漁業法の一部を改正する法律が施行された。

2021

令和3年

環境大臣が兵庫県を訪問

全国の動き

3月、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正案を国会に提出した環境大臣が、ノリの色落ちやイカナゴの減少など、栄養塩が低下している瀬戸内海の現状を把握するため、兵庫県水技センター・兵庫県水産会館を訪問し、関係者から話を聞いた。



▲環境大臣が兵庫県を訪問

JF但馬、自動製氷貯氷搬出施設完成

本県の動き

3月、JF但馬で自動製氷貯氷搬出施設が完成し、関係者に施設が披露された。

JF兵庫漁連、兵庫のり研究所に新採苗施設完成

本県の動き

4月、JF兵庫漁連が兵庫のり研究所の採苗施設を新設した。これまでの施設は、採苗時に合わせて設置・撤去していたが、作業効率を上げるために、新設の施設は常設化し、水車も150枚巻きから350枚巻きに変更した。

2021

令和3年

瀬戸内海環境保全特別措置法の改正法案可決

全国の動き

6月、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正法案が、通常国会で可決された。今回の改正で「栄養塩類の供給等、管理ルールの整備」「藻場・干潟の再生・創出の取組の推進」「漂流ごみ等の発生抑制対策の推進」が明文化され、今後の豊かな海の再生に向けた実効性のある取組の進展が期待された。

第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会の日程決定

全国の動き

8月、第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会の日程が、2022(令和4)年11月13日に決定した。また、10月には、1年前プレイベントが開催されることも決まった。

第12回全国カキサミット2021兵庫大会がオンラインで開催

全国の動き

第12回全国カキサミット2021兵庫大会は、当初2020(令和2)年に開催する予定であったが、コロナ禍で1年順延された。しかし、新型コロナウイルス感染症は治まらず、8月にオンラインで開催された。

第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会の1年前プレイベント開催

全国の動き

10月、第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会の1年前プレイベントが開催され、関係者約300名が参加した。



◀▲海づくり大会プレイベント：大船団パレード

JF兵庫漁連の「漁連の魚屋 加古川店」がグランドオープン

本県の動き

10月、アリオ加古川「グリーンマーケット」内に、「漁連の魚屋 加古川店」を開設し、グランドオープンの日を迎えた。店内では、兵庫県産の鮮魚や刺身、総菜、寿司、乾物、冷凍加工品などが販売された。

JF兵庫漁連、新役員体制発足、3団体共通役員制は廃止

本県の動き

12月、JF兵庫漁連の通常総会が開催された。役員改選が行われ、販売担当理事5名・販売担当常勤理事1名を含む、理事16名・監事4名の新体制となった。これによって、3団体の共通役員制は廃止された。

2022

令和4年

第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会の公式ポスター・テーマソングが完成

全国の動き

3月、第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会の公式ポスターと大会テーマソング「いのちをつなぐ碧い海」が完成した。

機構改革で県水産課と県漁港課が水産漁港課に統合

本県の動き

4月、県水産課と県漁港課が機構改革によって統合され、兵庫県農林水産部水産漁港課となった。



▲第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会のポスター

History of Hyogo fishery

2022

令和4年

兵庫県が栄養塩類管理計画を公表し、県民の意見を募集

本県の動き

4月、兵庫県は改正瀬戸法に基づき「栄養塩類管理計画」案を公表し、県民から意見を求めた。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律が施行

全国の動き

2020（令和2）年12月に公布された「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が、2022（令和4）年12月に施行された。アワビやナマコを漁獲する漁業者や、これらを取り扱う漁協等は、行政機関に届け出るとともに、取引記録の作成・保存等が求められることとなった。

第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会開催

全国の動き

11月、「第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会～御食国ひょうご～」が、天皇皇后両陛下をお迎えして、明石市内で開催された。

本県の動き

式典当日は朝から雨模様であったが、午後の海上歓迎行事では雨が上がり、漁船パレード、放流行事等が予定どおり行われた。県下JF関係者は、全国から参加した関係者ら約350名を、漁船100隻によるパレード等の海上行事で歓迎した。また当日のスタッフとして県・明石市・漁協系統団体から、約600名が参加して対応にあたった。兵庫県水産会館が両陛下の御休憩場所となった。



▲第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会

県が栄養塩類管理計画を公表

本県の動き

11月、県は「栄養塩類管理計画」を公表し、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けて第一歩を踏み出した。

2023

令和5年

機構改革で県水大気課に里海再生班が設置

本県の動き

4月、兵庫県が環境部水大気課に里海再生班を新設した。主な業務内容は、「栄養塩類管理計画」に基づき望ましい海域濃度の達成をめざすことと、全国豊かな海づくり大会のレガシーを継承するために「ひょうご豊かな海づくり県民会議」を設立して県民総参加による「豊かで美しいひょうごの海」を実現することであった。

明石市が「明石豊かな海づくり条例」を制定

本県の動き

4月、明石市が「明石豊かな海づくり条例」を制定・施行した。全国豊かな海づくり大会の決議事項を具体化するため、市民の知恵や予算を結集して取り組むことをめざした。

兵庫県、のりの生産日本一

本県の動き

5月、20年ぶりに兵庫県ののり生産量・金額がともに日本一になった。生産枚数12億82百万枚、共販金額221億53百万円。

「拓水」第800号発刊

本県の動き

6月、「拓水」は第800号を発刊した。



▲「拓水」第800号発刊



「拓水から見た 兵庫の漁業」



副委員長

小西 一弘 氏

元兵庫県淡路県民局地域
振興部 部長



委員長

戸田 氏認 氏

元兵庫県漁業協同組合連
合会 専務理事

[日 時] 2023年8月4日(金) 13時～17時

[場 所] 兵庫県水産会館3階第2会議室

■ 事務局



田中 稔彦

兵庫県漁業協同組合
連合会 常務理事



田中 健二

兵庫県漁業協同組合
連合会 常勤監事



柴田 昌彦

兵庫県漁業協同組合
連合会



小林 孝司

(一財)兵庫県水産振
興基金 専務理事



突々 淳

兵庫県漁業協同組合
連合会 専務理事

戸田

それでは「拓水から見た兵庫の漁業のあゆみ」というテーマで、制作委員のみなさんと事務局のみなさんによる、座談会を始めます。なお、県漁連の突々専務は所用で欠席されています。

まず、拓水と永くつき合ってきた歴史をふり振り返つ、拓水600号発刊の座談会でお話を伺った、県の田寺さんとの思い出からスタートしたいと思います。私が旧県漁連に入つてすぐに、田寺さんと拓水の編集を始めたころは、読み手が読みやすいように、中学1年生でも読めるような文章で表現することを教えてもらいました。そして夢がある文書にしようと、これからの話題、5年先くらいまでの話を載せるように努力しました。当時は活版印刷・タブロイド版で発刊していましたが、浜ではあまり読まれていないようだ、という話を聞いて壁新聞

方式に切り替えたりもしました。組合の事務所に山積みされた壁新聞方式の拓水は、紙質が良かったので、鮮魚を包んで持ち帰るのに使われることもあったようです。

小西副委員長は、拓水についてどんな想いをもっておられますか？

小西

機関誌「拓水」は、67年間にわたって休むことなく漁業の情報を提供してくれました。また、時代の問題解決に向けた訴えによって、漁業者の連帯感を育んでくれました。私は、これまで拓水編集に携わってこられたみなさんに、感謝申し上げたいと思います。今日まで継続してもらえて本当に良かったと思います。

戸田

拓水は普及事業を中心に置いていました。発刊当初は、

Symposium 座談会

のあゆみ」

委員

反田 實氏

元兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センター 所長

委員

藤澤 崇夫氏

元兵庫県農政環境部 部長

委員

田和 正孝氏

関西学院大学 名誉教授

県の普及員が拓水をけん引してくれたと思っています。

小西

私が県の普及員に任命された1967(昭和42)年は、まさにノリ養殖が県下に急速に普及し始めた時でした。それで次の年に、愛知県水試でノリ養殖技術を習得するよう命じられ、半年に及ぶ長期研修で、糸状体培養、人工採苗、育苗、冷凍網技術などを学びました。

戸田

当時のノリ養殖技術については、愛知県がリーダーでしたね。

小西

研修参加が決まったときは但馬にいましたので、研修から戻ったら、但馬水産研究クラブの活動の一環として、ノリ養殖の試験を行うことにしていました。そこで、研修の成果物の冷凍網2枚を新幹線で大切に持ち帰り、柴山港内に張り込みました。

戸田

日本海でノリの採苗が行われていたことは知っていますが、養殖が行われた話は聞いたことがありません。

小西

拓水161号に詳しく紹介されていますが、但馬では1961(昭和36)年に柴山港水産研究クラブが初めて試験を行って成功したのに、後が続きませんでした。1967(昭和42)年から2年間にわたって個人が行った養殖試験では、流れ藻がノリ芽を削り取って、網が真っ白になってしまっただけで失敗しました。

戸田

小西さんの持ち帰ったノリ網は、うまく収穫できたのですよね。

小西

幸い流れ藻の被害にもあわず、ノリは順調に成長しました。ノリの摘み取りは柴山港漁協婦人部のみなさんにも協力いただき、雪の降る中、手摘みで行いました。摘み取ったノリは須磨で加工してもらい、柴山港のセリにかけましたが、高値で取り引きされて感激したことを覚えています。その後も試験は続けられたが、流れ藻被害を防ぐことができずに、終息してしまったのだと思います。

戸田

ノリ養殖技術を但馬で普及された小西さんのお話は、大変興味深いものでしたが、藤澤さんは委員会に参加されていたかがでしたか？

藤澤

この委員会で拓水に向き合ってみて、1961(昭和31)年から67年間、漁業の変化の大きさを感じることができました。良くぞ「拓水」を続けてもらえたと思います。創刊号の三浦清太郎会長の「友愛をつなぐ雑誌へ」ということばです。友愛には、協同組合理念を大切にしたいという三浦会長の強い想いを感じます。これまで拓水が続いてきたのは、協同組合の理念が根底にあったからだだと思います。

戸田

「友愛」は拓水の大切なキーワードということですね。反田委員はあゆみの制作を、どう感じておられますか？

反田

1973(昭和48)年に県に就職して50年、ずっと研究職に携わってきましたが、この委員会に参加して「私は兵庫県の水産業界のことを何も知らない」ことが良

Symposium

拓水 座談会

くわかりました。長く兵庫県の水産に関わってきたのに、断片的な情報にしか触れてきませんでした。今回拓水を通じて、出来事を筋道立てて見直すことで、水産業への理解が深まりました。

とくに、この漁業のあゆみの「年表」がおもしろい。これからあゆみを利用する方は、まず年表をきっちり確認したうえで、トピックス記事を読むと理解が深まると思います。OBの方ならば、自分が関わったことを思い出すだろうし、自分の記憶としてあゆみを大切にされると思います。一方、現役の人にとっては、過去の記録をひも解く、貴重な資料が生まれたと思う。このような大事な作業に関わらせていただいて、幸せです。

戸田

続いて、田和委員は学識経験者としてのお立場で参加いただいたわけですが、どんな感想をお持ちですか？

田和

私は制作委員の中で、兵庫の漁業への関わりが最も薄い者です。それなのに私を委員に加えていただき、拓水を勉強させていただけたことに感謝しています。

私は「拓水」を宝だと思っています。これまで、たびたび拓水のバックナンバーを見せていただき、「宝さがし」を続けてきました。今回のあゆみの制作で、「宝の山」を、漁業関係者のみならず、広く一般のみなさんにも提供していただける。われわれ研究者にとっても、大変ありがたいことだと思います。

兵庫県には、近代漁業に関する重要な文献が残されています。県水技センターのHPで公開されている「兵庫県漁業慣行録」は、1889（明治22）年に兵庫県がまとめた当時の漁業の様子がわかる貴重な資料です。そして、関西学院大学の図書館が所蔵する「兵庫県漁具図解」があります。1897（明治30）年に神戸で開催



された第2回水産博覧会に出展されたもので、当時の漁具の絵図に解説が記載されています。こちらでもデジタル化され一般に公開されています。そこに、今回「拓水」が加わるのです。明治時代の慣行録・漁具図解から現代史の「拓水」まで、兵庫の漁業をデジタルで見えていただけることになりました。

戸田

拓水を漁業慣行録、漁具図解と同じ土俵で評価いただき、本当にありがたいと思います。

田和

毎年刊行される大輪田塾の修了論文集も間もなく20年を迎えることになり、大変貴重な資料となってきました。

戸田

振興基金の小林専務はどのような想いでしたか？

小林

私は事務局として参加させていただきました。拓水の発行は、県漁連から水産振興基金が引き継いでいますが、発行する側に立つと1ヵ月はアツという間で本当に短く感じます。これを67年間続けてこられたのは、編集担当者の使命感のおかげだと思います。編集担当者のモチベーションが保たれたのは、漁業者が海や資源という共有の財産を使ってなりわいを続けるには、互いに情報共有する必要があること、さらに豊かな海づくりのように、漁業関係者以外の人との関り、情報発信も必要になること、これらを編集担当者が使命として受け止めてきたからだだと思います。

また漁業のあゆみの制作によって、現役時代にあやふやにしてきた過去の出来事が、すっきりと理解できるようになりました。これから、兵庫の漁業を支える若い人たちにも、活用してもらいたいと思います。

戸田

事務局の柴田さんは、どんな思いで関わってこられましたか？

柴田

今回、創刊号から800号までの全ての記事に目を通したわけですが、初めてふれるできごとが多く、これまでちゃんと拓水に向き合っていなかった過去の自分を反省しました。そして、興味深く記事をひも解いていきましたが、新たな出来事に触れるたびに、もっと知りたいという想いがわいてきて、毎日が充実していました。

私と同様に、これまで拓水を読み飛ばしてこられた

方々には、過去の出来事を振りかえるきっかけにしたいだけだし、これからの兵庫の漁業を担う若い方々には、新しい道を切り開くツールとして利用していただければ、と思います。

裏話になりますが、当初イメージしていた兵庫の漁業のあゆみは、水協法や漁業法に基づく漁業の歴史書の制作でした。全国漁業協同組合学校の吉田校長先生や県水技センターからも多くの資料のご提供を受け、準備を進めてきました。けれども、私の力不足から着地点が見いだせず、拓水の記事に基づいたあゆみ制作に変更したのです。もちろん、今回のあゆみの制作には、提供いただいた資料を参考にさせていただきました。ありがとうございました。

戸田

拓水のみならず、興味がない記事は読みとばされるのでしょうか。

県漁連の田中常務はいかがですか？

田中常務

今回のあゆみ制作以前から、兵庫の漁業の歴史書を残したいという戸田委員長の強い想いを何度も聞いていて、突々専務とともに対応を検討していました。そこに、振興基金の支援と、拓水の記事に基づくあゆみづくりのアイデア、制作委員と事務局要員がそろって、ここまでやってこられたと思います。制作委員会は、当初は2ヵ月に一度、今年に入って毎月開催され、毎回3～4時間も中身が濃い協議が行われ、盛り上がっていました。最終の取りまとめも良い方向に向かっていると感じています。

戸田

県漁連の田中監事のご感想は？

田中監事

漁連に入会したのは1985(昭和60)年で、事務局の柴田さんとは同期です。入会と同時に拓水に携わったのですが、当時は印刷されたタブロイド判の拓水をつつ状に丸めて、発送のために郵便局に持ち込むことが仕事でした。肝心の拓水の中身は、読んでも良くわからなかったことを覚えています。作花英治氏の連載投稿も、当時は背景がわからず読みませんでした。拓水の編集の仕事を担当したときは、原稿を集めるのに苦労しました。当時は行事報告が中心で、自分で編集していても、おもしろい内容ではないと感じていました。

今回のあゆみ制作で感じたのは、過去の拓水の発信力の強さです。寄稿者の情熱と発信力を感じました。また、反田委員と同様、今回のあゆみで作成した年表はすばらしいと思います。ここで終わらせずに、もっと充実させてもらいたいと思いました。

戸田

県漁連で拓水の編集を担当していたのは、指導事業の担当者。同じ漁連の中でも、販売事業や購買事業の担当者には、その苦労はなかなか理解してもらえませんでした。

編集担当者としては、浜の漁業者、組合や系統の役員に読んでもらいたいという想いで制作してきました。最近の拓水は、読み手の興味を引く内容の記事が掲載されていて、良いと思います。

反田

過去に自分が寄稿した記事を読むと、いまさらですが文章がうまくないと思いました。

また、少なくとも私の場合、これまで自分の仕事に直接関係ない記事はほとんど読みませんでした。これから、漁業者や漁業関係者が多忙な中で、拓水を隅から隅まで読むことはないと思います。拓水の「表紙」に今月号の中身がより見えるような仕掛けが必要かもしれないと思いました。

戸田

過去に、水技センターの研究職の方から寄稿された、研究発表用の原稿をそのまま拓水に連載したところ、読者から「専門的すぎてわかりにくい」との意見がありました。

反田

漁業者に伝えたいという意志がある研究者の寄稿は、読み手に理解されると思いますが、研究者向けの発表原稿では理解が得られないかもしれません。

小西

過去に拓水の号外が発行されることがありました。ゴールドリーダー号事故で鋼材の沈没場所を特定した号外は、同海域で操業する漁業者には喜ばれたし、ノリ養殖漁業の研修会の予定を掲載した号外で、その研修会が満員になったこともありました。拓水は機をとらえれば喜ばれたが、普段は組合の事務所に積んでおかれるものだと思います。私は拓水が組合に積んでおかれていても構わないと思います。これからも拓水の発行を

Symposium

拓水 座談会

続けることが大事だと言っておきたいです。

戸田

拓水には、号外を出せる柔軟性がある。一方で、拓水の発刊には労力と経費がかかる。漁連から拓水を引き継いだ水産振興基金には感謝しています。

瀬戸法関連では昔から兵庫県がリーダー役を果たしてきたと思っています。県と漁連が一体化して取り組んでいるのは、瀬戸内海でも兵庫だけで他府県とは温度差があります。瀬戸内海の関係漁連には送付されているようですが、行政のみなさんにも拓水を読んでほしいと思います。

小西

兵庫県には、県と系統、漁業者の連帯感で、漁業を営んできた歴史があります。

反田

拓水には継続性が大事だと思います。浜の拓水への評価は「こんなことがあったらいい」「拓水に載っていたらいい」で良いと思います。書き手のスタンスは漁業者目線で。

戸田

今回のあゆみの制作で、特に気になる出来事はありませんか？

藤澤

初期の拓水の記事に出てくる、婦人部の内職、冬期の漁閑期の職業斡旋などは全く知らなかったことで、時代を感じました。その後、ノリ養殖が冬の仕事となり、婦人部の仕事も生み出し、現在では内海の基幹産業となっています。

また、1961(昭和36)年の拓水に、県水試がイカナゴの漁海況情報を寄稿していますが、現在と基本的に同じ手法で調査と報告が行われ、今日まで続いていることにおどろきました。



田和

私は以前、瀬戸内海は穏やかな海で、冬場でも操業ができるものと思い込んでいました。ところがその話を明石の漁業者のみなさんにしたときに、冬場は西風が吹いて沖に出られない漁閑期があると聞かされました。制作委員会に参加させていただいて、林崎漁協が冬の漁閑期に漁業者に就業斡旋していた記事を見て、それが事実であったことが確認できました。また、県漁連や振興基金のご協力によって、2013(平成25)年から、摂播の漁業士会のみなさんと関学の文学部地理学地域文化学専修学生との交流が実現し、その模様を拓水で10数回も取り上げていただきました。

それと特に気になるということではないのですが、1990年代に播磨灘で兵庫県と香川県の漁業者がサワラ資源をめぐるもめたことがあり、そのことをサワラの漁場争論としてまとめたことがあります。当時の新聞には多くの係争記事が掲載されたと記憶していますが、拓水には該当する記事は見当たりませんでした。

小西

拓水には、漁業調整や漁業補償のことは書けなかったと思います。

戸田

拓水に書けなかったわけではないと思うが、拓水を読み返してみて、残念に感じたのは、本県のノリ養殖漁業を支えてきた、のりの検査員の話が見当たらなかったことです。信州の検査員は、農閑期に東京に出て、のり問屋が産地から集めたのりの選別作業に従事していた人たちです。兵庫県でのりの生産量が急増した1970(昭和45)年頃から、選別技術をいかした検査員として、当県に迎え入れたと聞いています。検査体制が整うまでは、各組合で自主検査を行ったり、生産者自らが売り歩くこともあったようです。信州の検査員の「のりを見る目」によって、兵庫のりの市場価値が上がったと思います。その後、信州の検査員の高齢化が進んだことから、今日では県漁連の職員が検査業務に当たっています。

田和

のり検査員の歴史や仕事は、調査・研究する価値がありそうですね。

戸田

また、私が気になる出来事として瀬戸内法がある。

瀬戸内臨時措置法の制定時は、市民が味方になって世論を押してくれましたが、改正法の運動の際は「せっかく海がきれいになったのに、どうして」と市民は変化しました。「豊かな海」をめざす改正瀬戸内法は、県行政の後押しのおかげで誕生したと思っています。

田和

兵庫県の行政と業界をものやわらかにつないだのが、拓水であったのかもしれませんが。拓水には、業界の活動実績や想いを伝える力があると考えます。

戸田

これからの拓水に求めるものとして、瀬戸内法関連なら、これからこうして行きます、という先取りの論評のようなものがあっても良いと思います。おもしろいが、主張がないと言われたいように。

また、最近の拓水の「若手漁業者」へのインタビューは良いと思います。

小林

最初に JF 東二見の若手漁業者を紹介しましたが、JF 東二見では、担い手確保の機運が盛り上がることを期待されています。

戸田

委員のみなさんからも、これからの拓水に求めるものについてお話しいただきたいと思います。

藤澤

みんなが1つでも良いから、興味を持てる記事を書けるべきだと思います。そのためには、間口は幅広くして、文章は読みやすく、わかりやすいことが必要だと思います。

小西

時の話題を訴え続けてもらいたいです。みんなが興味を持てるように、幅広く。

戸田

話題が尽きない座談会ですが、予定の時間が迫ってきました。

今回のあゆみの制作にあたっては、単に記念誌的な冊子をつくるのではなく、平成生まれの若い漁業者や行政・系統の現役職員のみなさんに活用してもらえるよう、冊子の制作とともに Web 検索機能を備えることにしました。

最後に、Web 検索について紹介いただきたいと思います。



柴田

第1回の制作委員会において「今や調べ物はスマホで済ませる時代だ」と委員のみなさんの意見が一致して、兵庫の漁業のあゆみは、冊子の制作に加えて Web 検索機能を導入することになりました。当初予算とランニングコストの関係から、グーグルのような自在な検索機能はありませんが、「拓水の見える化」を実現し、データを活用いただくための Web 検索機能を準備することができました。

兵庫の漁業のあゆみは、拓水の代表的な記事と制作委員会が選んだトピックス記事約 50 件を検索する機能、そして 7,000 ページを超える、拓水の PDF を検索する機能を備えています。

小西

今回のあゆみ発刊に際し、制作委員会としては「拓水の見える化」を合言葉に、取り組んできました。兵庫の漁業のあゆみは、興味深い出来事を肩の凝らない読み物として、みなさんに楽しんでもらえると思っています。現役の役職員のみなさんには、「兵庫の水産のハンドブック」として、ちょっとした調べもの等にも活用してもらえることを期待しています。

戸田

本日の座談会の意見をまとめると、今日まで拓水の編集・発行に携わってこられたみなさんに感謝の意を表すること、これからも拓水の発行を続けていただきたいこと、そのためには、読者の目線で間口を広げてわかりやすく伝えていただきたいこと、最後に今回制作する「兵庫の漁業のあゆみ」を冊子と Web で活用いただきたいこと、以上をとりまとめて、今回の座談会を終わらせていただきます。

ご参加いただいた制作委員会委員のみなさま、事務局のみなさま、ありがとうございました。

座談会に寄せて

突々

この度の座談会には所用のため参加できませんでしたが、後日、座談会記録を拝読しました。「兵庫の漁業のあゆみ」制作委員会委員の方々の、広い視点で熱く討論された様子が目に浮かびました。小西委員が普及員として愛知県水試でノリ養殖技術を学び、日本海で試験をされた時の苦労話とか、戸田委員長からは幾多の油流出事故の顛末や、のり検査員に長野県から来てもらう時の苦労話とか、拓水の記事以外のエピソードもお聞きすることが出来ました。また、藤澤委員からは67年間の漁業の大きな変化を拓水から感じとられ、創刊号の三浦清太郎会長理事の発刊の言葉「友愛をつなぐ雑誌へ」の思いが、以降、協同組合理念として本県漁業関係者に継承されていったのではないかと発言されたこと、反田委員からも長く水産に関わっておきながら、これまでは断片的な情報にしか触れてこなかったが、今回拓水を通じて道筋を立てて見直すことができたと振り返られたこと、特に年表が興味深いと評価されたこと、田和委員からも拓水を「宝の山」にたとえ、この度の制作委員会を宝さがしと称し、兵庫県公館県政資料館に残る「兵庫県漁業慣行録」（1889年）や関西学院大学図書館が所蔵する「兵庫県漁具図解」（1897年）に、今回「拓水から見る兵庫の漁業のあゆみ」が加わったとの言葉がありました。本当にわくわくする座談会であったと思います。そして、委員の皆様が感じたように、この「兵庫の漁業のあゆみ」が、これからの兵庫の水産人にとって重要な働きをしてくれるのではないかと大きな期待に変わっていった次第です。



編集後記

2020（令和2）年、70年ぶりとなる漁業法の抜本的な改正がなされました。内容はさて置き、時代を背景にして漁業根拠法が大きく変わっていくことを目の当たりにしました。兵庫の漁業も昭和から平成、令和の長きに亘り、多くの事故や課題を乗り越えてきました。そうした出来事を漁業者、漁協・系統職員や行政関係者は、記録に残し次世代に伝えながら今に至っています。

先輩方が年齢を重ねていかれる中、漁業法改正を機に、これまでの兵庫の漁業の歴史、先輩方の様々な体験や言い伝えを一つの書物にまとめ、記録に残す必要があると感じ、その制作の準備を始めました。兵庫の漁業の歴史を全て正確に記録することは困難であることから、準備を進めていた柴田昌彦氏から、1956（昭和31）年に創刊され、間もなく800号を迎える「拓水」を「見える化」し、まとめることで、それを一番近い形で表現できるのではないかと提案がありました。

この提案を受けた企画内容は、JF兵庫漁連、（一財）水産振興基金の理事会で協議され、2021（令和3）年10月に第1回制作委員会が開催の運びとなりました。その後17回の委員会を催して討論を繰り返し、ようやく2023（令和5）年12月、『兵庫の漁業のあゆみ』の発刊に至りました。戸田委員長をはじめ制作委員の方々には本書刊行のために真剣な討議を重ねていただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

本書は歴史的書物にとどまらず、過去の出来事を学び、新しい時代に立ち向かう兵庫の水産人の教科書になればとの思いで、制作委員、事務局スタッフ一同、編集に取り組んできました。そのための新たな試みとして、「拓水」の創刊号から800号までの全文のPDF化やトピックス、年表を作成しJF兵庫漁連のHPにアップし、様々な検索ができるようにしました。すべてを読み通すことが時間的にも難しい方々には必要な事柄を探す、事典のような使い方をしていただければ幸いです。

兵庫の漁業の将来には、様々な試練があると思いますが、過去を学び、新たな方策でこれを乗り越えていく皆さんへ、制作委員・スタッフ一同、心からエールを送ります。

2023年12月吉日

兵庫の漁業のあゆみ 制作委員会事務局 責任者 **突々 淳**

兵庫の漁業のあゆみ 制作委員会委員・事務局スタッフ

制作委員会委員

委員長	戸田 氏懿	元兵庫県漁業協同組合連合会 専務理事 元（一財）兵庫県水産振興基金 専務理事
副委員長	小西 一弘	元兵庫県淡路県民局地域振興部 部長
委員	藤澤 崇夫	元兵庫県農政環境部 部長 元（公財）ひょうご豊かな海づくり協会 副理事長
委員	反田 實	元兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センター 所長
委員	田和 正孝	関西学院大学 名誉教授

制作委員会事務局

責任者	突々 淳	兵庫県漁業協同組合連合会 専務理事
	田中 稔彦	兵庫県漁業協同組合連合会 常務理事
	田中 健二	兵庫県漁業協同組合連合会 常勤監事
	柴田 昌彦	兵庫県漁業協同組合連合会
	小林 孝司	（一財）兵庫県水産振興基金 専務理事

拓水Web検索・閲覧方法

基本画面および各部説明

※画面は開発中のものにつき、仕様が変更となる場合があります。

① 漁業のあゆみ(トピックス)検索
主要トピックス、トピックスに関連するPDFを検索

② 拓水記事検索
カテゴリ、フリーワード、年代から拓水の記事を検索

③ 拓水バックナンバー
拓水のバックナンバーを一覧表示

④ 記念誌 兵庫の漁業のあゆみ
記念誌のPDFを閲覧、関連する資料をダウンロード

⑤ グローバルナビゲーション
サイト内のどこからでも移動できるようにリンクを設置

SP 版画面

QRコード

<https://hyogo-takusui.com>



漁業のあゆみ

1 トップ画面

クリック



2 漁業のあゆみ(トピックス)検索トップ



■漁業のあゆみ(トピックス)記事見出し一覧
漁業のあゆみ(トピックス)の記事見出し一覧を表示
見出しをクリックすると記事ページへ移動

■フリーワード検索
漁業のあゆみ(トピックス)の記事本文内を検索
入力されたフリーワードを含む記事を一覧表示

3 漁業のあゆみ 記事表示



4 PDF表示



■関連するPDFへのリンク表示
上記の記事に関連する拓水PDFへのリンクを表示
クリックで拓水PDFの該当記事ページへ移動

拓水記事検索

1 トップ画面



2 大カテゴリ表示 (拓水記事) 検索トップ



■カテゴリによる絞り込み検索
大カテゴリ→中カテゴリの順に記事を絞り込む

■フリーワード・発行年・発行月検索
拓水記事をフリーワード・発行年・発行月で検索
入力された条件に一致する記事を一覧表示
※各検索項目は単独でも掛け合わせでも検索が可能

3 拓水検索・絞り込み結果



4 PDF表示



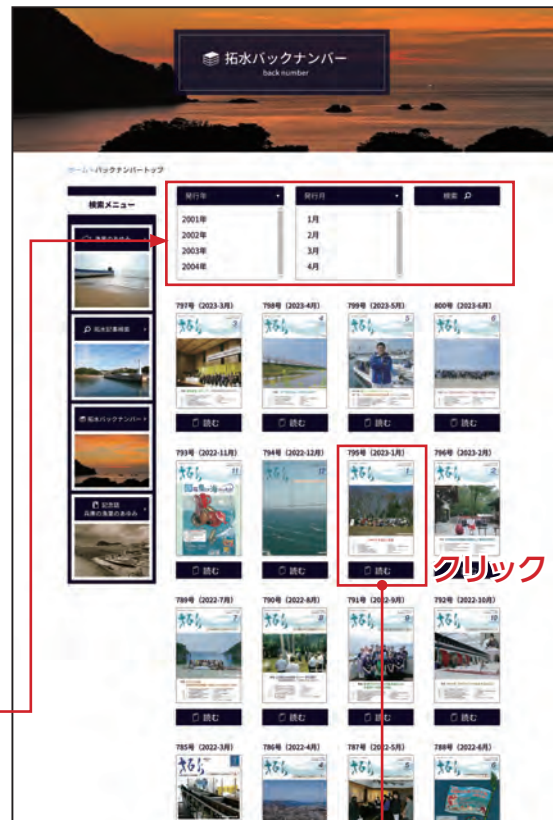
■検索・絞り込み結果の一覧表示
検索・絞り込みでヒットした記事のある拓水の表紙画像、号数、ページ、カテゴリ、見出しを一覧で表示

拓水バックナンバー

1 トップ画面 クリック



2 拓水バックナンバー トップ



■ 拓水バックナンバー絞り込み検索

バックナンバーのPDF を発行年と発行月で絞り込む入力された発行年と発行月に一致するPDFを一覧表示
 ※発行年のみ、発行月のみでの絞り込み検索も可能

3 バックナンバー絞り込み結果



4 PDF表示



記念誌 兵庫の漁業のあゆみ

1 トップ画面



2 記念誌 兵庫の漁業のあゆみ トップ



■ 記念誌に関連する資料をダウンロード

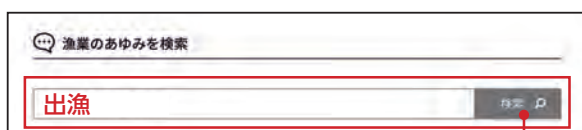
3 記念誌 漁業のあゆみ PDF表示



補足：漁業のあゆみ（トピックス）フリーワード検索について

▼漁業のあゆみ（トピックス）を検索する際の流れ

- ①検索ボックスに『出漁』と入力して検索ボタンをクリックすると、記事内に『出漁』が含まれているトピックスを検索



県外出漁



明治時代後半から大正時代にかけて、冬の漁閉期に、内海地区から朝鮮近海への出漁（「鮮海通漁（せんかいつうぎょ）」）が行われたことは既報のとおりであるが、朝鮮海への出漁は朝鮮との国交がない明治初期から行われていた。当時、日本漁船と地元漁船との間にトラブルが頻発していたことから、1890（明治23）年に「日本朝鮮両国通漁規則」が制定され、その結果日本全国から700隻を超える漁船が出漁した。…………（以下略）

フリーワード検索について (例：『出漁』で検索した場合)

「漁業のあゆみを検索」の検索ボックスに入力したワードで、漁業のあゆみの全記事内を検索。検索ボックスに入力したワードが記事内に含まれていれば、該当記事の見出しを一覧で表示

▼一覧表示イメージ

- ②記事内に『出漁』が含まれている記事が一覧で表示される

『出漁』の検索結果一覧


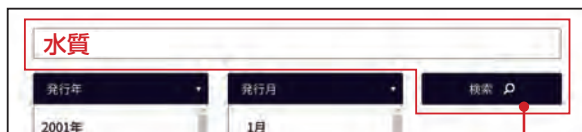
- ・県外出漁
- ・○△□×○△□×
- ・…………（以下略）

検索結果一覧に表示されている記事見出しをクリックすると、該当の漁業のあゆみ記事ページへ移動

補足：拓水記事フリーワード検索について

▼拓水記事を検索する際の流れ

- ①検索ボックスに『水質』と入力して検索ボタンをクリックすると、見出しに『水質』が含まれている記事を検索

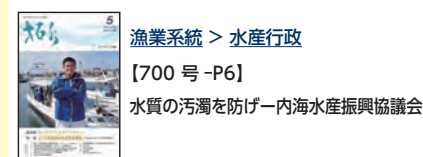


フリーワード検索について (例：『水質』で検索した場合)

拓水記事検索ボックスに入力したワードで、拓水全記事の見出しを検索。検索ボックスに入力したワードが見出しに含まれていれば、該当記事 PDF へのリンクを一覧で表示する

▼一覧表示イメージ

- ②見出しに『水質』が含まれている拓水記事が一覧で表示される




兵庫の漁業のあゆみ

機関紙「拓水」創刊号～第800号から見る

発行日 2023年12月

発行 兵庫県漁業協同組合連合会
兵庫県明石市中崎1丁目2番3号 兵庫県水産会館内

編集 兵庫の漁業のあゆみ
制作委員会・事務局

An underwater scene with a teal background. Several fish of various sizes are swimming, along with numerous bubbles and sparkling light effects. Sunlight rays filter down from the top, creating a serene and vibrant atmosphere.

表紙の色は、「第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会」（2022（令和4）年）の大会テーマ「広げよう碧く豊かな海づくり」で使用された「碧」を基調にしています。「碧」は青緑色を示し、適度に植物プランクトンが育つ豊かな海をイメージするものです。

兵庫県漁業協同組合連合会